

概要書面

(特定商取引に関する法律第37条1項に定められた交付書面)

ABO資格の登録(もしくは更新の前)、またはプラチナムとして資格申請する前に、本書面の内容をよく読んで十分に理解してください。

1 統括者の名称、所在地、電話番号、代表者名

- ①名 称 日本アムウェイ合同会社
- ②所 在 地 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町7-1
- ③電 話 番 号 相談ホットライン ☎ 0120-123-777
携帯電話からの場合(有料)は ☎ 0570-064-007
- ④代 表 者 名 ピーター・ストライダム

2 商品の種類およびその性能もしくは品質に関する重要な事項、または役務の種類およびこれらに関する重要な事項

〈12〉アムウェイ商品・役務一覧(145ページ)参照

3 商品名

〈12〉アムウェイ商品・役務一覧(145ページ)参照

4 商品の販売価格、商品の引き渡しの時期および方法、その他の商品の販売条件に関する重要な事項、または役務の対価、役務の提供の時期および方法その他の役務の提供条件に関する重要な事項

- ①商品の販売価格および役務対価
〈12〉アムウェイ商品・役務一覧(145ページ)参照
- ②商品の引き渡しの時期および方法ならびに役務の提供の時期および方法
〈1〉発注および支払い方法(58ページ)参照
- ③その他の商品の販売条件または役務の提供条件に関する重要な事項
ABO(アムウェイビジネスオーナー)が他人に商品を再販売する際の小売価格は自由に設定することができ、何ら制約はありません。ABOはメディブロック(管理医療機器)を販売することはできません。その他の商品の販売条件および役務の提供条件については〈1〉発注および支払い方法(58ページ)参照。商品の販売のあっせんについては、〈2〉商品の販売のあっせんの条件(62ページ)参照。

5 特定利益に関する事項

〈5〉アムウェイの資格認定と収入のしくみ(70ページ)参照

6 特定負担の内容

- ①年会費
 - 提供先 日本アムウェイ合同会社
 - 金 額 (消費税含む)初年度無料、更新年毎に3,670円。ただし、資格有効期限後の更新については、4,190円。資格有効期限については、〈3〉登録内容の変更、資格の更新(62ページ)参照。
 - 性 格 年会費
 - 提供の時期および方法 更新年度以降:〈3〉登録内容の変更、資格の更新(62ページ)参照
 - 返還に関する条件 ABOは資格有効期限内であれば、何らの損害賠償金、違約金、解約料などを支払うことなく、オンライン上の所定の解約手続き画面より手続きを行うことによって、いつでもABO資格を解約することができ、また、初年度年会費を支払っている場合は、初年度年会費も返還されます。資格更新手続きを完了し、かつ当該更新年の年会費を支払い済

みの場合には、お支払いいただいた当該年会費も返還されません。所定の手続きをとらないまま資格有効期限を過ぎた場合は、初年度年会費を含め支払い済みの年会費は一切返還されません。

②商品の購入代金

- 購入先 日本アムウェイ合同会社
- 数 量 制限・制約なし。なお、ABO資格の新規登録、更新またはプラチナム資格の取得の際に商品をお買い求めいただく義務はありません。
- 金 額 〈12〉アムウェイ商品・役務一覧(145ページ)参照
- 代金の支払いの時期および方法
〈1〉発注および支払い方法(58ページ)参照
- 商品の引き渡しの時期および方法
〈1〉発注および支払い方法(58ページ)参照

7 契約の解除の条件その他の契約に関する重要な事項

①ABO資格登録(更新)のための条件:

〈7〉「アムウェイ倫理綱領・行動規準」3.1(95ページ) および3.6(96ページ)参照。なお、ビジネス活動は、「契約書面(アムウェイ・ビジネス ハンドブック)」を受領しなければ開始できません。「アムウェイ倫理綱領・行動規準」3.4(96ページ)参照。登録住所の不備等により、アムウェイがABOに「契約書面(アムウェイ・ビジネス ハンドブック)」を交付できない場合、プライムカスタマーに資格を切り替えます。また、ABOが資格を更新しない場合、所定の更新期間経過後に、プライムカスタマーに資格を切り替えます。「アムウェイ倫理綱領・行動規準」3.9.2(97ページ)参照

②プラチナム資格取得のための条件:

〈5〉アムウェイの資格認定と収入のしくみ 4「PT(プラチナム)の資格認定条件(74ページ)」参照

③ABO資格登録(更新)の解約のための条件

- ABOからの解約
前記6-①の「返還に関する条件」参照。また、下記のとおり特定商取引に関する法律第40条所定のクーリング・オフ制度も利用できます。
- 日本アムウェイからの解約
〈7〉「アムウェイ倫理綱領・行動規準」3.7(97ページ)参照
〈8〉プラチナム規約第5条(解約)(136ページ)参照

④商品販売契約の解除

〈4〉返品および交換規定(63ページ)参照。なお、ABO資格登録をした日から1年を経過していないABOが、前記の特定商取引に関する法律第40条の2の規定によりABO資格登録に関する契約の解除を行う場合において、その解除の前に、すでに商品の販売等が行われているときは、当該商品の販売契約の解除を行うことができます。ただし、商品の引き渡しまたは役務の提供を受ける権利の移転を受けた日から起算して90日を経過したとき、商品を再販売したとき、自らの意思で商品を使用またはその全部もしくは一部を消費したとき、自らの責めに帰すべき事由により、商品の全部または一部を滅失し、または毀損したときには、商品販売契約を解除することはできません。日本アムウェイは、商品が返還された場合もしくは引き渡し前である場合には、当該商品の販売価格の10分の1に相当する額、または商品が返還されない場合には当該商品の販売価格に相当する額に、これに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金

クーリング・オフ制度

ABO資格の登録(更新)用

1. ABO資格の新規登録または更新後に日本アムウェイから交付される「契約書面(アムウェイ・ビジネス ハンドブック)」と題する書面を受領した日またはABO資格の新規登録(更新)に伴い購入した最初の商品の引き渡しを受けた日のいずれか遅い方の日から起算して20日を経過する日までの間は、書面または電子メール等の電磁的記録によりABO資格登録(更新)に関する契約の解除ができます。
2. 1. の記載にかかわらず、日本アムウェイまたはスポンサーが、ABO資格新規登録または更新に関する契約の解除を妨げるために、事実と異なることを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、または威迫したことにより困惑し、これらによって1. の期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合には、日本アムウェイまたはスポンサーが新たに交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領した日から起算して20日を経過する日までの間は、書面または電子メール等の電磁的記録によりABO資格登録(更新)に関する契約の解除ができます。
3. 1. または2. の契約の解除があった場合において、日本アムウェイは、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求することはできません。
4. 1. または2. の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面または電子メール等の電磁的記録による通知を発したときに、その効力を生じます。
5. 1. または2. の契約の解除があった場合において、商品の引き渡しがすでになされているときは、その引き取りに要する費用は、日本アムウェイが負担します。
6. 1. または2. の契約の解除があった場合において、商品の代金の支払いがすでに行われているときは、日本アムウェイは、初年度年会費(更新年の年会費)とともに速やかに商品代金全額を返還します。

ブラチナム資格取得用

1. ブラチナム資格取得後に日本アムウェイから交付される「契約書面(アムウェイ・ビジネス ハンドブック)」と題する書面を受領した日またはブラチナム資格の取得に伴い購入した最初の商品の引き渡しを受けた日のいずれか遅い方の日から起算して20日を経過する日までの間は、書面または電子メール等の電磁的記録によりブラチナム資格取得に関する契約の解除ができます。

2. 1. の記載にかかわらず、日本アムウェイまたはスポンサーが、ブラチナム資格取得に関する契約の解除を妨げるために、事実と異なることを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、または威迫したことにより困惑し、これらによって1. の期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合には、日本アムウェイまたはスポンサーが新たに交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領した日から起算して20日を経過する日までの間は、書面または電子メール等の電磁的記録によりブラチナム資格取得に関する契約の解除ができます。
3. 1. または2. の契約の解除があった場合において、日本アムウェイは、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求することはできません。
4. 1. または2. の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面または電子メール等の電磁的記録による通知を発したときに、その効力を生じます。
5. 1. または2. の契約の解除があった場合において、商品の引き渡しがすでになされているときは、その引き取りに要する費用は、日本アムウェイが負担します。
6. 1. または2. の契約の解除があった場合において、商品の代金の支払いがすでに行われているときは、日本アムウェイは速やかに商品代金全額を返還します。
また、特定商取引に関する法律第40条の2の規定により、ABO資格の新規登録もしくは更新後またはブラチナム資格取得後に日本アムウェイから交付される「契約書面(アムウェイ・ビジネス ハンドブック)」と題する書面を受領した日またはABO資格の新規登録(更新)もしくはブラチナム資格取得に伴い購入した最初の商品の引き渡しを受けた日のいずれか遅い方の日から起算して20日を経過した後においては、将来に向かってABO資格登録(更新)に関する契約の解除ができます。この場合、日本アムウェイは、契約の締結および履行のために通常要する費用の額、引き渡しがなされた商品の販売価格または提供された役務の対価に相当する額(後記の④後段所定の法第40条の2第2項の規定により商品販売契約が解除されたものを除く)、および後記の④後段所定の法第40条の2第2項の規定により解除された商品販売契約に係る商品に関して提供された特定利益その他の金品に相当する額とを合算した額に、これに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払いを請求することができません。

銭の支払いを請求することができません。さらに、上記に従い商品販売契約が解除されたときは、当社が連帯して、その解除によって生ずる当該商品の販売者の債務弁済の責任を負います。

8 アムウェイ・クレジット、アムウェイカードまたは一般クレジットカードによる商品購入に関する事項

アムウェイ・クレジット、アムウェイカードまたは一般クレジットカードを利用して、割賦販売法第2条第3項に規定する方法により商品の販売が行われた場合には、日本アムウェイに対して生じている事由をもって、アムウェイ・クレジットの信販会社またはアムウェイカードもしくは一般クレジットカードの発行会社に対抗することができます。

9 不実告知の禁止等に関する事項

①アムウェイ・ビジネスを行うにあたっては、相手方に以下の事項を十分に説明してください。

- 商品の種類、性能、品質、効能、商標または製造者名、販売数量(役務の種類、内容、効果)について
- 特定負担に関する事項(初年度および更新後の年会費、商品の購入代金)について

●契約の解除(クーリング・オフを含む)について

●特定利益(ボーナス)について

●その他、取引の相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項について

②勧誘に際して、または契約の解除を妨げるために、上記の事項について、事実と異なることを告げると、特定商取引に関する法律により罰せられます。

③契約を締結させ、または契約の解除を妨げるために、相手方を威迫して困惑させると、同じく特定商取引に関する法律により罰せられます。

④勧誘するためという目的を告げずに、営業所、代理店等以外の場所において呼び止めて同行させる等の方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、契約の締結について勧誘をすると、同じく特定商取引に関する法律により罰せられます。

<1>発注および支払い方法

1 発注方法

1-1 インターネットで発注:

パソコン・スマートフォン共通
www.amwaylive.com

1-2 電話で発注:

☎ 0120-07-88-99(オペレーターが注文を承ります)

携帯電話からは(有料) ☎0570-064-111

[受付時間]9:00~21:00(月~金)、9:00~17:00(土)

(日・祝日はサービス休止)

1-3 店頭にて発注:

(店頭ではご発注いただけない商品もあります)

アムウェイ・プラザ(渋谷本社および地方)でご発注ください。商品は、お持ち帰りいただくか、または、日本アムウェイに登録した住所(*1)もしくはご指定の配送先(*2)へお届けします。

*1 現在お住まいの住所(自宅)

*2 配送先住所

・登録者本人が受取り可能な場所であることが原則で、勤務先など本人が荷物を受け取る事ができる住所です。

・小売りした製品やギフトの直送先として、本人以外が受け取ることを前提とした利用はできません。

<配送料について>

発注金額が5,000円未満の場合、配送料が別途524円、発注金額が5,000円以上の場合、配送料は無料です。アムウェイ・プラザでの商品購入を除きます。My 月便(SOP)については59ページをご参照ください。

2 支払い方法

2-1 代引きでのお支払い

● PV、BVのポイントは、ご注文確認の時点で計上します。
(1-1~1-2(配送の場合のみ)の発注方法でご利用できます)

商品お届け時にお荷物と引き換えに商品代金(各種手数料を含む)を支払う方法です。

● 1回のご発注は、合計金額20万円(代引き手数料含む)以下に限ります。

● 代引き手数料がかかります。1オーダーにつき、発注合計金額が3万円未満は330円、20万円(代引き手数料含む)以下は550円。

● 商品お届け時にご不在の場合は、「不在票」が投函されます。不在票に記載された保管期間までに受け取りが完了するよう、配送業者に再配達依頼をしてください。

● 初回配達日翌日を起点に7日間以内に荷物をお受け取りいただけない場合は、ご注文は自動的にキャンセルとなります。

● 代引きキャンセルが「1カ月内に2オーダー以上」または「2カ月連続」して発生した場合、キャンセルが発生した日の翌日から1年後の同月末日まで代引き発注権が停止になりますのでご注意ください。

● 代金及び代引き手数料は、代引きの送り状を提示した配達員にお支払いください。

● 欠品等により商品が後送りされる場合、商品のお届けよりも先に代金をご請求させていただくことになります。代引きの送り

状を提示した配達員にお支払いください。

2-2 自動引落しでのお支払い

(1-1~1-2(配送の場合のみ)の発注方法でご利用できます)

ゆうちょ銀行の口座から自動的に商品代金(各種手数料を含む)を引き落とす方法です。事前に口座登録(*3)のお手続きが必要です。

● 1回のご発注は、合計金額3万円以下に限ります。

● アムウェイ商品のご発注金額は事前に口座に入金しておいてください。商品の発注日を含み5営業日以内に指定された口座より引き落としを行います。

● 引き落とし手数料がかかります。1オーダーにつき55円。(引き落とし手数料は変更される可能性があります。)

● 日本アムウェイにおいて入金確認できるまでの間は新たな「自動引落し」での発注はご利用できません。

● PV、BVのポイントは、アムウェイにて入金確認がとれた時点での計上となります。(ポイント計上は発注後7~10日かかります。また、月末20日以降のご注文は翌月扱いとなる可能性がありますのでご注意ください。)

<5>アムウェイの資格認定と収入のしくみ(70ページ)参照

*3 ゆうちょ銀行に口座を開設し、アムウェイに口座登録をされると「自動引落し」の支払い方法がご利用になれます。amway live.comにてお手続きください。

2-3 PT保証付自動引落しでのお支払い

(1-1~1-2(配送の場合のみ)の発注方法でご利用できます)

ゆうちょ銀行の口座から自動的に商品代金(各種手数料含む)を引き落とす方法です。事前に直近の系列上位プラチナム(PT)の承認と口座登録(*3)のお手続きが必要です。

● 1回のご発注は、合計金額100万円未満に限ります。

● アムウェイ商品のご発注金額は事前に口座に入金しておいてください。商品の発注日を含み5営業日以内に指定された口座より引き落としを行います。

● 引き落とし手数料がかかります。1オーダーにつき、ゆうちょ銀行55円。(引き落とし手数料は変更される可能性があります。)

● PV、BVのポイントは、ご注文確認の時点で計上します。

2-4 ロッピーでのお支払い

(1-1の発注方法でご利用できます)

コンビニエンスストア「ローソン」のロッピー端末を使って商品代金(各種手数料を含む)を前払いする方法です。

● 1回のご発注は、合計金額30万円以下に限ります。

● アムウェイ商品のご発注金額は発注日の翌々日(土、日、祝日を含む)の23時30分までにロッピー端末で操作し、ロッピー端末から発行される申込券を利用店舗のレジにてお支払いください。なお、ロッピー端末から出力された申込券の有効時間は発行後30分ですのでご注意ください。また、期限までにお支払いがない場合はご注文をキャンセルさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

● ロッピー支払手数料がかかります。1オーダーにつき330円。

● PV、BVは、アムウェイにて入金確認ができた時点で計上します。(最終営業日は、当日の23:59(原則)までに入金完了したオーダー分までを当月ポイントとします。)

- 2-5 現金でのお支払い**
- PV、BVのポイントは、ご注文確認の時点で計上します。(1-3(持ち帰りの場合のみ)の発注方法でご利用できます)
 - アムウェイ・プラザ(渋谷本社および地方)での店頭販売の際にご利用できます。
 - 1回のご発注は、合計金額100万円未満に限ります。

- 2-6 アムウェイカードでのお支払い**
- PV、BVのポイントは、ご注文確認の時点で計上します。(1-1~1-3の発注方法でご利用できます)
 - クレジットカードで商品代金(各種手数料を含む)をお支払いいただく方法です。あらかじめ「アムウェイカード」のお申し込み手続きが必要です。
 - アムウェイカードを利用してアムウェイ商品を購入する場合は、自家使用目的に限ります。
 - アムウェイ商品の代金は毎月5日に締切り、その月の27日(土、日、祝日の場合は翌営業日)に指定口座より口座振り替えでアプラスにお支払いいただきます。
 - * ご利用明細は5日の締め切り後、17日頃よりアプラスのホームページ上で確認いただけます。
 - 1回のご注文は、カード利用限度額に準じます。
 - 1回あるいは2回払い、3回~48回の分割払いから選べます。ただし、発注と同時にアムウェイカードで年会費をお支払いいただく場合には、分割払いはできません。1回または2回払いのみのご利用になります。
 - アムウェイカードでのお支払いの場合、毎月のカードご利用金額(*4)(非アムウェイ商品を含む)に対して0.5%のPV/BV(*5)が付加されます(以下「付加PV/BV」といいます)。(ただし「還元率アップキャンペーン」期間中は、PV付与を2%引き上げ、BVの付与はありません)
 - *4 分割払いの場合、最初の支払い月に一括付加、手数料は対象外です。
 - *5 (5)アムウェイの資格認定と収入のしくみ(70ページ)参照
 - * 3回~48回の分割払いは、アムウェイ・クレジット対象商品のみご利用可能です。
 - * アムウェイカードまたは、アムウェイ・クレジットの3回~48回までの分割払いで、アムウェイ・クレジット対象商品を購入後(アトモスフィア スカイ 空気清浄機、アムウェイ クイーン e インダクションレンジ、サテニーク バランスイオン ヘアドライヤーは2台目、アトモスフィア ドライブ 車用空気清浄機、スプリーデント タイムレス 音波振動ハブラシは5台目購入後)1年間は、新たに同じ(同種類の)商品を購入できません。

- 2-7 Yahoo!ウォレットでのお支払い**
- PV、BVのポイントは、ご注文確認の時点で計上します。(1-1の発注方法でご利用できます)
 - ヤフー株式会社が提供する決済代行サービス「Yahoo!ウォレット」を利用して、商品代金(配送料を含む)を支払う方法です。
 - 新規に資格登録した方は、登録月を含めて3か月間は、すべての商品について利用することができます。それ以外の方は、アムウェイ・クレジット対象商品(61ページ参照)についてのみご利用することができます。
 - ご利用いただくには、Yahoo! JAPAN IDの取得とYahoo!ウォレットの登録が必要となります。
 - Yahoo!ウォレットでのお支払いに登録できるクレジットカードは、MasterCardとVisaカードのマークのあるカードのみとなります。

- お支払い回数は一括払いのみとなり、ご注文限度額は登録されたクレジットカードの限度額の範囲内となります。

- 2-8 一般クレジットカードでのお支払い**
- PV、BVのポイントは、ご注文確認の時点で計上します。(1-1、1-3の発注方法でご利用できます)
 - 一般クレジットカードを利用して、商品代金(各種手数料を含む)を支払う方法です。
 - ABOは、すべての商品について利用することができます。
 - ご利用できる一般クレジットカードは、MasterCardとVisaカードのマークのあるカードのみとなります。
 - アムウェイ・クレジット対象商品のお支払い回数は2~24回の分割払いから選べます。それ以外の商品は一括払いのみとなり、ご注文限度額はクレジットカードの限度額の範囲内となります。

3 定期配送「My月便(SOP)」の発注・支払い方法

My月便とは、特典付きが魅力の定期配送です。My月便(SOP)の発注は、単独でオーダー処理されます。

1回のご発注で、以下のコースに応じて自動的にお届けするうえ、特典がつきます。いずれのコースもキャンセルのお申し出がない限り自動的に継続となります。①②のコースについては、コースの特典に加えて自動継続1回目以降会員価格10%OFF/PV100%が継続特典として提供され、③のコースについては初回配送月に1回目会員価格10%OFF/PV100%でお届けをしたあと、2年目以降も1年ごとに会員価格10%OFF/PV100%にてお届けします。

コースの種類

- ①最終月無料コース(毎月配送/隔月配送)
- ②最終月40%OFFコース(毎月配送/隔月配送/3か月ごと配送)
- ③交換パーツコース

①の対象商品(145~186ページ参照)

トリプルX(レフィル)、フルトン ストリート カップセル、アーティストリー パーソナライズ セラム※隔月配送はアーティストリー パーソナライズ セラムのみ対象

②の対象商品(145~186ページ参照)

ニュートリライト 57商品(トリプルXを除く)、アーティストリー スキンNT 8商品/ハイドラ アクア 4商品/シュプリーム LX 2商品/クレンジング2商品/イデアル ラディアンス 5商品/インテンシブ-プロ 4商品/アーティストリー メン 5商品、サテニーク 18商品、サイトマックス、G&H 12商品、XS 13商品、エサンテ3商品、フルトン ストリート ブレンド3商品

※3か月ごと配送はアーティストリー インテンシブ-プロ 14 ナイツリベアシリーズのみ対象

③の対象商品

eSpring 浄水器II用交換用カートリッジ、BathSpring バスルーム 浄水器交換用カートリッジ、eSpring バスルーム浄水器交換用フィルターセット、アトモスフィア スカイ空気清浄機用カーボン脱臭フィルター/粒子用フィルター、アトモスフィア ミニ空気清浄機交換用一体型フィルター、アトモスフィア ドライブ 車用空気清浄機交換用フィルター、スプリーデント タイムレス 音波振動ハブラシ(交換用ブラシ)、サテニーク バランスイオン ヘアドライヤー 専用フィルター

3-1 My月便(SOP)の発注方法

- ・インターネット(パソコン・スマートフォン)からの発注
amwaylive.com(24時間受付)

・オペレーター受け電話発注
オーダーダイヤル ☎ 0120-07-88-99
携帯電話からは(有料) ☎ 0570-064-111
[受付時間]9:00～21:00(月～金)、9:00～17:00(土)
(日・祝日はサービス休止)

<配送料について>

My月便(SOP)は発注金額に関わらず一律無料です(My月便(SOP)「今すぐ注文^(※)」の場合には、一般発注時の配送料がかかります)。

※「今すぐ注文」とは:My月便(SOP)の初回(1回目)申込時において、一般発注と同様注文後すぐに出荷準備される申込方法です。2回目以降からはMy月便の設定通り出荷されます。

3-2 My月便(SOP)の支払い方法

商品代金は、「代引き」、「自動引落し」、「PT保証付自動引落し」、「アムウェイカード」、「Yahoo!ウォレット」、「一般クレジットカード」(*) (2-1～2-3および2-6～2-8の支払い方法)にて日本アムウェイにお支払いください。「自動引落し」、「PT保証付自動引落し」において入金確認がとれない場合、クレジットカードがご利用いただけない場合は代引きに変更してお届けします。その際、代引き手数料が必要となります。「自動引落し」、「PT保証付自動引落し」の場合、商品の出荷日を含め4日以内に代金が引き落とされますのであらかじめ口座に代金をご用意ください。「クレジットカード」をご利用の場合は、カード利用限度額にご注意ください。支払い方法を変更する場合は、必ず amwaylive.comにてお手続きください。

* Yahoo!ウォレットでのお支払いは、新規に資格登録した月を含めて3カ月以内にMy月便(SOP)の申込をされた場合のみご利用いただくことができます。ただし、My月便(SOP)商品お届け予定が継続していることを条件に、Yahoo!ウォレットのお支払いを引き続きご利用いただくことができます。

3-3 My月便(SOP)のご注意

- My月便(SOP)のご契約はキャンセルのお申し出がない場合に限り自動的に継続となりますが、お申し込みいただいている商品が販売終了になる場合、販売終了となる月をもって、該当商品に関するMy月便(SOP)のご契約は終了とさせていただきます。該当商品の配送は中止されます。My月便(SOP)ご契約終了時に特典月に至っていない場合は、特典はつきません。また、販売終了を広報した日から、該当商品はMy月便(SOP)対象商品から除外されます。
- お申し込みいただいている商品が販売終了になる場合であっても、代替商品として位置づけられる商品(以下「新商品」と表します)が発売される場合、新商品の発売日に、My月便(SOP)のご契約商品は新商品に自動的に切り替わり、配送回数、特典はそのまま引き継がれます。お申し込みいただいた際の商品と新商品の価格、BV、PVに差がある場合は、新商品切り替え後は新商品の価格、BV、PVが適用されます。新商品発売後も、販売終了予定の商品はその在庫が終了するまでの間、継続販売される場合がありますが、My月便でお申し込みいただいている商品は、新商品の発売日に新商品に切り替わります。また、新商品の発売日前日の午前9時に、販売終了予定の商品はMy月便(SOP)対象商品から除外されます。新商品の発売日前日の午前9時までは、販売終了予定の商品で新規お申し込みを受け付けますが、その場合でも、指定配送日が新商品の発売後の場合には、新商品が配送されることとなります。ご指定いただいた配送日より初回から新商品が配送される場合がありますのでご了承ください。

4 「日本アムウェイ主催イベント」チケットの発注および支払い方法

4-1 発注方法

- イベント開催前のチケットお申し込み期間中にamwaylive.comにログイン後、専用チケット・サイトからお申し込みください。ただし、当日券が発行される場合のみ、「当日券申込書」に必要事項を記入のうえ、会場にてお申し込みいただけます。
- 申込者はABOに限らせていただきます。但し、プライムカスタマー対象のイベントについては、プライムカスタマーも申し込みができます。
- イベント開催ごとにチケットお申し込み期間が設定されていますので、詳細については、amwaylive.comにてご確認ください。
- チケットお申し込み期間中に、申し込み枚数が販売予定枚数に達した場合は、申し込み受付を終了させていただきます。

4-2 代金の支払い方法および支払い時期

- チケット代金は、「自動引落し」、「PT保証付自動引落し」、「アムウェイカード」、「一般クレジットカード」にて日本アムウェイにお支払いください。なお、「自動引落し」、「PT保証付自動引落し」の手数料については項目2-2と2-3をご参照ください。「アムウェイカード」、「一般クレジットカード」がご利用いただけない場合はチケット申込みがキャンセルされます。「自動引落し」、「PT保証付自動引落し」の場合、チケットの購入日を含め4日以内に代金が引き落とされますので、あらかじめ口座に代金をご用意ください。「アムウェイカード」「一般クレジットカード」をご利用の場合は、カード利用限度額にご注意ください。

5 お届け時期および方法

- 注文日の最短翌々日(*)～10日後の範囲で日本アムウェイが提示した配送可能日から配送日を選択できます。ご注文時のご指定に従い、日本アムウェイに登録した住所もしくはご指定の配送先(*)へお届けします。配送日を指定されない場合は、受注後2～7日にご注文時のご指定に従い、いずれかの住所にお届けします。ただし、ロッピーでのお支払いの場合は、入金確認後2～7日でご指定に従い、いずれかの住所に商品を宅配便でお届けします。また、アムウェイ・クレジットをご利用の場合は、クレジット契約成立後2～7日でクレジット契約書に記載された住所に商品を宅配便でお届けします。なお、7の「アムウェイ・クレジット」(61ページ)を初めてご利用の場合は、初回の契約成立後2～7日、日本アムウェイに登録した住所に商品を宅配便でお届けします。それ以降に「アムウェイ・クレジット」の契約番号を記載したカードを利用し日本アムウェイへ発注される場合は、受注後2～7日ご注文時のご指定に従い、日本アムウェイに登録した住所(*)もしくはご指定の配送先(*)へ商品を宅配便にてお届けします。
- 商品の出荷時に、在庫切れなどでお届けできない場合は、後日お届けすることがあります。この場合、商品代金は先にお支払いいただき、商品をあとからお届けします。また、お届け先は、ご注文いただいた時点でご指定いただいた住所になります。
- 予約販売対象商品については、商品のご予約時にお届け時期をご案内します。お届け時期によっては、商品代金は先にお支払いいただき、商品をあとからお届けします。また、お届け先は、ご予約いただいた時点でご指定いただいた住所になります。
- 前記3に記載の「My月便(SOP)」の商品は、ご発注時に「ご注文日」として設定された日付(オーダー処理日)を起算日として、5日後～11日後の範囲で日本アムウェイが提示した配送可能日から配送日を選択できます。配送日の指定がない場合は、オーダー処理日の4～7日後にお届けしますが、実際のお届け日が

若干前後することがあります。

- 前記4に記載の「日本アムウェイ主催イベント」チケットについて、電子チケットをお申し込みの場合は、日本アムウェイにて受注後24時間以内にチケットメールを日本アムウェイに登録されたe-mailアドレスにお届けします。ペーパーチケットをお申し込みの場合は、日本アムウェイにて受注後7～10日(土・日・祝日除く)で日本アムウェイに登録された住所に郵便でお届けします。

*1 最短日は日本アムウェイに注文された曜日や時間、配送地域によって異なります。

*2 配送先住所

- ・登録者本人が受取り可能な場所であることが原則で、勤務先など本人が荷物を受け取る事ができる住所です。
- ・小売した製品やギフトの直送先として、本人以外が受け取ることを前提とした利用はできません。

*3 現在お住まいの住所(自宅)

6 系列上位 ABO を通じて発注する方法

前記の発注および支払い方法は、ABO が日本アムウェイに直接行うものですが、それ以外に系列上位 ABO を通じて商品を購入する方法があります。

- 系列上位の ABO に商品が発注します。
- 発注を受けた系列上位の ABO から「お申し込み内容確認書」が交付され、記入された発注内容をご確認いただいたうえで、商品代金をお支払いいただきます。
- 発注を受けた系列上位の ABO は、代金と引き換え、または代金受領後約1週間以内をめどに商品をお渡します。
- プラチナム(PT)は、グループの ABO(注文者)からの依頼に基づきインターネットによる代理発注の手続きにより、注文者になりかわり商品を日本アムウェイに発注することができます。商品代金は注文者が日本アムウェイに直接支払い、商品は日本アムウェイより直接注文者へ配送します。

7 アムウェイ・クレジットで購入する方法

日本アムウェイは、ヤマトクレジットファイナンス株式会社の加盟店となっており、ABO は、日本アムウェイを通して、ヤマトクレジットファイナンスと包括的な与信に関する契約を結んで同社のクレジットを利用し、商品を購入することができます。ただし、ヤマトクレジットファイナンスの与信審査によっては、ご利用できない場合もあります。

■ アムウェイ・クレジット対象商品

- ①アムウェイ クイーン クックウェア 21ピースセット
- ②アムウェイ クイーン クックウェア 24ピースセット
- ③アムウェイ クイーン 4L シチューパンセット
- ④アムウェイ クイーン 6L シチューパンセット
- ⑤アムウェイ クイーン ウォック
- ⑥アムウェイ クイーン e インダクションレンジ
- ⑦eSpring 浄水器Ⅱ(据置型)
- ⑧eSpring 浄水器Ⅱ(ビルトイン型)
- ⑨BathSpring バスルーム浄水器
- ⑩アムウェイ フードプロセッサ
- ⑪ケース付オプションパーツセット
(ただし、アムウェイ フードプロセッサとセットでの申し込みの場合のみ可)

- ⑫フルトン ストリート コーヒーメーカー
- ⑬スプリーデント タイムレス 音波振動ハブラシ
- ⑭アムウェイ クイーン プレミアムナイフセット
- ⑮アムウェイ クイーン 10L シチューパン
- ⑯サテニーク バランスイオン ヘアドライヤー
- ⑰アトモスフィア ドライブ 車用空気清浄機
- ⑱アトモスフィア スカイ 空気清浄機
- ⑲アトモスフィア ミニ 空気清浄機
- ⑳アムウェイ クイーン スタンダードナイフ3本セット

* 対象商品以外の商品であっても、日本アムウェイが別途指定する商品であれば、アムウェイ・クレジットを利用することができます。

* 現在アムウェイ商品をクレジットで購入する場合、利用できるクレジットは、「アムウェイ・クレジット」「アムウェイカード」および「アムウェイが認めるクレジットカード」の分割支払いのみで、その他のクレジットを利用したあっせんをすることはできません(「アムウェイ倫理綱領・行動規準」4.16.1(100ページ)に記載)。この規定に違反した場合や、お申し込みの際に故意にお申し込みを成立させないような行為をされた場合は、資格認定に影響を及ぼすなど「アムウェイ倫理綱領・行動規準」11.(107ページ)の対象となります。

* ABO が仕入れまたは在庫商品の再販売等を目的として「アムウェイ・クレジット」を利用することはできません。自家使用目的に限り利用できます。そのため、アムウェイカード(仮カードを含む)または、アムウェイ・クレジットの3回～48回までの分割払いで、アムウェイ・クレジット対象商品を購入後(アトモスフィア空気清浄機、アムウェイ クイーン e インダクションレンジ、サテニーク バランスイオン ヘアドライヤーは2台目、スプリーデント タイムレス 音波振動ハブラシ、アトモスフィア ドライブ 車用空気清浄機は5台目購入後)1年間は、新たに同じ(同種類の)商品を購入できません。

* アムウェイ クイーン クックウェア セットおよびeSpring 浄水器Ⅱについて異なるセットを同時にお申し込みいただくことはできません。

* クレジット契約中の商品の所有権はヤマトクレジットファイナンスにあります。同社は契約者である申込者ご自身の代わりに日本アムウェイへ立替払いを行います。したがって、第三者へのプレゼントや仕入れ等のために「アムウェイ・クレジット」を利用することはできません。

* 20歳未満の方、学生の方、年金受給のみでその他の収入がない方は、「アムウェイ・クレジット」を利用することができません。

* 「アムウェイ・クレジット」で購入した商品は、アムウェイの登録住所へ配送されます。なお、転送依頼をすることはできません。

〈2〉商品の販売のあっせんの条件

下記のShareBar(シェアバー)およびAmazon.co.jpへの製品紹介リンクを利用できる資格対象者は全てのABOになります。「製品シェア 事前チェックテスト」に合格したABOは、商品の購入希望者を見つけ、商品紹介ツールであるシェアバーおよびAmazon.co.jpへの製品紹介リンクを利用して商品販売のあっせんをすることができます。「製品シェア 事前チェックテスト」の有効期限は8月まで、毎年9月に更新テストに合格いただく必要があります。

ShareBar(シェアバー)

ABOは、amwaylive.comの商品購入画面において提供される当該商品の販売ページのURLを、当社指定のSNS等のコミュニケーションツールを介して商品購入希望者に提供します。商品購入希望者は、ABOから提供されたURLから当該商品の販売ページにアクセスすることにより、商品を標準小売価格(〈12〉アムウェイ商品・役務一覧(145ページ)参照)の80%で購入することができます。URLを提供したABOはPVおよびBVとシェアバーインセンティブ

(〈5〉アムウェイの資格認定と収入のしくみ 6各種ボーナス一覧(22)参照)を得ることができます。

Amazon.co.jpへの製品紹介リンク

ABOは、Amazon.co.jpのAmazonマーケットプレイスにおける当社公式ストアのURL(製品紹介リンク)とクーポンコードを、当社指定のSNS等のコミュニケーションツールを介して商品購入希望者に提供します。製品紹介リンクとクーポンコードはamwaylive.comの商品購入画面において提供されます。商品購入希望者は、クーポンコードを利用することにより、当社公式ストアにおいて商品を標準小売価格の80%で購入することができます。また、商品購入希望者が、ABOのSNS等に表示した製品紹介リンクのクリックスルーにて当社公式ストアを訪問し、商品を購入した場合には、製品紹介リンクを提供したABOは、その購入および当社が同一人と識別する者によるその後の商品購入の都度、PVおよびBVを得ることができます。

〈3〉登録内容の変更、資格の更新

1 住所や名前などを変更する場合

住所や電話番号の変更や婚姻による氏名の変更など下記のような場合には、所定の手続きが必要になります。

次の場合は、amwaylive.com マイページにてお手続きください。

- ①住所や電話番号の変更
 - ②結婚等による氏名の変更
 - ③お届け取引口座の名義人の氏名変更
- 次の場合はamwaylive.com 申請書>各種申込・申請書>無料帳票からダウンロードしてお手続きください。
- ④パートナー追加・削除
 - ⑤パートナーの追加・削除と同時に氏名・登録住所(*1)・配送先(*2)の変更

*1 現在お住まいの住所(自宅)

*2 配送先住所

- ・登録者本人が受取り可能な場所であることが原則で、勤務先など本人が荷物を受け取る事ができる住所です。
- ・小売りした製品やギフトの直送先として、本人以外が受け取ることを前提とした利用はできません。

2 ABO資格を更新する場合

ABOの資格には有効期限があります。アムウェイ・ビジネスを継続するためには、資格の有効期限を延長する資格更新の手続きが必要です。

2-1 資格の有効期限

資格有効期限は登録または資格の更新手続きにより翌年の12月の末日までとなります。

2-2 資格の更新方法

次のいずれかの方法により、資格有効期限内に年会費を支払い、日本アムウェイ所定の審査にて承認されることが必要です。日本アムウェイが承認できない場合、年会費は直接ご本人に返金します。なお、資格有効期限後3カ月間に限り、所定の年会費を支払い、日本アムウェイ所定の審査にて承認される場合には、資格の更新が認められます。

- 自動更新:毎年更新手続き時期に年会費の引き落としを行うサービスです。決済手段をアムウェイ取引口座またはアムウェイカード、一般クレジットカードよりお選びください。
- アムウェイカードによる自動更新:アムウェイカード(クレジットカード)による引き落としです。希望される方は、事前にアムウェイカードの申し込みが必要です。amwaylive.comにてお申し込みください。年会費は、資格有効期限日の属する月の2カ月前の月にアムウェイカードに請求されます。
- アムウェイ取引口座(ボーナス精算)による自動更新:事前のお申し込みと取引口座登録が必要です。年会費は、資格有効期限日の属する月の前月にボーナスから精算されます。ボーナスで精算できない場合、不足分は、アムウェイ取引口座からの引き落としにより精算されます。
- 一般クレジットカードによる自動更新:一般クレジットカードによる引き落としです。amwaylive.comにてお申込みください。年会費は、資格有効期限の属する月の2カ月前の月にアムウェイにご登録いただいた一般クレジットカードに請求されます。
- オーダー更新:ご注文と同様の方法でABO資格更新を受け付けいたします。
- 受付方法: amwaylive.com、更新・切替・解約ホットライン(☎0120-667-999 / ☎0570-550-456)、アムウェイ・プラザ

3 IDカードの再発行

IDカード紛失による再発行を依頼する場合は、相談ホットライン(☎0120-123-777 / ☎0570-064-007)でお手続きください。

〈4〉返品および交換規定

1 返品できる場合

次の場合に返品できます。

- 1-1 ABOから商品を購入されたお客さま(ABOを除く)が商品に何らかのご不満を生じた場合。
- 1-2 ABOの自家使用商品で何らかのご不満を生じた場合。
- 1-3 プライムカスタマー(「プライムカスタマー規約」(137ページ参照))または日本アムウェイから直接商品を購入されたお客さま(一般消費者)が商品に何らかのご不満を生じた場合。
- 1-4 ABOの未使用商品で何らかの理由により不要在庫となってしまう場合。

2 返品の方法

返品の方法は次の3通りです。

2-1 100%現金返済保証制度

①上記1-1または1-2の場合

返品可能期限

納品書兼返金・返品依頼書
に表示されている受注日の
1年以内(*3)

起算日(*1) → 30日

全商品100%返金	不満による返品:100%返金
	対象外(*2):使用済みのハウスウェア・ホームテック(耐久消費財)等

②上記1-3の場合

「納品書兼返金・返品依頼書」に表示されている受注日の翌日から45日以内は原則として使用・未使用にかかわらず100%の価格で返金となります。

受注日 → 45日

全商品について使用・未使用にかかわらず100%返金

2-2 在庫商品引取制度(未使用のみ) 上記1-4の場合

返品可能期限

納品書兼返金・返品依頼書
に表示されている受注日の
1年以内(*3)

起算日(*1) → 30日

全商品100%返金	在庫返品:90%返金
-----------	------------

*1 起算日:「販売伝票」の「ご契約内容確認書」、「小売伝票」の「ご契約内容確認書」、もしくは「お申込み内容確認書」の受領日、「納品書兼返金・返品依頼書」に表示されている受注日、または商品の受領日のうち最も遅い日。

*2 対象外商品は、使用済みのハウスウェア・ホームテック商品のセールスエイドも含まれます(一部商品除く)。対象外商品については145ページ以降の(12)アムウェイ商品・役務一覧商品名の 30 マークをご確認ください。

*3 ABOがお客さまに小売りした商品の返品可能期限はお客さまが「販売伝票」または「小売伝票」の「ご契約内容確認書」を受け取られた日から1年以内です。ただし、ABOの返品可能期限内に販売された場合に限り(対象外商品を除く)。

* 以下については返品をお受けできません。
プラザのみで購入可能な製品(XS単品販売など)、日本アムウェイ主催イベントのチケット、また、ご発注と同時に支払いいた

だいた年会費についても返品対象とはなりません。

2-3 クーリング・オフの適用による返品

ABOが訪問販売または電話勧誘販売の方法によりお客さまに商品を再販売した場合には、特定商取引に関する法律第9条または第24条に基づき8日間のクーリング・オフが適用されます。登録および更新のクーリング・オフに関する記載は57ページをご参照ください。

■ 返品の際のご注意

- ① 返品にかかる商品を受領した流通センターが月末までに計上した返品は、当該月の返品となりますが、月末までに流通センターが商品を受領した場合であっても、返品計上が翌月になった場合には、翌年度の返品として取扱います。
- ② 送料着払いで返品される場合、一般宅配便や郵便局の普通便をご利用ください。特別な運賃がかかる運送手段(赤帽などのチャーター便、バイク便などの即配便、国際便など)を利用された場合、差額送料を送り主に請求させていただきます。
- ③ 所定の返品オンライン申請した返品番号(配送伝票備考欄に記載)、もしくは「返金・返品依頼書」(「納品書兼返金・返品依頼書」の右半分)、もしくは「納品書」のコピー、その他当該商品の購入を証明する書類が添付されていない返品申請については、お受けすることができません。万一それらが添付されずに送付されてきた場合、返品商品を返品依頼者に返却させていただきます。また、その場合の返送料は、返品依頼者のご負担とさせていただきます。返却月もしくは返却翌月のボーナスより差し引きさせていただきます。
- ④ ABOの自家使用商品を返品される場合、数量は常識の範囲内にて判断させていただきます。
- ⑤ 販売促進を目的として使用された商品(すべてのアムウェイ商品が対象です)は、ABOの自家使用商品にはあたりません。
- ⑥ 同一商品をご不満にて複数回返品された場合、お受けできない場合があります。
- ⑦ セットで販売した商品の返品は原則としてセットでのみお受けします。
- ⑧ 容器が破損している場合を除いて、残量がない、またはわずかな状態で返品されてもお受けできません。
- ⑨ ご購入後(起算日から30日間経過後)に生じた通常使用による損耗・摩耗などによる返品はお受けできません。また、浄水器などの商品の交換部品については、定格寿命間近の場合も同様にお受けできません。
- ⑩ 100%返金の対象となる商品と90%返金の対象となる商品は必ず分けてお送りください。一緒に送付されますと処理できません。
- ⑪ 返品希望製品と「オンライン申請した返品番号」(配送伝票備考欄に記載)または「返金・返品依頼書」は必ず1つに梱包(こんぼう)してください。「返品番号」および「返金・返品依頼書」が複数になることもあります。箱が複数になる場合は、箱ごとに「返品番号」または「返金・返品依頼書」が必要です。
- ⑫ 「納品書兼返金・返品依頼書」はamwaylive.comからダウンロード、印刷が可能です。商品に同梱される「納品書」については、再発行はできませんので、大切に保管してください。
- ⑬ 「My月便」を利用し発注した商品を返品(代引きキャンセルを含む)された場合、返品処理完了以降に継続しているSOPオーダー

は、すべてキャンセルとなります。また、すでに特典を受け取っているSOPの返品は、特典とともに返品手続きが必要です。

- ⑭ 返品期限を過ぎて返品された場合は、商品は返品依頼者に返却させていただきます。また、その場合の返送料は、返品依頼者のご負担とさせていただきます。返却月もしくは返却翌月のボーナスより差し引きさせていただきます。
- ⑮ 返品が返品規定の内容に反するためにお受けできない商品は、アムウェイより一般宅配便にて返却させていただきます。その際の返送料は、返品依頼者のご負担とさせていただきます。返却月もしくは返却翌月のボーナスより差し引きさせていただきます。なお、ABOに商品を返却する場合、アムウェイよりいったん元払いにて返却し、送料は返却月もしくは返却翌月のボーナスより差し引きます。万一、ボーナスより差し引くことができない場合、ご登録いただいているアムウェイ取引口座より引き落としさせていただきます。詳しくは「ボーナス取引明細」にてご確認くださいませようお願いします。また、アムウェイ プライムカスタマーに商品を返却する場合、アムウェイより送料着払いにて返却いたします。
- ⑯ クーポンを使って購入した商品を返品された場合、商品購入時に自動的に割引クーポンの率を商品返品価格に案分して差引後、返金いたします。その時、差し引いたクーポン相当額は無効となり、一切返還・返金対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

3 返品可能期限について

商品には、返品可能期限が設けられています。

なお、下記表の各返品期限までに八王子流通センターに到着した商品のみ返品を受け付けます。返品期限を過ぎた商品の返品はお受けできません。

返品期限は下記のとおりです。

- ① ABOはamwayliveの購入履歴もしくはデジタル納品書またはオーダー同梱されている方は、「納品書兼返金・返品依頼書」に表示されている受注日の1年以内。
- ② 同系列内のABOに供給した商品は、供給元のABOのamwayliveの購入履歴もしくはデジタル納品書または受け取った「納品書兼返金・返品依頼書」に表示されている受注日の1年以内。
- ③ ABOが、お客さまに販売した商品については、お客さまが販売伝票または小売伝票を受領した日から1年以内(対象外商品を除く)。
ただし、ABOが返品可能期限内に当該商品を販売した場合に

限ります。

* お客さまから返品のご依頼があった場合は、当該商品を販売したABOが返品手続きを行います。

- ④ 賞味期限が設けられている商品の返品は、上記①～③の期限を上限とし、賞味期限内のみ返品をお受けいたします。
- ⑤ プライムカスタマーはamwayliveの購入履歴もしくはデジタル納品書またはオーダー同梱されている方は「納品書兼返金・返品依頼書」に表示されている受注日の翌日から原則として45日以内。日本アムウェイから直接商品を購入されたお客さま(一般消費者)は、日本アムウェイが発行する「納品書兼返金・返品依頼書」に表示されている受注日の翌日から原則として45日以内。
- ⑥ 受注後、速やかに商品をお届けできない場合、後日別送(後送り)にてお送りします。別送(後送り)商品の返品可能期限の起算日は、別送(後送り)商品受領日とします。

4 返品・交換・修理の手続き

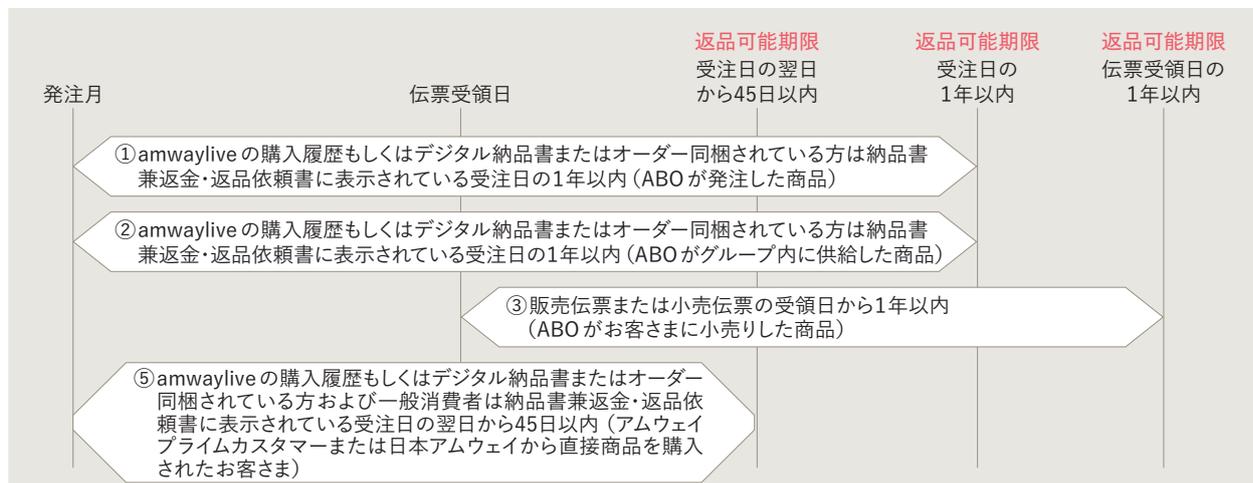
次の場合で返品等の手続きが異なります。

- 1 100%現金返済保証制度(ご不満による返品)
- 2 クレジットカードの一括払いによる購入商品の返品制度
- 3 商品不良による交換制度
- 4 商品到着時の破損による返品・交換制度
- 5 「My月便」で販売された商品の返品・交換制度
- 6 浄水器取付け等各種サービスについて
- 7 家電等商品の修理について
- 8 販売を終了した商品の商品不良への対応について
- 9 提携企業の商品・役務の返品・交換制度
- 10 クーリング・オフについて

4-1 100%現金返済保証制度(ご不満による返品)

① 制度の概要

ABOは、起算日より30日間は使用、未使用にかかわらず全商品、30日経過後も一部の商品を除いて、ご不満の商品を返品することができ、日本アムウェイからその商品代金全額が返金されます。商品購入時にお支払いいただいた送料・手数料などの商品代金以外の費用は、返金の対象とはなりません。ただし、返品可能期限は、ABOの自家使用商品または同系列内のABOに供給した商品についてはamwayliveの購入履歴もしくはデジタル納品書もしくは、オーダー同梱されている方は「納品



書兼返金・返品依頼書」に記された受注日の1年以内まで、お客さまに販売した商品については、お客さまが「販売伝票」または「小売伝票」のご契約内容確認書を受領してから1年以内(1年後の同日)です。お客さまから返品の依頼があった場合は、当該商品を販売したABOが返品手続きを行います。返品の手続きに要する費用は、日本アムウェイが負担しますが、商品ご購入時にお支払いいただいた送料・手数料などの商品代金以外の費用は、返金の対象とはなりませんのでご了承ください。なお、30日経過後、返品できなくなる商品は、使用済みのハウスウェアおよびホームテックなどの商品です。起算日は返品要件につき確認するため、返品オンライン申請した返品番号(配送伝票備考欄に記載)、もしくは「返金・返品依頼書(*)」や「販売伝票」または「小売伝票」の「お届け内容確認書」のコピーを商品とともに八王子流通センターに送付していただく必要があります。返品代金は、返品を行ったABOの登録口座に直接振り込まれます。(口座の登録については、相談ホットライン ☎ 0120-123-777[受付時間9:00~17:00(月~土)、日・祝日サービス休止]までおたずねください。)お客さまは、返品手続きを行ったABOから直接全額の返金を受けることになります。起算日30日を超えた場合であっても、商品自体が未使用であれば、外観、重さ、大きさに対するご不満等の理由により、返品をお受けできる場合もあります。(ただし、上記返品可能期限内)。<12>アムウェイ商品・役務一覧(145ページ参照)において[30]マークを付した商品が対象となります。ABO資格解約(失効)、ABOからプライムカスタマーへの資格切替の時点で、返品を希望するアムウェイ商品をお持ちの場合、ABO資格解約(失効)、資格切替後30日以内に返品の手続きをおとりください。30日を超えての返品は、お受けできません。なお、ABO資格解約(失効)、資格切替後のデジタル納品書ダウンロード、返品オンライン申請はお受けできません。

* お客さまに販売した商品の返品については、ABOが返品可能期限内に当該商品を販売した場合に限りです。また、賞味期限が設けられている食品などの返品については、前記返品可能期限を上限とし、賞味期限内となります。

② 手続き方法

■ ABOが、販売したお客さま(または同系列内のABO、アムウェイプライムカスタマーを含みます)の商品の返品を受けた場合、以下の書類を商品とともに八王子流通センターに送付してください(配送料は着払い)。

返品オンライン申請した返品番号(配送伝票備考欄に記載)、もしくは「返金・返品依頼書(*)」(「納品書兼返金・返品依頼書」の右半分)および「販売伝票」または「小売伝票」の「お届け内容確認書」のコピー

■ ABOが、ご自分で直接日本アムウェイに発注した商品の返品を希望する場合、以下の書類を商品とともに八王子流通センターに送付してください(送料は着払い)。

返品オンライン申請した返品番号(配送伝票備考欄に記載)、もしくは「返金・返品依頼書(*)」(「納品書兼返金・返品依頼書」の右半分)

* 「返金・返品依頼書」の原本を初回返品時に使用してしまった場合は、amwaylive.comからダウンロード、印刷または返品オンライン申請も可能です。または「納品書」のコピーをお送りいただけます。

・八王子流通センター

〒192-0032 東京都八王子市石川町2969-1

③ ボーナス調整

日本アムウェイは、ABOの購入実績に応じて、ボーナスをお支払いしています。返品された商品については、すでにボーナスをお支払いしておりますので、返品された商品の代金を返金する際に、その支払い済みのボーナスを下記の方法で調整(返品代金より減額または返還請求)いたします。

* 再計算の方法

購入月度の実績から、当該返品実績を差し引いてボーナスを再計算します。つづいて、再計算前のボーナスと再計算後のボーナスの差額を算出し、その差額を返品者、ならびにその系列上位のABOから調整いたします。購入月度とポイント計上月度が異なる場合はポイント計上月度に遡って再計算されます。

在庫商品引取制度

① 制度の概要

ABOは、万一不要な在庫が生じてしまった場合に、未使用商品に限り日本アムウェイに引き取るよう請求することができます。日本アムウェイは、起算日より30日間は100%、30日経過後は90%の価格で在庫商品を引き取ります。ただし、返品可能期限は、amwayliveの購入履歴もしくはデジタル納品書もしくは、オーダー同梱されている方は「納品書兼返金・返品依頼書」に記された受注日の1年以内です。

* 「在庫」ですので、あくまで未使用であることが前提です。ABO資格解約(失効)、ABOからプライムカスタマーへの資格切替の時点で、返品を希望するアムウェイ商品をお持ちの場合、ABO資格解約(失効)、資格切替後30日以内に返品の手続きをおとりください。30日経過後の返品は、お受けできません。(ただし、最初にABO資格登録をした日から1年を経過していないABOに限り、商品の引き渡しを受けた日から90日以内であれば、解約・失効、資格切替後30日を経過しても在庫商品の引取制度において当該商品の返品を受け付けます)。引取り代金は、返品を行ったABOの登録口座に直接振り込まれます。(口座の登録方法などについては、相談ホットライン(☎ 0120-123-777)までおたずねください。)なお、ABO資格解約(失効)、資格切替後の返品オンライン申請はお受けできません。

* 賞味期限が設けられている食品などの返品については、上記期限を上限とし、賞味期限内となります。

② 手続き方法

起算日より30日以内の在庫商品を日本アムウェイに返品する場合、ABOは以下のものを商品とともに八王子流通センターに送付してください(配送料は、着払いでお送りください)。

● 返品オンライン申請した返品番号(配送伝票備考欄に記載)、もしくは「返金・返品依頼書(*)」(「納品書兼返金・返品依頼書」の右半分)および「販売伝票」または「小売伝票」の「お届け内容確認書」のコピー(発行されている場合のみ)

* 「返金・返品依頼書」の原本を初回返品時に使用してしまった場合は、amwaylive.comからダウンロード、印刷または返品オンライン申請も可能です。または「納品書」のコピーをお送りいただけます。

③ ボーナス調整

ボーナス調整については、「100%現金返済保証制度」のボーナス調整(4-1-③参照)が適用されます。

クレジットカードの分割払いによる購入商品の返品制度

(対象:アムウェイ・クレジット/アムウェイカード/一般クレジットカード)

100%現金返済保証制度(ご不満による返品)により、返品手続きを行います。

① ABO

ABOが自家使用のために、分割払いで購入した商品を返品する場合

起算日(*)より30日以内の場合は使用・未使用にかかわらず、30日を超えた場合は未使用商品に限り返品ができます。ただし、返品可能期限は、amwayliveの購入履歴もしくはデジタル納品書もしくは、オーダー同梱されている方は「納品書兼返金・

返品依頼書」に記された受注日の1年以内です。

手続き方法

以下のものを日本アムウェイにお送りください(送料はすべて着払いとなります)。日本アムウェイで返品手続き完了後、分割払いを契約された信販会社が契約の取消処理を行い、信販会社に設定している取引口座へ既払い金を返金します。なお、振込手数料は、ご利用者の負担となります。

- ・ 商品
- ・ 返品オンライン申請した返品番号(配送伝票備考欄に記載)、もしくは「返金・返品依頼書(*)」(「納品書兼返金・返品依頼書」の右半分)

ボーナス調整

ボーナス調整については「100%現金返済保証制度」ボーナス調整(4-1-③参照)が適用されます。

② プライムカスタマー

オーダーが成立した日(納品上の受注日)の翌日から45日以内の場合、使用・未使用にかかわらず返品できます。

手続き方法

以下のものを日本アムウェイにお送りください(送料はすべて着払いとなります)。日本アムウェイで返品手続き完了後、分割払いを契約された信販会社が契約の取消処理を行い、信販会社に設定している取引口座へ既払い金を返金します。なお、振込手数料は、ご利用者の負担となります。

- ・ 商品
- ・ 返品オンライン申請した返品番号(配送伝票備考欄に記載)、もしくは「返金・返品依頼書(*)」(「納品書兼返金・返品依頼書」の右半分)

③ アムウェイ・クレジットをご利用の場合

上記の規定もしくはヤマトクレジットファイナンス株式会社より送付される契約番号が記載されたカードおよびアムウェイ・クレジット会員規約の受領日より30日以内の場合は使用・未使用にかかわらず返品できます。

④ 一部商品の返品について

同時に複数の商品を購入し、完済前に一部の商品を返品する場合、100%現金返済保証制度に則り、返品を承ります。ただし、商品購入には分割払いの契約が伴うため、日本アムウェイで返品手続き完了後、信販会社にて分割払い契約の組み換え処理を行います。

その際、お支払い済みの既払い金は、組み換え後の分割契約に充当されます。組み換え後の分割契約の詳細(既払い金充当内容を含め)については、信販会社より発行される明細書にてご確認ください。

* 一般クレジットカード、アムウェイカードの分割払いでご購入いただいた商品の一部を返品した場合、ご購入の際に使用されたカードの利用状況によってはアムウェイからの返金となる場合がございます。アムウェイからの返金の場合はボーナス取引明細書にてご確認ください。

* 起算日…「販売伝票」の「ご契約内容確認書」、「小売伝票」の「ご契約内容確認書」、「お申込み内容確認書」、amwayliveの購入履歴もしくはデジタル納品書もしくは、オーダー同梱されている方は「納品書兼返金・返品依頼書」の受領日、または商品の受領日のうち最も遅い日

4-2 クレジットカードの一括払いによる購入商品の返品制度 (対象:アムウェイカード/Yahoo!ウォレット/一般クレジットカード)

① 制度の概要

ABO

100%現金返済保証制度(ご不満による返品)により、返品手続

きを行います。

●起算日(*)より30日以内の場合には使用・未使用にかかわらず全商品、30日経過後も一部の商品を除いて、ご不満の商品について返品することができます。ただし、返品可能期限は、amwayliveの購入履歴もしくはデジタル納品書もしくは、オーダー同梱されている方は納品書にある受注日に記載された日から1年以内です。

プライムカスタマー

●受注日の翌日から45日以内は原則として使用・未使用にかかわらず返品できます。

② 手続き方法

「100%現金返済保証制度」(4-1参照)による手続きとなります。

③ 返品代金の返金方法

1. 発注月の翌月最終営業日までにアムウェイで返品処理が完了した場合

発注した際にご利用いただいたカード会社からの返金となり、アムウェイからの返金はありません。なお、返金のタイミングは返金されるカード会社の締めによって異なります。

詳しくは、各カード会社より発行される明細書にてご確認ください。

* 返品を受け付けしたタイミングとカードの締めのタイミングによっては、一旦商品代金が引き落とされてからの返金となる場合がございますのでご注意ください。

* 購入いただいた商品の一部を返品した場合、ご購入の際に使用されたカードの利用状況によっては、購入月の翌月以内の返品でもアムウェイからの返金となる場合がございます。アムウェイからの返金の場合は、ボーナス取引明細書にてご確認ください。

2. 原則、発注月の翌々月第一営業日以降に返品を受け付けた場合 アムウェイが返品を受け付けた年度の翌月18日(土・日・祝日の場合は翌営業日)にアムウェイから返金いたします。

④ ボーナス調整

ボーナス調整については、「100%現金返済保証制度」のボーナス調整(4-1-③参照)が適用されます。

●アムウェイカードご利用分の返品について

(1)アムウェイ商品の返品

返品を受け付けた場合、付加PV/BVを調整します。

(2)日本アムウェイ以外(VISA 加盟店、アプラス加盟店)で購入した商品・サービスの返品

商品やサービスの代金をアプラスより返金する月に、付加PV/BVを調整します。

* 起算日…「販売伝票」の「ご契約内容確認書」、「小売伝票」の「ご契約内容確認書」、「お申込み内容確認書」、amwayliveの購入履歴もしくはデジタル納品書もしくは、オーダー同梱されている方は「納品書兼返金・返品依頼書」の受領日、または商品の受領日のうち最も遅い日

* アムウェイ・プラザにてアムウェイカードをお申込される場合、短期間のみ使用できる仮カードが発行されます。この仮カードにも「4-2 クレジットカードの一括払いによる購入商品の返品制度」の規定が準用されます。

4-3 商品不良による交換制度

① 制度の概要

家電等商品(*)を除き、商品に製造上の不良が発見された場合、同一商品と交換させていただきます。異なる商品番号のものとの交換や、ラベル変更や仕様変更などを理由とした新しい商品との交換はお受けできません。また、次の場合には交換の対象外とさせていただきます。

- 通常の使用によって損耗・磨耗、キズ、汚れ、経時劣化が生じた場合
- 故意に毀損された場合
- 誤使用によって不良が生じた場合
- 業務用として使用された場合

* 「家電等商品」とは、eSpring浄水器II、eSpring浄水器II用補助水栓L、BathSpringバスルーム浄水器、アムウェイ クリーン e インダクションレンジ、フルトン ストリート コーヒーメーカー、アトモスフィア スカイ空気清浄機、アトモスフィア ドライブ 車用空気清浄機、アムウェイ フードプロセッサ、スプリーデント タイムレス 音波振動ハブラシ、サテニーク バランスイオン ヘアドライヤー

② 手続き方法 交換手続きの際のご注意

商品を、所定の「交換依頼書」(amwaylive.comよりダウンロードしてください)とともに着払いにて八王子流通センターに送付してください。交換する商品が一時在庫切れ・販売中止の場合、返品処理(通常の返品処理同様、返金・PV/BV調整をいたします)とさせていただきます。

交換商品をお送りいただく前に相談ホットライン(☎ 0120-123-777)へご連絡をお願いします。ご連絡がない場合は、ご返金させていただく際のお支払先を確認させていただくことができます。アムウェイ取引口座のご登録がない方は、口座(依頼書本人名義に限る)をご記入ください。(アムウェイ取引口座のご登録がある場合は、登録口座に返金されます)

4-4 商品到着時の破損による返品・交換制度

商品が到着時に破損していた場合は、相談ホットライン(☎ 0120-123-777)までご連絡いただければ、速やかに返品または交換させていただきます。

4-5 「My月便」で販売された商品の返品・交換制度

「My月便」で販売された商品については、「100%現金返済保証制度」、「在庫商品引取制度」等を利用して返品を行うことができますが、返品処理完了以降は返品された商品に関するSOPのご契約はキャンセルとなります。また、すでに特典を受け取られた後に、特典付与の条件となった商品を返品される場合には、特典としてお届けした商品とともに返品していただく必要があります。支払い方法として「代引き」をご指定いただいたにもかかわらず、代金をお支払いいただけない場合にも、同様の取り扱いとなります。「My月便」のご契約は、キャンセルのお申し出がない限り特典月終了後も自動継続となります。キャンセルは、インターネット(パソコン・スマートフォン)の「My月便」発注画面よりご自身で行うことができます。

4-6 浄水器取付け等各種サービスについて

アムウェイ商品である浄水器本体の取付けやフィルター交換、専門工事が必要なビルトイン型浄水器やシャワー水栓取付けなどの工事を有料にて承ります。工事に必要な部品を事前に日本アムウェイまたは日本アムウェイ指定の業者から取り寄せていただく場合もあります。本サービスやサービス用部品に関する詳細はテクニカル・ホットライン(☎ 0120-950-987)までお問い合わせください。

4-7 家電等商品の修理について

① 制度の概要

家電等商品については、製造上の不良が発見された場合、交換ではなく無償で修理させていただきます。また、故障の場合

には、無償修理条件を満たす場合には無償で修理いたします。無償修理条件を満たさない場合、有償にて修理を承ります。無償修理条件の概略は次のとおりです。保証条件について詳しくお知りになりたい方は、Webサイト(amwaylive.com)をご覧ください。テクニカル・ホットライン(☎ 0120-950-987)までお問い合わせください。

eSpring浄水器II: 正常な使用状態で、お買い上げの日より本体は2年以内に、交換用カートリッジは6カ月以内に生じた故障。ただし、①保証書のご提示がないか、保証書に必要な記載がない場合、②使用上・取り扱い上の誤り、不正修理・改造、もしくは火災・異常電圧・天災地変など外的要因を原因とする故障・損傷の場合、③業務用など家庭用以外に使用された場合、または④交換用カートリッジのご使用目安・フィルターの目詰まりの場合、⑤日本アムウェイもしくはABOから直接購入されていない場合、または⑥専用部品・付属品以外のものが使用されている場合には、有償修理となります。

eSpring浄水器II用補助水栓L: 正常な使用状態で、お買い上げの日より7年以内に生じた故障。ただし、①保証書のご提示がないか、保証書に必要な記載がない場合、②使用上・取り扱い上の誤り(浄水器本体の使用上の誤りを含む)、不正修理・改造、もしくは火災・異常電圧・天災地変など外的要因を原因とする故障・損傷の場合、③取り付け・取り外し工事に起因する故障・損傷の場合、または④業務用など家庭用以外に使用された場合(浄水器本体の家庭用以外の使用を含む)には、有償修理となります。

BathSpring バスルーム浄水器: 正常な使用状態で、お買い上げの日より2年以内に生じた故障。ただし、①保証書のご提示がないか、保証書に必要な記載がない場合、②使用上・取り扱い上の誤り、不正修理・改造、もしくは火災・異常電圧・天災地変など外的要因を原因とする故障・損傷の場合、③業務用など家庭用以外に使用された場合、④フィルターのご使用目安・フィルターの目詰まりの場合、⑤日本アムウェイもしくはABOから直接購入されていない場合、または⑥専用部品・付属品以外のものが使用されている場合には、有償修理となります。

アトモスフィア スカイ空気清浄機: 正常な使用状態で、お買い上げの日より2年以内に生じた故障。ただし、①使用上・取り扱い上の誤り、不正修理・改造、もしくは火災・異常電圧・天災地変など外的要因を原因とする故障・損傷の場合、②工場など空气中に油が浮遊する場所や飲食店などタバコの煙が連続的に浮遊する場所で使用された場合、③フィルターの定格寿命の場合、④日本アムウェイもしくはABOから直接購入されていない場合、または⑤専用部品・付属品以外のものが使用されている場合には、有償修理となります。

アトモスフィア ドライブ 車用空気清浄機: 正常な使用状態で、お買い上げの日より1年以内に生じた故障。ただし、①保証書のご提示がないか、保証書に必要な記載がない場合、②使用上・取り扱い上の誤り、不正修理・改造、もしくは火災・異常電圧・天災地変など外的要因を原因とする故障・損傷の場合、③フィルターの定格寿命の場合、④日本アムウェイもしくはABOから直接購入されていない場合、または⑤専用部品・付属品以外のものが使用されている場合には、有償修理となります。

フルトン ストリート コーヒーメーカー、アムウェイ クリーン e インダクションレンジ、アムウェイ フードプロセッサ、スプリーデント タイムレス 音波振動ハブラシ、サテニーク バランスイオン ヘアドライヤー: 正常な使用状態で、お買い上げの日より1年以内に生じた故障。ただし、①保証書のご提示がないか、保証書に必要な記載がない場合、②使用上・取り扱い上の誤り、不正修理・改造、もしくは火災・異常電圧・天災地変など外的要因を原因とする故障・損傷の場合、または③業務用など家庭用以外に使用された場合には、有償修理となります。

② 修理体制

家電等商品の修理を依頼される際には、修理方法を選択することができます。修理体制は商品により異なりますので、以下の表をご参照ください。修理に関するご相談・お問い合わせはテクニカル・ホットライン(☎ 0120-950-987)までお願いします。

商品名	送付修理 (*1)	出張修理 (*2)
eSpring 浄水器Ⅱ	可	可
eSpring 浄水器Ⅱ用補助水栓L	不可	可
BathSpring バスルーム浄水器	可	可
アムウェイ フードプロセッサ	可	不可
アムウェイ クイーン e インダクションレンジ	可	不可
フルトン ストリート コーヒーメーカー	可	不可
スプリードेंट タイムレス 音波振動ハブラシ	可	不可
サテニーク バランスイオン ヘアドライヤー	可	不可
アトモスフィア ドライブ 車用空気清浄機	可	不可
アトモスフィア スカイ 空気清浄機	可	不可

*1 送付修理:修理センターまで商品をご送付いただきます(商品により修理センターは異なります)。

*2 出張修理:修理箇所やお住まいの地域によっては出張修理ができない場合があります。

4-8 販売を終了した商品の商品不良への対応について

① 家電等商品以外の商品の場合

家電等商品を除き製造上の不良が発見された場合、同一商品との交換ではなく、返品・返金とさせていただきます。お申し出をお受けできない場合および手続き方法は、販売中の商品と同様です。前記4-3をご参照ください。

② 家電等商品の場合

1. 家電等商品について、製造上の不良が発見された場合、または商品のお買い上げ日(商品受領日)から起算して、保証書に記載されている保証期間内に、正常な使用状態で故障が生じた場合は、無償で修理いたします。また、保証期間外でも有償にて修理を承ります。詳しくは、保証書をご参照ください。家庭用として設計されているため、業務用にご使用の場合、保証期間内でも無償修理の対象にはなりませんのでご注意ください。

なお、アーティストリー ホームエステーション クリア電動洗顔ブラシ、アーティストリー ホームエステーション美顔器 Neoについては、保証期間内の故障の場合も、保証書に従い無償で交換いたします。

2. 修理体制

修理を依頼される際には、修理方法を選択することができます。修理体制は商品により異なりますので、次表をご参照ください。なお、アムウェイ浄水器、eSpring 浄水器、アムウェイ空気清浄機、アムウェイ掃除機、アムウェイインダクションレンジ、アムウェイ・インダクションレンジⅢ、アムウェイ電磁調理器、コーヒーメーカーにつきましては、修理受け付けを終了しております。その他の家電商品につきましては、補修用性能部品の保有期間満了後、在庫がなくなった時点で修理受け付けを終了します。補修用性能部品の保有期間については各商品の取扱説明書をご参照ください。修理に関するお問

い合わせは、テクニカル・ホットライン(☎ 0120-950-987)までお願いします。なお「SA8 ホームランドリー」の修理に関するお問い合わせは、「東芝生活家電ご相談センター」☎ 0120-1048-76(9:00~20:00年中無休)、携帯・PHSからは022-774-5402(通話料有料)までお願いします。

商品名	送付修理 (*1)	出張修理 (*2)
eSpring バスルーム浄水器	可	可
アトモスフィア空気清浄機	可	不可
アトモスフィア空気清浄機 S	可	不可
フルトン ストリートカプセル マシン	可	不可
アムウェイ コーヒーメーカー カフェテック	可	不可

*1 送付修理:修理センターまで製品をご送付いただきます(製品により修理センターは異なります)。

*2 出張修理:修理箇所やお住まいの地域によっては出張修理ができない場合があります。

4-9 提携企業の商品・役務の返品・交換制度

日本アムウェイと提携している企業がABOに提供する商品・役務は、日本アムウェイの返品および交換制度の対象外となります。

4-10 クーリング・オフについて

「クーリング・オフ」とは、「特定商取引に関する法律」により定められた消費者保護のための制度です。お客さまは、アムウェイ独自の返品・交換制度を利用することもできますし、条件に合致すれば「クーリング・オフ」を利用することもできます。「クーリング・オフ」の概要は以下のとおりです。

1. お客さまが、訪問販売または電話勧誘販売でお申し込み(契約)された場合、販売伝票または小売伝票を受領した日を含めて8日間は、書面または電子メール等の電磁的記録により無条件で申し込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うこと(以下クーリング・オフといいます)ができ、その効力は書面または電子メール等の電磁的記録による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引き渡しを受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その金額が3,000円未満の場合はクーリング・オフはできません。

2. 1.の記載にかかわらず、ABOが、申し込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を妨げるために、事実と異なることを告げる行為をしたことにより当該の告げられた内容が事実であるとの誤認をし、または威迫したことにより困惑し、これらによって1.の期間を経過するまでに申し込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、ABOがあらたに交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領した日から起算して8日間を経過するまでの間は、書面または電子メール等の電磁的記録による通知により無条件で申し込みの撤回または契約の解除ができます。

3. この場合、お客さまは

- ① 損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。
- ② すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用の支払い義務はありません。
- ③ すでに商品が使用されている場合でも、商品の使用により得られた利益に相当する金銭の支払いを請求されることはありません。
- ④ すでに代金の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

4. なお、栄養補給食品、消臭剤、芳香剤、化粧品、育毛剤、シャンプー、コンディショナー、トリートメント、スタイリング剤、石けん、ボディシャンプー、入浴剤、洗濯用洗剤、各種洗剤、歯ブラシについては、使用または消費した場合（ABOが使用または消費させた場合を除く）はクーリング・オフできなくなりますのでご注意ください。

5. お客さまからクーリング・オフの申し出があった場合には、速やかにこれに応じ、商品の引き取りと同時に商品代金をお客さまにお返しく下さい。クーリング・オフによる返品については、以下の書類を商品とともに八王子流通センターへ送付してください（着払いで結構です）。

* ABOのクーリング・オフに関しては、57ページを参照してください。

● 必要書類

- ・ 返品オンライン申請した返品番号（配送伝票備考欄に記載）、もしくは「返金・返品依頼書（*）」（「納品書兼返金・返品依頼書」の右半分）
- ・ 「販売伝票」または「小売伝票」の「お届け内容確認書」のコピー
- ・ お客さまのクーリング・オフの申し出書面または電子メール等の電磁的記録による通知のプリント

・ 商品

* 「返金・返品依頼書」の原本を初回返品時に使用してしまった場合は、amwaylive.comからダウンロード、印刷または、返品オンライン申請も可能です。または「納品書」のコピーをお送りいただきます。

〈5〉アムウェイの資格認定と収入のしくみ

成績別ボーナス・スケジュール表

150万PV～	21%
100万PV～	18%
60万PV～	15%
36万PV～	12%
18万PV～	9%
9万PV～	6%
3万PV～	3%
0PV～	0%

1 収入のしくみ

アムウェイ・ビジネスによる収入は「小売利益」と「成績別ボーナス（セールス&マーケティング・プラン）」の2つが基本となります。「小売利益」は商品を流通させることにより得られるもので、ビジネスの基礎となるものです。「成績別ボーナス」は商品の流通だけでなく、流通ネットワークを広げ、育てていくことによって、より成果の上がる収入です。

1-1 小売利益とは

- ABOは、日本アムウェイからアムウェイ商品を会員価格（仕入価格）で仕入れます。
- ABOは、知り合いや友人に、アムウェイ商品を販売することができます。
- このときの販売価格と会員価格との差額がABOの「小売利益」となります。

小売利益の例

アムウェイ商品を標準小売価格（お客さまへの販売価格）で販売した場合

ティッシュ・ドロップ 1L

¥1,980	標準小売価格
— ¥1,470	会員価格（仕入価格）
¥510	小売利益

* 日本アムウェイでは、会員価格（仕入価格）に、約25%から35%をプラスした標準小売価格を設定しています。ただし、小売価格はABOが自由に設定することができます。

* 商品の販売のあっせんの場合、商品購入希望者がシェアバーによるクーポンコード以外の商品を購入した場合、標準小売価格と会員価格の差額相当額がクーポンコードを提供したABOへ支払われます。

1-2 アムウェイから支払われるボーナスに対する消費税

2019年10月度以降、個人購入分に対する成績別ボーナス（個人購入PVに応じた成績別ボーナス%を、個人購入BVに掛けて算出される成績別ボーナス額）は、仕入れ割戻金（セールス・リベート）に該当するため、8%対象製品に対する成績別ボーナスの消費税率は8%、10%対象製品に対する成績別ボーナスの消費税率は10%となりました。一方、個人購入分以外の成績別ボーナスとその他すべてのボーナスは、役務提供の対価であるため、消費税率は一律10%となりました。アムウェイは消費税抜きのBVでボーナスを計算し、消費税を加えてボーナスをお支払いします。

1-3 成績別ボーナス（セールス&マーケティング・プラン）とは

- 成績別ボーナスとは、セールス&マーケティング・プランに基づいて支払われるボーナスのひとつで、あるABO（以下「あなた」といいます）と当該ABOの系列下位のグループ（後記1-3参照）のその月の購入実績が一定の額を超えると、その実績に基づいて月ごとに支払われるボーナスです。
- 日本アムウェイが販売する各商品にはPV（ポイント・バリュー）およびBV（ビジネス・ボリューム）と呼ばれる数値が付されており、日本アムウェイはABOに対してこれらの数値に基づいて成績別ボーナスをお支払いします。

* ABOが1か月間に仕入れたアムウェイ商品のPV合計を「成績別ボーナス・スケジュール表」に当てはめると、その月の成績別ボ

ナスのパーセンテージが割り出されます。

* ABOが1か月間に仕入れたアムウェイ商品のBV合計に、このパーセンテージをかけた金額が、ABOのその月の成績別ボーナスとなります。

* 成績別ボーナスは、月初から月末までの1か月間の購入実績ごとに算出され、翌月18日（18日が土・日・祝日の場合は翌営業日）に、日本アムウェイからABOが登録した取引口座に支払われます。

1-4 グループの考え方

成績別ボーナスを割り出すための1か月間のPV合計には、あなただけでなく、あなたが直接スポンサーした人や、その系列下位のABOからなるグループのPVが、あなたのグループのPVとして算定されます。さらに、あなたがシェアバーを利用して商品のあっせんをした場合、あなたから提供されたURLから当該商品の販売ページにアクセスされて商品が購入されることによってあなたに付与されるPVや、あなたが製品紹介リンクを利用して商品のあっせんをした場合、製品紹介リンクのクリックスルーによって当社公式ストアを訪問した購入希望者によって、商品が購入されることによってあなたに付与されるPVも、あなたのグループのPVとして算定されます。「スポンサーする」(*1)とは、ABOまたはアムウェイ プライムカスタマー(*2)になる見込みのある人にアムウェイ・ビジネスまたは商品を紹介し、ABOまたはアムウェイ プライムカスタマーとして登録するように勧誘する行為を意味します。

*1 ABOのスポンサー活動を行うためには、「アムウェイ・ビジネス・セミナー」を受講し、「スポンサー活動資格取得テスト」に合格する必要があります。また、スポンサー活動資格を更新するには、ABO資格更新時に「アムウェイ・ビジネス・セミナー」を受講し、所定のテストに合格する必要があります。

Yさんのグループ



- ▶ Yさんは、あなたをスポンサーしました。
- ▶ あなたは、Yさんのグループになります。

あなたのグループ



- ▶ あなたは、初めてAさんをスポンサーしました。
- ▶ Aさんは「あなたのグループ」になります。

あなたのグループ



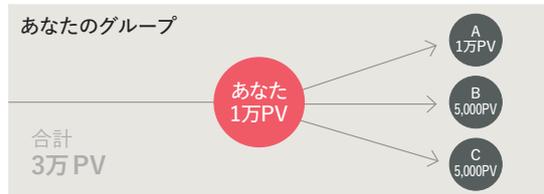
- ▶ 次にあなたが商品を紹介したBさんは、プライムカスタマーに登録しました。
- ▶ この場合、Bさんが購入した商品のポイントは、あなたに計上されます。

*2 プライムカスタマーは、自家使用を目的としてのみアムウェイ商品を購入することができます。よって、小売り目的での購入やスポンサー活動を行うなどのビジネス活動は一切行うことができません。また、ボーナス受給資格はありません。

1-5 成績別ボーナスの計算例

* 2019年10月度以降における、製品の消費税抜きのPV・BV比率は平均で1:1.32です。しかし、消費税を含めたボーナス計算を簡単に説明するために、本1-5項においてはPV・BV比率を1:1.45として計算します。

例1: あなたがAさん、Bさん、Cさんをスポンサーした場合



- ▶ あなたはAさん、Bさん、Cさんをスポンサーし、Aさん、Bさん、CさんはABOとなりました。
- ▶ Aさん、Bさん、Cさんいずれも「あなたのグループ」になります。
- ▶ Aさんは10,000PV、Bさん、Cさんはそれぞれ5,000PVの商品を購入しました。

1 あなたのグループの成績別ボーナスを計算します

43,500BV × 3%

あなたのグループ(あなた、Aさん、Bさん、Cさん)が1か月の間に仕入れたすべてのアムウェイ商品のBV合計 30,000PVの時の成績別ボーナスのパーセンテージ

→ 1,305円 あなたのグループの成績別ボーナス

2 Aさん、Bさん、Cさんそれぞれの成績別ボーナスを計算します

14,500BV × 0%

Aさんが1か月の間に仕入れたすべてのアムウェイ商品のBV合計 10,000PVの時の成績別ボーナスのパーセンテージ

7,250BV × 0%

Bさん・Cさんが1か月の間に仕入れたすべてのアムウェイ商品のBV合計 5,000PVの時の成績別ボーナスのパーセンテージ

→ 0円 Aさんの成績別ボーナス

→ 0円 Bさんの成績別ボーナス

→ 0円 Cさんの成績別ボーナス

3 あなたの成績別ボーナス

1,305円 あなたのグループの今月の成績別ボーナス

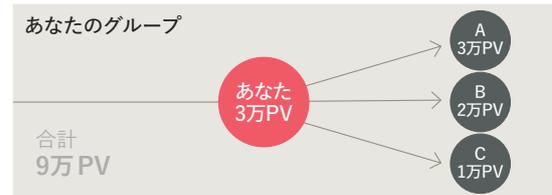
↓ 0円 Aさんの今月の成績別ボーナス

↓ 0円 Bさんの今月の成績別ボーナス

↓ 0円 Cさんの今月の成績別ボーナス

1,305円 あなたの受け取る成績別ボーナス

例2: あなたのグループから成績別ボーナスの受給者が生まれた場合



- ▶ Aさん、Bさん、Cさんはそれぞれ30,000PV・20,000PV・10,000PVの商品を購入しました。

1 あなたのグループの成績別ボーナスを計算します

130,500BV × 6%

あなたのグループ(あなた、Aさん、Bさん、Cさん)が1か月の間に仕入れたすべてのアムウェイ商品のBV合計 90,000PVの時の成績別ボーナスのパーセンテージ

→ 7,830円 あなたのグループの成績別ボーナス

2 Aさん、Bさん、Cさんそれぞれの成績別ボーナスを計算します

43,500BV × 3%

Aさんが1か月の間に仕入れたすべてのアムウェイ商品のBV合計 30,000PVの時の成績別ボーナスのパーセンテージ

29,000BV × 0%

Bさんが1か月の間に仕入れたすべてのアムウェイ商品のBV合計 20,000PVの時の成績別ボーナスのパーセンテージ

14,500BV × 0%

Cさんが1か月の間に仕入れたすべてのアムウェイ商品のBV合計 10,000PVの時の成績別ボーナスのパーセンテージ

→ 1,305円 Aさんの成績別ボーナス

→ 0円 Bさんの成績別ボーナス

→ 0円 Cさんの成績別ボーナス

3 あなたの成績別ボーナス

7,830円 あなたのグループの今月の成績別ボーナス

↓ 1,305円 Aさんの今月の成績別ボーナス

↓ 0円 Bさんの今月の成績別ボーナス

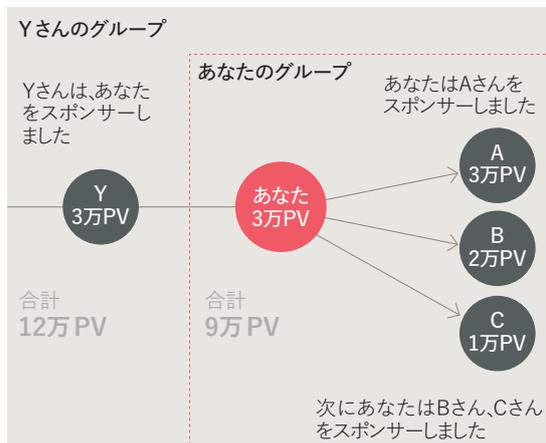
↓ 0円 Cさんの今月の成績別ボーナス

↓ 0円 Cさんの今月の成績別ボーナス

6,525円 あなたの受け取る成績別ボーナス

例3: あなたとあなたをスポンサーした
Yさんの収入比較 [収入の逆転1]

アムウェイでは、先にビジネスを始めた人がより多くのボーナスを得ることができるとは限りません。あなたが、あなたをスポンサーしたABOの収入を超えることも、また、あなたの収入があなたのグループのABOに逆転されることもあります。



●あなたとYさんの収入計算

Yさんグループの成績別ボーナスを計算します

$$174,000\text{BV} \times 6\%$$

Yさんのグループが1か月の間に仕入れたすべてのアムウェイ商品の BV 合計

120,000PVの時の成績別ボーナスのパーセンテージ

$$\rightarrow 10,440\text{円} \quad \text{Yさんのグループの成績別ボーナス}$$

$$10,440\text{円} \quad \text{Yさんのグループの今月の成績別ボーナス}$$

$$\text{あなたのグループ} \quad 7,830\text{円} \quad \text{あなたのグループの今月の成績別ボーナス}$$

*内訳は例2を参照

$$2,610\text{円}$$

Yさんの受け取る成績別ボーナス

$$6,525\text{円}$$

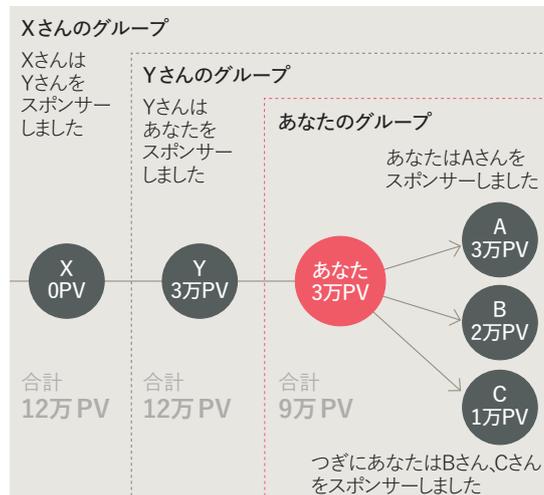
今月のあなたの成績別ボーナス

*内訳は例2を参照

Yさんは、あなたをスポンサーしただけなのに対して、あなたはAさん、Bさん、Cさんという3人の人をスポンサーし、かつAさん、Bさん、Cさんのビジネス活動を応援したことが、収入の逆転という形で表れます。

例4: あなたとYさんをスポンサーした
Xさんの収入比較 [収入の逆転2]

XさんはYさんをスポンサーしただけで、仕入れはしていません。



●あなたとXさんの収入計算

Xさんグループの成績別ボーナスを計算します

$$174,000\text{BV} \times 6\%$$

Xさんのグループが1か月の間に仕入れたすべてのアムウェイ商品の BV 合計

120,000PVの時の成績別ボーナスのパーセンテージ

$$\rightarrow 10,440\text{円} \quad \text{Xさんのグループの成績別ボーナス}$$

$$10,440\text{円} \quad \text{Xさんのグループの今月の成績別ボーナス}$$

$$\text{Yさんのグループ} \quad 10,440\text{円}$$

Yさんのグループの今月の成績別ボーナス

*内訳は例3を参照

$$0\text{円}$$

Xさんの受け取る成績別ボーナス

$$0\text{円} \quad \text{Xさんの収入合計}$$

$$6,525\text{円}$$

今月のあなたの成績別ボーナス

*内訳は例2を参照

Xさんのように、Yさんをスポンサーしただけで仕入れをしていなければ、いくら先にビジネスを始めて、スポンサー活動をしていても収入にはつながりません。

例5: あなたのグループが月間150万PV以上
(成績別ボーナス21%)を達成した場合

あなたに5つのグループができ、それぞれのグループのPV
合計が次のようになりました。

あなた 3万PV	Aグループ50万PV	725,000BV×12% =87,000円
	Bグループ40万PV	580,000BV×12% =69,600円
	Cグループ30万PV	435,000BV×9% =39,150円
	Dグループ20万PV	290,000BV×9% =26,100円
	Eグループ10万PV	145,000BV×6% =8,700円
		合計 230,550円

●あなたの収入計算

あなたのグループ全体の成績別ボーナスを計算します

221.85万BV × 21%

あなたのグループが1カ月の間に仕入れたすべてのアムウェイ商品のBV合計

153万PVの時の成績別ボーナスのパーセンテージ

→ 465,885円 あなたのグループの成績別ボーナス

465,885円 あなたのグループの成績別ボーナス

あなたのグループ 230,550円

あなた以外のあなたのグループに支払う今月の成績別ボーナスの合計

235,335円

あなたの成績別ボーナス

235,335円 今月のあなたの成績別ボーナス

あなた個人の実績は30,000PVですが、あなたは5つのグループをスポンサーした結果、あなたの受け取る成績別ボーナスも増えてきます。

2 | SP(シルバー・プロデューサー)の資格認定条件

2-1 有資格SPの3つのタイプと無資格SP(以下「SPS」(シルバー・プロデューサー・スポンサー)といいます)について

①有資格SP

有資格SP(シルバー・プロデューサー)には、以下の3つのタイプがあります。

(a)有資格SP(I)のタイプ

1か月にパーソナル・グループ (a)で150万PV以上(成績別ボーナス21%)を達成した場合。前記例5の「あなた」がこのタイプに該当します。

パーソナル・グループ
150万PV以上
(21%グループ)

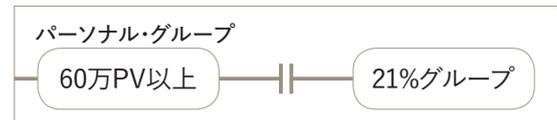
* 「パーソナル・グループ」とは、自分で直接スポンサーしたABOおよびその系列下位のABOからなるグループをいいます。前記例5の「あなたのグループ」はこれに該当します。ただし、成績別ボーナス21%を達成したグループは、パーソナル・グループには含まれません。

* 図中の「21%グループ」とは、「成績別ボーナス21%を達成したグループ」のことです。

(b)有資格SP(II)のタイプ

1か月に成績別ボーナス21%を達成したグループを1つ以上スポンサーし、かつパーソナル・グループでPVが60万PV以上150万PV未満を達成した場合。

(b)

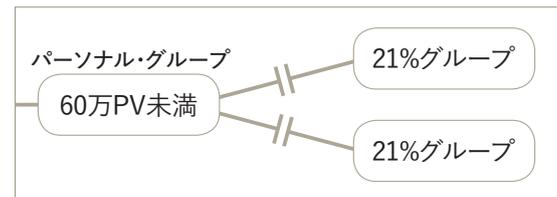


* パーソナル・グループが150万PVを達成していなくても1か月に成績別ボーナス21%を達成したグループを1つでもスポンサーしていれば、あなたの成績別ボーナスは21%となります。

(c)有資格SP(III)のタイプ

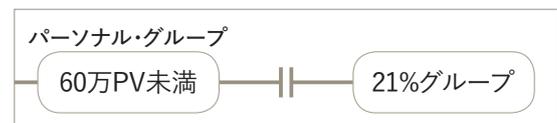
1か月に成績別ボーナス21%を達成したグループを2つ以上スポンサーした場合。なお、この場合、パーソナル・グループのPVが60万PV未満でも構いません。

(c)



②SPS

1か月に成績別ボーナス21%を達成したグループを1つスポンサーしているが、パーソナル・グループのPVが60万PV未満の場合。なお、ある月にSPSを達成したとしても、後記のPT(プラチナム)資格認定のための実績とはなりません。



2-2 有資格SPの資格認定条件

■有資格SPの資格認定条件

- ①前記有資格SPの3つのタイプのいずれかを達成すること。この実績を達成することにより仮認定されます。
- ②アムウェイの基本理念を正しく理解したうえで、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を遵守して常に健全なビジネスを遂行していること。
- ③ABO資格登録後、まる3カ月を経過した翌月以降の達成であること。
- ④アムウェイが特に重要視する以下の指標について、健全に成長していること：
グループ人数、発注者数、個人購入額、月末発注の割合、月ごとの実績変動。
- ⑤未収金の有資格SP達成グループ合計で50万円未満であること。

■資格審査

正式な有資格SP認定にあたっては、日本アムウェイ所定の審査基準にのっとり資格審査を行います。審査にあたってアムウェイは、審査対象者やその系列下位ABOに対し、必要な調査(製品の配送先調査、小売販売状況、ビジネス内容報告書等の審査、ABOへの事情確認等)を行うことができ、調査結果が資格認定に影響する場合があります。また、SP達成者が外国籍の場合、有効な在留カードおよび必要に応じて資格外活動許可書のコピーを提出していただきます。

■有資格SPの認定

SP資格認定審査に合格し、所定のプログラムを完了すると、「SP認定証」と「SPピン」が授与され、正式に有資格SPとして認定されます。

3 GP(ゴールド・プロデューサー)の資格認定条件

3-1 GPの資格認定条件

①実績

次の実績を達成することにより仮認定されます。

(a)新認定の場合

前記有資格SPの3つのタイプのいずれかを1年(12カ月)以内で3カ月達成すること。ただし、その3カ月は連続する必要はありません。

(b)再認定の場合

前記有資格SPの3つのタイプのいずれかを1会計年度中(各年9月1日～翌年8月31日)に3カ月達成すること。ただし、その3カ月は連続する必要はありません。

- ②アムウェイの基本理念を正しく理解したうえで、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を遵守して常に健全なビジネスを遂行していること。
- ③アムウェイが特に重要視する以下の指標について、健全に成長していること：
グループ人数、発注者数、個人購入額、月末発注の割合、月ごとの実績変動。
- ④未収金の有資格SP達成グループ合計で50万円未満であること。

3-2 資格審査

GPの正式認定にあたり、SP資格認定審査と同様の審査を行います。

3-3 GPの認定

GP資格認定審査に合格後、「GP認定証」と「GPピン」が授与され、正式にGPとして認定されます。

4 PT(プラチナム)の資格認定条件

4-1 PTの資格認定条件

①実績

次の実績を達成することにより仮認定されます。

(a)新認定の場合

前記有資格SPの3つのタイプのいずれかを1年(12カ月)以内で6カ月達成し、そのうち少なくとも3カ月は連続して達成すること。

(b)再認定の場合

前記有資格SPの3つのタイプのいずれかを1会計年度中(各年9月1日～翌年8月31日)に6カ月達成すること。これには3カ月連続の条件はありません。

- ②アムウェイの基本理念を正しく理解したうえで、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を遵守して常に健全なビジネスを遂行していること。

- ③アムウェイが特に重要視する以下の指標について、健全に成長していること：
グループ人数、発注者数、個人購入額、月末発注の割合、月ごとの実績変動。

- ④未収金の有資格SP達成グループ合計で50万円未満であること。

4-2 資格審査

SP資格認定審査と同様に審査を行います。

* PT資格を前会計年度から継続して維持している場合には、「PT資格取得申請書」の提出は必要ありません。資格審査終了後は、日本アムウェイから「PT資格取得申請書」、「概要書面(アムウェイ・ビジネスの概要)」、「プラチナム基本契約書」、「個人情報保護に関する同意書」が送付されます。必要事項を記入し、必ず住民票を添付して日本アムウェイに提出してください。

* 審査にあたっては有資格SP認定に必要な所定のプログラムを完了していることが条件となります。

* SP、GP、PTの認定月以外にも審査を行う場合があります。

* 2001会計年度より日本アムウェイのデータベース基準が世界共通に統一されたため、2000年9月1日以降一度でもSP以上のいずれかの資格に認定されたことのあるABO(PT資格の再認定については2000会計年度でPT資格を再認定されなかったABOも対象となります)は、生涯その資格の履歴を有し、再びその資格を達成すると、新認定ではなく再認定の扱いとなります。

4-3 PTの認定

審査終了後、所定のプログラムを完了すると、「PT資格認定証」と「PTピン」が授与され、「プラチナム基本契約書」の締結をもって「PT IDカード」が送付されます。

4-4 PT資格の有効期間

●会計年度をまたがず1会計年度中でPT資格を達成した場合は、翌会計年度末までがPT資格の有効期間です。

●会計年度をまたいでPT資格を達成した場合には、当該会計年度末までがPT資格の有効期間です。

5 プラチナム以上の資格認定条件の概要

5-1 プラチナム以上の資格認定条件

- ① パーソナル・グループの購入実績、成績別ボーナス21%を達成したグループをスポンサーした実績およびボーナス受給実績による認定条件と、後述のグローバル・アワード・レコグニションによる認定条件の2通りがあります。下記のいずれかの条件を達成した場合に仮認定されます。
- ② PT以上の資格認定には、アムウェイの基本理念を正しく理解したうえで、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を遵守して常に健全なビジネスを遂行していることが求められます。
- ③ ファウンダーズ・プラチナム以上の認定に際しては、PT資格を有していることが条件です。ただし、ルビーの場合は、PT資格の新認定期間内に下記の条件を達成した場合、PT資格新認定時に併せてルビーとして認定します。

●ご注意

- ・ 認定の対象であるPTが、「成績別ボーナス21%を達成したグ

ループ」をスポンサーしているものの、当該成績別ボーナス21%を達成したグループの系列下位からの返品などにより当該グループの総PVが150万PVに満たなくなってしまう場合、当該成績別ボーナス21%を達成したグループは、サファイア以上の認定条件に記載された「成績別ボーナス21%を達成したグループ」とはなりません。

- ・ 当該会計年度に達成するピン・レベルが過去(前会計年度以前)達成した最高のピン・レベル以下の場合には、新たなピン・レベルの認定表彰は行われません。
- ・ 前記の表中の「エメラルド・ボーナス」および「ダイヤモンド・ボーナス」については、後記をご参照ください。

5-2 資格審査

下記の表のいずれかのピン・レベルの認定条件を満たした段階ではまだ仮認定です。正式な認定にあたっては、日本アムウェイ所定の審査基準ののっとり資格審査を行います。

ピン・レベル	資格認定条件
プラチナム(PT)	前記のPTの資格認定条件の項参照
ルビー	1か月に、ルビー・ボリューム(成績別ボーナス21%に達しなかった系列下位のSP、SPSおよびGPグループを含むが、PTグループを含まない)で300万PV以上を達成すること。
ファウンダーズ・プラチナム	下記①②③のいずれかを達成すること。 ①1会計年度の12か月すべてにおいて有資格SPの資格認定条件を達成すること。 ②1会計年度(12か月)に10か月または11か月、有資格SPを達成し、かつ、1会計年度の本人と系列下位のグループの総PVが2,160万PV以上を達成すること。 ③1会計年度(12か月)に10か月または11か月有資格SPを達成し、かつ、本人と、系列下位の成績別ボーナス21%未達成グループのPVが、会計年度合計で1,800万PV以上あること(2020~2022会計年度限定)
ファウンダーズ・ルビー	1会計年度の12か月すべてにおいてルビーの資格認定条件を達成すること。
サファイア	1会計年度(12か月)に6か月以上、下記①、②のいずれかを達成すること。 ①1か月に、パーソナル・グループで60万PV以上を達成し、かつ成績別ボーナス21%を達成したグループを2つ以上スポンサーすること。 ②1か月に、パーソナル・グループで60万PV未満、かつ成績別ボーナス21%を達成したグループを3つ以上スポンサーすること。
ファウンダーズ・サファイア	下記①②のいずれかを達成すること。 ①1会計年度の12か月すべてにおいてサファイアの資格認定条件を達成すること。 ②(a)1会計年度(12か月)に10か月または11か月、1か月に、パーソナル・グループで60万PV以上を達成し、かつ、成績別ボーナス21%を達成したグループを2つ以上スポンサーするか、またはパーソナル・グループで60万PV未満、かつ成績別ボーナス21%を達成したグループを3つ以上スポンサーし、さらに、(b)1会計年度の本人と系列下位のグループの総PVが5,184万PV以上を達成すること。
エメラルド	1会計年度(12か月)に成績別ボーナス21%を6か月以上達成したグループを3つ以上スポンサーすること。
ファウンダーズ・エメラルド	1会計年度の12か月すべてにおいて成績別ボーナス21%を達成したグループを3つ以上スポンサーすること。 ただし、そのスポンサーしたグループが、1会計年度(12か月)に10か月または11か月、成績別ボーナス21%を達成し、かつ、そのグループの1会計年度の総PVが2,160万PV以上を達成、もしくは対象となる認定系列のアワードPVが会計年度合計で1,800万PV以上あるグループは、12か月すべてにおいて成績別ボーナス21%を達成したグループと同等です。
ダイヤモンド	1会計年度(12か月)に成績別ボーナス21%を6か月以上達成したグループを6つ以上スポンサーし、かつエメラルド・ボーナスを受給していること。
ファウンダーズ・ダイヤモンド	1会計年度の12か月すべてにおいて成績別ボーナス21%を達成したグループを6つ以上スポンサーし、かつエメラルド・ボーナスを受給していること。ただし、そのスポンサーしたグループが、1会計年度(12か月)に10か月または11か月、成績別ボーナス21%を達成し、かつ、そのグループの1会計年度の総PVが2,160万PV以上を達成、もしくは対象となる認定系列のアワードPVが会計年度合計で1,800万PV以上あるグループは、12か月すべてにおいて成績別ボーナス21%を達成したグループと同等です。
エグゼクティブ・ダイヤモンド	グローバル・アワード・レコグニションによる認定(P.76参照)
ファウンダーズ・エグゼクティブ・ダイヤモンド	
ダブル・ダイヤモンド	
ファウンダーズ・ダブル・ダイヤモンド	
トリプル・ダイヤモンド	

ビン・レベル	資格認定条件
ファウンダーズ・トリプル・ダイヤモンド	グローバル・アワード・レコグニションによる認定(P.76参照)
クラウン	
ファウンダーズ・クラウン	
クラウン・アンバサダー	
ファウンダーズ・クラウン・アンバサダー	

アワードPV: 個人の購入実績から返品実績を差し引いたPV+ 成績別ボーナス21%未達成のグループのPV。

5-3 グローバル・アワード・レコグニション

より収益性が高く、長期的に持続可能なビジネスを展開するリーダーに報いることを目的として、エグゼクティブ・ダイヤモンド以上の資格認定に際し、2019会計年度より、グローバル・アワード・レコグニションが導入されました。

資格認定条件

- ・「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を遵守して、アムウェイ・ビジネスを健全に遂行していること。
- ・国内グループ(No.1ビジネス)、もしくは自身の国際・グループ(海外No.2ビジネス)において、セールス&マーケティング・プランによるファウンダーズ・ダイヤモンドの資格を認定または再認定されること(オリジナルFAAレッグ・クレジットによる認定は除く)。
- ・No.1ビジネス、もしくは海外No.2ビジネスのマーケットにおいて、EBR*であること。
- ・以下に記載のグローバル・アワード・レコグニション認定の資格要件を満たすこと。

*エメラルド・ボーナス受給資格者

認定基準

グローバル・アワード・レコグニションでは、系列の幅と深さを認定に用います。

系列の幅

系列の幅は、国内グループ(No.1ビジネス)、もしくは自身の国際・グループ(海外No.2ビジネス)のファウンダーズ・プラチナム系列数によって計算されます。

ファウンダーズ・プラチナム系列:

- ・ファウンダーズ・プラチナムが1組以上存在する系列を指します(Q10・Q11年間ボリュームによる認定、Q10・Q11 アワードPVによる認定を含みます)。
 - ・ファウンダーズ・プラチナムの存在しないQ12系列、海外No.2ビジネスの自分自身、およびNo.2ビジネス以外の国際・グループ系列はファウンダーズ・プラチナム系列となりません。
- グローバル・アワード・レベルごとに、必要なファウンダーズ・プラチナム系列数が決まっています。

アワード・レベル	ファウンダーズ・プラチナム系列
ファウンダーズ・クラウン・アンバサダー	14+
クラウン・アンバサダー	14+
ファウンダーズ・クラウン	12+
クラウン	12+
ファウンダーズ・トリプル・ダイヤモンド	10+
トリプル・ダイヤモンド	10+
ファウンダーズ・ダブル・ダイヤモンド	8+

アワード・レベル	ファウンダーズ・プラチナム系列
ダブル・ダイヤモンド	8+
ファウンダーズ・エグゼクティブ・ダイヤモンド	6+
エグゼクティブ・ダイヤモンド	6+

系列の深さ)

系列の深さは、系列下位の実績に基づく、「認定クレジット(QC)」によって計算されます。

認定クレジット

系列下位の認定取得者	認定クレジット(QC)
ファウンダーズ・プラチナム系列	1.0
エメラルド・ボーナス受給資格者(EBR)*	1.5
ダイヤモンド・ボーナス受給資格者(DBR)**	3.0
ファウンダーズDBR(F,DBR)***	6.0

・国内グループ系列(No.1ビジネス)、もしくは自身の国際・グループ(海外No.2ビジネス)の系列からQCを獲得するには、当該マーケットにおいて自身がファウンダーズ・プラチナムである必要があります。

・各系列から1.0を超えたQCを獲得するには、自身が当該マーケットでEBR*である必要があります。

・ファウンダーズ・プラチナムのQCは、1系列あたり最大で3となります。

・EBR*・DBR**・F,DBR***を計算に含めるには、当該マーケットにおいて自身がEBR*である必要があり、また同時に、計算に含める対象者がファウンダーズ・プラチナムである必要があります。

・アワード・レベルごとに、系列ごとの最大のQCが定められています。

*エメラルド・ボーナス受給資格者

**ダイヤモンド・ボーナス受給資格者

***国内ファウンダーズ・プラチナム系列が6系列以上あるファウンダーズ・ダイヤモンド

	アワード・レベル	認定クレジット(QC)
ファウンダーズ・カウンシル	ファウンダーズ・クラウン・アンバサダー	系列ごとのQC: 最大12
	クラウン・アンバサダー	
	ファウンダーズ・クラウン	
	クラウン	
リーダーの中のリーダー	ファウンダーズ・トリプル・ダイヤモンド	系列ごとのQC: 最大9
	トリプル・ダイヤモンド	
	ファウンダーズ・ダブル・ダイヤモンド	
	ダブル・ダイヤモンド	
グローバル・リーダー	ファウンダーズ・エグゼクティブ・ダイヤモンド	系列ごとのQC: 最大6
	エグゼクティブ・ダイヤモンド	

グローバル・アワード・レコグニション認定表

	アワード・レベル	ファウンダーズ・プラチナム系列	認定クレジット (QC)	
ファウンダーズ・クラウン・アンバサダー	ファウンダーズ・クラウン・アンバサダー	14+	100	系列ごとのQC: 最大12
	クラウン・アンバサダー	14+	88	
	ファウンダーズ・クラウン	12+	76	
	クラウン	12+	64	
リーダーの中のリーダー	ファウンダーズ・トリプル・ダイヤモンド	10+	52	系列ごとのQC: 最大9
	トリプル・ダイヤモンド	10+	43	
	ファウンダーズ・ダブル・ダイヤモンド	8+	34	
	ダブル・ダイヤモンド	8+	25	
リーダー	ファウンダーズ・エグゼクティブ・ダイヤモンド	6+	16	系列ごとのQC: 最大6
	エグゼクティブ・ダイヤモンド	6+	10	

移行のスケジュール

グローバル・アワード・レコグニションの導入に際し、ビジネスが新しいプログラムに適應できるよう、3年間の移行期間が設定されました。

*ダイヤモンドまでのピン・レベルは、グローバル・アワード・レコグニション導入による影響を受けません。



2022会計年度以降:

- ・ファウンダーズ・ダイヤモンドの認定は、認定系列(Q12×6系列)での達成が必要です。オリジナル FAA レッグ・クレジットによる達成は認められません。
- ・エグゼクティブ・ダイヤモンド以上の認定は、グローバル・アワード・レコグニションにより行われます。

5-4 2022会計年度 リワーク・トップアップ(PV/BV再計算自動補填システム)

2019会計年度より、達成時のトップアップを廃止し、「リワーク・トップアップ(PV/BV再計算自動補填システム)」へ移行しました。

達成時ポイント自動補填	なし
月次ポイント補填ボリューム	返品/代引きキャンセル時のみ 10%
年間利用上限ボリューム	90万 PV (150万 PV×10%×6ヵ月)

返品や代引き発注のキャンセルによるボーナス再計算の場合に、対象ボリュームの10%以内で、不足しているアワードPV/BVを、返品や代引き発注のキャンセル受付月の翌年度のボリュームから、自動的に補填するシステムです。

■2022会計年度のリワーク・トップアップ対象

以下の①および②の条件を満たす場合に適用されます。

- ①有資格SP達成月において、ボーナス再計算により減少した各月度ごとの実績が、リワーク・トップアップの適用範囲内である場合。
- ②年間利用上限ボリュームの残PVが、リワーク・トップアップ適用に必要なボリュームを満たしている場合。

■リワーク・トップアップの適用範囲

各条件に該当する場合に適用されます。

有資格SPのタイプ	適用範囲
有資格SP Iのタイプ*	アワード・ボリュームが 135万 PV以上150万 PV未満の場合
有資格SP IIのタイプ**	アワード・ボリュームが 54万 PV以上60万 PV未満の場合
ルビー・ボリューム	ルビー・ボリュームが 270万 PV以上300万 PV未満の場合

*系列下位に成績別ボーナス21%グループがある場合を除く

**系列下位に2つ以上成績別ボーナス21%を達成したグループがある場合にも適用

●有資格SP Iのタイプ、および有資格SP IIのタイプへのリワーク・トップアップ適用はアワード・ボリュームへの適用であり、ルビー・ボリュームへの適用でない点にご注意ください。

●リワーク・トップアップ適用のPV/BVが清算できない場合、リワーク・トップアップ適用月の認定を取消とします。

■年間利用上限ボリューム

リワーク・トップアップでは、1会計年度内に利用できるボリュームが設定され、会計年度の初めに、それぞれのABO番号ごとに付与されます。翌会計年度へのボリュームの繰り越しや、異なるABO番号への付け替えはできません。

2022会計年度:90万 PV

●年間利用上限ボリュームがすべて適用された場合、もしくは適用に必要なボリュームを下回った場合には、当該月のボリュームがリワーク・トップアップの対象範囲であっても、リワーク・トップアップは適用されません。

6 各種ボーナス一覧

ABOに対して支払われるすべてのボーナスは、新規のお客さま(プロスペクト)に商品を伝えたり、グループのABOを指導、育成し、グループ内に健全なリーダーを育成していく積極的な活動や努力に対する報酬として支払われるものです。これらのボーナスは、創業者の理念を正しく理解したうえで、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を遵守して常に健全なビジネスを遂行し、所定の実績を達成した場合に支払われます。

ボーナスの種類	ボーナス名	支払時期
セールス & マーケティング・プラン	(1)成績別ボーナス	月次(*2)
	(2)リーダーシップ・ボーナス	
	(3)ルビー・ボーナス	
	(4)デプス・ボーナス (旧パール・ボーナス)	
	(5)インターナショナル/フォスター・リーダーシップ・ボーナス(*3)	会計年度終了後の12月末
	(6)エメラルド・ボーナス	
	(7)ダイヤモンド・ボーナス	
	(8)ダイヤモンド・プラス・ボーナス(旧エグゼクティブ・ダイヤモンド・ボーナス)	
	(9)ツートタイム・キャッシュ・ボーナス(認定時/初回再認定時の一時金)	
ファウンダーズ・アチーブメント・アワード(FAA)	(10)新ファウンダーズ・アチーブメント・アワード(新FAAプログラム)	会計年度終了後の11月末
コア・プラス 早期インセンティブ	(11)CSI(カスタマー・セールス・インセンティブ)	月次
	(12)ブロンズ9(ブロンズ・ファウンデーション・インセンティブ)	
	(13)ブロンズ15(ブロンズ・ビルダー・インセンティブ)	

ボーナスの種類	ボーナス名	支払時期
コア・プラス リーダー・インセン ティブ(*1)	(14)月次強化1(パフォーマンス・プラス・インセンティブ)/月次強化2(パフォーマンス・エリート・インセンティブ)	月次
	(15)パーソナルQ強化(パーソナル・グループ・グロース・インセンティブ)	会計年度終了後の10月末
	(16)フロントQ強化(フロントライン・グロース・インセンティブ)	会計年度終了後の10月末
	(17)達成一時金:新認定・再認定(ツアタイム・キャッシュ・インセンティブ)	達成年度の月次(*4)
	(18)GAR(*5)復帰認定時の一時金	会計年度終了後の11月末
	(19)FAA強化インセンティブ	会計年度終了後の11月末
	(20)エメラルド/ダイヤモンド・ボーナス差額補填	会計年度終了後の12月末
その他	(21)コンシューマーアクセス・ボーナス	会計年度終了後の10月末
	(22)シェアバーインセンティブ	月次(*6)

- *1 コア・プラスの内容は、会計年度によって適宜変更されることがあります。
- *2 月次ボーナスの支払い時期は翌月の18日(土曜日・日曜日・祝日の場合はその翌営業日)です。
- *3 インターナショナル・リーダーシップ・ボーナスは約2カ月以内をめどに支払われます。
- *4 新たにファウンダーズ・ダイヤモンドを達成された方への達成一時金は、達成月の翌々月のお支払いとなります。(2014会計年度以前に達成履歴のある方を除く)
- *5 グローバル・アワード・レコグニション。p.76参照。
- *6 翌々月の18日(土曜日・日曜日・祝日の場合はその翌営業日)です。

アムウェイの資格認定と収入のしくみ	定義
セールス & マーケティング・プラン	世界のアムウェイで実施されている資格認定と基本報酬制度
ファウンダーズ・アチーブメント・アワード(FAA)	世界のアムウェイで実施されている追加報酬制度
コア・プラス	最適なグループ構造に報いるため、アムウェイの裁量で支払われる報酬

No.2ビジネスのパーソナルPV条件免除ルール(2020年3月1日導入)

No.1ビジネスでプラチナム以上の資格を持つ場合、No.2ビジネス*のコア・プラス・リーダー・インセンティブ**のパーソナルPV条件が免除されます。

計算例1 あなたのリーダーシップ・ボーナスはいくらでしょう?

ケース: あなたが有資格SP(I)タイプの場合 * リーダーシップ・ボーナスの全額を受給できます。

ステップ1: 系列下位からのパスアップ額

対象となるグループのBVの6%。この場合はBグループのみ。

計算式: $217.8万 BV \times 6\% = ¥130,680$...①

ステップ2: スポンサーAへのパスアップ額

あなたのBVの6%。

計算式: $217.8万 BV \times 6\% = ¥130,680$...②

* 最低保証基準額¥130,680と同額ですので、②がそのままAが受け取るリーダーシップ・ボーナスとなります。

ステップ3: パスアップ額の不足分

この場合は最低保証基準額¥130,680と同額ですので¥0 ...③

ステップ4: あなたの受給額

①-③ 計算式: $¥130,680 - ¥0 = ¥130,680$

*北米・中国・台湾は対象外

**月次強化1/月次強化2/パーソナルQ強化/フロントQ強化
アーリー・インセンティブ(CSI/ブロンズ9/ブロンズ15)への適用はありません。

6-1 成績別ボーナス

<5>アムウェイの資格認定と収入のしくみ (70ページ1-3)参照

6-2 リーダーシップ・ボーナス

● リーダーシップ・ボーナスとは?

あなたのグループから成績別ボーナス21%を達成したグループが誕生した場合、そのグループを育成した努力に対する報酬としてお支払いするものです。

● 受給資格は?

あなたが成績別ボーナス21%を達成したグループをスポンサーし、かつあなたが有資格SPを達成している場合、このボーナスを受け取ることができます。

*リーダーシップ・ボーナスの有資格SPの判定には、成績別ボーナス21%を達成したインターナショナル・スポンサー・グループ/フォスター・スポンサー・グループは含まれません。資格認定で使用される有資格SPの定義とは異なりますので、ご注意ください。

● 受給額は?

リーダーシップ・ボーナスは、対象となるグループのBVに応じて受給額が決まり、成績別ボーナス21%を達成したグループのBV合計に対する6%を受け取ることができます。ただし、あなたの有資格SP達成のタイプによって受給額に違いが発生し、全額受給できる場合と、一部しか受給できない場合があります。

● 全額受給できる場合

あなたが有資格SPを(I)のタイプで達成している場合(後記の計算例1、2参照)

* ただし、有資格SP(I)のタイプで達成していても、BV合計×6%×1.1(消費税10%)が最低保証基準額に達していない場合には、ボーナス額が減額調整されます(後記の計算例5参照)。

● 一部しか受給できない場合

あなたが有資格SPを(II)または(III)のタイプで達成している場合(後記の計算例3、4参照)

● 最低保証基準額とは?

2019年10月度以降における、製品の消費税抜きのPV・BV比率は平均で1:1.32です。BV合計の6%に消費税10%を加えた額である、 $150万 PV \times 1.32 \times 6\% \times 1.1 = ¥130,680$ を、系列上位のスポンサーに支払われるリーダーシップ・ボーナスの「最低保証基準額」としています。この基準額は、PVとBVの比率の変更に伴い改定されます。



このケースでのあなたの受給額は **130,680円** となります。

計算例2 あなたのリーダーシップ・ボーナスはいくらでしょう？

ケース：あなたが有資格SP(I)タイプの場合 * リーダーシップ・ボーナスの全額を受給できます。

ステップ1：系列下位からのパスアップ額

対象となるグループのBVの6%。この場合はDとEグループのみ。
(DはSPSのためリーダーシップボーナスを受け取ることができません)

計算式：(14万BV + 217.8万BV) × 6% = ¥139,080 ...①

ステップ2：スポンサーAへのパスアップ額

あなたのBVの6%。

計算式：217.8万BV × 6% = ¥130,680 ...②

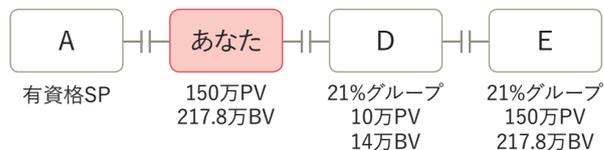
* 最低保証基準額¥130,680と同額ですので、②の金額がAにパスアップされるリーダーシップ・ボーナスとなります。

ステップ3：パスアップ額の不足分

この場合は最低保証基準額¥130,680と同額ですので¥0 ...③

ステップ4：あなたの受給額

①-③ 計算式：¥139,080 - ¥0 = ¥139,080



このケースでのあなたの受給額は **139,080**円 となります。

計算例3 あなたのリーダーシップ・ボーナスはいくらでしょう？

ケース：あなたが有資格SP(II)タイプの場合 * リーダーシップ・ボーナスの一部を受給できます。

ステップ1：系列下位からのパスアップ額

対象となるグループのBVの6%。この場合はCグループのみ。

計算式：217.8万BV × 6% = ¥130,680 ...①

ステップ2：スポンサーAへのパスアップ額

あなたのBVの6%。

計算式：87万BV × 6% = ¥52,200 ...②

* 最低保証基準額¥130,680を下回っていますので、Aにパスアップされるリーダーシップ・ボーナスは最低保証基準額の¥130,680となります。

ステップ3：パスアップ額の不足分

最低保証基準額から②を差し引いた金額

計算式：¥130,680 - ¥52,200 = ¥78,480 ...③

ステップ4：あなたの受給額

①-③ 計算式：¥130,680 - ¥78,480 = ¥52,200



このケースでのあなたの受給額は **52,200**円 となります。

計算例4 あなたのリーダーシップ・ボーナスはいくらでしょう？

ケース：あなたが60万PV未満の有資格SP(III)タイプの場合 * リーダーシップ・ボーナスの一部を受給できます。

ステップ1：系列下位からのパスアップ額

対象となるグループのBVの6%。この場合はFとGグループ。

計算式：(217.8万BV + 217.8万BV) × 6% = ¥261,360 ...①

ステップ2：スポンサーAへのパスアップ額

あなたのBVの6%。

計算式：14万BV × 6% = ¥8,400 ...②

* 最低保証基準額¥130,680を下回っていますので、Aにパスアップされるリーダーシップ・ボーナスは最低保証基準額の¥130,680となります。

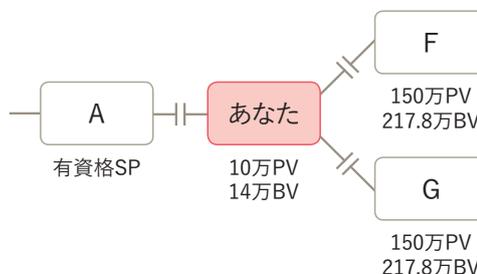
ステップ3：パスアップ額の不足分

最低保証基準額から②を差し引いた金額

計算式：¥130,680 - ¥8,400 = ¥122,280 ...③

ステップ4：あなたの受給額

①-③ 計算式：¥261,360 - ¥122,280 = ¥139,080



このケースでのあなたの受給額は **139,080**円 となります。

計算例5 あなたのリーダーシップ・ボーナスはいくらでしょう？

ケース: あなたが有資格SP(I)タイプで系列上位への最低保証基準額を満たしていない場合

※リーダーシップ・ボーナスの一部を受給できます。

ステップ1: 系列下位からのパスアップ額

対象となるグループのBVの6%。この場合はBグループのみ。
計算式: $220万BV \times 6\% = ¥132,000$ …①

ステップ2: スポンサーAへのパスアップ額

あなたのBVの6%。

計算式: $200万BV \times 6\% = ¥120,000$ …②

* 最低保証基準額¥130,680を下回っていますので、Aにパスアップされるリーダーシップ・ボーナスは最低保証基準額の¥130,680となります。

ステップ3: パスアップ額の不足分

最低保証基準額から②を差し引いた金額

計算式: $¥130,680 - ¥120,000 = ¥10,680$ …③

ステップ4: あなたの受給額

①-③ 計算式: $¥132,000 - ¥10,680 = ¥121,320$



このケースでのあなたの受給額は **121,320円** となります。

* 上記の計算例1~5において、「系列下位からのパスアップ額」とは、あなたに支払われるボーナス金額のうち、あなたの系列下位のグループの実績に基づいて算定されるものをいい、「スポンサーへのパスアップ額」とは、あなたの系列上位のスポンサーに支払われるボーナス金額のうち、あなたのグループの実績に基づいて算定されるものをいいます。

6-3 ルビー・ボーナス

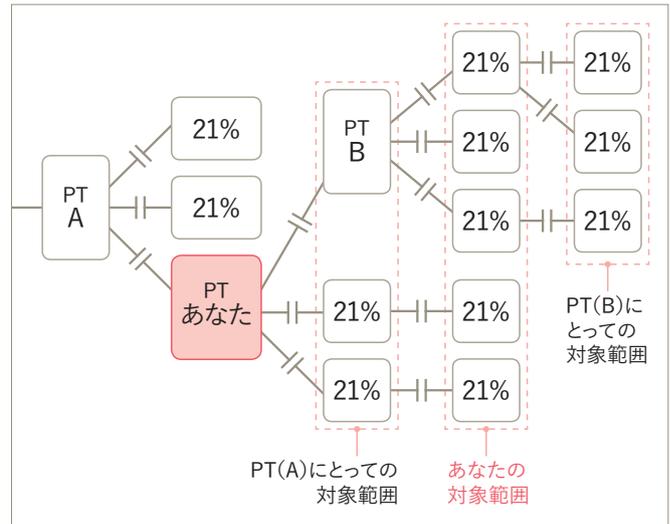
● ルビー・ボーナスとは？

アムウェイ・ビジネスの発展に重要なパーソナル・グループの充実を実現した努力に対する報酬としてお支払いするボーナスです。

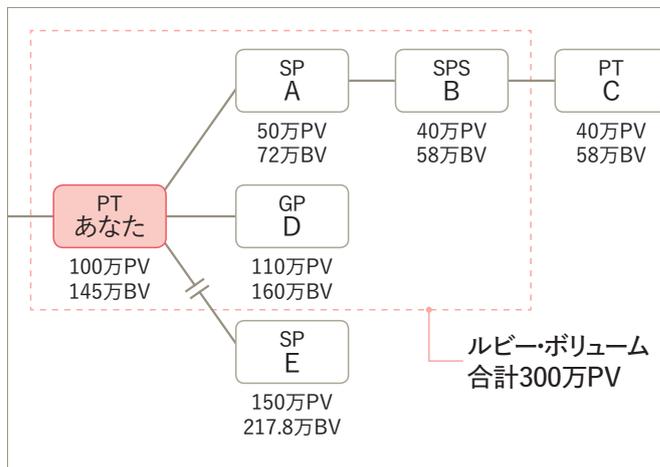
● 受給資格は？

あなたのルビー・ボリューム(成績別ボーナス21%に達しなかった系列下位のSP(SPSを含む)、GPグループの合計は含まれますが、PTグループは含まれません)が、300万PV以上を達成した場合に受給することができます。なお、プラチナム以上のABOだけでなく、SPまたはGPがこの実績を達成した場合にも、このルビー・ボーナスが支払われます。

* ルビーの資格認定条件と、このルビー・ボーナスの受給資格とは同一ではありません。



計算例 あなたのルビー・ボーナスはいくらでしょう？



ステップ1: 対象範囲グループのBVの合計は

対象となるグループ: あなた+A+B+D
計算式: $145万BV + 72万BV + 58万BV + 160万BV = 435万BV$ …①

ステップ2: 受給額は

BV合計(①)の2%。
計算式: $435万BV \times 2\% = ¥87,000$

このケースではあなたの受給額は **87,000円** となります。

● 受給額は？

対象となるグループのBV合計(ルビー・ボリューム)に対する2%を受け取ることができます。

6-4 デブス・ボーナス(旧パール・ボーナス)

● デブス・ボーナスとは？

成績別ボーナス21%を達成したグループを3グループ以上育成し、かつその系列下位の成績別ボーナス21%を達成したグループを育成した努力に報いるためにお支払いするボーナスです。

● 受給資格は？

直接スポンサーしている成績別ボーナス21%を達成したグループが3つ以上あり、かつ当該グループより系列下位に成績別ボーナス21%を達成したグループが1つ以上ある場合に受給できま

す。なお、プラチナム以上のABOだけでなく、SPまたはGPがこの実績を達成した場合も、このデブス・ボーナスが支払われます。

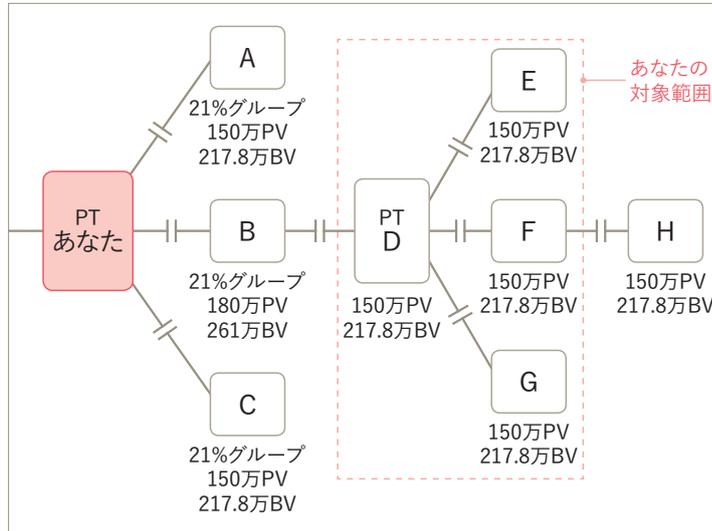
● 受給額は？

デブス・ボーナスの対象範囲(あなたが直接スポンサーした成績別ボーナス21%を達成したグループを除く系列下位のグループから次のデブス・ボーナス受給資格者の対象範囲の前までの)月間BV合計に対する1%を受け取ることができます。ただし、直接スポンサーしたグループの月間BV合計×1%×1.1(消費税10%)が最低保証基準額に達していない場合には、ボーナス額が減額調整されます(後記の計算例2参照)。

● 最低保証基準額とは？

2019年10月度以降における、製品の消費税抜きのPV・BV比率は平均で1:1.32です。BV合計の1%に消費税10%を加えた

計算例1 あなたのデブス・ボーナスはいくらでしょう？



ステップ1: 対象範囲グループのBVの合計は

対象となるグループ: D + E + F + G
 計算式: (217.8万BV + 217.8万BV + 217.8万BV + 217.8万BV) = 871.2万BV ... ①

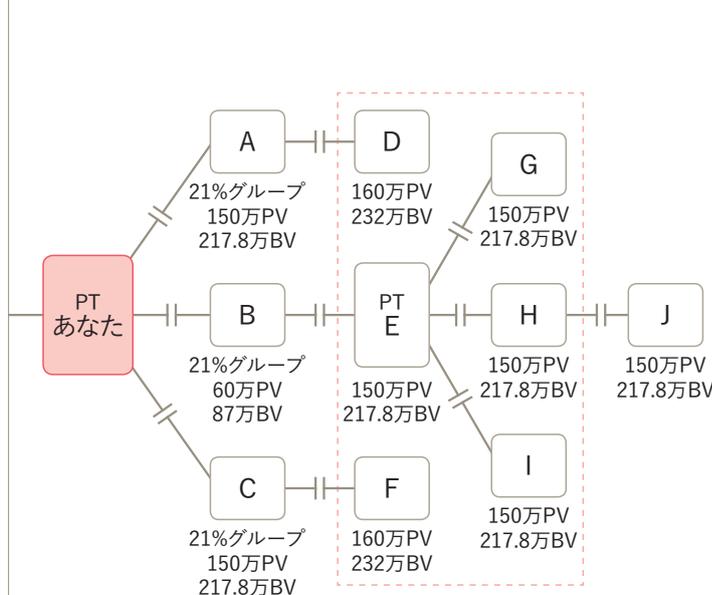
ステップ2: 受給額は

BV合計(①)の1%。
 計算式: 871.2万BV × 1% = ¥87,120

このケースでは
 あなたの受給額は **87,120円** となります。

計算例2 あなたのデブス・ボーナスはいくらでしょう？

ケース: 最低保証基準額による調整を必要とする場合



ステップ1: 対象範囲グループをグループごとにマーク

Aグループ対象範囲: D
 Bグループ対象範囲: E, G, H, I
 Cグループ対象範囲: F

ステップ2: グループごとに計算

● Aグループ AグループBV: 217.8万BV × 1% = ¥21,780
 ※最低保証基準額¥21,780と同額ですので、調整なし。

対象範囲: D
 受給額: 232万BV × 1% = ¥23,200 ... ①

● Bグループ BグループBV: 87万BV × 1% = ¥8,700

※最低保証基準額¥21,780未満ですので、調整あり。

調整額: ¥21,780 - ¥8,700 = ¥13,080

対象範囲: E, G, H, I
 受給額: (217.8万BV + 217.8万BV + 217.8万BV + 217.8万BV) × 1% = ¥87,120
 ¥87,120 - ¥13,080 (調整額) = ¥74,040 ... ②

● Cグループ CグループBV: 217.8万BV × 1% = ¥21,780

※最低保証基準額¥21,780と同額ですので、調整なし。

対象範囲: F

受給額: 232万BV × 1% = ¥23,200 ... ③

合計額は ① + ② + ③

計算式: ¥23,200 + ¥74,040 + ¥23,200 = ¥120,440

このケースでは
 あなたの受給額は **120,440円** となります。

額である、150万PV×1.32×1%×1.1=¥21,780をデプス・ボーナスの「最低保証基準額」としています。この基準額は、PVとBVの比率の変更に伴い改定されます。

6-5 インターナショナル／フォスター・リーダーシップ・ボーナス
後記参照

6-6 エメラルド・ボーナス

● エメラルド・ボーナスとは？

ABOは自分自身から派生した系列下位のグループをさまざまな面で支援、育成していくこととなります。しかし、系列下位のグループには成績別ボーナス、リーダーシップ・ボーナスおよびデプス・ボーナスのいずれの受給資格も有しないグループ・リーダーも存在します。このエメラルド・ボーナスは、このようなグループ・リーダーを支援、育成した報酬として支払われるボーナスです。

● 受給資格は？

1会計年度中(12カ月)に、成績別ボーナス21%を6カ月以上達成した国内グループを3つ以上スポンサーしている場合に受給できます。

※エメラルドの資格認定条件と、このエメラルド・ボーナスの受給資格とは同一ではありません。

● 受給額は？

下記の「エメラルド基金」をもとに、受給資格を有するすべてのエメラルド以上のABOの各々のBVに応じて算定される合計ポイントによって受給額が決定されます。

● エメラルド基金とは？

全エメラルド以上のABOの系列下位にある成績別ボーナス21%を達成したグループから生じた年間のBV合計の0.25%に相当する金額がエメラルド基金となります。

● ポイントと受給額の算出方法は？

- ①各エメラルド以上のABOの系列下位のグループに属するすべてのABOから生じた年間BVをグループごとに合計します。
- ②下記の「ポイント換算表」に基づいて、各グループのポイント算出します。
- ③各グループのポイントを合計したものが、そのエメラルド以上のABOのポイントになります。
- ④受給資格を有するすべてのエメラルド以上のABOのポイントを総合計します。
- ⑤エメラルド基金をすべてのエメラルド以上のABOのポイントの合計で割り、1ポイントあたりの単価を算出します。
- ⑥各エメラルド以上のABOのポイント数に単価をかけたものが、このエメラルド・ボーナス受給額となります。

ポイント換算表

1BV～5,000,000BV	1,000BVにつき4ポイント
5,000,001BV～15,000,000BV	1,000BVにつき2ポイント
15,000,001BV～25,000,000BV	1,000BVにつき1ポイント
25,000,001BV～∞	10,000BVにつき1ポイント

6-7 ダイヤモンド・ボーナス

● ダイヤモンド・ボーナスとは？

エメラルドよりさらに多くのリーダーを育成し、大きなグループを築いた努力に対し支払われるボーナスです。

● 受給資格は？

1会計年度中(12カ月)に、成績別ボーナス21%を6カ月以上達

成した国内グループを6つ以上スポンサーしている場合に受給できます。

* ダイヤモンドの資格認定条件と、このダイヤモンド・ボーナスの受給資格とは同一ではありません。

● 受給額は？

下記の「ダイヤモンド基金」をもとに、受給資格を有するすべてのダイヤモンド以上のABOの各々のBVに応じて算定される合計ポイントによって受給額が決定されます。

● ダイヤモンド基金とは？

全ダイヤモンド以上のABOの系列下位にある成績別ボーナス21%を達成したグループから生じた年間のBV合計の0.25%に相当する金額がダイヤモンド基金となります。

● ポイントと受給額の算出方法は？

前記のエメラルド・ボーナスと同様です。

6-8 ダイヤモンド・プラス・ボーナス(旧エグゼクティブ・ダイヤモンド・ボーナス)

● ダイヤモンド・プラス・ボーナスとは？

系列下位のグループの深さはもとより、自らがスポンサーした健全で安定したグループ・リーダーを数多く育成した努力に対して報いるボーナスです。

ダイヤモンド・プラス・ボーナス・システム表

グループ数 (国内グループのみ)	ユニット 係数
7～11	100
12～14	200
15～17	300
18～19	400
20	500

● 受給資格は？

1会計年度中(12カ月)に、成績別ボーナス21%を6カ月以上達成した国内グループを7つ以上スポンサーしている場合に受給できます。

* エグゼクティブ・ダイヤモンドの資格認定条件と、このダイヤモンド・プラス・ボーナスの受給資格とは同一ではありません。

● 受給額は？

下記の「ダイヤモンド・プラス基金」をもとに、受給資格を有するすべてのダイヤモンド以上のABOの各々のユニット数に応じて受け取ることができます。

● ダイヤモンド・プラス基金とは？

ダイヤモンド以上のABOの系列下位にある成績別ボーナス21%を達成したグループから生じた年間のBV合計の0.25%に相当する金額がダイヤモンド・プラス基金となります。

* 海外の有資格グループのBVは含まれません。

● ユニットと受給額の算出方法は？

- ①1会計年度中(12カ月)に、6カ月以上成績別ボーナス21%を達成したすべてのグループの、成績別ボーナス21%を達成した月の合計数を算出します。
- ②上記の「ダイヤモンド・プラス・ボーナス・システム表」に記載された、グループ数に該当するユニット係数に、成績別ボーナス21%を達成した総月数をかけてユニット数を算出します。
- ③受給資格を有するすべてのダイヤモンド以上のABOのユニット数を合計します。
- ④ダイヤモンド・プラス基金をそのユニット数の合計で割り、1ユニットあたりの単価を算出します。
- ⑤各ユニット数に単価をかけたものが、ボーナス受給額となります。

6-9 ツータイム・キャッシュ・ボーナス(認定時/初回再認定時の一時金)

エグゼクティブ・ダイヤモンド、ファウンダーズ・エグゼクティブ・ダイヤモンド、ダブル・ダイヤモンド、ファウンダーズ・ダブル・ダイヤモンド、トリプル・ダイヤモンド、ファウンダーズ・トリプル・ダイヤモ

ンド、クラウン、ファウンダーズ・クラウン、クラウン・アンバサダー、およびファウンダーズ・クラウン・アンバサダーの資格をグローバル・アワード・レコグニションで認定された時および翌会計年度当該資格を再認定された時に、1回限りのキャッシュ・ボーナス(一時金)を下記のとおりにお支払いいたします。

(税込)

ピン・レベル	新認定時 ボーナス 額(万円)	再認定時 ボーナス 額(万円)
エグゼクティブ・ダイヤモンド	375	124
ファウンダーズ・エグゼクティブ・ ダイヤモンド	430	141
ダブル・ダイヤモンド	535	176
ファウンダーズ・ダブル・ダイヤモンド	750	247
トリプル・ダイヤモンド	960	317
ファウンダーズ・トリプル・ダイヤモンド	1,280	422
クラウン	1,705	563
ファウンダーズ・クラウン	2,130	703
クラウン・アンバサダー	2,560	844
ファウンダーズ・クラウン・アンバサダー	2,985	985

2020会計年度より、エグゼクティブ・ダイヤモンド、およびファウンダーズ・エグゼクティブ・ダイヤモンドが対象に加われました。

* 海外No.2系列の認定クレジット(QC)を含む、グローバル・アワード・レコグニションによる新認定の場合は、ツータイム・キャッシュ・ボーナス額が上記と異なる場合があります。

6-10 ファウンダーズ・アチーブメント・アワード(FAA)

● ファウンダーズ・アチーブメント・アワードとは？

ファウンダーズ・アチーブメント・アワードは、アムウェイの共同創業者ジェイ・ヴァンアンデルとリチャード・M・デウォスによって創設されました。この年次ボーナスは、1会計年度の12カ月すべてにおいて成績別ボーナス21%を達成したグループだけでなく、その年間総PVやエメラルド・ボーナスおよびダイヤモンド・ボーナスの受給者の有無を考慮した評価基準を採用し、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を遵守した健全かつビジネスの発展が顕著なABOを対象に支払われます。なお、従来のオリジナルFAAプログラムに代わり、持続可能、かつバランスの取れたアムウェイ・ビジネスに報いることを目的として、2018会計年度より、新ファウンダーズ・アチーブメント・アワード(新FAAプログラム)が導入されました。

新ファウンダーズ・アチーブメント・アワード(新FAAプログラム)

● 受給資格は？

以下の①～④のすべてを満たすこと。

- ①アムウェイ・ビジネスを「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を遵守して健全に遂行していること。
- ②国内グループ(No.1ビジネス)または自身の国際グループ(海外No.2ビジネス)において、ダイヤモンド以上の資格を認定または再認定され、DBR*であること。
- ③国内グループ(No.1ビジネス)、および、自身の国際グループ(海外No.2ビジネス)において、マーケット内のファウンダーズ・プラチナム系列が計4つ以上あること。
- ④後述のFAAポイントを20ポイント以上獲得していること。

* DBR:ダイヤモンドボーナス受給資格者

● 受給額の算出方法

セールス&マーケティング・プランに基づく月次ボーナスの平均

額に、乗数を掛けて求めます。

月次ボーナスの平均額:

平均額は、1会計年度(12カ月)の実績に基づいて計算されます。セールス&マーケティング・プランに基づく月次ボーナスに含まれるのは以下のボーナスです。

- ・成績別ボーナス
- ・リーダーシップ・ボーナス
- ・ルビー・ボーナス
- ・デプス・ボーナス
- ・インターナショナル・リーダーシップ・ボーナス
- ・フォスター・リーダーシップ・ボーナス

* 年次ボーナス、およびコア・プラスによるボーナスは含まれません。

* 海外No.2ビジネスの月次ボーナスも含まれます。計算に際し、海外No.2ビジネスの月次ボーナスは、No.1ビジネスのマーケットの通貨に毎月換算されます。

乗数の計算方法:

乗数は、ファウンダーズ・プラチナム系列数とポイント数に基づいて決まります。

ファウンダーズ・ プラチナム系列数	ポイント	乗数の パーセンテージ
12	150	750%
10	125	700%
	105	650%
	90	600%
8	75	500%
	60	450%
	45	400%
4	35	300%
	27	250%
	20	200%

● ファウンダーズ・プラチナム系列数

No.1ビジネスおよび海外No.2ビジネスでファウンダーズ・プラチナムが存在する系列が、乗数計算の対象となります。

* ファウンダーズ・プラチナムのQ10・Q11年間ボリュームによる認定、およびQ10・Q11 アワードPVによる認定も乗数の計算に含まれます。

* ファウンダーズ・プラチナムが存在しないQ12系列は乗数の計算に含まれません。

* 国内グループ(No.1ビジネス)、もしくは自身の国際グループ(海外No.2ビジネス)の系列が対象となり、海外No.2ビジネスでない国際グループは乗数の計算に含まれません。

● ポイント数

No.1ビジネスおよび海外No.2ビジネスでファウンダーズ・プラチナムが存在する系列が対象となり、認定を受けた各ファウンダーズ・プラチナム系列内のリーダー数に基づき計算されます。

対象者	1組あたりのポイント
ファウンダーズ・プラチナム	1.0
EBR*1	1.5
DBR*2	3.0

・ファウンダーズ・プラチナムの組数により獲得できるポイントは、1系列あたり最大6ポイントです。

・ファウンダーズ・プラチナム系列ごとに獲得できる最大のポイントは、30ポイントとなります。

・DBR*2→EBR*1→ファウンダーズ・プラチナムの順に、系列ごとにポイントを加算し、その後系列全体の合計ポイントを算出

します。

・系列の深さに基づいてポイントを獲得するには、自身がマーケット内においてEBR*1である必要があり、自身がEBR*1でない場合には、当該系列から発生するポイントは最大1ポイントとなります。

・EBR*1およびDBR*2のポイントを加算するには、EBR*1およびDBR*2自身がファウンダーズ・ブラチナムである必要があります。

*1 エメラルド・ボーナス受給資格者

*2 ダイヤモンド・ボーナス受給資格者

●スーパー系列

合計30ポイントを獲得したファウンダーズ・ブラチナム系列を指します。

スーパー系列ボーナス:

・乗数のパーセンテージが750%に該当し、かつ、スーパー系列が2系列以上5系列以下の場合、1系列ごとに20,000USドルのボーナスが支払われます。

・乗数のパーセンテージが750%に該当し、かつ、スーパー系列が6系列以上ある場合、5系列目までは、1系列ごとに20,000USドルのボーナスが、6系列目以降は、1系列ごとに40,000USドルのボーナスが支払われます。

* スーパー系列数の上限はありません。

* 為替レートについては、支払時点でのレートが適用されます。

6-11 CSI(カスタマー・セールス・インセンティブ)

当該月の成績別ボーナスが9%までの方が対象で、製品流通に対する新規ABOの収入増加を目的とした月次ボーナスです。

■受給資格

・当該月の成績別ボーナスが9%以下であること。

・当該月にプライムカスタマーへの売り上げ、またはシェアバーもしくはAmazon.co.jpへの製品紹介リンクを利用した売り上げ(VCS)があること。

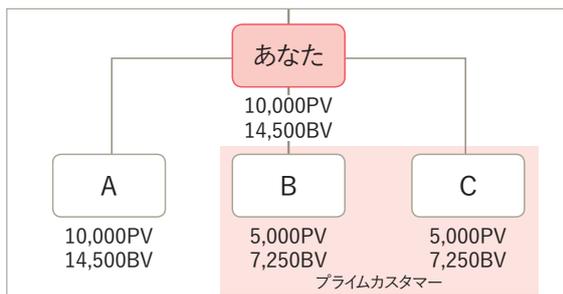
■受給額

プライムカスタマーへの売り上げ、ならびにシェアバーおよびAmazon.co.jpへの製品紹介リンクを利用した売り上げから発生したBVに、以下の乗数を掛けた金額をお支払いします。

成績別ボーナスのパーセンテージによって、乗数のパーセンテージが決まります(10%-成績別ボーナスのパーセンテージ)。

あなたの成績別ボーナス	乗数のパーセンテージ
0%	10%
3%	7%
6%	4%
9%	1%

■計算例 PV:BV比率 1:1.45



グループPV・BV: 30,000PV 43,500BV

成績別ボーナスのパーセンテージ: 3%

あなたの成績別ボーナス:

43,500×3%=1,305円

あなたのCSI

(7,250+7,250)×7%=1,015円

あなたの月次ボーナス:

1,305+1,015=2,320円

6-12 ブロンズ9(ブロンズ・ファウンダーション・インセンティブ)

成績別ボーナスが9%以上の方が対象で、新規ABOのスポンサーリングとグループの構築を評価する月次ボーナスです。

■受給資格

・昨会計年度における、成績別ボーナスの最高パーセンテージが12%以下であること。(受給期間中の場合を除く)

・当該月に以下の3つのすべてを満たすこと。

成績別ボーナスが9%以上/パーソナルPVが10,000PV以上/成績別ボーナス3%以上のグループを3系列以上スポンサーしている

・初回受給月度を含め18カ月以内であり、過去に本インセンティブを受給していないこと。

■受給できる期間

・本インセンティブの受給資格を初めて達成した月度を含め18カ月間、受給資格を達成した場合に支払われます。

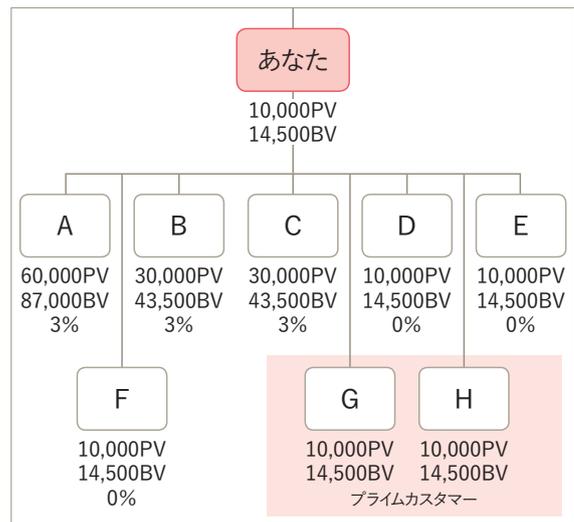
・18カ月間において、最大12回の受給が可能です。

■受給額

成績別ボーナス額の30%

*ブロンズ9受給月度に、ブロンズ15の受給資格も満たした場合には、双方のインセンティブを受給することが可能です。

■計算例 PV:BV比率 1:1.45



グループPV・BV: 180,000PV 261,000BV

成績別ボーナスのパーセンテージ:9%

あなたグループ全体の成績別ボーナス:

261,000×9%=23,490円

あなたの成績別ボーナス:

23,490-(2,610+1,305+1,305)=18,270円

あなたのブロンズ9:

18,270×30%=5,481円

あなたのCSI:

(14,500+14,500)×1%=290円

あなたの月次ボーナス：
18,270+5,481+290=24,041円

6-13 ブロンズ15(ブロンズ・ビルダー・インセンティブ)/ブロンズ・ピン
成績別ボーナスが15%以上の方が対象で、収益性が高く持続可能なグループ構築を評価する月次ボーナスです。

■受給資格

- ・2014年9月度以降、初回受給月度までの期間において、GP以上の資格に認定されていないこと。
- ・当該月に以下の3つのすべてを満たすこと。
成績別ボーナスが15%以上 / パーソナルPVが10,000PV以上 / 成績別ボーナス6%以上のグループを3系列以上スポンサーしている
- ・初回受給月度を含め18カ月以内であり、過去に本インセンティブを受給していないこと。

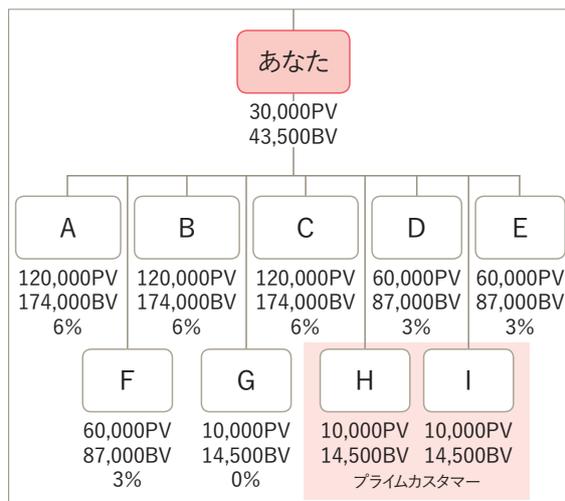
■受給できる期間

- ・本インセンティブの受給資格を初めて達成した月度を含め18カ月間、受給資格を達成した場合に支払われます。
- ・18カ月間において、最大12回の受給が可能です。

■受給額

- 成績別ボーナス額の40%
- ・過去にSPに認定されたことがない方が本インセンティブの受給資格を初めて達成された場合、ブロンズ・ピンとして表彰いたします。
 - ・ブロンズ15受給月度に、ブロンズ9の受給資格も満たした場合には、双方のインセンティブを受給することが可能です。

■計算例 PV:BV比率 1:1.45



グループPV・BV： 600,000PV 870,000BV
成績別ボーナスのパーセンテージ：15%
あなたグループ全体の成績別ボーナス：
870,000×15%=130,500円
あなたの成績別ボーナス：
130,500 - (10,440+10,440+10,440+2,610+ 2,610+ 2,610) =
91,350円
あなたのブロンズ15：
91,350×40%=36,540円
あなたの月次ボーナス：
91,350+36,540=127,890円

6-14 月次強化1(パフォーマンス・プラス・インセンティブ) / 月次強化2 (パフォーマンス・エリート・インセンティブ)

受給資格を満たした有資格SPが対象で、収益性の高いグループボリュームの構築に報いることを目的とした月次ボーナスです。

■受給資格

- 月次強化1(パフォーマンス・プラス・インセンティブ)：
- ・当該月のルビー・ボリュームが、1,500,000PV以上、かつ、パーソナルPVが10,000PV以上の有資格SP
 - ・当該月に成績別ボーナス21%のグループが1系列以上、パーソナルPVが10,000PV以上あり、かつ、当該月のルビー・ボリュームが以下の値に該当する有資格SP
1,200,000PV以上 1,500,000PV未満(2022会計年度)*

月次強化2(パフォーマンス・エリート・インセンティブ)

- ・当該月のルビー・ボリュームが、2,250,000PV以上、かつ、パーソナルPVが10,000PV以上の有資格SP

■受給額

- 月次強化1: 当該月のルビー・BVに対する2%
月次強化2: 当該月のルビー・BVに対する1%
月次強化2の受給資格を満たす場合、月次強化1・月次強化2の双方のボーナスを受け取ることができます。

※ルビー・ボリュームとは？

- パーソナル・ボリューム+成績別ボーナス21%未達成のSPS、SP、GPグループのボリューム。
下位PTが成績別ボーナス21%未達成であっても、そのPTグループのボリュームは含みません。

* 月次強化1(パフォーマンス・プラス・インセンティブ)移行期間プログラム

当該月に成績別ボーナス21%のグループが1系列以上あり、ルビー・ボリュームが1,500,000PV未満の場合に、一定の条件を満たすことで、月次強化1を受給することができるプログラムです。移行期間は2022会計年度までを予定しており、ルビー・ボリュームは会計年度ごとに設定されます。

2022会計年度: 1,200,000PV以上

■計算例 PV:BV比率 1:1.45

A 月次強化1: 217.5万BV×2%=43,500円
150万PV
217.5万BV

B 月次強化1: 326.25万BV×2%=65,250円
月次強化2: 326.25万BV×1%=32,625円
225万PV 合計: 97,875円
326.25万BV

6-15 パーソナルQ強化(パーソナル・グループ・グロース・インセンティブ)

受給資格を満たしたプラチナム以上が対象で、受給条件を達成した月数に応じて支払われる年次ボーナスです。ファウンダーズ・プラチナム達成に向けて、健全な資格認定と成長を目指していただくことを目的としています。

■受給資格

- 1) プラチナム以上に認定されること

*有資格SP達成月が会計年度内で6か月以上の方が対象です。

- 2) パーソナルPVが、会計年度合計で120,000PV以上あること
- 3) 以下の成長条件もしくは維持条件を満たすこと

成長条件と維持条件:

会計年度内に、以下のいずれかの条件を満たした合計月数で判定します。

- ・ルビー・ボリュームで1,500,000PV以上
- ・成績別ボーナス21%グループをスポンサーし、ルビー・ボリュームで600,000PV以上

昨会計年度で条件を満たした合計月数を基準とし、基準よりも月数が増加している場合(=成長条件)、もしくは基準と同じ月数を維持している場合(=維持条件)にボーナスを受給できます。

■受給額

条件を満たした月の成績別ボーナスの会計年度合計金額に、以下の乗数を掛けた金額をお支払いします。

基準月数	合計月数	乗数
1~11ヵ月	基準月数と同数を維持	30%
12ヵ月	基準月数と同数を維持	40%
0~11ヵ月	基準月数から1ヵ月~5ヵ月増加	40%
0~6ヵ月	基準月数から6ヵ月以上増加	50%

■計算例

	計算例① プラチナム	計算例② ファウンダーズ・ プラチナム	計算例③ ファウンダーズ・ プラチナム
基準月数	10	12	6
実績月数	10	12	12
増減月数	0(維持)	0(維持)	+6(増加)
支払いの ベース	成績別ボーナス 250万円	成績別ボーナス 300万円	成績別ボーナス 300万円
乗数	30%	40%	50%
パーソナル Q強化	75万円	120万円	150万円

6-16 フロントQ強化(フロントライン・グロース・インセンティブ)

受給資格を満たしたファウンダーズ・プラチナム以上が対象で、21%系列月数の成長/維持に応じて支払われる年次ボーナスです。

幅、深さ、グループボリュームのバランスのとれた認定系列の育成を目指していただくことを目的としています。

■受給資格

- 1) ファウンダーズ・プラチナム以上に認定されること
- 2) 会計年度内すべての月度において有資格SPを達成するか、もしくは有資格SPを10ヵ月以上達成し、かつ年間総ボリューム*が2,160万PV以上、もしくはアワードPV**が1,800万PV以上あること
- 3) パーソナルPVが、会計年度合計で120,000PV以上あること
- 4) 以下の成長条件もしくは維持条件を満たすこと

*自身のボリュームを含む、国内グループすべての年間総ボリューム

**パーソナル・ボリューム+成績別ボーナス21%未達成グループのボリューム

【成長条件と維持条件】

昨会計年度実績における、あなたがスポンサーしている国内グループの21%系列月数が基準となります。基準よりも月数が増加している場合(=成長条件)、もしくは基準と同じ月数を維持している場合(=維持条件)にボーナスを受給できます。

【21%系列月数について】

成績別ボーナス21%を1会計年度に10ヵ月もしくは11ヵ月達成、かつ、年間ボリュームが2,160万PV以上、もしくはアワードPVが会計年度合計で1,800万PV以上ある系列をスポンサーしている場合、成績別ボーナス21%を12ヵ月達成したグループをスポンサーしている場合と同様、21%系列月数を「12」として数えます。これはフロントQ強化への適用で、リーダーシップ・アチーブメント・セミナーへの適用はありません。

■受給額

お支払いのベースとなるボーナスの会計年度合計金額に、それぞれの乗数を掛けた金額をお支払いします。

お支払いのベース:

ファウンダーズ・エメラルドまで:リーダーシップ・ボーナス*1
ダイヤモンド以上:セールス&マーケティング・プランに基づく月次ボーナス(月次コア・ボーナス)*2

21%系列月数	ファウンダーズ・エメラルド* まで	ダイヤモンド 以上
-2~±0	20%	30%
+1~+5	30%	50%
+6~	40%	70%

昨会計年度と当会計年度共に、ファウンダーズ・エメラルド以上のピン・レベルに認定され、かつ、昨会計年度実績において、前年よりも国内21%系列月数を7ヵ月以上増加させた場合、21%系列月数が3ヵ月~6ヵ月減少しても、-2~±0の乗数が適用されます。

*1 フォスター・リーダーシップ・ボーナスを含む。

*2 セールス&マーケティング・プランに基づく月次ボーナスに含まれるのは以下のボーナスです。

- ・成績別ボーナス
- ・リーダーシップ・ボーナス
- ・ルビー・ボーナス
- ・デプス・ボーナス(旧パール・ボーナス)
- ・フォスター・リーダーシップ・ボーナス

お支払いのベースは、リーダーシップ・ボーナスまたはフォスター・リーダーシップ・ボーナスが発生した月の月次コア・ボーナスが対象となります。海外No.2ビジネスの月次ボーナス、インターナショナル・リーダーシップ・ボーナス、年次ボーナス、およびコア・プラスによるボーナスは含まれません。

■計算例

	計算例① ファウンダーズ・ プラチナム	計算例② エメラルド	計算例③ ダイヤモンド
基準21% 系列月数	12	26	53
実績21% 系列月数	12	27	54
増減21% 系列月数	0(維持)	+1(増加)	+1(増加)
支払いの ベース	リーダーシップ・ ボーナス 155万円	リーダーシップ・ ボーナス 350万円	月次コア ボーナス 1,000万円
乗数	20%	30%	50%
フロント Q強化	31万円	105万円	500万円

6-17 達成一時金:新認定・再認定(ツータイム・キャッシュ・インセンティブ)
 プラチナムからファウンダーズ・ダイヤモンドまでの新認定および初回再認定の達成者に、一時金として支払われるボーナスです。新認定ならびに翌会計年度の再認定を目指していただくことを目的としています。

■受給資格

新認定:

プラチナムからファウンダーズ・ダイヤモンドを初めて達成し、認定されること。

エメラルドからファウンダーズ・ダイヤモンドまでの資格については、国内系列での達成が対象となり、かつ、2015会計年度以降に初めて達成することで受給資格が得られます。

初回再認定:

新認定の翌会計年度に、同じ資格に再認定されること

■受給額 (税込)

ピン・レベル	新認定(円)	初回再認定(円)
プラチナム	405,000	135,000
ファウンダーズ・プラチナム	710,000	235,000
サファイア	915,000	300,000
ファウンダーズ・サファイア	1,320,000	435,000
エメラルド	1,830,000	600,000
ファウンダーズ・エメラルド	2,235,000	735,000
ダイヤモンド	2,740,000	900,000
ファウンダーズ・ダイヤモンド	3,250,000	1,070,000

・過去に未達成のピン・レベルに認定された場合、受給対象となります。これまでに達成した最高のピン・レベルは問いません。(例:これまでにサファイアを達成したことがないエメラルドが、初めてサファイアに認定された場合には受給対象となります。)

・1会計年度内に複数のピン・レベルに認定された場合、それぞれのピン・レベルについて受給資格が得られます。

・エグゼクティブ・ダイヤモンド以上のツータイム・キャッシュ・ボーナスは、グローバル・アワード・レコグニションのツータイム・キャッシュ・ボーナス・スケジュールに基づいてお支払いいたします。(P.82参照)

6-18 GAR*復帰認定時の一時金

■期間

2019会計年度から2022会計年度

■受給対象

過去最高ピン・レベルがエグゼクティブ・ダイヤモンド以上のABO

■受給条件

2018会計年度実績のGAR*ピン・レベルを基準として、基準を超えるGAR*ピン・レベルに復帰し、認定されること

期間中に同じピン・レベルの一時金を複数回受給することはできません。

■受給額 (税込)

ピン・レベル	受給額(万円)
エグゼクティブ・ダイヤモンド	375
ファウンダーズ・エグゼクティブ・ダイヤモンド	430
ダブル・ダイヤモンド	535
ファウンダーズ・ダブル・ダイヤモンド	750
トリプル・ダイヤモンド	960
ファウンダーズ・トリプル・ダイヤモンド	1,280
クラウン	1,705
ファウンダーズ・クラウン	2,130
クラウン・アンバサダー	2,560
ファウンダーズ・クラウン・アンバサダー	2,985

*グローバル・アワード・レコグニション。p.76参照

6-19 FAA強化インセンティブ

新FAAボーナス受給資格者が対象*1で、ダイヤモンド以上のリーダーシップの育成に報いる年次ボーナスです。

■受給資格

ファウンダーズ・プラチナム系列が4系列以上あり、国内FAAポイント15以上を獲得し、DBR*2であること。

成長条件:海外系列を含む、昨会計年度の国内FAA乗数のパーセンテージを維持もしくは上回り、かつ、昨会計年度実績を上回る国内FAAポイント数を獲得すること

維持条件:海外系列を含む、昨会計年度のFAA乗数のパーセンテージを維持すること

*1 FAA強化インセンティブの受給資格を満たす場合には、新FAAボーナスの受給資格を満たさない場合でもインセンティブを受給することができます。

*2 ダイヤモンド・ボーナス受給資格者

■受給額

セールス&マーケティング・プランに基づく月次ボーナス*の平均額に、以下のボーナス受給率を掛けてお支払いします。

ファウンダーズ・プラチナム系列	FAAポイント	FAA乗数	成長	維持
12	150	750%	500%	250%
	125	700%		
10	105	650%		
	90	600%		
	75	500%		
8	60	450%		
	45	400%		
4	35	300%		
	27	250%		
	20	200%		
	15	0%		

* セールス&マーケティング・プランに基づく月次ボーナスに含まれるのは以下のボーナスです。

- ・成績別ボーナス
- ・リーダーシップ・ボーナス
- ・ルビー・ボーナス
- ・デプス・ボーナス(旧パール・ボーナス)
- ・フォスター・リーダーシップ・ボーナス

お支払いのベースは、リーダーシップ・ボーナスまたはフォスター・リーダーシップ・ボーナスが発生した月の月次コア・ボーナスが対象となります。海外No.2ビジネスの月次ボーナス、イン

ターナショナル・リーダーシップ・ボーナス、年次ボーナス、およびコア・プラスによるボーナスは含まれません。

6-20 エメラルド/ダイヤモンド・ボーナス差額補填

● エメラルド/ダイヤモンド・ボーナス差額補填とは？

エメラルド・ボーナスおよびダイヤモンド・ボーナスを受け取っている方のためのボーナス差額補填です。「4段階」と「6段階」の双方のポイント換算表で、エメラルド・ボーナスおよびダイヤモンド・ボーナスの受給額を算出して、「6段階」による算出額のほうが高い場合には、「4段階」による算出額との差額をお支払いします。

ポイント換算表

4段階による算出

BVの範囲	ポイント
1BV～5,000,000BV	1,000BVにつき 4ポイント
5,000,001BV～15,000,000BV	1,000BVにつき 2ポイント
15,000,001BV～25,000,000BV	1,000BVにつき 1ポイント
25,000,001BV～ ∞	10,000BVにつき 1ポイント

6段階による算出

BVの範囲	ポイント
1BV～5,000,000BV	1,000BVにつき 4ポイント
5,000,001BV～15,000,000BV	1,000BVにつき 2ポイント
15,000,001BV～25,000,000BV	1,000BVにつき 1ポイント
25,000,001BV～500,000,000BV	10,000BVにつき 1ポイント
500,000,001BV～1,000,000,000BV	100,000BVにつき 1ポイント
1,000,000,001BV～ ∞	1,000,000BVにつき 1ポイント

コア・プラスに共通の注意事項

- すべてのコア・プラスは「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を遵守した健全なビジネスを遂行していることが条件となります。
- コア・プラスの年次支払いを受けるためには当該会計年度にプラチナム以上の資格を認定され、かつ年次ボーナス支払い時期にプラチナム以上の資格を有していることが条件となります。
- 返品などによるボーナス再計算と連動しますが、コア・プラスの各ボーナスの基準は、原則として返品などによるボーナス再計算と連動しません。
- すべてのコア・プラスは日本アムウェイにより適宜変更される場合があります。

6-21 コンシューマーアクセス・ボーナス

● コンシューマーアクセス・ボーナスとは？

「コンシューマーアクセス(*1)」の施策による「コンシューマーアクセス基金(*2)」をもとに、報酬としてお支払いするものです。当該制度の内容は会計年度によって、あるいは新しい施策の導入によって、適宜変更されることがあります。

*1 コンシューマーアクセスとは、一般広告展開やAmazonマーケットプレイスにおける商品購入機会の提供を通じたブランドの認知向上によりABOのビジネスをサポートすることを目的とする施策です。一般消費者からの問い合わせに対して、知人にABOがない場合、当社から直接商品を購入できる機会を提供するだけでなく、一般消費者がAmazonマーケットプレイスにおいて商品を購入できる機会を提供しています。

*2 コンシューマーアクセス基金とは、コンシューマーアクセス

の施策に伴い、①当社によって一般消費者に直接販売された商品のBVの基本ボーナスに相当する金額に、標準小売価格と会員価格の差額を足した金額と、②クーポンコードを利用することなくAmazonマーケットプレイスの当社公式ストアにおいて一般消費者に直接販売された商品のBVの基本ボーナスに相当する金額に、標準小売価格と会員価格の差額を足した金額です。

● 受給資格は？

ファウンダーズ・プラチナム以上の資格を認定された方で、1会計年度中(12カ月)に1人以上ABOをスポンサー(ただしインターナショナル・スポンサーは除く)した方(スポンサー活動にはスポンサー活動資格の取得が必要です)。

● 受給額は？

「コンシューマーアクセス基金」をもとに、受給資格を有するすべてのファウンダーズ・プラチナム以上のABOの各々のユニット数に応じて受け取ることができます。

● 算出方法は？

- ①1会計年度中に6カ月以上成績別ボーナス21%を達成したすべてのグループの成績別ボーナス21%を達成した月の合計数と、受給資格のあるABOの成績別ボーナス21%を達成した月を合算した月数を算出します。
- ②「コンシューマーアクセス・ボーナス システム表」に記載された資格に該当するユニット係数に、総月数をかけてユニット数を算出します。
- ③受給資格を有するすべてのファウンダーズ・プラチナム以上のABOのユニット数を合計します。
- ④コンシューマーアクセス基金をそのユニット数の合計で割り、1ユニットあたりの単価を算出します。
- ⑤各ユニット数に単価をかけたものが、ボーナス受給額となります。

● コンシューマーアクセス・ボーナス システム表

資格	ユニット係数
ファウンダーズ・プラチナム	1
ファウンダーズ・ルビー	1
サファイア	2
ファウンダーズ・サファイア	2
エメラルド	3
ファウンダーズ・エメラルド	3
ダイヤモンド	6
ファウンダーズ・ダイヤモンド	6
エグゼクティブ・ダイヤモンド	9
ファウンダーズ・エグゼクティブ・ダイヤモンド	9
ダブル・ダイヤモンド	12
ファウンダーズ・ダブル・ダイヤモンド	12
トリプル・ダイヤモンド	15
ファウンダーズ・トリプル・ダイヤモンド	15
クラウン	18
ファウンダーズ・クラウン	18
クラウン・アンバサダー	20
ファウンダーズ・クラウン・アンバサダー	20

6-22 シェアバーインセンティブ

● シェアバーインセンティブとは？

ABOがシェアバーを利用して商品販売のあっせんをした場合に、提供したURLから当該商品の販売ページにアクセスされ商品が購入されることによってお支払いする報酬です。購入された製品の税抜会員価格と税抜シェアバー価格(税抜の標準小売価格の80%)の差額に消費税10%(飲食料品であっても10%です)を上乗せした額を、シェアバーインセンティブとして商品販売のあっせんをしたABOにお支払いします。

*シェアバーインセンティブ計算例

トリプルX3セルの場合

標準小売価格:14,670円

会員価格:10,860円

税抜会員価格:10,056円

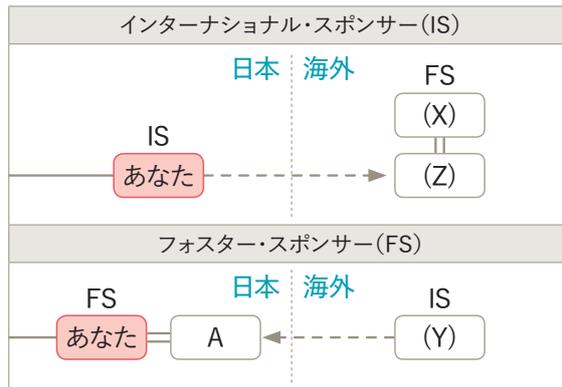
シェアバー価格:11,736円

(トリプルX 税抜シェアバー価格10,867円-トリプルX 税抜会員価格10,056円) ×1.1(消費税10%)=892円

7 インターナショナル・スポンサーおよび フォスター・スポンサー

7-1 インターナショナル・スポンサー(IS)およびフォスター・スポンサー(FS)とは?

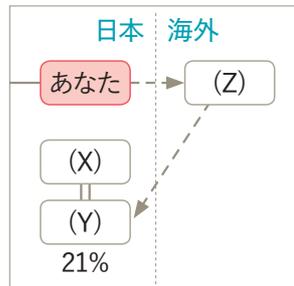
海外在住の方をスポンサーすることで、あなたはインターナショナル・スポンサー(IS)となります。そしてその国において、あなたに代わってアムウェイ・ビジネスの指導を行うABOをフォスター・スポンサー(FS)といいます。また、海外のABOが日本在住の方をスポンサーした場合も同様です。



7-2 資格認定について

- ① インターナショナル・グループはシルバー・プロデューサー(SP)、ゴールド・プロデューサー(GP)、プラチナム(P)、ルビー、ファウンダーズ・プラチナム、ファウンダーズ・ルビー、サファイアおよびファウンダーズ・サファイアの資格認定には考慮されません。
- ② フォスターグループは資格認定において、国内のパーソナルグループと同様に扱われます。
- ③ あなたがインターナショナル・スポンサーした海外のABOがリーダーシップ%*:21%を達成した日本国内グループをインターナショナル・スポンサーしている場合には、あなたの資格認定には考慮されません。

図のように(図ではあなたとXさんは別グループですが、同グループでも同様です)、あなたがインターナショナル・スポンサーした海外のABOである(Z)さんが、日本在住の方(Y)さんをインターナショナル・スポンサーし、Yさんのパーソナル・グループがリーダーシップ%:21%を達成した場合でも、Yさんのパーソナル・グループはあなたの資格認定の対象とはなりません。ただし、2005年8月までは、このような場合も資格認定の対象とされていたことから、2003年9月から2005年8月までの間に1カ月でもこのようなケースで資格認定がなされていた場合には、2005年9月以降もYさんのパーソナル・グループがリーダーシップ%:21%を達成した月に関しては、例外的



に取り扱い資格認定の対象とします。

ご注意

- 2003年9月から2005年8月の間に、インターナショナル・スポンサーした海外のABOを経由してリーダーシップ%:21%を達成した国内グループが資格認定の対象となっていた場合であっても、当該国内グループを含むインターナショナル・グループに関して、作弄的なグループ作りがなされていたと判断された場合には、当該国内グループについては2005年9月以降は例外的な取り扱いを行いません。
- 2003年9月から2005年8月の間に、インターナショナル・スポンサーした海外のABOを経由してリーダーシップ%:21%を達成した国内グループが資格認定の対象となっていた場合であっても、最後に認定を受けた月から24カ月以上経過した後は、当該国内グループが再度リーダーシップ%:21%を達成しても、当該国内グループについては2005年9月以降は例外的な取り扱いを行いません。
- 資格認定とボーナスの受給資格は異なりますので、後記のインターナショナル・リーダーシップ・ボーナスの受給額を決定する際には、インターナショナル・スポンサーした海外のABOを経由してあなたのグループとなった国内グループの実績も考慮されます。

* リーダーシップ%とは:

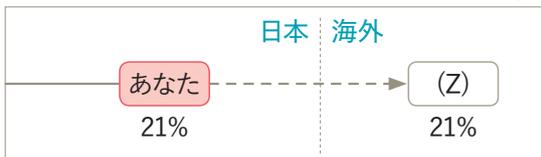
- ① 成績別ボーナス21%フォスター系列がない場合は成績別ボーナス%と同じです。
 - ② 成績別ボーナス21%フォスター系列があり、かつ成績別ボーナス21%国内系列がない場合、その系列上位のリーダーシップ%は、パスアップされた累積のアワードPVに対応する成績別ボーナススケジュールのパーセンテージとなります。
 - ③ 成績別ボーナス21%フォスター系列があり、かつ成績別ボーナス21%国内系列がある場合、その系列上位のリーダーシップ%は、成績別ボーナス%と同じ21%となります。
 - ④ 国内でスポンサーしているグループの場合と同様に、フォスター・スポンサーしているグループのPVが成績別ボーナス21%を達成していない間は、フォスター・スポンサーのアワード・ボリュームとして計算されます(90ページの例2参照)。
 - ⑤ フォスター・スポンサーしたグループが成績別ボーナス21%を達成すると、フォスター・スポンサーの成績別ボーナスも21%となります。
- * ここからの説明は、それぞれの国において成績別ボーナス21%を達成したフォスター系列の上位の成績別ボーナスは21%を前提にすすめます。
- * アワード・ボリュームとは、パーソナル・グループから系列下位に21%グループを持つ系列を除いたグループのPV合計をいいます。

7-3 インターナショナル・リーダーシップ・ボーナス

- インターナショナル・リーダーシップ・ボーナスとは?
海外在住の方をスポンサーすることで、あなたはインターナショナル・スポンサー(IS)となります。そのABOがリーダーシップ%:21%を達成した場合、そのグループをスポンサーしたあなたに対する報酬としてお支払いするものです。
- 受給資格は?
インターナショナル・リーダーシップ・ボーナスが発生した月のあなたのリーダーシップ%などの条件によって「全額受給できるケース」、「一部受給できるケース」、「全く受給できないケース」があります。
- 受給額は?
前記のリーダーシップ・ボーナスと同様に計算されます。ただし、後記のとおりインターナショナル・スポンサーとフォスター・スポンサーとの間で配分されます。

●全額受給できるケース

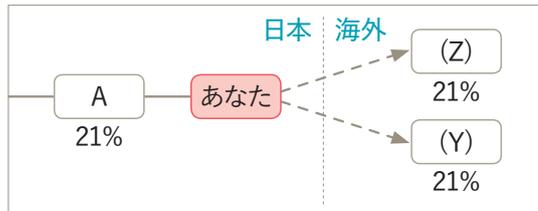
あなたがリーダーシップ%:21%を達成して、しかも国際ナショナル・スポンサーしているABOがリーダーシップ%:21%を達成した場合。この場合、あなたは発生した国際ナショナル・リーダーシップ・ボーナス全額を受け取ることができます。



●一部受給できるケース

あなたがリーダーシップ%:21%を達成していなくても、国際ナショナル・スポンサーしている2つ以上のグループ(同じ国でも異なる国でも可)がリーダーシップ%:21%を達成した場合。この場合、あなたの系列上位の最初のリーダーシップ%:21%を達成したAが国際ナショナル・リーダーシップ・ボーナスの合計平均額(発生したボーナスの合計額を当該国際ナショナル・スポンサーしたグループの数で割った金額)を受け取り、残りがあなたの受給額となります。

*系列上位者が受け取る金額は、その国の最低保証基準額の範囲内に限られます。



●全く受給できないケース

あなたがリーダーシップ%:21%を達成できず、しかも国際ナショナル・スポンサーしている1つのグループだけがリーダーシップ%:21%を達成した場合。この場合は、あなたの系列上位の最初のリーダーシップ%:21%を達成したAが、国際ナショナル・リーダーシップ・ボーナス全額を受け取ります。

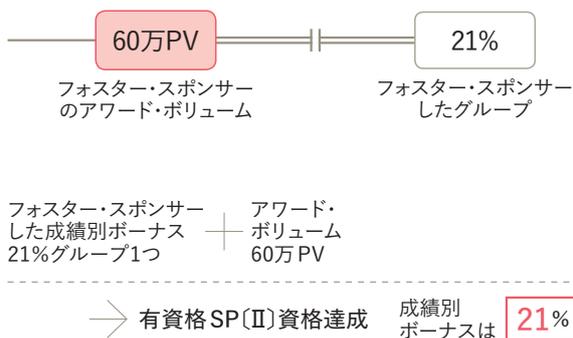


7-4 フォスター・リーダーシップ・ボーナス

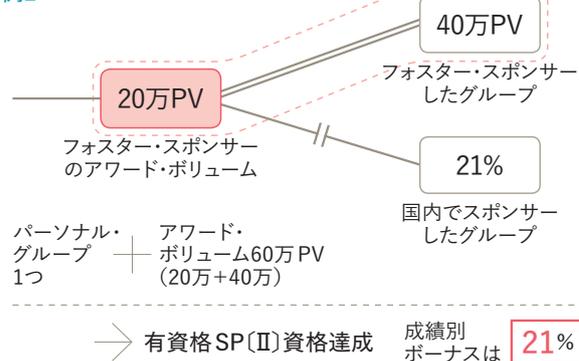
●フォスター・リーダーシップ・ボーナスとは?

国際ナショナル・スポンサーされているABOを、その国において国際ナショナル・スポンサーに代わって支援、育成する

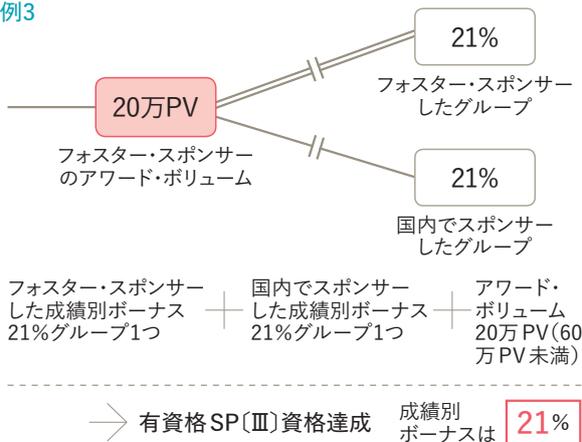
例1



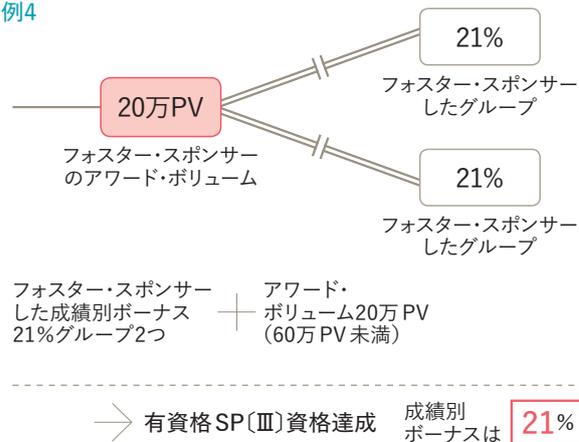
例2



例3



例4



—— 単線: パーソナル・スポンサー(国内のスポンサー)

==== 二重線: フォスター・スポンサー(国際ナショナル・スポンサーされたABOを支援、育成するその国のスポンサー)

← - - 点線: 国際ナショナル・スポンサー(海外のスポンサー)

あなたをフォスター・スポンサー(FS)といいます。そのフォスター・スポンサーしたABOが成績別ボーナス21%を達成した場合、そのグループを支援、育成したあなたに対する報酬としてお支払いするものです。

● 受給資格は？

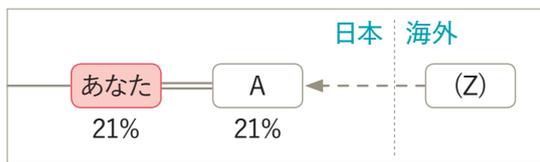
フォスター・リーダーシップ・ボーナスが発生した月のあなたのリーダーシップ%などの条件によって「全額受給できるケース」、「一部受給できるケース」、「全く受給できないケース」があります。

● 受給額は？

前記のリーダーシップ・ボーナスと同様に計算されます。ただし、後記のとおり国際・スポンサーとフォスター・スポンサーとの間で配分されます。

● 全額受給できるケース

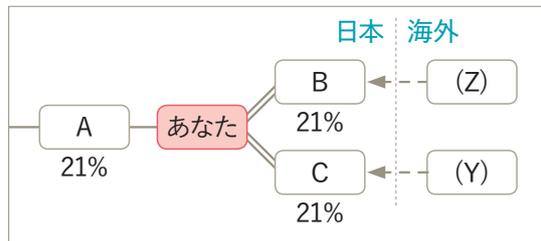
あなたがリーダーシップ%：21%を達成していて、しかもフォスター・スポンサーしているABOが成績別ボーナス21%を達成した場合、あなたは発生したフォスター・リーダーシップ・ボーナス全額を受け取ることができます。



● 一部受給できるケース

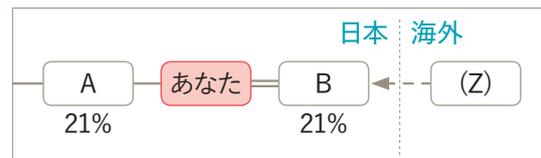
あなたがリーダーシップ%：21%を達成していなくても、フォスター・スポンサーしている2つ以上のグループが成績別ボーナス21%を達成した場合、あなたの系列上位の最初のリーダーシップ%：21%を達成したAがフォスター・リーダーシップ・ボーナスの合計平均額(発生したボーナスの合計額を当該フォスター・スポンサーしたグループの数で割った金額)を受け取り、残りがあなたの受給額となります。

*系列上位者が受け取る金額は、その国の最低保証基準額の範囲内に限られます。



● 全く受給できないケース

あなたがリーダーシップ%：21%を達成できず、しかもフォスター・スポンサーしている1つのグループだけが成績別ボーナス21%を達成した場合、あなたの系列上位の最初のリーダーシップ%：21%を達成したAが、フォスター・リーダーシップ・ボーナス全額を受け取ります。



7-5 リーダーシップ・ボーナスの配分率について

国際・スポンサーされたABOがリーダーシップ%：21%を達成し、6%のリーダーシップ・ボーナスを発生させた場合、そのボーナスは、「国際・リーダーシップ・ボーナス」と「フォスター・リーダーシップ・ボーナス」に分けて、国際・スポンサーとフォスター・スポンサーにそれぞれ支払われます。

その際の配分率は、国際・スポンサーされたABOの登録日によって異なります。

スポンサー	登録日	1991年 8月31日以前	1991年 9月1日以降
	国際・スポンサー		3%
フォスター・スポンサー		3%	4%

7-6 リーダーシップ・ボーナスの支払いについて

- ① 国際・スポンサーへの支払いは、AMウェイ所定の換算基準に従い国際・スポンサーの国の通貨に換算して支払われます。日本のABOが国際・リーダーシップ・ボーナスを受け取る場合はAMウェイ所定の換算基準に従い円に換算して支払われます。
- ② 最低保証基準額は、国際・リーダーシップ・ボーナスを受け取るABOの国の基準に従って算出されます。

8 海外インセンティブ・セミナー

8-1 リーダーシップ・アチーブメント・セミナー

● 参加資格条件

以下の①から③のいずれかを達成すること

- ① ダイヤモンド・ボーナス受給資格者(DBR)であること
- ② ファウンダーズ・プラチナムからファウンダーズ・ダイヤモンドの資格を新認定または初回再認定*されること(ただしファウンダーズ・ルビーを除く)
- ③ 過去2年間の実績に応じて設定される以下の条件を達成すること

過去2年間の ピン・レベル	条件
ファウンダーズ・プラチナム以上を0回達成	ファウンダーズ・プラチナム以上に認定されること
ファウンダーズ・プラチナム以上を1回達成	ファウンダーズ・プラチナム以上に認定され、かつ、成績別ボーナス21%グループをスポンサーしている月が1カ月以上あること(あなたが無資格SPであった月の成績別ボーナス21%グループ数を除く)
ファウンダーズ・プラチナム以上を2回達成	ファウンダーズ・プラチナム以上に認定され、かつ、あなたがスポンサーしているグループの成績別ボーナス21%を達成した月の合計数を、昨会計年度実績よりも1カ月以上増加させること(あなたが無資格SPであった月の成績別ボーナス21%グループ数を除く)

* 初回再認定:新認定となった方が、その翌会計年度において再度その資格に認定されること

- 国内実績のみが対象となります。
- 昨会計年度実績の年間21%系列月数は、原則として、今会計年度実績の返品などによるボーナス再計算と連動しません。
- ファウンダーズ・プラチナムの「Q10・Q11年間ボリュームによる認定」もしくは「Q10・Q11アワードPVによる認定」による認定系列の年間21%系列月数は、10もしくは11として数えます。

リーダーシップ・アチーブメント・セミナー参加資格条件の例

【例 Aさん】

Aさんは2019、2020会計年度共に、プラチナムでした。過去2年のファウンダーズ・プラチナム以上の達成回数が「0回」で、2021会計年度にファウンダーズ・プラチナムを達成し、リーダーシップ・アチーブメント・セミナーに参加しました。

2019会計年度 PT	2020会計年度 PT	2021会計年度 ファウンダーズ・プラチナム
----------------	----------------	---------------------------

Aさんの2022会計年度の条件はどうなるでしょうか？ 2020会計年度にプラチナム、2021会計年度にファウンダーズ・プラチナムを達成しました。

過去2年のファウンダーズ・プラチナム以上の達成回数が「1回」ですので、2022会計年度にファウンダーズ・プラチナム以上で、かつ、成績別ボーナス21%グループをスポンサーしている月が1か月以上(21%系列月数Q1)あれば、リーダーシップ・アチーブメント・セミナーに参加できます。

2020会計年度 PT	2021会計年度 ファウンダーズ・プラチナム	2022会計年度 ファウンダーズ・プラチナム +21%系列月数Q1
----------------	---------------------------	---

8-2 studioABO ニュー・エメラルド・セミナー

2022会計年度実績のニュー・エメラルド・セミナーは、単独イベントとして開催いたします。

● 参加資格：以下の①および②を達成すること

- ①エメラルド・ボーナス受給資格者(EBR)であること
- ②エメラルドに新認定されること

8-3 ジャパン・ダイヤモンド・カウンシル

● 参加資格：以下の①または②のいずれかを達成すること

- ①ダイヤモンド・ボーナス受給資格者(DBR)であること
- ②ダイヤモンドに新認定または初回再認定*されること

* 初回再認定：新認定となった方が、その翌会計年度において再度その資格に認定されること。

2021会計年度において、ダイヤモンド以上の資格に認定され、かつDBRではない場合、2022会計年度および2023会計年度に限り、ダイヤモンド以上の資格に認定されることで、DBRの条件を満たさない場合にも参加資格を得ることができます。

8-4 GAR エグゼクティブ・ダイヤモンド・カウンシル

● 参加資格：

グローバル・アワード・レコグニション(GAR)でエグゼクティブ・ダイヤモンド以上に認定されること

8-5 ファウンダーズ・カウンシル

● 参加資格：

グローバル・アワード・レコグニションでクラウン以上に認定されること。

海外インセンティブ・セミナーの注意事項

すべての海外インセンティブ・セミナーは「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を遵守した健全なビジネスを遂行していることが参加条件となります。セミナー期間中、すべてのビジネス・セッションに出席しなければなりません。日程・開催地は都合により変更になる場合があります。

9 ボーナスが支払われない場合

「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に違反した場合やリーダーとしてふさわしくない行動があったと認められる場合には、一定の実績を達成していても、ボーナスの全部または一部をお支払いしないことがあります。

10 アムウェイ・ビジネスによる平均ボーナス取得額について

日本アムウェイでは、アムウェイ・ビジネスに関心を持たれた方に対して、ABOの収入であるボーナスの概略を提示するために、「アムウェイ・ビジネスによる平均ボーナス取得額」を公表しています。アムウェイ・ビジネスによるボーナスに関する質問を受けた場合には、〈7〉「アムウェイ倫理綱領・行動規準」5.1.6 (101ページ)に定められているとおり、必ず以下の表の金額を参考値としてご使用になり、その他の数字を使用されないようにお願いします。

なお、ここで提示された金額は、将来得られるボーナスを保証するものではありません。また、ABOの方々のビジネスにかかる時間や労力、またその経費が均一でないため、一概に“平均化”できない面があることも、併せてお伝えください。

アムウェイ・ビジネスにおける平均ボーナス取得額(2020/2021会計年度)

* 2021年8月末日における税抜のPVとBVは平均で10,000PV=13,200BV=13,200円です。

■ 成績別ボーナス3%～21%達成組数(年間)

1年間で達成した最高の成績別ボーナスパーセンテージ	ABO組数
3%	109,329組
6%	49,900組
9%	27,641組
12%	11,168組
15%	7,083組
18%	2,253組
21%(有資格SP未達成)	3,774組
21%(有資格SP達成)	6,135組

■ 成績別ボーナス3%～21%達成組の平均受給額(月)

達成した成績別ボーナスパーセンテージ	達成月の平均ボーナス受給額
3%	1,585円
6%	6,597円
9%	15,352円
12%	30,078円
15%	51,935円
18%	82,643円
21%(有資格SP未達成)	22,054円
21%(有資格SP達成)	215,551円

* 月次ボーナスには、このほかにリーダーシップ・ボーナス、ルビー・ボーナス、デプス・ボーナス(旧パール・ボーナス)、コア・プラスなどがあります。ボーナスの種類、詳しい内容は前記をご参照ください。

* 2020/2021会計年度における3%～21%の成績別ボーナス達成組数は217,283組、2021年8月末日現在のABO総組数は579,834組です。

■プラチナム以上の資格達成組数と平均ボーナス取得額(年間)

	資格達成 組数	平均ボーナス 取得額	上位10組の 平均ボーナス 取得額
プラチナム	3,614組	4,678,000円	16,337,000円
エメラルド	334組	12,480,000円	27,007,000円
ダイヤモンド以上	134組	43,629,000円	136,833,000円

* プラチナムには、ルビー、ファウンダーズ・プラチナム、ファウンダーズ・ルビー、サファイア、ファウンダーズ・サファイアは含まれますが、エメラルド以上は含まれません。

* エメラルドには、ファウンダーズ・エメラルドは含まれますが、ダイヤモンド以上は含まれません。

* 上記の金額には、小売利益は含まれません。

アムウェイ・ABOは、各自のビジネスに対する熱意とたゆみないビジネス活動の積み重ねにより、初めて収入を得られるものです。したがって収入やピン・レベルは自動的に保証されるものではありません。

〈6〉国際・ビジネスの機会

国際・ビジネスの機会

ABOが海外の友人、知人にアムウェイ・ビジネスを紹介し、スポンサーすることを「国際・スポンサーリング」といいます。ABOは、この国際・スポンサーリングを通じて自身のビジネスを世界的に発展させる機会を得ることができます。新規の市場はビジネスの機会に満ちていますが、アムウェイ・ビジネスがまだ定着していないことから、アムウェイはABOの活動を軌道に乗せるべく、これまで多大な注意、努力を払ってきました。国際・ビジネスを行うに当たってはそれぞれの国における特有の条件、政府の規制、慣習に従う必要があります。以下はABOが国際市場においてビジネスの機会を損なうことなく、新たな国際市場を積極的に活用し、成功するために遵守すべき手順および方針について表したものです。

国際・スポンサーリングの考え方

① 国際・スポンサーをするにあたって

国際・スポンサーリングをすることができるのは海外の知人、友人、親せき等です。国際・スポンサーと国際・スポンサーをされる者は、もともと知り合いであることが条件です。

② No.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)の設立について

すでにABO登録を行っている者(またはその配偶者)が海外で新たにABO登録を行う場合、No.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)を設立するといえます。この場合、必ず自国の自分自身が国際・スポンサーとなり、現地のスポンサーがフォスター・スポンサーとなります。

No.2ビジネスの設立の為に、いずれかの国のアムウェイでPT(もしくはそれに該当する資格)以上の資格を達成していることが条件となります。No.2ビジネス設立の前に「国際・ビジネスの構築 All You Need To Know あなたが知っておくべきこと」の内容をよく理解していただくことを推奨します。2018年9月1日より、日本アムウェイでは、前会計年度のダイヤモンド・ボーナス受給資格者以上でなければ、ABOに別のマーケットでのNo.2ビジネス構築を許可していません。中国アムウェイでは、シニア・セールスマネージャー・レベル以上でなければ、セールス・レプレゼンタティブに別のマーケットでのNo.2ビジネス構築を許可しておらず、No.2ビジネス認定テストに合格する必要があります。

③ No.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)の重複登録について

No.2ビジネスの登録は各国1シップに限られます。これは国内における登録のルールと同様で、日本において夫妻あるいは夫、妻のいずれか一方がABO登録をしている場合、夫、妻がそれぞれ別々に海外にNo.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)を登録することはできません。それぞれが別々に登録した場合は海外No.2ビジネスの二重登録としてみなされ、新しい方の登録が削除されることになります。

④ 国際系列保持の規則

ABO登録が未更新、死亡、解約等の理由により削除された場合、アムウェイはできる限り既存の国際系列を保持する方針をとっています。国際・スポンサーされているABOの登録が削除された場合、そのABOが国内でパーソナルにスポンサーしていた系列下位のグループは、削除されたABOの国際・スポンサーより国際・スポンサーされることになります(参照:図1、2)。

また海外の友人、知人等(No.2ビジネスを含む)を国際・スポンサーしているABOの登録が削除された場合、当該ABOの国内系列上位のスポンサーがそれら海外系列の国際・スポンサーとなります(参照:図3、4)。これらは、国際の認定とボーナスの流れを継続させるための措置です。

海外1のXより国際・スポンサーされているAの登録が削除された場合(図1、図2)

Aの登録が削除された会計年度終了後、BおよびCはXより国際・スポンサーされ、Pよりフォスター・スポンサーされることになります。

す。ただし、Aが21%系列を2系列以上スポンサーしていた場合、会計年度終了後もAの登録はプレースホルダーとして残され、リーダーシップ・ボーナスと国際・スポンサーQの流れが維持されます。

日本のFを国際・スポンサーしている海外のEの登録が削除された場合(図3、図4)

Eの登録が削除された会計年度終了後、F、G、H、IはYより国際・スポンサーされることになります。しかしながらEが自国内で21%系列を2系列以上スポンサーしていた場合、Eの登録は会計年度終了後もプレースホルダーとして保持されます。

さらに下記の図5のJのごとく、自らが海外のZより国際・スポンサーされていて、同時に自らが海外のKを国際・スポンサーしている(No.2ビジネスを含む)ABOの登録が削除された場合、アムウェイはその登録をプレースホルダーとして残し、国際の認定とボーナスの流れを保持します。

図1

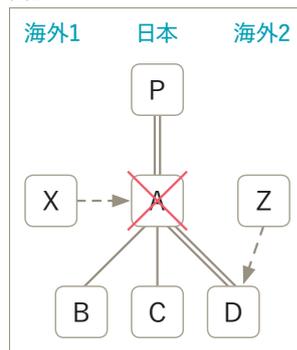


図2

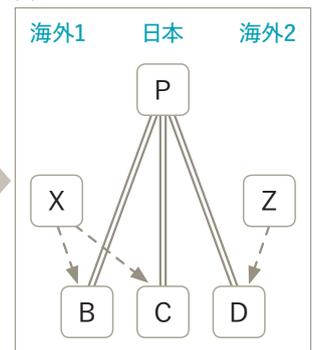


図3

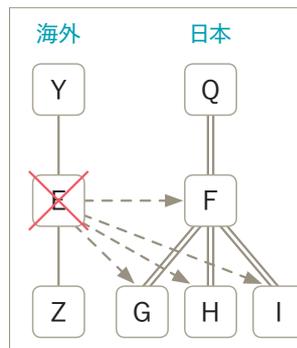


図4

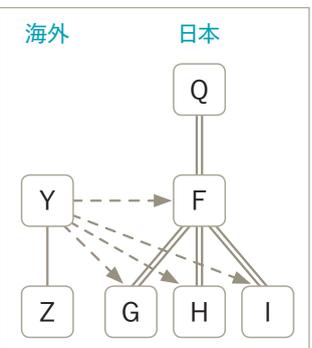
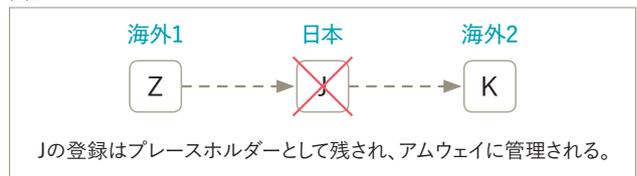


図5



- 単線: パーソナル・スポンサー(国内のスポンサー)
- ← - - 点線: 国際・スポンサー(海外のスポンサー)
- ==== 二重線: フォスター・スポンサー(国際・スポンサーされたABOを援助するその国のスポンサー)



1 序文

「アムウェイ倫理綱領・行動規準」は以下の内容を目的として定められています。

1. ABO およびアムウェイ・ビジネスの保護
2. アムウェイ・ビジネスの健全な発展
3. 「自由」「家族」「希望」「報われること」から成る創業者の理念、「アムウェイは、人々がよりよい暮らしを実現するためのパートナーとなることを目指す /Partners for a Better Life」というビジョンの十分な理解の促進
4. アムウェイ・ビジネスを行う際の心構え(倫理綱領)と、ABO が遵守すべき責任と義務(行動規準)の伝達
5. 違反によってアムウェイあるいは他の ABO との信頼関係を損なった場合の処分・罰則の明示

私たちは約束します。

1. オーバートークはいたしません。
2. 系列の保全を第一に考えます。
3. 過剰在庫はいたしません。

2 アムウェイ倫理綱領・行動規準

2.1 アムウェイ倫理綱領

- 2.1.1 ABO は、自分の行動が、自分自身のビジネスのみならず他の ABO のビジネス、ひいてはアムウェイ・ビジネス全体のイメージ形成にとって大きな影響を持つものであることを認識し、法を遵守し、円満な人格、率直さをもって、良き市民として常に責任ある行動をとらなければなりません。
- 2.1.2 ABO は、アムウェイ商品およびアムウェイ・ビジネスを他人に紹介する際には、真実のみを正直な態度で説明するものとします。
- 2.1.3 ABO は、何よりもお客様を大切にしなければなりません。万一、お客様から商品に関する苦情を受けた場合には、アムウェイの規定に従い、謙虚な態度で迅速に処理することが必要です。
- 2.1.4 ABO は、このビジネスが良好な人間関係の基に、信頼関係を醸成した上で成り立つビジネスであることを自覚し、常に相手の立場を尊重し、真摯な態度で対応しなければなりません。

2.2 アムウェイ行動規準

- 2.2.1 この行動規準は、アムウェイ・ビジネスと ABO の行動に関する規則です。ABO は、健全なアムウェイ・ビジネスの維持・発展のためにこの行動規準を誠実に遵守しなければなりません。

[注] 本文中に述べられているアムウェイとは、日本アムウェイ合同会社を指しています。また、その他の用語については、必要に応じて概要書面(アムウェイ・ビジネスの概要)を参照してください。

2.3 アムウェイ倫理綱領・行動規準について

2.3.1 適用範囲

「アムウェイ倫理綱領・行動規準」は、1. 序文に目的を定めるもの

であり、プラチナム規約、グッド・スタンディング・ポリシー、デジタルコミュニケーション・スタンダード等の諸規則、ポリシー、ガイドライン等の中で、アムウェイ・ビジネスに関する最上位規準として位置づけます。ABO は、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に定める事項を遵守するとともに、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に基づき別に定める諸規則の定めに従って活動しなければなりません。

2.3.2 有効となる日付

「アムウェイ倫理綱領・行動規準」ならびに諸規則については、社会情勢等により、随時変更される可能性があります。規則改定の際は、amwaylive.com 等で広報し、その時点から有効となります。

3 ABO 資格

3.1 資格取得申請条件

ABO 資格取得申請者は、以下の条件を満たし、かつ必ず戸籍名で ABO 登録をしなければなりません。これは資格取得後に追加されるパートナーも同様です。アムウェイが開業している全マーケットにおいて初めてスタートするビジネス(No.1ビジネス)は、実際に居住している国で登録することが義務付けられます。

3.1.1 満20歳以上であること。

3.1.2 学生でないこと。

「学生」とは、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(看護学校を含む)、各種学校(所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置されたものに限る)、進学予備校に籍を置き、在学期間中である者をいいます(夜学・通信制を含む)。なお、在学期間中とは、在籍期間を指し、卒業式までではありません。卒業式後も、卒業月末まで学生として扱われます。

3.1.3 外国籍の場合、有効な在留カードを所持し、日本国内でのスポンサー活動および販売活動が認められる在留資格を得ていること。

ワーキング・ホリデーの在留資格をお持ちの方は「ABO 資格取得申請書」とともに、ワーキング・ホリデーであることを証明する書類等の写しを添付しアムウェイへ提出してください。なお、在留資格が留学、就学、短期滞在の方は ABO 登録ができません。永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、ワーキング・ホリデー以外の在留資格をお持ちの方は、出入国在留管理庁から資格外活動許可を取得する必要があります。「ABO 資格取得申請書」、在留カードの表裏両面のコピーをアムウェイへ提出してください。

3.1.4 関連法令や就労上の規定を遵守した上で申請していること。公務員は ABO 資格取得申請を行うことはできません。

3.1.5 規則6.4「スポンサー系列の移動」に違反していないこと。

3.1.6 規則3.7.2「アムウェイが解約する場合」に規定するような状態にないこと。

3.1.7 規則4.15「個人情報保護」に規定する個人情報の取り扱いについて同意していること。

3.1.8 過去にアムウェイから解約措置を受けていないこと。これは海外のアムウェイにおける措置も含まれます。

3.1.9 個人か戸籍上の夫婦もしくは親子、戸籍上の夫婦と子の組み合わせ、または規則3.3.2「同性パートナーの登録」に規定された同性パートナーの組み合わせであること。

3.1.10 配偶者が ABO 資格またはプライムカスタマー資格を有していないこと。

3.2 ABO 資格取得

3.2.1 アムウェイは、独自の判断で、ABO 登録もしくは更新の申請を受

諾または拒絶する権利を有します。

3.2.2 申請者は、アムウェイの審査・承認を得て、ABO資格を取得することができます。

3.2.3 ABO資格取得後に、以下が判明した場合、そのABO資格は無効となります。

- ①規則3.1「資格取得申請条件」を満たしていないこと。
- ②資格取得申請者が他人名義(家族の名義を含む)、架空の名義、または虚偽の情報(住所など)を使用して虚偽の申請を行うこと。

3.3 パートナー登録

戸籍上の夫婦もしくは親と子、戸籍上の夫婦と子の組み合わせまたは規則3.3.2「同性パートナーの登録」に規定された同性パートナーに該当する場合は、パートナー登録が可能です。また、ブラチナム(以下、「PT」という。)以上のABOの場合、戸籍上の孫との組み合わせのパートナー登録が可能です。夫婦が共にABO資格登録を希望するときにはひとつの資格として登録しなければならず、別々の資格として登録することはできません。いずれの場合もひとつの資格に三つ以上の世代の者が加わることはできません。なお、それぞれのパートナーは連帯してABOとしての責務を負います。パートナー追加の場合、以下の手続きを行い、アムウェイの承認を得なければなりません。

- ① 1つの資格に3人以上のパートナーの登録を希望する場合、代表者を1名決めてアムウェイに届け出てください。アムウェイが書面により承認していなければ、3人以上での資格登録はできません。これらは、ABO資格取得後にパートナーの追加をする場合も同様です。
- ②パートナーの追加・削除をする場合は「パートナー追加・削除申請書」を、amwaylive.comよりダウンロードしてお手続きください。
- ③PT(仮認定PTも含む)の場合は「ブラチナム資格取得申請書」に必要事項を記入し、住民票(続柄がわかるもの)の写しを添えて提出してください。
- ④パートナー追加の場合には「ABO IDカード」(以下「IDカード」という)が交付されます。

3.3.1 夫婦の登録

ABO同士が結婚した場合などの例外を除いて、夫婦は別々にABOとして登録することはできません。夫婦双方がABO資格取得を望むときには、必ずひとつの資格にパートナーとして登録してください。配偶者がすでに登録している場合は、規則3.3「パートナー登録」に従ってパートナー追加の申請をしてください。アムウェイ・ビジネスでは夫婦はひとつの単位としてみなされ、双方がそのABO資格を共同で運営しているものとみなされます。そのため、ABOの配偶者がパートナーとして登録していない場合であっても、その配偶者の行為が登録しているABOの求めに応じ、または許可を得て行われたものとみなされます。そのため未登録の配偶者が「アムウェイ倫理綱領・行動規準」をはじめ、アムウェイの諸規則に反する行為を行った場合には、アムウェイの裁量により、登録しているABOがその責任を負うものとします。但し、未登録の配偶者が過去にアムウェイから解約措置を受けている場合には、登録している配偶者は当該未登録の配偶者がアムウェイ・ビジネスにおいていかなる活動もすることがないようあらゆる努力をする、もしくはそのような活動をアムウェイに知らせなければなりません。

3.3.2 同性パートナーの登録

地方自治体によりパートナーシップが証明された同性パートナーは、ひとつのABO資格にパートナーとして登録することができます(以下、「登録同性パートナー」という)。ひとつのABO資格にパートナーとして登録することを希望する場合であって、同性パートナーの一人がすでに登録している場合は、以下の規則に従ってパートナー追加の申請をしてください。資格取得申請に際しては、地方自治体が発行したパートナーシップ証明書を提出しなければならず、パートナーシップ証明書が通称で発行されている場合であ

ても規則3.1「資格取得申請条件」に則り戸籍名でABO登録をしなければなりません。また、規則4.9「商品販売実績とボーナス」に基づくボーナスの振り込み先は、パートナー登録時に届け出た、登録同性パートナーのどちらかお一人の口座となります。なお、同性パートナーが登録同性パートナーとして登録していない場合であっても、その同性パートナーの行為は登録しているABOの求めに応じ、または許可を得て行われたものとみなされます。そのため未登録の同性パートナーが「アムウェイ倫理綱領・行動規準」をはじめ、アムウェイの諸規則に反する行為を行った場合には、登録しているABOがその責任を負うものとします。

①同性パートナーがひとつのABO資格として新規に登録を希望する場合:

地方自治体が発行したパートナーシップ証明書の提出とともにABO資格取得申請書を郵送にて提出してください。なお、パートナーシップ証明書をえた場合であっても、別々にABOとして登録することができます。ひとつのABO資格として登録することが必須ではありません。

②同性パートナーの一人がすでに登録している場合:

パートナー追加をすることも可能ですが、別にABO資格の申請をすることも可能です。パートナーとして追加する場合は、「パートナー追加・削除申請書」とパートナーシップ証明書を提出してください。

③同性パートナーの場合は、多人数(親や子を含めた3人以上)での登録はできません。親子での登録を希望される場合は、同性パートナーの登録を削除する必要があります。

④パートナーシップ証明書が通称で発行されている場合は、戸籍上の氏名と通称の紐づけができる書類(通称でのパートナーシップ証明書の発行に際して地方自治体に提示した書類など)の提出を求める場合があります。

3.4 ビジネス活動の開始

アムウェイがABO資格取得申請を審査・承認した場合、「IDカード」ならびに「契約書面(アムウェイ・ビジネスハンドブック)」が送付されます。ABOは、「IDカード」ならびに「契約書面(アムウェイ・ビジネスハンドブック)」を受け取った時点からビジネス活動を開始することができます。ABOは、ABOではない者(家族を含む)にビジネス活動をさせてはいけません。ここでいうビジネス活動とは、アムウェイ商品の仕入・販売、スポンサー活動、ABOのビジネス活動の手伝い、ミーティング(ラリー、セミナーを含む)の主催、参加等の活動をいいます。ただし、スポンサー活動を行うには別途「スポンサー活動資格」の取得が必要です。

オンライン・ABO登録を利用される場合には、アムウェイがABO資格取得申請を審査・承認した時点で「ABO番号」が発行されます。この場合、ABOはABO番号が発行された時点からミーティング(ラリー・セミナーを含む)の主催を除くビジネス活動を行うことができます。

3.5 資格の有効期限

新規登録されたABOの資格の有効期限は、資格登録日の翌年12月末日までとなります。既存登録のABOは会社が定めた資格有効期限までの年会費を支払い、資格の更新手続きをすることによって期限まで延長されます。

3.6 資格更新

ABOが資格を更新するには、資格有効期限内に所定の年会費を支払い、アムウェイの承認を得なければなりません。アムウェイが承認できない場合、初年度年会費をお支払の方には初年度年会費と年会費を直接本人に返金します。ただし、本人がアムウェイに対して債務を負っている場合、アムウェイは払込み済みの年会費からその債務を差し引きます。なお、資格有効期限内に更新手続きを取らなかった場合、アムウェイが承認すれば、アムウェイ所定

の期限後更新期間内に更新手続きを行うことにより、期限後更新をすることができます。

いずれの場合も、アムウェイは自らの判断でABO資格の更新の可否を決定します。資格有効期限内に所定の年会費が支払われず、アムウェイ所定の期限後更新期間内にも更新手続きが行われない場合には、規則3.9.2②にしたがい、期限後更新期間経過後にプライムカスタマーに資格が切り替わり、ABO資格は失効します。期限後更新期間内に所定の年会費が支払われなかった場合、初年度年会費をお支払いの方でも初年度年会費は返還されません。

3.7 資格解約

3.7.1 ABOが解約する場合

ABOは、資格有効期限内であればいつでもその資格を解約することができます。

後日、初年度年会費をお支払いの方には、直接解約者本人に返金します。また、資格有効期限内に更新手続きを完了し、かつ次年度の年会費を納付した後であっても、資格有効期限内に解約手続きをした場合には、初年度年会費(お支払いの方のみ)および納付済みの次年度年会費を返金いたします。

3.7.2 アムウェイが解約する場合

アムウェイは、ABOが以下のいずれかに該当すると判断した場合、そのABO資格を解約することができます。資格解約日は、アムウェイが資格解約通知書に記載した日付とします。

- ①特定商取引に関する法律、割賦販売法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という)、健康増進法、その他関連法令に違反する行為、または犯罪など社会秩序に反する行為を行った場合。
- ②財産状態が著しく悪化した場合(破産の申し立て、支払い不能、手形・小切手の不渡り、仮差押え・仮処分・強制執行を受けたとき、または滞納処分による差押えを受けたとき、アムウェイに対する既払ボーナスの返還債務等の債務が定められた期限内に弁済されないとき等)や、成年後見制度の適用を受けるに至った場合等、健全なアムウェイ・ビジネスの継続が困難になった場合、または、アムウェイ・ビジネスを健全に運営するために必要な理解や判断を行うことができないと、アムウェイが判断した場合。
- ③アムウェイのイメージを著しく損なった場合。
- ④「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他のアムウェイの規定に違反した場合。

3.8 法人登録

法人登録の申請時に、ダイヤモンド以上の資格を有しているABOおよびエメラルド資格を更新したABOは、所定の手続きにより申請し、アムウェイの承諾を得た場合、法人ABOへその資格を変更することができます。アムウェイと契約できる法人はアムウェイ・ビジネスだけを事業内容とするものに限ります。

3.9 資格切替

3.9.1 ABOが資格切替を行う場合

ABOは、資格有効期限内であればいつでもプライムカスタマーに資格を切り替えることができます。ただし資格解約後または失効後にプライムカスタマーになる場合は新規の入会手続きが必要となります。なお、他系列への資格切替には規則6.4.4「ポイント補償制度」が適用されます。

3.9.2 アムウェイが資格切替を行う場合

①登録住所の不備等により、アムウェイがABOに「契約書面(アムウェイ・ビジネスハンドブック)」を交付できない場合、プライムカスタマーに資格を切り替えます。再度ABOとして登録を希望する

場合は、プライムカスタマーからABOへの資格切替の手続きをとることができますが、同じスポンサーのもとで住所等の正しい情報による登録に限ります。プライムカスタマー資格の解約の申出があった場合には、アムウェイは当該プライムカスタマー資格の解約手続きを行います。

②ABOが資格を更新しない場合、アムウェイ所定の期限後更新期間経過後に、プライムカスタマーに資格を切り替えます。再度ABOとして登録を希望する場合は、プライムカスタマーからABOへの資格切替の手続きをとることができます。プライムカスタマー資格の解約の申出があった場合には、アムウェイは当該プライムカスタマー資格の解約手続きを行います。

3.10 重複登録の禁止

以下の6つの場合を除いて、個人、戸籍上の夫婦または登録同性パートナーが2つ以上のABO登録やABO登録とプライムカスタマー登録をすることはできません。

- ①ABO同士が結婚した場合。双方のABO資格を維持するか、いずれかの資格を解約して維持した資格にパートナー追加するかを選択することができます。また、双方のABO資格を維持し、いずれかのABO資格もしくは双方のABO資格にパートナー追加することもできます。
- ②ABO同士が規則3.3.2「同性パートナーの登録」に則り、登録同性パートナーとなった場合。双方のABO資格を維持するか、いずれかの資格を解約するかを選択することができます。
- ③規則6.5「ABO資格の移行(販売)」に則り、またはアムウェイとの協議の上で、他のABO資格を買い取った場合。
- ④規則9「資格の承継」に則り、他のABO資格を相続した場合。
- ⑤プラチナム以上の資格の承継が目的であるとアムウェイが認める場合において、自身の親または祖父母のABO資格にパートナー追加をする場合。
- ⑥パートナーを削除する場合において、その削除の理由を考慮してアムウェイが認める場合。

3.11 資格審査

3.11.1 プラチナム(PT)の資格

ABOが所定のPT資格認定条件を達成し、資格審査後、所定の資格認定試験に合格し、必要書類を提出した上でアムウェイがPTとして正式認定します。正式認定されたPTは、「契約書面(アムウェイ・ビジネスハンドブック)」に定める「プラチナム規約」を遵守しなければなりません。

3.11.2 エメラルド以上の資格

ABOがエメラルド以上の資格を目指す際には、所定のコンプライアンス教育を受講しその内容を系列下位のABOに対して周知し、健全なグループ構築をしていること。

3.11.3 資格認定

ABOが新たな資格認定条件を達成した場合、またはボーナス支払いのために、アムウェイはその内容を審査し、正式に認定または承認するかを決めます。また、アムウェイは、資格認定にあたって、その認定の対象となるABOならびにその系列下位のABOに対し、資格認定後、当該資格取得条件を未達成とするような返品等があった場合、当該資格は遡って未達成とする旨の誓約を行わせる場合があります。なお、審査にあたってアムウェイは、審査対象者やその系列下位ABOに対し、必要な調査(製品の配達先調査、小売販売状況、ビジネス内容報告書等の審査、ABOへの事情確認等)を行うことができ、調査結果が資格認定に影響する場合があります。また、SP達成者が外国籍の場合、有効な在留カードおよび必要に応じて資格外活動許可の確認が取れる在留カードのコピーを提出していただきます。

3.11.4 ボーナス受給および各種インセンティブ参加に伴う審査

ABOがボーナスの受給条件および各種インセンティブの参加条件を達成した場合、アムウェイはその内容を審査することがあります。なお、審査にあたってアムウェイは、審査対象者やその系列下位ABO等に対し、必要な調査(製品の配送先調査、小売販売状況、ビジネス内容報告書等の審査、ABOへの事情確認等)を行うことができ、調査結果がボーナスの支払いやインセンティブの参加資格に影響する場合があります。

4 ABOの責任と義務

4.1 ABOの義務

ABOは、特定商取引に関する法律、割賦販売法、医薬品医療機器等法、健康増進法、その他の関連法令、アムウェイ・セールス&マーケティング・プラン、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「デジタルコミュニケーション・スタンダード」、「クオリティ アシュアランス・スタンダード」、その他諸規則を遵守しなければなりません。必要に応じ規則の変更があり、アムウェイから広報物、ホームページ等を通じての通知があった場合にも、これを遵守するものとします。また、すべてのABOは、アムウェイの理念を実行し、誠実かつ公正なビジネスを行わなければなりません。ABOやアムウェイのレピュテーション、イメージを傷つけるような行為を行ってはなりません。またアムウェイ・ビジネスと無関係なものであっても、法令に違反する行為、違法または不正な事業活動など社会秩序に反する行為は禁止となります。

4.1.1 系列上位ABOは、系列下位ABOが法令ならびに「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他諸規則を遵守していることを見守り、万一違反があれば直ちに改めさせ、その違反事実を、直ちにアムウェイに報告しなければなりません。

4.1.2 ABOはアムウェイが行うビジネス活動に関する調査に対し、アムウェイから協力要請を受けた場合、直ちにそれに応じなければなりません。また、アムウェイより、ビジネス活動に関わる調査のため、アムウェイ所定の書面の提出を求められた場合、直ちに提出しなければなりません。

4.1.3 ABOは、1「序文」に定める目的を達成するためにアムウェイが必要と判断するプログラムへの参加や、テストを受け、かつアムウェイが定める条件を満たさなければなりません。

4.2 アムウェイ商品のABO間での売買

ABO間でアムウェイ商品の売買ができるのは、パーソナル・グループ(21%系列を含まないグループ)内であって、系列上位から系列下位へのABOに対するものに限られます。

したがって、他のPT、GP、SP、SPSグループのABOにアムウェイ商品の販売を行うことはできません。また、系列下位から系列上位ABOや兄弟系列のABOへの販売は認められません。

4.3 店頭販売、不特定多数への広告、宣伝、勧誘等の禁止

規則4.3.1に定義をした限定的なりテールストア(小売サービス店舗)や、規則4.3.2に定義した自動販売機での展示、販売は例外とし、ABOは、商品の小売を主な目的とする店舗(小売店舗での販売や、ウェブサイトやスマホアプリ等のインターネットサイトでの販売を含む)において、アムウェイ商品/サービスを展示、販売することや、アムウェイ・ビジネスに関して、不特定多数に向けた広告、宣伝、勧誘等(例:チラシの配布、電話帳の氏名の前に「ABO」という肩書を載せること)を行ってはなりません。

また、このような行為をする第三者にアムウェイ商品を販売することもできません。なお、オンライン上でのアムウェイの商品やビジネスに関する広告については、別途定める「デジタルコミュニケーション・スタンダード」を遵守してください。

4.3.1 限定的なりテールストアは、その活動が美容室・理容室、エステサ

ロン・リラクゼーションサロン、スポーツジム、飲食店・カフェ、ペットサロン等に限定され、その店舗で提供されている商品やサービスに付随したアムウェイ商品の小売を行う店舗です。

規則4.3「店頭販売、不特定多数への広告、宣伝、勧誘等の禁止」の制限にかかわらず、ABOは次の条件の下で、アムウェイ商品を限定的なりテールストアで展示、販売することができます。

①許可を取得したABOは、「リテールストアポリシー」で定められた限定的なりテールストアにおいて、その店舗が提供するサービスと関連がある商品を展示、販売することができます。

②許可を取得したABOは限定的なりテールストアを所有もしくは管理し、かつアムウェイと良好な関係を築いていることが必要です。

③ABOは限定的なりテールストアでアムウェイ商品を展示、販売する前に、アムウェイに「リテールストア許可申請書」を提出し許可を得なければなりません。限定的なりテールストアでアムウェイ商品を展示、販売するための「リテールストア許可申請書」はamwaylive.comから取得することができます。アムウェイは独自の裁量で、リテールストアでの販売の許可もしくは申請を却下することができ、いかなるときでも許可を取り消すことができます。また、事前の通知なく許可の条件変更を行うことができます。

④アムウェイから、限定的なりテールストアでアムウェイ商品を展示、販売する許可を取得したABOは、限定的なりテールストアにおいてアムウェイ商品を展示、販売する人として従業員等を指定することができます。許可を取得したABOは、指定した従業員等の作または不作為について、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」や「リテールストアポリシー」、「アムウェイ自動販売機ポリシー」「アムウェイXSポリシー」等その他、ABOが遵守する必要のある諸規則に基づいて、責任を負います。

⑤許可を取得したABOは、限定的なりテールストアでのアムウェイ商品の販売がABOおよびアムウェイの評判やイメージに否定的な影響を及ぼすことがないように留意して店舗を運営することが必要です。

4.3.2 規則4.3「店頭販売、不特定多数への広告、宣伝、勧誘等の禁止」の制限にかかわらず、許可を取得したABOは次の条件の下で、アムウェイ商品を自動販売機(以下、「自販機」という)で展示、販売することができます。

①許可を取得したABOは、「アムウェイ自動販売機ポリシー」で特定されるアムウェイ商品を自販機において、展示、販売することができます。

②許可を取得したABOが自販機を所有もしくは管理し、かつアムウェイと良好な関係を築いていることが必要です。

③ABOは自販機でアムウェイ商品を展示、販売する前に、アムウェイに「自動販売機での販売許可申請書」を提出し許可を得なければなりません。「自動販売機での販売許可申請書」は、amwaylive.comから取得することができます。アムウェイは独自の裁量で、自販機での販売を許可もしくは申請を却下することができ、いかなるときでも許可を取り消すことができます。また、事前の通知なく許可の条件変更を行うことができます。

④アムウェイから、自販機でXSエナジードリンクを展示、販売する許可を取得したABOは、自販機の運営・管理等について責任をもち、かつ、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」や「アムウェイ自動販売機ポリシー」、「アムウェイXSポリシー」等その他、許可を取得したABOが遵守する必要のある諸規則に基づいて、責任を負います。

⑤許可を取得したABOは、自販機でのアムウェイ商品の販売がABOおよびアムウェイの評判やイメージに否定的な影響を及ぼすことがないように留意して自販機を管理することが必要です。

4.3.3 規則4.3.1または4.3.2に基づき許可を取得したABOは、定期的にアムウェイが実施する運用確認調査に協力するものとし、運用確認ができない場合は、アムウェイは許可を取り消します。

4.4 商品販売時の義務と禁止行為

ABOはアムウェイの商品やサービスを勧めるときには、販売後のフォローを含め、アムウェイの提供する各種の資料や商品ラベルに従って正確な情報を提供しなければなりません。また、アポイントのときから、氏名ならびにアムウェイのABOであること、アムウェイ商品の販売が目的であること、商品の種類について明確に相手に伝え、承諾した旨を確認しなくてはなりません。

以下のような行為は禁止されています。

4.4.1 事実でないことを告げること。

例:商品の品質について最高・超一流の商品・無公害などの誇大な表現を使うこと

4.4.2 重要な事実を告げないこと。

例:クーリング・オフが利用できることを故意に告げないこと

4.4.3 威迫したり、困惑させたりすること。

例:むりやり購入を迫り、購入しないと危害を加えられるのではないかと不安にさせたり、戸惑わせたりすること

4.4.4 製品販売が目的であることを告げずに、一般の人が出入りしない場所で製品販売を行うこと。

4.4.5 迷惑を覚えさせるような行為をすること。

例:商品の購入をしつこく勧めたり、購入を強要したりすること

4.4.6 相手の知識、判断力、経験や財産の状況に照らして不相当と思われる販売活動を行うこと。

4.4.7 相手の生活状況に照らして通常必要とされる分量を著しく超えた量の販売を行うこと。

4.4.8 実需の伴わない発注や発注操作等を行うこと。また、そのような行為を勧める、もしくは要求すること。

例:他人の名義で発注すること

4.4.9 他系列のABOまたはプライムカスタマーに対して商品を販売すること。また、他系列のABOから商品を購入すること。

4.4.10 他社およびその商品、サービスを誹謗・中傷したり、それらのイメージを傷つけたりするような行為をすること。

4.4.11 デモンストレーションや製品説明に日本アムウェイが提供する以外の方法、他社製品との比較資料を用いること。

4.4.12 自家使用または自家消費向けのアムウェイ商品を小売りまたは再販すること。

4.4.13 返品可能期限が切れた商品、または返品可能期限内であっても賞味期限が切れた商品を小売りまたは再販すること。

4.4.14 恋愛相手との出会いや婚活などに目的が限定されたSNS、Webサイト(出会い系サイト等)、アプリ(マッチングアプリ等)、イベント、集まり等を利用して、アムウェイ商品を販売する相手を見つける行為。相手の恋愛感情を利用し、もしくは親切を装うことにより商品を購入させること。

4.4.15 アムウェイ商品またはアムウェイ・ビジネスに関する販売促進物を制作・使用・販売・提供・宣伝すること。ただし、所定のビン・レベルの資格を有しているABOについては、別途定める「クオリティアシュアランス・スタンダード」に従って、アムウェイが事前に承認した場合にのみ、これらの販売促進物を制作することができます。規則7「クオリティアシュアランス・スタンダード、ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)および BSM 活動」を参照してください。

4.5 書面の交付義務

ABOは、アムウェイ商品をお客様(プライムカスタマーがABOからアムウェイ商品を購入する場合は、プライムカスタマーとしての購入ではなくお客様としての購入となります)や、他のABOに販売する場合には、アムウェイ指定の販売伝票(以下「販売伝票」という)を必ず交付し、クーリング・オフを含む返品に関する規定などの重要事項の説明をしなければなりません。アムウェイ商品販

売時に交付する「販売伝票」は、税法上保管を要求される7年間のみならず、その後も必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

4.6 返品・交換(100%現金返済保証制度)

アムウェイ商品を購入したお客様(ABOがプライムカスタマーに販売した場合には、プライムカスタマーに対する販売ではなくお客様に対する販売となります)や、ABOからの返品・交換の申出には誠実かつ迅速に対応しなければなりません。拒否したり、返品等ができないかのような誤解を与える説明をしてはなりません。

指定された保証期間内にお客様が100%現金返済保証制度や交換制度を要求するときはいつでも、ABOは直ちに(1)購入価格の全額返金、または(2)同一の製品との交換の選択をお客様に提供する必要があります。ABOは、お客様が全額返金を要求した場合は「100%現金返済保証制度」の手順に従い、お客様が交換を要求した場合は「交換制度」の手順に従う必要があります。ABOは、購入したときと異なるスポンサー系列から返品することは禁止されています。

4.7 アムウェイ・ビジネスの妨害の禁止

アムウェイ、アムウェイ・ビジネスまたは他のABOを誹謗・中傷・侮辱することは禁止されています。

4.8 海外のアムウェイとの関わり

4.8.1 ABOは、アムウェイが開業している国から他国(アムウェイがその国で開業しているかは関係ありません)へアムウェイ商品を生産または海外のアムウェイ商品を輸入して販売することはできません。また、そのようなことをする人にアムウェイ商品を販売することはできません。ABOの自己消費を目的として、アムウェイ商品の海外への持ち出し、海外のアムウェイ商品の国内への持込みは以下の条件を満たす限り認められます。ただしその許容範囲は、年間で1,000米ドルを目安とし、本人の手荷物として運べる範囲に限定されます。

①海外へ持ち出す、または国内に持ち込むアムウェイ商品は、本人がその国のABO資格でその国で発注・受け取りをしていること。

②No.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築している国に訪れた場合は、海外からの顧客としてではなく、当該国のABOとして発注することになります。

③耐久消費財(例:浄水器、空気清浄機など)は、いかなる場合も海外へ持ち出すことや国内に持ち込むことはできません。

④海外へ持ち出す、または国内に持ち込むアムウェイ商品が、他者へ渡されることはいかなる状況においても認められません。

⑤海外へ持ち出すアムウェイ商品は相手国の、また、国内に持ち込むアムウェイ商品は自国のマーケットで販売されていない商品に限られます。

⑥海外インセンティブ・セミナーでの購入分は、年間1,000米ドルの目安に含まれません。

⑦この規定をビジネス構築のための戦略として利用することはできません。

4.8.2 日本国内において、海外アムウェイの国際・スポンサー活動をし、そのABO登録をさせてはなりません。

4.8.3 海外におけるビジネス活動に際しては、「国際・スポンサーリング・ポリシー」を遵守してください。

4.8.4 日本の国外において、アムウェイ・ビジネスに直接的、または間接的に携わるABOは、その国のABOとして登録している、していないにかかわらず、その国の法律、および当該国のアムウェイの規則、規制、方針、処理手続きに従う必要があります。

<p>4.9 商品販売実績とボーナス</p> <p>4.10 不要在庫の禁止(70%ルール)</p> <p>4.11 未承諾の広告メール・ファクシミリ</p> <p>4.12 デジタルコミュニケーション</p> <p>4.12.1 Amazon.co.jpのAmazonマーケットプレイスにおける当社公式サイトで販売される商品を紹介するに際し、直接間接を問わず、いかなるスポンサリング行為も行わず、ABO登録やプライムカスタマー登録を促してはなりません。</p> <p>4.13 アムウェイ・セールス&マーケティング・プランの操作等</p> <p>4.14 登録情報の変更</p> <p>4.15 個人情報保護</p> <p>4.15.1 個人情報を取得する際には、アムウェイ・ビジネスに利用するという個人情報の利用目的を十分に説明するとともに、適法かつ公正な手段によって取得してください。</p> <p>4.15.2 個人情報をアムウェイ・ビジネス以外の目的で利用することはできません。</p>	<p>ABOは、アムウェイ・セールス&マーケティング・プランに基づいて、その実績に応じたボーナスを受け取ることができます。アムウェイ商品の返品があった場合には、アムウェイは「返品および交換規定」に従って、返品者ならびにその系列上位のABOのボーナスを調整(相殺)します。</p> <p>不要在庫を持つことは禁じられています。ABOは月間購入実績の少なくとも70%を小売り販売、または自家使用により流通させなければならず(これを70%ルールといいます。)、また残りの在庫も翌月末までに流通させなければなりません。</p> <p>承諾を得ていない相手に対してアムウェイ商品またはアムウェイ・ビジネスの広告にあたる電子メールやファクシミリを送ることはできません。</p> <p>デジタルコミュニケーションとは、テキスト(文字)、画像、動画、音声、その他情報を電子的にコンピューターや携帯端末を使用して送信することです。これにはすべてのオンライン上のコミュニケーションが含まれ、電子メール/SMS、ソーシャルメディアやメッセージアプリ(Facebook®、Instagram®、Twitter®、YouTube®、Line®、WeChat®、WhatsApp®、Snapchat® など)、ブログ、ホームページ、ポッドキャスト、ライブストリーミング、モバイル・アプリケーション、掲示板/フォーラム、デジタルイベント、広告などを活用しますが、この限りではありません。ABOによるアムウェイのビジネス、商品またはサービスに関する直接的または間接的なすべてのデジタルコミュニケーションには、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「クオリティ アシュアランス・スタンダード」、その他諸規則および関連法令がすべて適用されます。オンライン上のABO活動については、別途定める「デジタルコミュニケーション・スタンダード」を遵守してください。</p> <p>いかなる場合にも、実需の伴わない発注や発注操作を行ったりしてはなりません。</p> <p>登録情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス等)に変更があったときには、速やかにアムウェイ所定の方法で届け出てください。また、登録情報は申請者本人の情報でなければなりません。</p> <p>アムウェイ・ビジネスによって知り得た個人情報(アムウェイから提供を受けた個人情報を含み、以下「個人情報」という)の取り扱いについては、以下の事項を遵守しなければなりません。この規定はABO資格の解約または失効後も効力を有するものとします。</p>	<p>4.15.3 個人情報の紛失、漏えい、不正アクセス等を防止し、個人情報を安全に管理するために必要な措置を講じなければなりません。また、アムウェイが個人情報の管理状況について調査をする場合には、この調査に協力します。</p> <p>4.15.4 個人情報を、本人の同意なく第三者に開示・提供してはいけません。また、個人情報を他の人と共有することも、本人の同意を得なければ行ってはいけません。</p> <p>4.15.5 個人情報の紛失、漏えい、不正アクセス等の事故が生じた場合には、直ちにアムウェイに対して報告しなければなりません。</p> <p>4.16 現金取引の原則</p> <p>アムウェイ商品の購入・販売は、原則として現金取引です。ただし、アムウェイが認める商品、範囲および方法で、アムウェイ商品の購入に際し、アムウェイ・クレジット、アムウェイカードおよび一般クレジットカード(VisaまたはMasterCardマーク付きのカード)を利用することができます。</p> <p>利用に際しては、次の事項を遵守しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自家使用のために購入されなければなりません。小売りのための仕入やプレゼント、サンプリング等のための仕入等に使うことはできません。 ②名義の貸し借り(家族間の貸し借りも含む)、架空名義の使用、虚偽の内容での申請等、不正なクレジット取引を行ってはなりません。 ③発行会社が定める会員規約等を遵守しなければなりません。 ④クレジットカードを利用したキャッシング、ローン、リボルビング払い等によりアムウェイ商品の購入資金を借り入れてはなりません。 ⑤クレジットカードを利用して一括払いでアムウェイ商品を購入した後に分割払いやリボルビング払い等に支払方法を変更してはなりません。 ⑥ABO資格が解約された場合、または失効した場合、アムウェイカードを利用できなくなる場合があります。 <p>4.16.1 ABOは、アムウェイの商品購入および販売において、クレジットやローン等の消費者信用のあっせんをすることはできません。</p>
		<p>5 スポンサーの責任と義務</p> <p>5.1 スポンサーの義務</p> <p>すべてのABOは、自分自身のアムウェイ・ビジネスに責任があります。スポンサーや系列上位ABO(PT含む)からの適切なサポート、トレーニング、モチベーションもグループの持続的な成長のために必要です。一方で、スポンサーや系列上位ABO(PT含む)の行為は、系列下位ABOのビジネスの独立性や個人の努力を妨げたり、アムウェイと各ABOとの関係に不適切に介入することは絶対にあってはなりません。そのような行為はアムウェイ・セールス&マーケティング・プランの不正操作ともみなされます。アムウェイは、スポンサーや系列上位ABO(PT含む)の関与が適切であり、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に準拠しているかどうかを判断するための審査権限を有します。行き過ぎた関与やセールス&マーケティング・プランの不正操作が認められた場合、資格不認定および/または「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に基づいて適切な措置を講じます。スポンサーや系列上位ABO(PT含む)は以下に定められているとおり、適切なサポートを提供してください。エメラルドまたはダイヤモンドの資格を持つABOは、下記の規則5.4.5に従い、エメラルドまたはプラチナムと連携しながら、そのグループのABOをサポートし、コミュニケーションを取る必要があります。</p> <p>(1)スポンサーや系列上位ABO(PT含む)は以下のようなサポートを提供してください。</p>

- ①プロスペクト／新規ABOにアムウェイ・セールス&マーケティング・プランを説明する。
 - ②グループのABOに継続的にビジネスや製品のトレーニングを提供する。
 - ③グループのABOの個人事業主としての権利を保護する。
 - ④グループのABOにアムウェイ主催のミーティングやイベントに参加するように働きかける。
 - ⑤グループのABOに「アムウェイ倫理綱領・行動規準」や関連法令、ビジネスマナー、ビジネス構築のベスト・プラクティスなどについて教育する。
 - ⑥プロスペクト／新規ABOの家族や友人などへも配慮したビジネス活動を行う。
- (2)スポンサーはプロスペクトに対しスポンサー活動をするとき、以下を遵守してください。
- ①「サインアップ・キット」を交付する際は、スポンサーの氏名、住所および電話番号を「サインアップ・キット」内の「概要書面(アムウェイ・ビジネスの概要)」裏面に記載してください。スポンサーが法人である場合は、法人名、本店所在地、代表者氏名を記載してください。
 - ②「概要書面(アムウェイ・ビジネスの概要)」の内容を十分に理解してもらった上で、同封の「ABO資格取得申請書」を、申請者自身に記入してもらうか、オンラインでABO登録を利用される場合には、オンライン用のサインアップ・キットを使用してamwaylive.com上の「ABO登録」フォームを申請者自身に入力してもらってください。
 - ③「ABO資格取得申請書」のアムウェイ提出用と本人控に記載された「個人情報の取り扱いについて」の記載内容を説明し、個人情報の取り扱いに関する事前の同意を取り付けるようにしてください。
 - ④アムウェイ・ビジネスは誰に対しても独占的なビジネス活動の権利を与えるものではなく、また、すべてのABOはそのビジネス活動において活動地域の制限を受けないことを正しく説明してください。ただし、海外におけるスポンサー活動については「アムウェイ・ビジネスが開業されていないマーケットにおける、許可されていないABO活動に関するポリシー」が適用されることも併せて説明してください。
 - ⑤アムウェイ・ビジネスでの収入について、事実と異なる表現、または誤ったビジネス方法の説明をしてはなりません。
例:
・努力しなくても収入がとれる
・すぐに成功する
・自分がフォローするのであなたは仕事をしなくてもよい
- 5.1.1 スポンサー活動を行うときは、以下の内容を遵守してください。
規則3「ABO資格」に定められている資格取得条件などを満たしていない人に対しスポンサー活動をすることや、アムウェイ・ビジネスに関するミーティングに参加させる等、ABO登録に関するビジネス活動を行うことはできません。
- 5.1.2 スポンサー活動を行うためには、スポンサー活動資格を取得しなければなりません。スポンサー活動資格を取得または更新するためには、スポンサー活動資格取得前および毎年のABO資格更新時に、「アムウェイ・ビジネス・セミナー」を受講し、所定のテストに合格することが必要です。
- 5.1.3 スポンサー活動をするためのアポイントの際に、以下のことを明示しなければなりません。そうすることで、相手がアムウェイの話を聞くかどうかを考え決める時間を得ることができます。
- ①自身の氏名
 - ②アムウェイのABOであること
 - ③アムウェイ・ビジネスへの勧誘が目的であること

- ④アムウェイ商品の種類
 - ⑤更新時の年会費の負担について
 - ⑥ABOは、アムウェイやその関連会社と雇用関係を持つ従業員ではなく、独立した事業主であること
- 5.1.4 スポンサーする際は、スポンサーする相手に、「概要書面(アムウェイ・ビジネスの概要)」を無償で交付しなければなりません。
- 5.1.5 初めて勧誘する際、アムウェイ・ビジネスの説明では、「概要書面(アムウェイ・ビジネスの概要)」およびアムウェイ発行の販売促進資料、視聴覚資料、広報物等を利用して、アムウェイ・ビジネスおよびアムウェイ・セールス&マーケティング・プランとその他報酬制度を説明しなければなりません。アムウェイ・ビジネスの機会やアムウェイ・セールス&マーケティング・プランについて説明する際、誠実に正確で誤解を与えないようにしなければなりません。以下の重要事項は十分に説明し、理解してもらってください。
- ①資格には有効期限があり、会社が定める有効期限までの年会費が必要であること。
 - ②アムウェイ・ビジネスでの収入は、努力に見合った報酬であり、収入が保証されているものではないこと。またスポンサー活動だけでは収入を得ることができないこと。
 - ③アムウェイ・ビジネスは無理のない自己資金の範囲で行うべきものであること。
 - ④クーリング・オフ、「100%現金返済保証制度」、「在庫商品引取制度」や、ABO資格解約について。
 - ⑤商品の種類や性能、品質について。
 - ⑥その他、ABO登録や商品購入の判断に影響をおよぼす事項について。
- 5.1.6 ABOの収入は、アムウェイが公表した最新の平均ボーナス取得額を使い説明してください。
- 5.1.7 ABO資格取得申請は、申請者自身によって手続きが行われなければなりません。また申請者本人以外の氏名や住所、電話番号等で登録させることはできません。
- 5.1.8 ABO資格取得、パートナー追加登録、スポンサー活動資格取得、商品発注など、その他全てにおいて代理での申請(手続き)を行ってはなりません。
- 5.1.9 プライムカスタマーのスポンサリング
プライムカスタマーをスポンサーするには以下の内容を遵守してください。
- ①プライムカスタマー入会申請を行う前に、スポンサーは、その申請が「プライムカスタマー規約」の条件を満たしたものであることを確認しなければなりません。
 - ②プライムカスタマー入会申請者に「プライムカスタマー規約」に基づき十分な説明をして、規約を十分に理解してもらった上で、申請手続きは申請者自身が行わなくてはなりません。
 - ③ポイント補償期間中のプライムカスタマーに対して、変更先系列上位(新スポンサー系列)が、アムウェイ商品を販売してはなりません。
 - ④プライムカスタマー登録を紹介する目的でアポイントを取る際に、以下のことを明示しなければなりません。
 - (1)自身の氏名
 - (2)アムウェイのABOであること
 - (3)プライムカスタマー登録の紹介が目的であること
 - (4)アムウェイ商品の種類
- 5.1.10 アムウェイは、ABO番号(プライムカスタマーの場合はお客様番号)・氏名・住所・電話番号・購入および返品実績等の個人情報を取り扱います。スポンサーは、ABO資格取得申請者に対しては「概要書面(アムウェイ・ビジネスの概要)」、プライムカスタマー入会申請者に対しては「アムウェイ カタログ」に記載された、「個人情報

- の取り扱いについて」を説明し、申請者の同意を得てください。
- 5.2 スポンサー活動における禁止行為**
 アムウェイ・ビジネスへの勧誘や商品の紹介、プライムカスタマー登録の紹介などアムウェイに関連した目的以外の目的(例:料理教室、メイク教室、各種イベント・パーティー等)を伝えて誘った相手にアムウェイ商品を勧めたり、スポンサー活動を行ったりすることはできません。また、相手からの質問には率直さをもって、正直、誠実に答えてください。
- 系列上位など他のABOが同席するときには、その旨を事前に相手に伝えてください。
- ABOやプライムカスタマーのスポンサー活動をするときおよび他のABOに対し教育等をするとき、以下の行為は禁止されています。
- 5.2.1 アムウェイ・ビジネスへの勧誘、またはプライムカスタマー登録の紹介が目的であることを告げずに、一般の人が出入りしない場所でスポンサー活動を行うこと。**
 「一般の人が出入りしない場所」の例:
 ・日本アムウェイ本社やプラザの会議室
 ・ABOのオフィスや自宅
 ・貸切の飲食店、集会所、ホールなど
- 5.2.2 アムウェイ商品の購入を強要したり、義務付けたりすること。また、仕入れ・在庫・販売等のノルマを課したり、ビジネス活動を強要したりすること。**
- 5.2.3 規則3「ABO資格」ならびに「プライムカスタマー規約」に違反するようなABO資格取得申請ならびにプライムカスタマー資格取得申請を手伝ったり、示唆したりすること。また、規則3.1「資格取得申請条件」で定める条件を満たさない者に対し、スポンサー活動をしたり、アムウェイ・ビジネスに関するミーティングに参加させたりする等ABO登録に関するビジネス活動を行うこと。**
- 5.2.4 本人に無断でABOやプライムカスタマーに登録したり、アムウェイから商品購入を行ったりすること。**
- 5.2.5 事実ではないことを告げること。**
 例:
 ・規則5.1.5「初めて勧誘する際に重要事項を説明すること」に規定する重要事項について、事実でないことを告げること。
 ・「高収入がすぐに得られる」「すぐに儲かる」というような断定的な言い方をすること。
- 5.2.6 重要な事実を告げずに勧誘すること。**
 例:
 ・規則5.1.5「初めて勧誘する際に重要事項を説明すること」に規定する重要事項について告げないこと。
 ・「年会費が必要であること」「クーリング・オフを行えること」等を告げないこと。
- 5.2.7 威迫したり困惑させたりすること。**
 例:
 ・「ABO登録してもらわなくては困る!」と声を荒げ、戸惑わせること。
 ・解約を申し出ているABOに、解約を拒否したり、解約できないかのような誤解を与えたりすること。
 ・アムウェイ・ビジネスの仕入れのための借入れを勧めたり、斡旋したりすること。
- 5.2.8 迷惑を覚えさせるような行為をすること。**
 例:昼夜を問わずしつこく電話で勧誘すること。
- 5.2.9 深夜のミーティング開催により、参加者や会場周辺に迷惑をかけること。**
- 5.2.10 相手の知識、判断力、経験や財産の状況に照らして不適当と思わ**

- れる勧誘活動を行うこと。
- 5.2.11 プライムカスタマー等ABO資格のない方に、販売またはスポンサー活動をさせること。**
- 5.2.12 スポンサー系列の操作を行うこと。そのような行為を勧める、もしくは要求すること。**
- 5.2.13 本来のスポンサー以外のABOの下で登録することを勧める、もしくは要求すること。**
- 5.2.14 他人にアムウェイ商品の購入資金の借入れを勧めたり、購入資金の提供をしたりすること。**
 「資金の借入れ」とは、アムウェイ・クレジット以外の各種ローン、クレジットサービス会社からの借入れ、個人間の貸し借りなどを指します。
- 5.2.15 他系列のABOやプライムカスタマーをスポンサーすること。またはそのために勧誘すること。**
- 5.2.16 恋愛相手との出会いや婚活などに目的が限定されたSNS、Webサイト(出会い系サイト等)、アプリ(マッチングアプリ等)、イベント、集まり等を利用して、アムウェイ・ビジネスへ勧誘する相手やアムウェイ商品を販売する相手を見つける行為。相手の恋愛感情を利用し、もしくは親切を装うことにより登録や商品購入させること。**
- 5.3 アムウェイ・ビジネスが開業されていないマーケットにおける、許可されていないABO活動に関するポリシー**
 アムウェイが開業していない国でビジネス活動を行うことはできません。万一、これらの活動があった場合、アムウェイはABO資格解約処分やビジネス活動の停止などの措置を行う場合があります。詳細については、「アムウェイ・ビジネスが開業されていないマーケットにおける、許可されていないABO活動に関するポリシー」をご確認ください。
- 5.4 プラチナムの義務**
 ABOが「PT資格認定審査」ならびに「PT資格認定試験」に合格すると正式にプラチナムとして認定されます。正式認定されたプラチナムは、アムウェイが別途定める「プラチナム規約」を遵守しなければなりません。プラチナム以上のABOの資格および特典を獲得し保持するには、ABOは最初に資格を取得し、その後各会計年度で再度資格を取得する必要があります。資格の認定および再認定の要件は、概要書面またはamwaylive.comに規定されています。これには以下が含まれています。
- 5.4.1 「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「プラチナム規約」およびその他諸規則を遵守し、グループ内の他のABOも遵守するよう指導と奨励を行う。**
- 5.4.2 グループのABOにトレーニングを提供する。**
- 5.4.3 正式に登録を完了したABOを励ます。**
- 5.4.4 アムウェイ・ビジネスおよび「100%現金返済保証制度」を含むアムウェイ製品の運用について、グループのABOにトレーニングを行う。**
- 5.4.5 エメラルドまたはダイヤモンドの資格を持つABOは、系列下位のエメラルドやプラチナムのグループABOに対して、以下の追加義務を負うものとします。**
 ①ビジネスの成功を向上させるために、コンサルティング及びサポートを提供する。
 ②「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の遵守を促進させる。
- 6 スポンサー系列の保全**
- 6.1 アムウェイ以外でのネットワーク利用の禁止**
 アムウェイのネットワークは、アムウェイ・ビジネスを紹介していくた

めのアムウェイ固有の財産であり、ABOはこのネットワークを他の目的に利用したり、このネットワークに関する情報を第三者に開示したりすることはできません。

この禁止規定はABO資格失効後も効力を有します。なお、未登録の配偶者がこれらの違反行為を行った場合には、登録のあるABOがその責任を負い、措置を受けます。また、過去に夫婦、親子、同性パートナー等でパートナーを組んでいて、その一方が脱退した場合、脱退したパートナーがこれらの違反行為を行った場合も同様に、残留したパートナーがその責任を負い、措置を受けます。過去にABO登録していた場合、その後資格切替をしたとしても、系列保全の考え方が適用されます。不正に登録や解約をしているとアムウェイが判断した場合は、措置対象となります。

以下のような行為は禁止されています。

6.1.1 アムウェイ商品以外の商品や役務を他のABOまたはプライムカスタマーに直接的、間接的に関わらず、勧めたり販売したりすること。

6.1.2 アムウェイ・ビジネスに関係のない活動(政治・宗教・他社ビジネス等、ただしこれらに限りません)のために、直接的、間接的に関わらず、アムウェイのネットワークを利用すること。

6.2 資格の再申請

以前ABOであった者またはその配偶者が資格取得の再申請をする場合、元のスポンサーとその系列が資格解約時または失効時と同一であれば、いつでも再申請することができます。なお、(再)申請時点で元のスポンサーの登録が抹消されている場合、抹消されたABOの最初の系列上位の、現在資格が有効なABOの下であればいつでも(再)申請することができます。ただし登録の変更により、ABOの系列やグループを戦略的に変更することはできません。なお、インターナショナル・スポンサー系列が関係する資格の再取得については、インターナショナル・ビジネスに関する世界共通のルールが適用されます。

6.3 解約・失効後のスポンサー系列

ABO資格が解約または失効となった場合、原則として、そのABOがスポンサーしたすべてのABOならびにプライムカスタマーは、スポンサー系列の直近上位に移行します。ただし、21%グループを2系列以上持つABOの資格が解約または失効となる場合、またはアムウェイが必要と判断した場合には、アムウェイが直接管理します。

6.4 スポンサー系列の移動

一度、ABO登録した者は、原則として他のスポンサーの下では登録することはできません。別のスポンサーの下で登録を(再)申請する場合には、以下の6カ月または2年間の無活動期間が必要となります。これらの条件に違反した(再)申請による登録が発覚した場合、アムウェイは、スポンサー系列の長期保全のため、そのABOと下位のABOならびにプライムカスタマーの全部または一部を、元のスポンサー系列に戻すことができます。また、無活動期間中は、ボーナスや小売利益の受領は発生し得ません。

6.4.1 6カ月無活動ルール

かつてABOであった者(または未登録の配偶者を含む)が、新しいスポンサーの下でABO資格取得を(再)申請する場合、申請者は申請日から遡って6カ月間以上ABO登録または、ビジネス活動を行ってはいけません。(図1)

6.4.2 2年間無活動ルール

かつてABOであった者[B](または未登録の配偶者を含む)が、かつて[B]が所属していた系列上のABO[A]が現在登録している他のスポンサー系列で新たに資格を取得するには、[B]が申請日から遡って2年間以上、無活動でなくてはなりません。ただし、[A]の

登録より2年間以上経過している場合は、規則6.4.1「6カ月無活動ルール」が適用されます。(図1)

6.4.3 無活動の定義

無活動期間中はビジネス活動を行うことができません。ビジネス活動とは、オンライン、オフラインともに以下の活動を含みますが、この限りではありません。

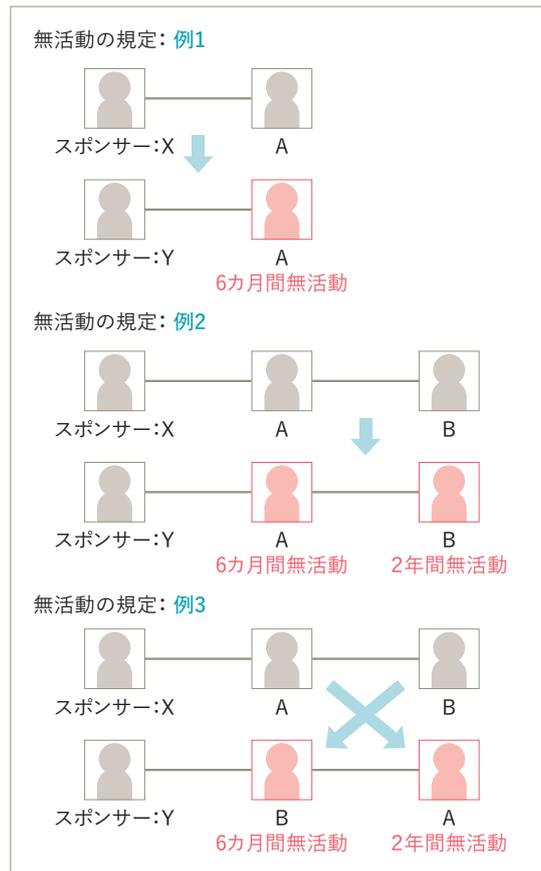
- ①商品の仕入れ・販売活動
- ②スポンサー活動
- ③ボーナスや小売利益の受領
- ④アムウェイやABOが開催する各種ミーティングへの参加
- ⑤アムウェイに関する各種ミーティングの開催
- ⑥他のABOのビジネス活動のサポート

6.4.4 ポイント補償制度

資格切替において他のスポンサーの下で登録する場合は、無活動ルールに代えて所定のポイント補償制度を適用します。ポイント補償制度とは、資格を切替えた月と、その翌月以降2カ月間は、元のスポンサーにPVを計上するもので、系列保全の理念より生まれたルールです。ABOからプライムカスタマー、プライムカスタマーからプライムカスタマーへ資格切替した場合のポイント補償の終了は2カ月後の翌月初めのボーナス計算の確定後です。また、プライムカスタマーからABOへ資格切替した場合のポイント補償の終了は、2カ月後の末日です。

- ①プライムカスタマーが入会申込の撤回を行った場合「プライムカスタマー規約」により、その入会申込は当初よりなかったものとします。そのため入会申込撤回後に他のスポンサーの下でABO登録またはプライムカスタマーに入会する場合は、ポイント補償の対象とはなりません。ただし、プライムカスタマー入会日より30日以降のプライムカスタマー資格の取消しは入会申込の撤

図1



- 回はならず、プライムカスタマー資格取消日以降、翌月よりの2カ月間に他のスポンサーの下でABO登録またはプライムカスタマーに入会した場合、元のスポンサーにポイントを計上します。
- ②過去にABOだったプライムカスタマーが再度ABO登録する場合は、ポイント補償に加え、規則6.4.1「6カ月無活動ルール」あるいは6.4.2「2年間無活動ルール」も適用される場合があります。
- ③正式な資格切替手続きを行わずにスポンサー変更を伴う新規登録を行った場合、アムウェイはその状況が判明した日から遡って2年以内の登録の資格に対するポイント補償をします。
- ④ポイント補償期間中は資格とスポンサーの変更はできません。

6.4.5 夫婦の登録

夫婦の場合には、そのどちらかが無活動期間にあるときには、その配偶者もABO登録をすることはできません。また、登録にあたって夫婦双方が無活動ルールを守っていなければなりません。

6.4.6 異議申し立て

ABO資格取得の(再)申請者が規則6.4.1「6カ月無活動ルール」～6.4.4「ポイント補償制度」を守っていなかった場合、かつての系列上位のABOは異議の申し立てをすることができます。ただし、異議の申し立ては、アムウェイがその(再)申請を受けた日から2年以内に限ります。

6.5 ABO資格の移行(販売)

ABOは、別のABOにそのABO資格を販売することができます。なお、アムウェイでは、資格の売買契約内に特定の売買条件を盛り込むことを義務付けています。この売買条件、ならびに売買契約の参考書式は、アムウェイより入手することができます。

系列保全の為、保有するABO資格を売却したいABOは、以下に定める優先順位に基づき、ABO資格の売却を提案する必要があります。また、ABO資格の購入を希望するABOは、以下に定める一連の規則に定められた条件をすべて満たさなければなりません。

- 6.5.1 ABO資格を購入できる第一候補者は、インターナショナル・スポンサーです。売買交渉中の購入権は、ABO資格を売却したいABOが承諾した正式な売却提案の条件(価格を含む)をすべて満たすインターナショナル・スポンサーが有します。インターナショナル・スポンサーがABO資格を購入するためには、日本において、ABOとして活動するための条件を満たさなければなりません。また、スポンサー活動や商品の購入・販売等により、日本で積極的なビジネス活動を行う必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。

- 6.5.2 第一候補者がABO資格の購入権を行使しなかった場合は、日本でのフォスター・スポンサーが第二候補者となります。また、ABO資格を売却したいABOにインターナショナル・スポンサーがいない場合、売買交渉中の購入権は、スポンサーが有します。フォスター・スポンサーおよびスポンサーは、ABO資格を売却したいABOが承諾した正式な売却提案の条件(価格を含む)をすべて満たす必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。

- 6.5.3 第一および第二候補者によりABO資格の購入権が行使されなかった場合、売却したいABOが個人的にスポンサーしたABOを、第三候補者として購入権を有します。第三候補者は、ABO資格を売却したいABOが承諾した正式な売却提案の条件(価格を含む)をすべて満たす必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。

- 6.5.4 第一、第二および第三候補者によりABO資格の購入権が行使されなかった場合、ABO資格を売却したいABOの系列上位または系列下位に位置するプラチナム(PT)以上で、直近ダイヤモンドまでのABOが、第四候補者として購入権を有します。第四候補者は、ABO資格を売却したいABOが承諾した正式な売却提案の条件(価格を含む)をすべて満たす必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。

- 6.5.5 上記に定めた、いずれの候補者もABO資格を購入しなかった場合、ABO資格の購入権は、系列を問わず、健全なビジネスを遂行するすべてのABOが有することになります。この場合も、購入権を有する者は、ABO資格を売却したいABOが承諾した正式な売却提案の条件(価格を含む)をすべて満たす必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。

- 6.5.6 ABO資格を購入するABOは、アムウェイによって定められた条件を満たし、かつ健全なビジネスを遂行している必要があります。売買はすべて、アムウェイによるレビューと承認が必要となり、この手続きを経て初めて売買は有効となります。アムウェイは独自の判断で、売買を承諾または、拒否する権利を有するものとします。アムウェイが売買契約を受領し承認するまでは、ABO資格の登録者の変更等は認められません。

- 6.5.7 ABOは、当初の売却提案でABO資格が売却できなかった場合に引き続きABO資格を売却したい場合は、新たな売却提案を作成する必要があります。その場合の購入権は、改めて上記に定める第一候補者から順に付与されます。

- 6.5.8 ABO資格を購入するABOはアムウェイが定めた次の各条件を満たしている必要があります。条件が満たされていない場合は、購入に関する交渉は破棄されるか、購入権は行使されなかったものとみなされます。

- ①アムウェイ・セールス&マーケティング・プランおよびアムウェイ・ビジネス・オポチュニティに関して正しいかつ完全な理解/十分な知識を有していること。
- ②「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に関する正しいかつ完全な理解を有しており、ルールを遵守してビジネスを行う意思を有していること。
- ③購入するABO資格のビジネスに対し、必要なトレーニングやサポートを提供できるだけの資源を有していること。
- ④購入するABO資格のビジネスに影響を与えるマーケットに関する知識を有していること。
- ⑤購入するABO資格のビジネスに悪影響を与えるような紛争・対立問題に関与していないこと。

6.6 離婚・パートナーシップの解消

パートナーシップを組んでいる夫婦が離婚する場合または登録同性パートナーが同性パートナーシップを解消する場合は、どちらか一方がビジネスを継続し、もう一方はパートナー削除を行わなければなりません。また申出により夫婦のパートナーシップ、親子のパートナーシップ、祖父母と孫のパートナーシップ、または登録同性パートナーシップを解消する場合も、どちらか一方がビジネスを継続し、もう一方はパートナー削除を行わなければなりません。登録同性パートナーシップを含む、いずれのパートナーシップにおいても、パートナーの一方が死亡した場合(複数のパートナーであればパートナーが1名となった場合)は、パートナーシップは解消され、他方のABOの資格(残った1名のABOの資格)となり、当該ABOがビジネスを継続します。離婚や同性パートナーシップの解消の場合に、資格の分割を希望する場合には、規則6.6.2「離婚分割・同性パートナーシップの解消による分割」の定めに従わなければなりません。

同性パートナーシップの関係を維持したままで、登録同性パートナーを解消する場合には、両者が署名をした「パートナー追加・削除申請書」を提出しなければなりません。

なお、いずれの場合も、パートナーの削除は、アムウェイの承認を得なければなりません。また、いずれの場合も、規則3.10「重複登録の禁止」が適用され、同規則⑥に従い例外的に重複登録が認められる場合を除き、2つ以上のABO資格を維持することはできません。

- 6.6.1 離婚後・同性パートナーシップ解消後の再登録

離婚が成立または同性パートナーシップを解消したことにより、パートナーの一方が離婚前または同性パートナーシップ解消前に登録していたABO資格を離れ新たにABO登録するときには、無活動ルールは適用されず、すぐに登録を申請することができます。ただし、新たに登録したABOのもとに、以前の系列上位または下位のABOが(再)登録を希望する場合には、規則6.4.2「2年間無活動ルール」が適用されます。離婚後の再登録は、離婚を証明する公的な書面の提出が必要です。また、同性パートナーシップ解消後の再登録は、地方自治体が発行するパートナーシップ解消証明書、もしくは、同性パートナーシップを解消したことを両当事者が誓約する署名入りの誓約書等の提出により同性パートナーシップが解消されたことが確認できれば、離婚後の再登録と同様に、無活動ルールは適用されません。

6.6.2 離婚分割・同性パートナーシップの解消による分割

離婚成立後または同性パートナーシップの解消後、30日以内に、アムウェイにABO資格の分割を希望する旨を通知しなければいけません。分割は元のABO資格を夫婦の一方または登録同性パートナーの一方が引き継ぎ、他方が同スポンサーの下で新規登録した場合に限り、系列下位グループをフロント系列から2つに分割することができます。その場合においても、21%系列は元のABO資格の下に残さなければいけません。

同性パートナーシップ解消後にABO資格を分割する場合は、地方自治体が発行するパートナーシップ解消証明書、もしくは、同性パートナーシップを解消したことを両当事者が誓約する署名入りの誓約書等の提出により同性パートナーシップが解消されたことが確認できれば、離婚分割と同様の取り扱いが可能です。

アムウェイは、そのABOが正式に離婚したこと、または同性パートナーシップを解消したこと、分割内容が系列のABOに悪影響を与えないことを確認した上で、その分割を承認または拒否することができます。なお、上記30日以内に通知がない場合、アムウェイは、そのABOがビジネス活動を行うことが困難であると判断し、アムウェイがそのABO資格を管理することができます。また、分割方法につき当事者間の合意が得られない場合は、アムウェイはそのABO資格を解約することができます。

6.7 競合他社への登録と勧誘

6.7.1 ABOはアムウェイとの契約期間中、他のダイレクトセリングのビジネスチャンスを提供するビジネスやサービスに個人事業主または契約者として直接間接を問わず、そのビジネスを所有、管理、運営、コンサルティング、関与、従事または継続しないことに同意するものとします。

6.7.2 プラチナム以上の資格を有していたことのあるABOが解約した場合は、解約後6か月間、他のダイレクトセリングのビジネスチャンスを提供するビジネスやサービスに個人事業主または契約者として、直接間接を問わず、そのビジネスを所有、管理、運営、コンサルティング、関与、従事または継続しないことに同意するものとします。

6.7.3 プラチナム以上の資格を有していたことのあるABOが解約した場合は、解約後2年間、アムウェイのABOに対して、他のダイレクトセリングのビジネスチャンスを提供するビジネスやサービスについて、所有、管理、運営、コンサルティング、個人事業主もしくは契約者として活動、従事または継続することへ、直接間接を問わず、奨励、勧誘または誘導したり、勧誘または誘導することを試みたり、その他の方法で誘引しないことに同意するものとします。

7 クオリティ アシュアランス・スタンダード、ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)およびBSM活動

7.1 クオリティ アシュアランス・スタンダード(QAS)

クオリティ アシュアランス・スタンダード(QAS)は、アムウェイが発行し、適宜改正する文書であり、プログラム・スタンダードおよびコ

ンテンツ・スタンダード(これらはQASにおいて定義づけられます)から構成されています。QASはBSM、ABOのコミュニケーション、およびアムウェイ・ビジネスに関連する記述の際に必須のプロセス、要件、題材、メッセージング、コンテンツ、資料を総括して含みます。

ABOは、全てのBSM、BSM活動、およびアムウェイ・ビジネスのあらゆる面からのあらゆるコミュニケーションにおいてQASを遵守しなければなりません。アムウェイ・ビジネスのコミュニケーションには、アムウェイ商品、アムウェイ・ビジネス・オポチュニティ、およびアムウェイ・セールス&マーケティング・プランを含みますが、これだけに限定されません。QASは、これらの「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に完全に組み込まれ、その一部として強制力があります。

7.2 ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)およびBSM活動

ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)は、全ての製品とサービス(書籍・雑誌・フリップチャートその他の印刷物、オンライン文書、ウェブサイト、オーディオ・ビデオ・デジタル媒体、ラリー・ミーティング・教育セミナーを含みますが、これだけに限定されません)であり、以下を意味します。

- ・プロスペクトにアムウェイ製品を勧め、教えることを目的とし、またはABOをサポートし、トレーニングし、モチベーションを与え、教育することを目的とする製品とサービス。

- ・一つ以上のアムウェイの商号、または商標(サービスマークを含む)、著作物もしくはアムウェイに属するか、ライセンスを付与された他の知的財産が使用されている製品とサービス。

- ・その他、アムウェイとの関連が明示または暗示されて提供される製品とサービス。「アムウェイにより提供」という前おき無しにBSMという用語が使用されている場合、それはアムウェイ以外が提供するBSMのみを意味します。BSMの定義は、広義に解釈をします。

BSM活動は、BSMの開発、制作、管理、プロモーション、マーケティング、販売、および供給、ならびにBSMによる報酬に関連するすべての活動を意味します。

BSM およびBSM活動は、以下の場合に認められます。

- ・全てのクオリティ アシュアランス・スタンダード、ならびに適用される「アムウェイ倫理綱領・行動規準」およびデジタルコミュニケーション・スタンダードを遵守し、

- ・BSMのプロモーション、マーケティング、販売または供給の前に、QASに従って、レビューのために、BSMがアムウェイに提出され、

- ・BSMがアムウェイにより許可され、

- ・承認番号が、BSMの適切な位置に表示されている場合アムウェイは、BSMを許可すべきかをその裁量にて決定します。アムウェイはBSMの購入を誰に対しても強制しませんが、BSMをビジネスの成功や目標達成に役立つものであると考えるABOもいます。BSMはあくまで任意であり、BSMをプロモーション、使用、販売または供給するABOは、「購入は全くの任意であり、BSMを購入するABOは理由を問わずBSMを返品して、QASの返品規定に従い全額返金を受けることができること」を分かりやすく表示しなくてはなりません。ABOがBSMの購入を強制されることがあってはなりません。BSMを購入または販売しないことを選択した結果、系列上位または系列下位のABOにより不利な立場に置かれることがあってはなりません。ABOは、BSMがABOによって制作されたか、第三者によって制作されたかに関わらず、BSMの販売による報酬、インセンティブ、または利益を受け取ることはできません。BSMを実費のみで販売し、いかなる場合でもアムウェイが承認した価格を上回って販売することはできません。販促品を提供することも禁止されています。資料やイベントの価格設定に関する、より具体的な指示についてはQASを参照してください。

BSMをABO以外に販売しないこと、BSMの購入をABOになるために必要なものと位置づけけないことを強く推奨します。アマウェイは、いかなるBSMをも推奨しません。

7.3 BSM価格および収支報告書

BSM活動において経費を上回る収益を得ることはできません。BSMの種類に関わらず、提供される製品、サービス、情報に対してQASに従い公正かつ適切な価格を設定してください。BSMの価格設定に関する詳しい情報についてはQASを参照してください。

ABOは、BSM収支報告書を、BSM販売期間終了後にアマウェイに提出する必要があります(少なくとも年に1回)。有償のミーティング、セミナーに対し、アマウェイから求められた場合には、収支報告書を直ちに提出しなければなりません。国内外を問わず、ミーティング(ラリー、セミナーなどを含む)を主催する場合、終了後30日以内に「収支報告書」(amwaylive.comからダウンロードできます。)を提出しなければなりません。

7.4 BSMレビュー

デジタルコミュニケーション・スタンダードで提供されているものを除き、全てのBSMは、クオリティ アシュアランス・スタンダードに記載されているように、レビューと許可のためにアマウェイに提出する必要があります。レビューの結果、アマウェイは不許可にしたり、修正その他の適切な処置を行うことを、その裁量にて要求することができます。すべてのBSMを許可する権利に加えて、アマウェイは、アマウェイの商号、または商標(サービスマークを含む)、著作物もしくはアマウェイに属するか、ライセンスを付与された他の知的財産の使用状況をレビューして、全ての「アマウェイ倫理綱領・行動規準」やQASが遵守されているか確認します。確認には、トレーニングや教育ミーティングに出席したり(直接または電子上で)、面談および調査を実施することも含まれますが、これらに限定されません。ABOは、アマウェイにBSMのすべてのアクセスを提供してください。これには、ミーティングやイベントへの参加、全てのパスワード保護されたウェブサイトのエリアへのアクセス、および他の資料、情報、前述のレビューを行う目的に必要なもしくは役立つ場所への合理的なアクセスを含みますが、これらに限定されません。また、これらのレビューは「アマウェイ倫理綱領・行動規準」およびQASを遵守しているかを検証するために実施されるレビューに限定されません。ABO資格登録に関する契約、「アマウェイ倫理綱領・行動規準」、およびQASに基づく義務に関連して、アマウェイが実施するレビューに応じ、タイムリーに質問に回答し、アマウェイに協力することが求められます。ABOは、誠意を持って行動し、アマウェイが要求するいかなる資料または情報へのアクセスをも不当に保留にすることはできません。

7.5 アマウェイが主催するミーティング/イベントの記録の禁止

アマウェイが主催する各種ミーティングの内容を録音・録画(写真撮影も含む)することを希望する場合、アマウェイより事前に許可を得なければなりません。また、許可を得て行ったいかなる記録、音声または映像であっても、その利用は当該ABOの個人的な目的に限りま。

なお、アマウェイはそのミーティングで記録されたABOの画像や音声をアマウェイのウェブサイト、出版物(Amagramを含む)、イベント等において利用することがあります。

7.6 イベント、ラリー、セミナー、ミーティング等の開催

主要なイベントは、全て事前にアマウェイに申請し、チェックを受け、承認されなければ開催することができません。ミーティング、イベント等の名称および内容がアマウェイ・ビジネスおよびアマウェイ製品との関連を十分に示していないと、アマウェイが独自の裁量で判断した場合、アマウェイはその名称や内容の変更を要求する

権利を留保し、ABOはその名称および内容を変更しなければなりません(一度承認された名称および内容の変更も含まれます)。イベント、ラリー、セミナー、ミーティング等の開催に関するより具体的な指示についてはQASを参照してください。

7.6.1 参加費が、前売り、当日券問わず1名につき1,100円(消費税含む)以上のミーティング(ラリー、セミナー等を含む)を主催する場合、ミーティング開催日の45日前までに、アマウェイに「開催計画書」(amwaylive.comからダウンロードできます)を提出し、承認を得なければなりません。

7.6.2 海外にてミーティング(ラリー、セミナー等を含む)を主催する場合、参加人数にかかわらず「開催計画書」を、イベント内容の広報開始日またはサービス提供者(旅行会社等を含む)との契約締結日のいずれか早く到来する日の30日前までにアマウェイに提出し、承認を得なければなりません。開催に際しては、開催国の関連法令・法規およびアマウェイ・ビジネスを行う条件を遵守しなければなりません。

7.6.3 国内外を問わず、ABOに関係するパーティーや文化行事等を行う場合で、参加者が500人以上、あるいは参加費が1名につき31,000円(消費税含む)以上の場合、開催計画書をイベント内容の広報開始日またはサービス提供者(旅行会社・イベント業者を含む)との契約締結日のいずれか早く到来する日の30日前までにアマウェイに提出し承認を得なければなりません。

7.6.4 ミーティングの主催者は、参加者に対して、駐車場の有無をあらかじめ告知する等、適切な運営を心がけ、会場周辺の方々に迷惑のかけないようにしなければなりません。さらにミーティングの終了後は、開催費用の精算や後片付けを迅速に行わなければなりません。

7.6.5 ミーティングには、ビジネスにふさわしい服装で参加しなければなりません。

7.6.6 アマウェイのミーティングやセミナーに人を誘う場合は、その内容がアマウェイ・ビジネスであることを事前に説明しなければなりません。

7.6.7 深夜のミーティング開催により、参加者や会場周辺の方々に迷惑をかけてはなりません。

7.6.8 ABO主催のミーティング、ラリーにおいてアマウェイの書面による事前の許可なく、物販(チャリティー目的の場合を含む)をすることはできません。

7.6.9 ライブストリーミング(ライブ配信)やデジタルイベント等オンライン上で開催されるミーティングについては、デジタルコミュニケーション・スタンダードおよびQASを遵守して、承認手続きのための適切な申請書を提出しなければなりません。

8 アマウェイの商標などの使用

8.1 商標及び著作物の使用

ABOは、アマウェイの商号、商標(商標登録されているか未登録であるかを問わず、アマウェイが所有するか使用許諾を受けているかを問いません)、商品名、及び著作物(印刷物、視聴覚資料、ウェブサイト上の記事など媒体を問わず、著作権によって保護され得る創作物のすべてであり、アマウェイが所有するか使用許諾を受けているかを問いません)を、アマウェイが使用許諾した範囲(目的、媒体、態様など)においてのみ使用することができます。使用の許諾は、ABOに向けて予め明示されるか、個別に行われます。ABOは、アマウェイの商標と類似した商標の使用やアマウェイの著作物の改変を行うことはいかなる場合も禁止されます。

印刷物、視聴覚資料、ウェブサイトには以下が含まれます。

①印刷物:書籍類、手帳、カタログ、パンフレット、チラシ、カレンダー等

②視聴覚資料:USB等電子記録媒体、ライブストリーミング、画像

／動画／音声ファイル、ポッドキャスト、CD、DVD、MP3、カセットテープ、ビデオテープ等

③ウェブサイト:あらゆるデジタルコミュニケーション

8.2 ABOの名刺

ABOが名刺を作成する場合は、以下の事項をすべて明記して使用してください。

- ①アムウェイビジネスオーナー (ABO)
- ②ABO番号
- ③氏名(登録氏名、法人ABOの場合は法人名および代表者氏名)
- ④住所、電話番号等の連絡先
- ⑤「ABOは、日本アムウェイ合同会社の役員または代理人ではなく、独立した事業主です。」との文言

9 資格の承継

資格の承継は、規則9.1にしたがって、相続、遺贈または死因贈与によって行うことができます。その他、資格を承継する方法としては、規則3.3「パートナー登録」および規則6.5「ABO資格の移行(販売)」があります。生前からの資格の承継計画に関する詳細な条件やルールについては、別冊 Amway Succession(承継) Planning Bookにて確認することができます。

9.1 死亡および相続

ABOが死亡した場合(パートナーがいる場合には全パートナーが死亡した場合)、そのABO資格は、以下に定める規則、または規則に定めのない事項については相続に関する民法およびその他の法令に従って、相続または遺贈することができます。また、生前よりあらかじめ取決めをすることにより、死亡によって効力が発生するものとして、自らの子もしくは孫、または既に別のABO資格を保有し、スポンサー活動資格を有している人(ただし、法人ABOの場合にはオリジナルABOを指します)にABO資格を譲渡することができます。ただし、相続、遺贈および死因贈与のいずれを選択した場合にも、ABO資格の承継についてアムウェイの書面による承認を得なければなりません。なお、資格の相続・遺贈にかかるABO資格の承継手続きについては、ABOの死亡日より90日以内に行わなければならない。この期間内に所定の手続きが行われない場合、または手続きに不備があり、同期間内に必要な是正措置が取られない場合、そのABO資格は死亡日から90日を経過した時点で失効するものとします。

9.1.1 ABO資格は、被相続人の配偶者、子、親または孫で、ビジネス活動をする資格を持つ受遺者または相続人に承継されます。なお、被相続人の配偶者、子、親または孫がいない場合に限っては、その他法定相続人でビジネス活動をする資格をもつ相続人に承継されます。受遺者または相続人がABOとしてビジネス活動をする資格がない場合、その資格を得るまでの間、そのABO資格はアムウェイが指名した他のABOが管理・運営します。その間所定の管理・運営費用が発生しますが、それはすべてそのABO資格から発生するボーナスから差し引かれます。また、そのABO資格に付随する各種ボーナスならびに提供されるサービスは、受遺者または相続人がアムウェイの定める条件(ABO向けの各種教育プログラムの受講完了等)を満たすまで一部提供されません。もし相続人が2人以上いる場合、そのABO資格を相続することになった相続人は、他の相続人からその相続についての同意書を取りつけアムウェイに提出しなければなりません。受遺者が2人以上いる場合についても、相続人が2人以上いる場合と同様の手続きが必要です。相続による承継は以下の組み合わせ・順位にしたがって行われます。

- ①配偶者がいる場合

- (1)配偶者および子のうち、1名
- (2)配偶者および父母のうち、1名
- (3)配偶者および孫のうち、1名
- (4)配偶者

②配偶者がいない場合

- (1)子のうち、1名
- (2)父母のうち、1名
- (3)孫のうち、1名

9.1.2 ABOは、満16歳以上の子または孫と生前にあらかじめ取決めをすることにより、その子または孫を追加パートナーとしてそのABOの生前にあらかじめ申請することができ、そのABOの死亡によって追加パートナーとしての効力が発生します。ただし、その子または孫は、追加パートナーとなっても満20歳になるまで、または学生の場合、学業を終え学生ではなくなるまでは、ビジネス活動ができません。もし、その子または孫がビジネス活動をする資格を得る前に親であるABOまたは祖父母であるABOが死亡した場合、アムウェイはその子または孫がビジネス活動をする資格を得るまで、その子または孫のためにそのABO資格を管理・運営する他のABOを指名し、管理・運営を委ねます。その間所定の管理・運営費用が発生しますが、それはすべてそのABO資格から発生するボーナスから差し引かれます。また、そのABO資格に付随する各種ボーナスならびに提供されるサービスは、その子または孫がアムウェイの定める条件(ABO向けの各種教育プログラムの受講完了等)を満たすまで一部提供されません。

9.1.3 ABOは、既に別のABO資格を保有し、スポンサー活動資格を有している人(ただし、法人ABOの場合にはオリジナルABOを指します)と、贈与者が生前にあらかじめ取決めをすることにより、そのABOを追加パートナーとして生前にあらかじめ申請することができ、贈与者の死亡(オリジナルパートナーが複数いる場合にはそれら全パートナーの死亡)によって、追加パートナーとしての効力が発生し、贈与者のABO資格を譲渡することができます。

10 その他の条項

10.1 アムウェイによるビジネス活動内容の確認

ABOが関連法令、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他の諸規則に違反している、またはその可能性があるとき、アムウェイは書面による質問、回答、文書および証拠の検討を通じて、その事実について調査、確認を行うことができます。また、アムウェイが関連法令、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他の諸規則に違反している、またはその可能性があると判断した場合に、調査期間中においても、ビジネス活動を停止することがあります。調査に応じない場合、もしくは回答が虚偽であったり不十分な場合、アムウェイはABO活動の継続や資格認定を認めない場合があります。

10.2 小売価格設定

ABOは、登録時期にかかわらずアムウェイから一定の価格で商品を購入することができ、その小売販売価格を自由に設定することができます。

10.3 所得申告

アムウェイ・ビジネスにより得た所得は、税法に従って毎年正しく申告しなければなりません。また、アムウェイから「申告書の写し」の提出を求められた場合には、2週間以内に必ず提出してください。アムウェイが税務当局から、ABOへのボーナス支払いに関する情報提供を要請された場合、アムウェイはその要請に応えざるを得ない場合があります。

11 違反に係る措置

11.1 制裁措置

ABOが関連法令、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他の諸規則に違反した場合、アムウェイは、諸般の事情を考慮した上で、違反したABOに以下のいずれか1つ、もしくは複数の処分を科すことがあります。アムウェイが決定した措置は、違反したABOへ文書で通知し、系列上位ABOへその写しを送ります。通知文書には、違反内容と該当の規則、決定した措置内容と措置開始日、措置に期限がある場合には措置終了日が記載されます。なお、措置の履行が完了するまでの間は、新資格の認定はされません。

- ①注意・警告処分
- ②再教育処分
- ③ボーナスの支払い停止、既払いボーナスの返還
- ④資格認定、称号、特典(インセンティブ・セミナー、認定証、ピン、楯等)の取り消し・返還
- ⑤プロベーションの適用(アムウェイによる当該ABOのビジネス状況の確認期間)
- ⑥ビジネス活動(全部または一部)の停止
- ⑦ディスポンサーシップ(グループ剥奪処分)
- ⑧ABO資格解約処分

11.1.1 ビジネス活動とは、オンライン、オフラインともに以下の活動を含みますが、この限りではありません。

- ①商品の仕入れ、販売活動
- ②スポンサー活動
- ③ABOのボーナスや小売利益の受領
- ④アムウェイやABOが開催する各種ミーティングへの参加
- ⑤アムウェイに関する各種ミーティングの開催
- ⑥他のABOのビジネス活動のサポート

11.2 違反の共謀、誘発

ABOは、他の人と共に「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に違反したり、違反を誘発したり、あるいは他のABOに違反をさせたり、違反を促したりすることはできません。

11.3 複数の違反

違反行為によりアムウェイより注意・指導・措置等を受けたときには、ABOはただちにそれを改善してください。万一、改善することなく放置したり、または繰り返して違反行為を起こしたりするなど改善がみられない場合、また複数の違反行為を同時に起こした場合、それも新たな違反行為となります。

11.4 規則の不正回避の禁止

「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を不正に回避しようと試みることは禁止行為となります。不正回避とは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」上、形式的には違反していないものの、その行為が以下のすべてを満たすとアムウェイが判断する場合をいいます。

- ①「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の違反または適用を回避するのが主たる目的であること。
- ②「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の趣旨や目的に反すること。

11.5 系列上位ABOによる違反に基づく下位ABOへの措置

ABOが関連法令、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他の諸規則に違反した場合、アムウェイは、違反したABOのパーソナル・

グループに属するABOに、ビジネス活動(全部または一部)の停止措置を含むアムウェイ所定の措置を科すことができます。

12 インターナショナル・レビューパネル

インターナショナル・レビューパネルは、ABOの資格解約、ビジネス活動停止、および、資格更新拒否、またはそのいずれかに関して、その決定内容を審査する内部手順を提供します。米国本社の裁量に基づきインターナショナル・レビューパネルは、他の決定についても審査する権限があります。

12.1 インターナショナル・レビューパネルへの異議申し立て申請の届出手順

ABOが、上記に記載された対象の措置・決定に関して、日本アムウェイの決定に同意しない場合ABOはインターナショナル・レビュー・パネルによる審議のために異議申し立てを請求する権利を有しています。異議申し立て申請は書面(日本語または英語)で提出する必要があり、この申し立て申請を補足する書類(全て英語)を添付する必要があります。制裁措置を受けたABOのみが異議申し立て申請を行うことができ、日本アムウェイの決定通知書の日付より30日以内に異議申し立て申請を行う必要があります。異議申し立て申請は、appeal.administrator@amway.com宛のEメールまたは、アムウェイ・コーポレーション(Appeal Administrator, Center Rules/IRP, Mail Code: 78-2R, 7575 Fulton Street East, AdaMichigan 49355 USA.)宛に郵送で提出する必要があります。

12.2 インターナショナル・レビュー・パネルのメンバーシップ

インターナショナル・レビューパネルは、センタールールズ/IRP、エイダを拠点とするリージョナル・ルールズ、グローバル・セールスおよびリーガルのコーポレート・スタッフで構成されています。

12.2.1 インターナショナル・レビュー・パネルのメンバーは、仲裁役ではありません。

12.3 日本アムウェイの決定の効力

インターナショナル・レビュー・パネルによる、日本アムウェイの決定について審議が行われる場合、インターナショナル・レビュー・パネルが最終決定を下すまで、日本アムウェイが行った決定は継続して有効です。

12.4 インターナショナル・レビュー・パネルによる審議の手続

12.4.1 異議申し立ての米国担当者は、予定されている異議申し立ての公聴会(米国本社で開催)の日付に関して、全ての関連当事者(日本アムウェイおよび異議申し立て者)に通知を行います。

12.4.2 異議申し立ての当事者は、独自にまたはインターナショナル・レビュー・パネルの要求に応じて、証拠を提供することや追加の証拠を提示することができます。インターナショナル・レビュー・パネルは、提供された証拠の関連性および重要性の判断を行います。

12.4.3 異議申し立ての当事者は、インターナショナル・レビュー・パネルの公聴会に、電話会議または本人が自費で出席することが可能です。通訳者が必要な場合、異議申し立て者が自己負担で自身の通訳者を準備する必要があります。

12.5 インターナショナル・レビュー・パネルの最終決定

12.5.1 インターナショナル・レビュー・パネルは、日本アムウェイの決定を、確定、破棄、または修正することが可能です。

- 12.5.2 インターナショナル・レビュー・パネルの決定は、全ての当事者に伝達されます。
- 12.5.3 日本アムウェイは、インターナショナル・レビュー・パネルの決定を実施するために、必要となる措置を講じます。
- 12.5.4 インターナショナル・レビュー・パネルの決定により、ABOが有利になった場合、日本アムウェイは全ての権利と特権を回復し、必要に応じ、保留されていた金銭の残高を支払うものとします。
- 12.5.4.1 インターナショナル・レビュー・パネルが他の決定を下した場合、日本アムウェイは保留されている金銭の処分について決定を行います。
- 12.5.5 インターナショナル・レビュー・パネルの決定は、日本アムウェイ、またはその他の日本アムウェイのアフィリエイトの一部において、ABOまたはその他の人物に対する、法的または金銭的責任、損害賠償請求、または利益や信用の損失を含みこれらに限定されないその他の償還請求を生じさせないものとします。

リテールストアポリシー

当ポリシーは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則4.3.1「限定的なリテールストアにおけるアムウェイ商品の展示、販売」について補足するものです。

ABOは、アムウェイに「リテールストア許可申請書」を提出し、許可を申請することができます。申請の結果、リテールストアでの販売を許可されたABOのみがこのポリシーに特定されたアムウェイ商品を展示・販売することができます。アムウェイからの許可は、ABOがアムウェイからの許可通知を受け取った時点から発効します。リテールストアにおいてXSエナジードリンクの展示・販売を希望する場合には、本ポリシー及び「アムウェイXSポリシー」を遵

守しなければなりません。

アムウェイは独自の裁量で、リテールストアでの販売を許可もしくは申請を却下することができ、いかなるときでも許可を取り消すことができます。また、事前の通知なく許可の条件変更を行うことができます。本ポリシーにて特定されるリテールストアであっても、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による許可・届出の対象となる営業、消費者金融などの貸金業、及び「特定商取引に関する法律」における連鎖販売業でアムウェイと同種の商品・サービスを提供する事業が行われている建物内または隣接する場所にあるリテールストア、及び申請するリテールストア自体がそれらに該当する場合は、リテールストアの申請を許可することはできません。

- ◆リテールストアにおいて販売可能な商品
 - ・許可されるリテールストアの活動と、そのリテールストアにおいて販売可能な商品は、以下の表①となります。
 - ・販売価格は、ABOが自由に設定できます。ただし、正当な理由もなく、会員価格を著しく下回る価格で、継続的に販売するのは、健全なリテール販売(小売販売)ではありません。その点にご留意いただき、販売価格を設定してください。

◆申請および手続き

1. 申請

限定的なリテールストアにおけるアムウェイ商品の展示、販売を希望する場合は、「リテールストア許可申請書」を販売開始希望日の30日前までに、リテールストアの所有者または管理者であるABOがアムウェイに提出してください。

※「リテールストア許可申請書」はamwaylive.comからダウンロードしてください。

表①

店舗	展示および販売できるブランド	展示および販売できる製品	備考	
美容院・理容室	サテニーク	シャンプー／コンディショナー		
		スタイリング		
		ラスタートーン		
		バランスイオン ヘアドライヤー		
美容院・理容室	サイトマックス	アムウェイ育毛剤		
		ARTISTRY	スキンケア	
		ARTISTRY	メイク(ベース/カラー)	
		ARTISTRY	アーティストリーメン	
エステサロン・リラクゼーションサロン	ARTISTRY	スキンケア		
		ARTISTRY	メイク(ベース/カラー)	
		ARTISTRY	アーティストリーメン	
		TRUVIVITY by NUTRILITE	トゥルーアクア	
飲食店・カフェ	12ヶ月の食卓	12ヶ月の食卓シリーズ		
		XS	ドリンクシリーズ	SPORTS NUTRITION/ ポータブルエナジーを除く
		essante	エサンテ	
		FULTON STREET	ブレンドコーヒー	
		n* by Nutrilite	全製品	
スポーツジム	XS	ドリンクシリーズ	ポータブルエナジーを除く	
		SPORTS NUTRITION		
		CBD		
		NUTRITION	プロテイン	
スポーツジム	NUTRITION	パワーフィット・サプリメント		
		n* by Nutrilite	全製品	
		Primo Pet	プリモペット	

※ブランド名、商品名もしくは種類別名称は、アムウェイ カタログに準じます。
 ※エステサロン、リラクゼーションサロン、スポーツジムであっても、同一店舗において医薬類似行為を行う場合や医薬類似行為を行う店舗を併設する場合は対象外です。(店舗の名称は問わず)

2. 許可

アムウェイによる所定の審査後、アムウェイが許可する場合には、当該ABOに対して許可番号が発番されます。また、アムウェイが却下する場合には、当該ABOに対して、その旨を通知します。

◆販売

①販売開始

アムウェイから特に指定がない限り、アムウェイの許可番号を取得してからそのリテールストアに該当したアムウェイ商品の販売を開始することができます。限定的なりテールストア内では、店舗の所有者または管理者であるABOの他、店舗の従業員も販売活動を行うことができます。

リテールストアでの販売許可を取得したABOは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、本ポリシーを遵守する責任があります。アムウェイは、限定的なりテールストアの所有者または管理者であるABOに対し、販売実績等について提出を求めることがあります。その際は、直ちにそれに応じなければなりません。

②限定的なりテールストアの店舗物件の変更

限定的なりテールストアの店舗物件の所有者もしくは、契約者に変更があった場合、変更の30日前までにアムウェイに通知して下さい。もしくは、30日前を過ぎた場合でも、判明次第、速やかにアムウェイに通知して下さい。

③販売終了

限定的なりテールストアでのアムウェイ商品の販売終了の際は、終了の30日前までに「リテールストア許可取消申請書」をアムウェイに提出して下さい。もしくは、30日前を過ぎた場合でも、判明次第、速やかにアムウェイに通知して下さい。

※「リテールストア許可取消申請書」はamwaylive.comからダウンロードして下さい。

◆返品・交換

限定的なりテールストアにおいて、所有者または管理者であるABOは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則4.6「返品・交換(100%現金返金保証制度)」に基づき、返品・交換の要望があったときには、直ちにその手続きを行わなければなりません。

◆ABOの義務

許可を取得したABOは、必ず以下に従う必要があります：

- ①「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、本ポリシー、「アムウェイXSポリシー」、ABOに関係するその他諸規則を遵守して下さい。
- ②限定的なりテールストア運営や店舗物件の管理の責任は、店舗の所有者または管理者であるABOにあります。店舗の所有者または管理者であるABOは、良好かつ衛生的な保管・管理等の実施や、業種・業態に応じた許可申請・届出を行っているかを確認して下さい。また、限定的なりテールストア物件に適用される法令や管理規定等に適合しているかを確認して下さい。
- ③限定的なりテールストアに、他社製品がある場合、アムウェイの製品イメージや広告に否定的なイメージを与えるものに対して必要な全ての防止措置を取って下さい。
- ④アムウェイに「リテールストア許可申請書」を提出した後であっても、アムウェイからの許可の取得前のリテールストアにおいては、アムウェイ商品の発表、展示、販売を行わないで下さい。
- ⑤限定的なりテールストアでは、アムウェイ商品またはアムウェイの全ての登録商標やロゴを、店舗外の人から見えるような看板等の屋外標識、店舗のウィンドウ、または他のいかなる広告の方法でも使用しないで下さい。
- ⑥限定的なりテールストアにおいて販売が許可されているアムウェイ商品(当該商品のプロモーション企画、キャンペーン企画、イベント企画を含む)のために、アムウェイが作成したコミュニケーション、宣伝、広告用の素材のみを使用して下さい。

- ⑦アムウェイ商品を説明する際には、アムウェイが作成した商品説明のみを使用して下さい。
- ⑧限定的なりテールストアでは、個人消費を目的としてのみアムウェイ商品を販売して下さい。
- ⑨ABOは、コストや経費が適切であるかを確認する責任があり、許可された販売活動から発生するか、または関連する全てのコスト、損失、もしくは損害に対して全ての責任があります。これには保険、キャンセル料、保証金等が含まれます。
- ⑩限定的なりテールストアにおけるアムウェイ商品販売時は、「販売伝票」を必ず発行して下さい。
- ⑪限定的なりテールストアにおいて、アムウェイ商品の販売に関する正確な会計記録を保持して下さい。

◆運用確認調査

アムウェイは許可を取得したABOに対し、定期的に運用確認調査を実施します。ABOは、規則通りに運用されているかどうかを確認する調査に協力するものとし、指定の期日までに回答をしてください。期日までに回答がない場合は、アムウェイは許可を取り消します。

◆アムウェイ・ビジネス・オポチュニティへの期待

- ①ABOは、限定的なりテールストアにおいて、アムウェイ・セールス&マーケティング・プランの提示を行うことはできません。
- ②ABOは、限定的なりテールストアにおいて、販売が許可されているアムウェイ商品の製造元もしくは販売元としてのアムウェイについて説明したりアムウェイ商品の販売に付随してカタログに記載のアムウェイに関する基本情報を伝えたりすることはできません。
- ③アムウェイに興味を持った者に、アムウェイ・ビジネス・オポチュニティに関する説明をすることを伝え、承諾された場合、その連絡先の情報を共有し、限定的なりテールストア外で連絡を行い、アムウェイ・セールス&マーケティング・プランを提示し、説明し、アムウェイ関連のミーティングに誘うことができます。

アムウェイ自動販売機ポリシー

当ポリシーは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則4.3.2「自動販売機におけるアムウェイ商品の展示、販売」について補足するものです。

「自動販売機での販売許可申請書」をアムウェイに提出し、自動販売機(以下、「自販機」という)での販売を許可されたABOのみが、XSエナジードリンクを自販機で展示、販売することが可能です。アムウェイからの許可は、ABOがアムウェイからの許可通知を受け取った時点から発効します。但し、アムウェイは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による許可・届出の対象となる営業、消費者金融などの貸金業、及び「特定商取引に関する法律」における連鎖販売業で、アムウェイと同様の商品・サービスを提供する事業が行われている建物内または隣接する場所に設置される自販機でのアムウェイ商品の販売を許可することはできません。

アムウェイは独自の裁量で、自販機での販売を許可もしくは申請を却下することができ、いかなるときでも許可を取り消すことができます。また、事前の通知なく許可の条件変更を行うことができます。

◆使用可能な自販機

使用可能な自販機は、ABOが自ら調達した自販機であり、かつ適法に設置された自販機です。

リースを受ける場合には、契約内容や条件が、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、本ポリシーに沿っているという条件の下、リース会社との契約、協議により定められた条件に従って設置・管理・運営して下さい。自販機メーカーから購入して自ら管理・運営する場合には、以下の点にご留意ください。

- ①自販機の設置と運営は、道路法・道路交通法、消防法、適用される全ての法律、規則等を遵守した場所にしてください。設置する場所が自己の所有でない場合には、所有者または管理者から設置許可を受けてください。
- ②自販機の仕様と設置方法については、清涼飲料自販機協議会「自販機自主ガイドライン」(以下、「自主ガイドライン」という)を遵守してください。<http://www.jsvmc.jp/guideline/>
- ③空き缶を廃棄する際には、廃棄物の処理および清掃に関する法律を遵守してください。また、空き缶の回収ボックスの設置および管理については、自主ガイドラインを遵守してください。
- ④自販機には、飲料を販売する者の氏名・住所・電話番号など表示すべき事項があります。詳しくは自主ガイドラインを遵守してください。

◆販売可能な商品

- ・自販機で販売可能な商品は、現在、XS エナジードリンクカテゴリーの商品のみとなります。本ポリシーとともに「アムウェイXSポリシー」に従って展示、販売してください。
- ・販売価格は、ABOが自由に設定できます。ただし、正当な理由もなく、会員価格を著しく下回る価格で、継続的に販売するのは、健全な小売販売ではありません。その点にご留意いただき、販売価格を設定してください。

◆申請および手続き

1. 申請

自販機でのアムウェイ商品の販売、展示を希望する場合は、「自動販売機での販売許可申請書」を販売開始希望日の60～30日前に、自販機の所有者または管理者であるABOがアムウェイに提出してください。設置する場所が自己の所有でない場合には、所有者または管理者からの設置許可の証明書を提出いただく場合があります。

※「自動販売機での販売許可申請書」はamwaylive.comからダウンロードしてください。

2. 許可

アムウェイによる所定の審査後、アムウェイが許可する場合には、許可番号が発番されます。許可された自販機には、以下を表示したステッカーを貼り付けてください。

- ・「許可番号: XXXXX」
- ・自販機の管理者であるABOの氏名・住所・電話番号

◆販売

①販売開始

アムウェイの許可番号を取得後、自販機での販売開始となります。アムウェイは、自販機所有者または管理者であるABOに対し、販売実績等について提出を求めることがあります。その際は、直ちにそれに応じなければなりません。

②自販機等の変更

自販機設置施設、自販機の所有者や契約者の変更があった場合、変更の30日前までにアムウェイに通知してください。

③販売終了

自販機での販売終了(自販機の設置ができなくなった場合を含む)の際は、終了の30日前までに「自販機での販売許可取消申請書」を提出してください。

※「自販機での販売許可取消申請書」はamwaylive.comからダウンロードしてください。

◆返品・交換

自販機での商品の販売は、自販機の管理者であるABOによる商品の小売です。「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則4.6「返品・交換(100%現金返済保証制度)」に基づき、返品・交換の要望があったときには、直ち

にその手続きを行わなければなりません。

◆ABOの義務

許可を取得したABOは、必ず以下に従う必要があります:

- ①「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、本ポリシー、「アムウェイXSポリシー」、ABOに関するその他諸規則を遵守してください。
- ②自販機及び自販機内の商品の管理責任は、許可を取得したABOにあります。ABOは、良好かつ衛生的な保管・管理等の実施を確認してください。また、自販機や自販機設置場所に適用される法令、並びに自販機を設置している施設の管理規則等や自販機リース契約等に適合しているかを確認してください。
- ③アムウェイに「自販機での販売許可申請書」を提出した後であっても、アムウェイからの許可の取得前には、自販機の発表、アムウェイ商品の展示、販売を行わないでください。
- ④自販機にはアムウェイが提供したロゴ及びイメージを使用できますが、ABOはアムウェイの許可なくアムウェイ商品のブランドロゴやイメージを作成して表示しないでください。
- ⑤自販機において販売が許可されているアムウェイ商品(当該商品のプロモーション企画、キャンペーン企画、イベント企画を含む)のために、アムウェイが作成したコミュニケーション、宣伝、広告用の素材(ポスター、パンフレット、リーフレット等)のみを使用してください。
- ⑥アムウェイ商品を説明する際には、アムウェイが作成した商品説明のみを使用してください。
- ⑦自販機での販売では、アムウェイの商品イメージに影響を与える法令を遵守してください。
- ⑧自販機は、不特定多数の方に、アムウェイ商品のブランドを認識いただくことが可能となります。そのため、自販機のクリーン化に配慮し、レピュテーションの向上を心がけてください。
- ⑨ABOは、コストや経費が適切であるかを確認する責任があり、自販機での販売から発生するか、または関連する全てのコスト、損失、もしくは損害に対して全ての責任があります。これには保険、キャンセル料、保証金等が含まれます。
- ⑩自販機でのアムウェイ商品の販売に関する正確な会計記録を保持してください。また、適正な税率を計上してください。

◆運用確認調査

アムウェイは許可を取得したABOに対し、定期的に運用確認調査を実施します。ABOは、規則通りに運用されているかどうかを確認する調査に協力するものとし、指定の期日までに回答をしてください。期日までに回答がない場合は、アムウェイは許可を取り消します。

アムウェイXSポリシー

当ポリシーは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則4.3.1「限定的なりテールストアにおけるアムウェイ商品の展示、販売」、規則4.3.2「自動販売機におけるアムウェイ商品の展示、販売」を補足するものです。

- ・アムウェイから許可を取得したABOのみが、許可されたリテールストアまたは自動販売機(以下「自販機」という)においてXSエナジードリンクの展示、販売及び宣伝をすることが可能です。
- ・限定的なりテールストアおよび自販機でXSエナジードリンクを販売する際には、XSブランドの商品イメージ及び広告に関して否定的なイメージを与えるものに対して必要な全ての防止措置をとってください。
- ・許可された自販機でXSエナジードリンクを販売する際には、XSエナジードリンクのみ展示、販売することができます。他のいかなる商品も一緒に販売することはできません。

グッド・スタンディング・ポリシー

グッド・スタンディングな状態である(資格要件を適正に備えている)ということは、ABOの行動が、アムウェイ及びその関連ビジネスのゴールと目標に沿った高い倫理基準及びビジネスの基準を実践していることを意味しています。これらの基準は、ABOが、そのABOが存在している全てのマーケットにおいて行動規準、法規の字義と精神を遵守すること、そして、アムウェイ・アフィリエイトの継続を脅かす他のABOの活動を支援または擁護する行いに関わらないことを要求します。

国内マーケットへの影響

コア・プラス、インセンティブ・トリップ、その他のグローバル・インセンティブ等、アムウェイの裁量で提供されるアワードの受給資格の対象となるために、ABOはグッド・スタンディングの状態であることを一貫して示す必要があります。グッド・スタンディングであるということは、全ABOが拘束される行動規準に反映されているアムウェイの価値観に対するABOのコミットメントの表れです。グッド・スタンディングの状態にあるABOは、アムウェイと協力してビジネスを強化し、アムウェイ・ビジネスを危険にさらすような活動への関与や、アムウェイの信用を傷つけるような活動を行うことはありません。ABOがグッド・スタンディングの状態でなくなった場合、グッド・スタンディングであることが必要とされている日本アムウェイの特定の行動規準や指針に対する適格性にも影響を与える可能性があります。特に日本アムウェイで留意すべき適用規則や方針は以下の通りですが、これは随時変更される可能性があります。

「アムウェイ倫理綱領・行動規準」

- 規則 3.6: 資格更新
- 規則 3.11: 資格審査
- 規則4.3: 店頭販売、不特定多数への広告、宣伝、勧誘等の禁止
- 規則6.5: ABO 資格の移行(販売)
- 規則 7.2: ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)およびBSM活動

全てのアチーブメント・アワード及びボーナスは、アムウェイによる審査及び承認の対象となります。

国境を越えた影響

本方針のこの箇所は、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則4.8「海外のアムウェイとの関わり」、4.8.4の「地域外活動またはABOが登録されているマーケット外の活動」の規則に準拠して制定されています。

いずれかのマーケットでビジネスを展開しているプラチナム以上の資格を有するABOが、アムウェイとの契約に違反しABO資格解約処分を受けた場合、そのABOはグッド・スタンディングの状態を失うことになり、コア・プラス、インセンティブ・トリップ、その他のグローバル・インセンティブ等の、マルチプル・ビジネスを展開しているマーケットにおいて独自の裁量で提供されるアワードの受給資格に影響を与える可能性があります。

クオリティ アシユアランス・スタンダード

ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)は、全ての製品とサービス(書籍・雑誌・フリップチャートその他の印刷物、オンライン文書、ウェブサイト、オーディオ・ビデオ・デジタル媒体、ラリー・ミーティング・教育セミナーを含みますが、これだけに限定されません)であり、以下を意味します。

- (i) プロスペクトやお客様を勧誘し、もしくはアムウェイ™製品やサービスについて教育することを目的とし、またはABOをサポートし、トレーニングし、モチベーションを与え、教育することを目的とする製品とサービス。
- (ii) アムウェイの商号、または商標(サービスマークを含む)、著作物もしくはアムウェイに属するか、ライセンスを付与された他の知的財産が一つ以上使用されている製品とサービス。
- (iii) その他、アムウェイとの関連が明示または暗示されて提供される製品とサービス。

アムウェイは、BSMの使用は、アムウェイ・ビジネスの構築を助ける有効なツールになり得ると信じています。成功したABOによって開発され、または提供されるツールや教えを使用することが、アムウェイ・ビジネスに意味のあるプラスの効果を及ぼすでしょう。

この目標を推し進めるべく、アムウェイはこのクオリティ アシユアランス・スタンダード(QAS)を策定しました。ここには全てのBSMと、アムウェイ・ビジネスに携わるABO全員に対して適用される要件とスタンダードが記載されています。QASは二部に分かれています:

- (1) プログラム・スタンダード。BSMに関連して必須となる手順と要件が記載されています。
- (2) コンテンツ・スタンダード。BSMに入る主題項目、メッセージング、コンテンツおよび資料に関連するスタンダードと要件が詳述されています。

QASに記載された要件とスタンダードは、BSMの審査や、コンプライアンスが必要とされる他の状況に関して遭遇しうる各側面や状況について、必ずしもその全てに対応している訳ではありません。しかしながら、アムウェイはこれらのスタンダードが、アムウェイ倫理綱領・行動規準およびその他諸規則と組み合わせられて、アムウェイおよびABOの評判を守り向上させるために、欠くことのできないものであると信じています。

プログラム・スタンダード

BSMのプロモーション、販売および供給は全て、ABO全員を対象として制定された「アムウェイ倫理綱領・行動規準」および適用可能なBSMポリシーに従わなければなりません。これらは随時変更されることがあります。「アムウェイ倫理綱領・行動規準」および適用可能なBSMポリシーは、このプログラム・スタンダードの一部を構成します。

BSMの利用が許可されるABO

BSMの開発、制作、管理、プロモーション、営業、販売および供給は、下記表に明記されたピン・レベルを達成した有資格ABOだけが行えます。いったんBSMが承認されれば、ABOは、たとえ翌会

計年度にピン・レベル要件を満たせなくても、承認済であるBSMについては、翌一会計年度に限り(そのBSMがその期間にわたり承認されることを条件として)継続してプロモーション、営業、販売および供給が行えます。

BSMに付随するすべての責任は申請者であるABOが担うことになり、いかなる場合もその責任を他のABOに委譲することはできません。但し、特別な技術が必要な作業を、他のABOや第三者に委託することはできます。

プロダクト・サポート・マテリアル、ニュースレター、ならびにミーティングおよびイベントについてはそれぞれ制限がありますが、これらを除けば、個々の有資格ABOが一会計年度あたり制作できるBSMの数は6マテリアルが上限ですので、ご注意ください。

BSM 媒体 / 方法	ピン・レベル	申請と事前承認
ミーティング、イベント	すべてのABO。但し、ミーティングに必須の要素の項目にある主催者要件を満たしていることが条件です。	一人当たりの参加費が1,100円(消費税含む)以上の場合、必要です。チケットが前売りか、当日券かを問いません。 BSMとしての供給を目的としてイベント、ラリー、セミナー、ミーティングの記録が作られる場合、ミーティング主催者は、承認のために記録内容を提出する責任を負います。
ソーシャル・メディア、画像、動画、音声、ライブストーリーミング	すべてのABO	要件については、デジタルコミュニケーション・スタンダードを参照願います。
モバイル・アプリケーション	ダイヤモンド以上	必要です。モバイル・アプリケーションの価格設定および作成費に関する情報を提出する必要があります。モバイル・アプリケーションの販売から得られる収入は製作費を超えてはなりません。
ニュースレター(紙媒体)	プラチナム以上	不要
ホームページ、ブログ	すべてのABO	必要
上記以外のBSM(DVD、デジタルイベント、本等)	ダイヤモンド以上	必要
プロダクト・サポート・マテリアル	クラウン(ファウンダーズ・カウンセルメンバー)以上	必要です。承認のために商品の実物を提出する必要があります。個々の有資格ABOに承認が与えられるプロダクト・サポート・マテリアルは10点までに限定されます。一つのアイテムは2,200円(消費税含む)以下でなければなりません。
デバイスおよびセールス・エイド	プラチナム以上	必要

デバイス / セールス・エイド

ABOは、アムウェイ製品およびサービスの販売を直接サポートするために設計されたデバイスおよび他のセールス・エイドを使用できます。デバイスまたはセールス・エイドについて、その時点で

ブラチナム以上の資格を有するABOが、事前にアムウェイに承認を求めることができます。

プロダクト・サポート・マテリアル(PSM)

プロダクト・サポート・マテリアルについては、それがアムウェイ・チームの構築またはアムウェイ・ビジネスの構築の努力に直接関連または寄与する場合は、ABOはこれを使用できます。PSMを販売または供給する場合は、PSMは事前にアムウェイの書面による承認を得なければなりません。PSMを提出して許可を求め、供給または販売できるのは、その時点でクラウン(ファウンダーズ・カウンシルメンバー)以上の資格を有するABOに限られ、PSMの費用は1アイテム2,200円(消費税含む)以下でなければなりません。どの時点においても、一人のクラウンが販売または供給できるPSMは、最大10アイテムに限定されます。

アイテムはアムウェイ指定業者を介して供給されなければなりません。アムウェイ・ブランド/ロゴの外観、配置およびサイズは、アムウェイが決定します。アムウェイ指定業者がブランドが付いたアイテムを提供していないときは、そのアイテム向けの商品、ブランディング、および必要性の詳細説明を添えて、新しいアイテム案を、審査と承認のためにアムウェイに提出しなければなりません。

PSMの販売は全て、原価で行わなければなりません。

ミーティング、イベント

直接間接を問わずアムウェイ・ビジネスに関連するミーティング、およびイベントは全て本項の要件と制限を遵守しなければなりません。

アムウェイから求められれば、ABOは、自分が主催するか関与するミーティングおよびイベントの詳細情報を事前に提供しなければなりません。

チケット代または参加費が1,100円以上の主要なミーティング、イベントについては、その実施、主催、後援、組織化、チケット発行または入場料もしくは参加費の徴収を直接または間接的に行うABOが責任を負い、ミーティング開催の予定(その名称、連絡先情報、ミーティングの日時、場所を含みます)を年に2回(1月1日までと、7月1日まで)にアムウェイに審査および承認のために提出しなければなりません。予定変更があった場合、責任を負うABOは可及的速やかにアムウェイに通知するものとします。

責任を負うABOはまた、ミーティング、イベントの45日前までに「開催計画書」を承認のためにアムウェイに提出しなければならず、その後も開催された主要な各ミーティング、イベントについては、開催終了から30日以内に「収支報告書」を提出しなければなりません。「開催計画書」と「収支報告書」の書式は<http://www.amwaylive.com>からダウンロードできます。

ABOは、ミーティング、イベントのスピーカーがQASのコンテンツ・スタンダードの項を遵守することを確実にしなければなりません。スピーカーがABOでない場合、ABOはスピーカーに対してコンテンツ・スタンダードの写しを渡した上で、スピーカーのスピーチおよび/またはパフォーマンスがコンテンツ・スタンダードを遵守する旨を記載した書面契約へのスピーカーの署名を取り付けなければなりません。ミーティング、イベントに責任があるABOは、スピーカーの違反行為に対して責任を負うものとします。

ミーティング、イベントの基準

ミーティング、イベントは全て、以下の基本的な基準を満たさなければなりません。:

- 会場は清掃が行き届き、ビジネスに相応しく、良く整備され、かつ適用法令法規を遵守していること。
- コンテンツは全てコンテンツ・スタンダードおよびプログラム・スタンダードを遵守しなければならないこと。
- 参加者・来場者全員が適切に着席できる席数を確保するよう努めること。但し、当該席数とその結果もたらされる会場の定員が適用法令法規を遵守していることが条件です。
- 来場者が演壇上の様子を直接またはライブ表示画面を通じてはっきりと見通せること。
- 会場の隅々までプレゼンテーションの内容が届く良質の音響性能を提供すること。
- ミーティング、イベントの開催に先立ち、主催者が必要な許可、認可およびライセンスを全て取得しなければならないこと。

チケットへの必須記載事項

表:

- イベント名
- 主催者名
- 日時
- 場所
- チケット代

裏:

- チケット代は返金不可である旨
- 主催者名、連絡先情報

表または裏のいずれか:

- 「チケット購入は任意です。録音または録画は禁止します。ここで提案された技術や手法は他の方々にとっては役立つものでしたが、皆さんの役にも立つかどうかは保証いたしません。しかしながら、皆さんが健全で収益性があるアムウェイ・ビジネスを発展させるにあたって今回ご紹介したアイデアが一助となることを願っております。」

注:チケットが電子的なものか、モバイル・アプリケーションその他電子的な手段で提供される場合、必要な文言は電子チケット、モバイル・アプリケーションまたは同等の電子媒体上で明確に視認できるものでなければなりません。

チケットの価格設定・参加費

ミーティング、イベントのチケットの価格設定および参加費は、前売り、当日券を問わず下記表の価格が上限となります。

プロスペクトに対しては、純粋にアムウェイ・ビジネス・オポチュニティの紹介のみを行うミーティング、イベントへの参加費用を無料にしなければなりません。これにはオポチュニティ・ミーティング、One Dayセミナー、または一泊セミナー、ラリー等を含みます。

一泊セミナー、イベント	上限 21,000円(消費税含む)
One Day セミナー、イベント	上限 6,400円(消費税含む)
オンライン・ミーティング**	無料**
上記以外のセミナー、ミーティング等	会場収容人数にかかわらず 上限 2,700円(消費税含む)

*ライブ配信、保存・録画された内容の配信、オンラインサロン等が該当しますが、以上に限定されるものではありません。

**以下諸条件を満たした場合につき、一定の範囲内での有料オンラインミーティング/月次定額制を開催することを認めます。

●オンラインミーティングの場合

主催者:Emerald以上のピン・レベルを維持されている方

参加費用:1ミーティング毎に参加者1名につき500円を上限とし、月の中で複数開催する場合の上限は月1,500円までとします。

●月次定額制の場合

事前申請が必要です。

主催者:Diamond以上のピン・レベルを維持されている方

参加費用:1か月に参加者1名につき1,000円を上限とします。

申請:「月次定額制申請書」を開始前に提出し承認を受ける必要があります。

なお、承認された際に発番された承認番号は、該当サービスの利用者を募集される際に明記してください。

収支:参加者が2,000名を超える場合、開催後30日以内に「月次定額制収支報告書」を提出しなければなりません。

〈注意点〉

- 月次定額制と単発のオンラインミーティングを組み合わせた場合の上限は月1,500円までとします。
- 金額表示は全て税込みです。
- ビジネスを誘う内容での発信には、氏名、住所、電話番号、法定広告記載事項のリンク(<http://amwaylive.com/go/law/>)を掲載する必要があります。詳しくは、デジタルコミュニケーション・スタンダードをご確認ください。
- オンラインミーティング、月次定額制共にプロスペクトの方、及び日本以外の他国のアムウェイにご登録の方が参加する場合、参加費用を無料にしなければなりません。
- 申請/承認条件については日本アムウェイが一切の決定、変更する権限を有します。
- 万が一、参加者が途中解約する場合は、参加者に提示した内容で速やかにご対応ください。
- 参加される方の参加費用は年会費制が可能です。その際は、年間一括払いを割引で設定いただくことも可能です。但し、途中で解約される際の方法を明記いただくことが必要です。

●オンラインミーティング/月次定額制ゲストフィー

Double Diamond以上:50,000円

Executive Diamond/Founders Executive Diamond:30,000円

Diamond/Founders Diamond:20,000円

Emerald/Founders Emerald:10,000円

Platinum/Founders Platinum/Ruby/Founders Ruby/Sapphire/Founders Sapphire:5,000円

※30分を想定しており、60分以上スピーチされる場合は上記の倍額となります。

BSM 返金ポリシー

BSMを販売したABOは、BSMが受領された日から30日以内に返品を受けた場合、購入者に対してBSM価格の全額を返金しなければなりません。更に、BSMを販売したABOは、購入者との間に争いが生じた場合は、誠意を持って解決すべく最善の努力を払わなければなりません。BSM返金ポリシー、紛争解決手続、および返品の責任を負う者については、BSM販売の前にはっきりと購入者に伝える必要があります。

BSMには、返品に関する以下の文言が印刷、またはデジタル情報として伝達されていなければなりません。

「あなたが購入したこのBSMに何らかのご不満がある場合、購入

の日(あなたがこのBSMを受領した日)から30日以内であれば、あなたに販売したABOに返却し、その代金を全額返金してもらうことができます。」

なお、ミーティング、イベントのチケットは商品の特性上、返金の除外となりますが、販売されるチケットと、その関連するいかなる広告にも、当該チケットが返品不可であることを明示しなければなりません。但し、以下に該当する場合には返品を受けなければなりません。

- 1.注文したチケットと販売したチケットが全く違う場合(日程、会場、人数、ゲストスピーカー等)
- 2.予告なくイベントが中止されるか、他の重大な変更があった場合
- 3.チケット本体に「返品不可」と明記されていない場合
- 4.チケット販売時に返品ができない旨の説明または案内表示のない場合

BSMパッケージの要件およびBSM承認番号の使用

承認されたBSMには、それぞれ以下の情報を含めなければなりません。

- BSMを制作したABOの氏名
- BSMのタイトル
- BSMの価格
- BSMの承認番号およびその販売または供給の有効期間(別途アムウェイが特定しない限り、アムウェイが承認した月の翌月から1年間)
- BSM 必須開示事項(もしある場合)

更に、すべてのBSMは特定商取引に関する法律により義務付けられている以下の項目について最新の表示を行わなければなりません。

- 商品またはサービスの種類(化粧品、栄養補給食品等)
- 特定負担に関する事項(年会費等)
- 統括者(日本アムウェイ合同会社)の名称、住所および電話番号ならびに日本アムウェイの社長名
- 広告、販売をするABOの氏名または名称、住所および電話番号
- 特定利益の計算方法
- 商品名(アムウェイ、NUTRILITE、ARTISTRY等)

上記事項は日本語とし、明瞭に理解しやすく記載されなければなりません。但し、BSM上の表示位置には特に決まりはありません。

BSM販売伝票の要件

承認されたBSMを販売する際には、ABOは所定の「BSM販売伝票」を必ず交付しBSM返金ポリシーの説明をしなければなりません。「BSM販売伝票」は<http://www.amwaylive.com>からダウンロードできます。

ミーティングに必須の要素

下表のいずれかに該当するミーティング、イベントの主催者、または関与するABOは、左列に該当するミーティング、イベントがQASのコンテンツ・スタンダード部分を遵守し、かつ右列のミーティング必須要素が提供されることを確実にしなければなりません。

<ul style="list-style-type: none"> •プロスペクトを少なくとも1人含む10人以上の参加者で構成されるミーティング •目的はプロスペクトへのアムウェイ・ビジネスの紹介 <p>上記すべての条件を満たすオポチュニティ・ミーティング(OM)</p>	<p>主催者</p> <ul style="list-style-type: none"> •過去1年間にプラチナム以上の資格を達成したABOが主催者でなければなりません。 <p>コンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> •オポチュニティ・ミーティングは以下の三つの話題にバランス良く時間を割り振る必要があります: <ul style="list-style-type: none"> ◦アムウェイの会社説明 ◦アムウェイ・セールス&マーケティング・プラン ◦アムウェイ製品情報
<ul style="list-style-type: none"> •主にABOが参加するミーティング(プロスペクトも出席可能) •以下の事項についてのトレーニングと教育の提供が目的 <ul style="list-style-type: none"> ◦収益性の高い持続可能なアムウェイ・ビジネスの構築、もしくは ◦アムウェイ製品、または ◦上記両方のトピック <p>上記すべての条件を満たすOne Day セミナー</p>	<p>主催者</p> <ul style="list-style-type: none"> •過去1年間にプラチナム以上の資格を達成したABOが主催者でなければなりません。 <p>コンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> •ビジネス構築 <ul style="list-style-type: none"> セミナーがビジネス構築についてのトレーニングと教育を提供するときは、最低でも次のものを含まなければなりません: <ul style="list-style-type: none"> •モチベーション、表彰または経験共有 •スピーカーによるビジネス構築テクニック <p>アムウェイ製品</p> <p>セミナーでアムウェイ製品のトレーニングおよび教育が提供される場合、少なくともアムウェイ製品についてのディスカッションかアムウェイ製品のデモンストレーション、および100%現金返済保証のディスカッションを含めなければなりません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> •主にABOが参加するミーティング(プロスペクトも出席可能) •ABOの表彰、モチベーションおよびトレーニングが目的 •期間は2日以上です。 <p>上記すべての条件を満たす一泊セミナー/ラリー</p>	<p>主催者</p> <ul style="list-style-type: none"> •開催時にプラチナム以上の資格を有しているABOが主催者でなければなりません。 <p>コンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> •ABOの表彰 •モチベーション <ul style="list-style-type: none"> ABOがアムウェイ・ビジネス構築のモチベーションを得ることを目的としたプレゼンテーション、スピーチ •アムウェイ担当者(参加できる場合)によるプレゼンテーションまたはアムウェイが制作したビデオ •アムウェイ製品

アムウェイ・ブランディングの必須使用

本項記載のアムウェイ・ブランディング基準を守ることで、アムウェイ・ビジネスに関連するアイテム、場所または状況においてアムウェイをメインのブランドとして正しく表示できるようになります。アムウェイの社名やロゴの必須使用の基準は以下のとおりです。

オポチュニティ・ミーティング(プロスペクトを少なくとも1人含む10人以上の参加者で構成されるミーティング。目的はプロスペクトへのアムウェイ・ビジネスの紹介):

- オポチュニティ・ミーティングにおいて
 - アムウェイ・セールス&マーケティング・プランに言及するか、または
 - アムウェイ・セールス&マーケティング・プランの内容の一部でも説明するか論じるか、または
 - アムウェイ・ビジネス・オポチュニティから得られる収入に言及する場合は、

その都度、アムウェイの名称も必ず出さなければなりません。加えて、可能な限り、アムウェイのロゴもはっきりと、目立つように表示しなければなりません(例:看板や、ビデオ画面、プレゼンテーション用スライドにおいて)。

代わりにアムウェイが制作した「オポチュニティ・ミーティング・ビデオ」をミーティングの最後に参加者が解散する前に参加者全員がビデオの内容を全て観る機会となるようにすることもかまいません。

- ABOのブランドやグループの名称、ロゴまたは商標が使用される場合は、常にアムウェイの名称やロゴも同時に表示し、かつその目立ち方も同じでなければなりません。

オポチュニティ・ミーティング以外のイベントおよびミーティング:

- アムウェイの名称やロゴは、出席者全員がミーティング開催中、何度もそれを目にすることが合理的に期待できるよう、目立つように表示しなければなりません。例として挙げると、会場入り口での掲示やステージ上またはスピーカーの演壇上での掲示等です。
- 更に、ABOのブランドやグループの名称、ロゴまたは商標が使用される場合は、常にアムウェイの名称およびロゴも同時に表示し、かつその目立ち方も同じでなければなりません。

BSM(音声・ビデオ・印刷物・スライドプレゼンテーション):

- プロスペクト向けBSMについて、ABOのブランドやグループの名称、ロゴまたは商標が使用される場合は、それらが使用される都度、常にアムウェイの名称やロゴも使用しなければなりません。かつ、アムウェイの名称やロゴの目立ち方も同じでなければなりません。
- プロスペクト向けBSMについて、次のような場合は常に、はっきりと、目立つようにアムウェイの名称を告げたり、アムウェイ・ロゴを表示しなければなりません。
 - アムウェイ・セールス&マーケティング・プランに言及するか、または
 - アムウェイ・セールス&マーケティング・プランの内容の一部でも説明するか論じるか、または
 - アムウェイ・ビジネス・オポチュニティから得られる収入に言及する場合は、
- ABO向け専用のBSMについては、ABOがBSMを何気なく見て、アムウェイの名称やロゴを少なくとも一回は目にすることが合理的に期待できるよう、BSMのどこかでアムウェイの名称やロゴをはっきりと、目立つように、BSM内のどこかに使用または表示しなければなりません。

ウェブサイトやモバイル・アプリケーション等のデジタルBSM:

- ABOのブランドやグループの名称、ロゴまたは商標が使用される場合は、それらが使用される都度、常にアムウェイの名称やロゴも使用しなければなりません。かつ、アムウェイの名称やロゴの目立ち方も同じでなければなりません。
- 次のような場合は常に、はっきりと、目立つようにアムウェイの名称を告げたり、ロゴを表示しなければなりません。

- アムウェイ・セールス&マーケティング・プランに言及するか、または
 - アムウェイ・セールス&マーケティング・プランの内容の一部でも説明するか論じるか、または
 - アムウェイ・ビジネス・オポチュニティから得られる収入に言及する場合。
- そのBSMを使用する平均的な人がアムウェイの名称やロゴを目にするよう、BSMのどこかでアムウェイの名称やロゴを使用しなければなりません。

プロダクト・サポート・マテリアル:

- ABOのブランドやグループの名称、ロゴまたは商標が使用される場合は、アムウェイの名称やロゴ、またはアムウェイ・ブランドも対象アイテムに入れなければなりません。
- 対象アイテムは、アムウェイ指定業者を介して供給されなければなりません。アムウェイ・ブランド/ロゴの外観、配置、およびサイズはアムウェイが決定します。
- アムウェイ指定業者がブランドを冠したアイテムを提供していないときは、そのアイテム向けの商品、ブランディング、および必要性の詳細説明を添えて、新しいアイテム案を審査と承認のためにアムウェイに提出しなければなりません。

ABOが運営するオフィス:

- ABO用に開放された個々のスペースの内側に、アムウェイ・ロゴを使用しなければなりません。個々の会議室内には、少なくともアムウェイ・ロゴを施した掲示を1点置き、それが目立つようにしなければなりません。
- 掲示の大きさは、室内の人が容易に目にするのできるものでなければならず、掲示においてのメインのブランドとしてアムウェイ・ロゴをはっきりと目立つように入れなければなりません。

注: アムウェイ・ロゴ/ブランドを使用する際、ABOはその都度、アムウェイが承認したロゴとブランドを使用しなければなりません。承認されたロゴおよびブランドは <http://amwaylive.com> からダウンロードできます。

BSMの提出と審査

アムウェイが随時お知らせするアムウェイ行動規準、諸規則に別途定めがある場合を除き、BSMを販売、販売申込、供給、アクセス提供、または作成する全ABOは、BSMがQASのコンテンツ・スタンダードを遵守することを確実にし、かつ下記手順に従って審査および承認のためにアムウェイに提出する責任があります。アムウェイがBSMを審査し承認したとしても、適用法(第三者の知的財産の使用に関連する法律を含みますがこれに限定されません)の遵守に関連するいかなる責任からもABOは免除されません。

保存されるBSM

• 提出前の手順

審査のためにBSMを提出するABOは、アムウェイの審査を受けるために提出されるBSMが全てQASのコンテンツ・スタンダードを遵守することを確実にするよう努めるものとします。

• 提出手順:

1. ABOやBSM提出者は、「BSM承認申請書」、「BSM承認申請事前チェックシート」および肖像権および個人情報に関する許諾書、要約書、ならびにBSM全般の詳細説明をセットにして、承認をを求めるBSMのデジタルコピーをアム

ウェイが指定した窓口担当者または部署に提出します。「BSM承認申請書」、「BSM承認申請事前チェックシート」は、<http://www.amwaylive.com> からダウンロードできます。

2. アムウェイは、その裁量により提出されたBSMの審査または審査なしの承認を行い、また対象がBSMに該当しない場合はそれを却下します。
3. BSMが一度承認されれば、アムウェイはBSMに承認番号を割当て、ABOに対して承認した旨を通知します。承認番号がBSM上に表示された場合にのみ、BSMのABO(事情に応じてプロスペクト)向けのプロモーション、販売および供給がアムウェイにより正式に承認されます。アムウェイが特定しない限り、BSMの承認はアムウェイがBSMを承認した日の翌月から1年間有効です。承認期限切れの後は、BSMがアムウェイに再提出され改めて承認されない限り、そのプロモーション、販売または供給は行えません。
4. 審査の過程でアムウェイがQAS違反を発見した場合、BSMは却下されるものとします。しかしながら、著作者およびBSMに適用される権利の保有者が許可した場合、ABOはBSMをしかるべく編集をした上で、審査および承認を受けるべく再提出できるものとします。
5. BSMのプロモーション、販売または供給は、BSMがアムウェイにより正式に承認され承認番号を得る時まで行えないものとします。承認番号とともに販売有効期間を次のように表示しなければなりません:「承認番号:日本アムウェイ合同会社***** 販売有効期間:**年**月**日」これを下表記載の場所に配置しなければなりません。パッケージと承認番号および販売有効期間を含む最終的なBSMは、アムウェイに提出しなければなりません。

媒体	明記場所
DVD	映像内、および外装ケース
ウェブサイト/ブログ	トップページ
レシピ本/書籍	書籍本体内(インサージョン対応可)

ミーティングおよびイベントBSM

• 提出前の手順

ミーティングまたはイベントの前に、その主催者はミーティングまたはイベントのコンテンツがQASのコンテンツ・スタンダードを遵守することを確実にするよう努めるものとします。

• 録音・録画要件

ミーティングまたはイベントの主催者は、以下に述べる通り当該ミーティングまたはイベントの録音または録画を制作しなければなりません。記録はミーティングまたはイベントの全容を収めなければなりません。来場者の姿を入れることはできず、またその品質はアムウェイがイベントやミーティングをQASに照らしてその審査を行うのに十分なものでなければなりません。ミーティングまたはイベントの全容を収めるために来場者が写り込む場合は、ミーティングまたはイベントの企画に関する主催ABOは、来場者に対し、録画を行う旨と録画の目的を伝えなければなりません。

• 提出手順:

1. ABOは、アムウェイが要求した場合、ミーティングの録音や録画をミーティングまたはイベント開催日の後少なくとも60日間は保管しなければなりません。
2. 必要とされた記録の提出をアムウェイが求めた場合、ABOはアムウェイが明記した方法に従って適時、記録を提出しなければなりません。

必要なトレーニング

BSMの制作もしくはミーティングまたはイベントを開催するABOは全員、次の事項に関して必要なトレーニングを受講しなければなりません。

- a. QASプログラム・スタンダードプロセスおよび要件、並びに
- b. QASコンテンツ・スタンダード

ABOに対するトレーニングは、アムウェイが無料で提供します。

更に、ミーティングまたはイベントを開催するABOは、ミーティングまたはイベントでスピーチするABOが毎年1回確実にQASコンテンツ・スタンダードを受領し、かつスピーカー向けのトレーニングを受講するよう手配しなければなりません。アムウェイから求められれば、ABOはトレーニングの開催方法、時期、および場所についての詳細を提供し、かつ出席者リストも提供しなければなりません。ABOは出席者から個人情報を取得する時は、個人情報の使用目的(出席者リストのアムウェイへの提出を含みます)の十分な説明を行わなければならない、かつ取得前に本人の同意を確認しなければなりません。

コンテンツ・スタンダード

この文書は、アムウェイ・ビジネスを代表するABOおよびスピーカーの皆さんに対するスタンダードを記載しています。また、ABOの皆さんがビジネス・サポート・マテリアル(BSM)を作成する際のサポートを目的としています。

このスタンダードは広範な話題に及びますが、起こりうる全てのケースを具体的に説明して助言することは不可能です。ビジュアル、文脈、対象視聴者、規制上の制約、そしてプロスペクトやABOの方々を受ける全体的な印象を含む多くの要素がコンプライアンスを決定します。

形式(印刷媒体、音声媒体、視覚媒体、アプリ、電子メール、ポイスメール、ウェブサイトおよびライブ配信等)の如何を問わず、誤った記述や、誤解を招いたり、不正確であったり、または人を欺く記述をBSMに含めることはできません。全てのBSMおよびBSMのプロモーションは、各マーケットにおいてABOやスピーカーに対してアムウェイが定めたルールやポリシーを遵守したものでなければなりません。

アムウェイは、BSMの利用とミーティングへの出席が、ABOの皆さんのビジネス構築にあたり有効なツールとなり、および成功したグループとそのリーダーが開発したツールの利用や教えは、アムウェイ・ビジネスに有意義な影響を与えると信じています。

◆アムウェイ・オポチュニティのポジショニング

プロスペクトの方々へアムウェイ・オポチュニティをどのように伝えるかは、それを行うABOそしてビジネス全体の評判と信用に決定的な影響を与えます。大事なものは、プロスペクトとABOの双方がアムウェイそしてABOの役割について明確かつ正確な理解を持つことです。プロスペクトに向けて話す際は、真実を述べ、正確かつ誤解を招かないものでなければなりません。

プロスペクトにコンタクトし、招待し、そして関心を見極めるために

- この項でご紹介する資料は、アムウェイに対する関心の度合いを見極めることをその狙いとしています。アムウェイ・セールス&マーケティング・プランを紹介したり説明するための利用は想定していません。
- スポンサー活動をするためのアポイントの際に、以下のことを明示しなければいけません。そうすることで、相手がアムウェイの話聞くかどうかを考え決める時間を得ることができます。
 - ①自身の氏名
 - ②アムウェイのABOであること
 - ③アムウェイ・ビジネスへの勧誘が目的であること
 - ④アムウェイ商品の種類
 - ⑤更新時の年会費の負担について
 - ⑥ABOは、アムウェイやその関連会社と雇用関係を持つ従業員ではなく、独立した事業主であること

以下の行為は禁止されています。

- アムウェイ・ビジネスへの勧誘が目的であることを告げずに、呼び止めて同行させ、一般の人が出入りしない場所でスポンサリングすること
- アムウェイ製品の購入を押し付けたり強制すること、または購入、在庫、売上などにノルマを課すこと
- 真実に反したり、正確さを欠いたり、または誤解を招いたりすること
- 製品、特定負担、特定利益、契約の解除を含めた、アムウェイ・ビジネスに関する重要事項について、プロスペクトに故意に告げない勧誘行為

アムウェイ・ビジネス・オポチュニティの説明

- アムウェイ・ビジネスは、製品販売を通じておよび ABO がスポンサーした人たちが製品を販売することを援助することを通じて、収入を得るオポチュニティとして説明しなければなりません。これは ABO に対して、製品、製品トレーニング、供給、販売、顧客サービス、そしてアムウェイ・セールス & マーケティング・プランを提供するビジネスです。
- アムウェイ・ビジネス・オポチュニティ以外のことをアムウェイ・ビジネスとして言及すべきではありません。ABO はオプションとしてのトレーニング・教育資料、ならびにコミュニティ・サポートであることを明確にして下さい。
- ビジネス紹介にあたって主に、それが営利目的のビジネスではなく、自己改善、結婚生活の維持、または家族等との関係改善を含む自己啓発プログラムであると説明することは、ビジネスの表現として適切ではありません。このような説明は、ビジネスの主な活動が収入を生み出す以外にあるとほめかす可能性があります。
- アムウェイ・セールス & マーケティング・プランやアムウェイ・ビジネスが減税または免税手段の一つであると述べたり、ほめかすことは認められません。
- アムウェイに対する欺瞞的な表現を使用することは許されません。アムウェイ・ビジネスのポジショニングとして認められない表現の例をいくつか以下に挙げます。
 - 雇用の機会
 - ソーシャル・イベント
 - 市場調査
 - 税金対策セミナー
 - 経済セミナー
 - 投資セミナー
 - 健康セミナー
 - 料理教室
- 契約の当事者はアムウェイであり、アムウェイが以下のものを提供することをプロスペクトの方に明確にしなければなりません。
 - 以下を含むアムウェイ・ABO 報酬プラン：
 - 報酬(およびその管理)
 - リワード(およびその管理)
 - 表彰(およびその管理)
 - 製品
 - 製品トレーニング、製品サポート
 - 流通
- 成功や収入が保証されることを述べたり、示す表現は認められません。
- ABO になるための費用は一切ありませんが、ビジネスを行うにあたり ABO は製品購入、年会費の支払、およびその他経費の負担を行わなければならないことは間違いなく伝えて下さい。

推奨される言い回し

- アムウェイは健康と美容という二つの主要製品分野を対象として、高品質の日用品を製造しています。全製品に100%現金返済保証が付いています。アムウェイは、あなたが副収入とワークライフ・バランスを手に入れる機会を提供できます。これによりご家族や友人の方々と一緒に過ごす時間が増えるでしょう。

普段どう過ごすかは、皆さんがご自身でお決め下さい。しかしアムウェイ・ビジネスはどれも次のような活動を伴います。

1. ご自身で製品を使用すること。
2. 気に入った製品をお客様に紹介すること。
3. あなたがスポンサーとなる方々がご自分のアムウェイ・ビジネスを築く際にこれを支援すること。

このような活動にどれだけ多くの時間を割くか、または少ない時間に抑えるかは、ご自身で決めることができます。

◆プランの提示・ビジネス構築

- ABO は、アムウェイ・セールス & マーケティング・プランが含まれるアムウェイ・ビジネスの概要が記載されたサインアップ・キットをプロスペクトに無償で提供することが求められます。

収入について直接または間接的に述べる場合は、真実で正確、かつ誤解を招かない必要があり、アムウェイ・セールス & マーケティング・プランおよび他のインセンティブ・プログラムを通じて得られる可能性のある収入のみを反映しなければなりません。その他の収入源は除外されます。

- アムウェイ・ビジネスの達成の種々のレベルにおける収入について述べる場合、毎年アムウェイが公表する最新の平均ボーナス取得額を用いて説明してください。
- アムウェイ・セールス & マーケティング・プランを述べる際は、バランスが取れたビジネス (ABO の製品販売、自己消費、およびスポンサリング) の役割について、正確に、そしてすべてのアムウェイガイドライン、指示、手順およびポリシーに従って説明を行わなければなりません。
- ABO の製品販売 – お客様への販売行為こそが小売利益によるすぐに得られる収入の獲得手段であり、小売利益以外に追加でボーナスを得るための要件であることを伝えなければなりません。
- 自己消費 – 自己消費については、それにより製品について学び、そして個人的な体験を積むことができ、ひいては製品販売にも有益であるという特徴を伝えなければなりません。個人使用により節約できる金額は収入には該当しませんので、そのような説明は避けるべきです。ビジネスを卸値で購入できる会員制組織であるなどほめかすことは認められません。アムウェイ・ビジネスの成功は、個人消費のみによっても築くことができ、スポンサリングも製品販売も不要であるなどほめかすことは、行動規準に反します。何故なら顧客の獲得こそがアムウェイ・セールス & マーケティング・プランの必須の要素だからです。
- スポンサリング – スポンサリングにより ABO はアムウェイ・セールス & マーケティング・プランのオポチュニティを最大限にするものの、スポンサリング活動そのものから収入が得られる訳ではないことは強調されなければなりません。スポンサリングだけで ABO として成功でき、またはボーナスを得ることができる、などと述べたり、それをほめかすことは誤りであり認められません。スポンサリングについて説明するときは、スポンサーと新しい ABO との間のこれまでの、または現在の個人的なつながりが重要である点を強調しなければなりません。

推奨される言い回し

アムウェイ製品を使ってみたらとても良かったので、他の人達にもお薦めできると自信が湧きました。それで、新しいお客様に製品の話をするようになりました。

「アムウェイ・オポチュニティのポジショニング」で許される内容と許されない内容

※このリストは全てをカバーするものではありません

<許される内容>

- ダイレクト・セリングの機会
- アムウェイ・ビジネス
- アムウェイ・セールス&マーケティング・プラン
- アムウェイ・オポチュニティ
- 副業の機会
- 副収入を得る機会

<許されない内容>

- フランチャイズ
- 経済/投資セミナー
- ダイヤモンド資格を得るには6人見つけて、スポンサリングするだけ
- 代理店
- 自己啓発プログラム
- 雇用の機会

内容が許されない理由

フランチャイズ事業者には、ダイレクト・セリングと異なる規制上のガイドラインが適用される可能性があります。

アムウェイ・セールス&マーケティング・プランをビジネスの説明以外のものとして説明するのは誤解を招きます。

手早く、簡単に成功し目的が達成できるという説明は、ビジネスの成功に必要な時間と努力に関する誤解を招きます。

◆時間と努力

- 成功は保証されているという説明は認められません。
- 働く時間の長さやその配分は、一人一人の ABO が完全に自由に決められます。アポイントメントを取る作業や、電話の回数等にノルマを課すことは認められません。

◆事実と数字

企業情報

- 企業統計、格付および沿革についての情報は日本アムウェイや Alticor Inc. の最新の公表内容に沿ったものとし、これから逸脱することはできません。形式や媒体の如何を問わず、アムウェイや Alticor Inc. の専有情報および機密情報を利用することは認められません。
- ビジネスやアムウェイ製品の促進のために利用するのは、説明書、統計、直接引用、その他情報等を含み、常に真実、正確でかつ誤解を招かないものでなければなりません。さらに、スピーチおよび録音されたものを除き、統計を伴う BSM は全て、使用時の当該 BSM 内で、統計の情報源と日付を記載しなければなりません。

創業者ファミリー

- デヴォス家およびヴァンアンデル家については、アムウェイおよび Alticor 企業群の所有に関してのみ言及することが許されます。デヴォス家およびヴァンアンデル家の私的なプロジェクト、事業および慈善事業に触れる場合は、常にその内容について正確を期した上で、アムウェイおよび Alticor 企業群と明確に区別しなければなりません。

統計的情報

- グラフ、画像、引用、および統計的データに言及する場合は、それらが本質的に歴史的である場合を除き、確認された、信用できる最新(3年以内とします)の情報源によりその内容が裏付け

られなければなりません。事実は、意図されるマーケットに適用できなければなりません。

推奨される言い回し

アムウェイは1959年米国ミシガン州で創立され、日本では1979年から事業を行っています。アムウェイは100を超える国や地域でその製品を販売し、世界中の ABO に対して支払った金銭的報酬は、歴史上、他のいかなるダイレクト・セリング企業よりも多いものです。*

*出典: Euromonitor International Limited: www.euromonitor.com/amway-claims

◆知的財産

著作権のある素材の利用

- 第三者から入手したか、アムウェイもしくは Alticor Inc. が制作した、楽曲、テキスト形式の素材、グラフ、写真、人々やモデルの画像、ロゴ、もしくは商標を含むが、これに限定されない、著作権のある素材または他の知的財産を、所有者の適切なライセンス、許可または許諾なく、かつその証明もなく利用することは認められません。

BSM の開発または使用に関連して演奏、上演、記録または放送がなされた楽曲は、適切なライセンスを得ていなければなりません。ライセンスおよび許可に必要な全ての証拠は保管するものとし、かつアムウェイの求めに応じて提出しなければなりません。

- 著作権のある素材には、楽曲、書籍、雑誌、記事その他の文書(抜粋および翻訳を含みます)、講演、写真、図柄(インターネット上のクリップアートを含みます)、ウェブサイト・ブログ・他のソーシャルメディア上の投稿物、ビデオ、映画、演劇、彫刻、建物、および3D形態物、ならびにコンピュータ・ソフトウェアが含まれますが、これらに限定されません。

- 楽曲に関する特記事項: インターネットを介して再生、改変、演奏、上演、記録、放送またはインターネットを介してストリーミング配信された楽曲は、適切な書面による所有者の譲渡、ライセンスその他許可がない限り、または当該使用を許可する適用法を介した譲渡、ライセンス、その他の許可がない限り BSM に関連して使用することは出来ません。場合によっては記録された楽曲を利用する場合に複数のライセンスが必要となることがあります。入手した書面の許可は ABO が保管するものとし、かつアムウェイの求めに応じて提出しなければなりません。

- 著作権者は、著作権のある素材の使用について限定された権利だけを許諾することがあります。これらの権利は、期間、利用方法、地域または媒体等、いくつかの方法で制限される可能性があります。したがって、ある状況において著作権のある素材を使用するためのライセンスは、他の状況では同じ素材が利用できないことがあります。ABO は、ご自分が行う著作権のある素材の利用が、著作権者が付与した許可の範囲内であるかを確認する責任があります。

◆ミス避けるためのコツ

1. インターネットですぐ入手できる素材が無許可でも複製可能なものだと思いますので。インターネット上の投稿作品は著作権の対象であるかもしれません。これには ABO のサイトを訪れた方が提供した素材の再利用が含まれます。ご自分のサイトに投稿された素材の再掲載や再利用を希望されるときは(お客様の言葉を販促資料に再掲載する場合等を含みます)、必ず許可を求めて下さい。
2. ご自分のウェブサイトでコンテンツの投稿を許可した場合、他人による素材の投稿に対する条件は、BSM 上の制約に従う必要があります。これにはアムウェイの承認を得ない BSM の投稿の禁止が含まれます。
3. iTunes® ストアその他の楽曲提供者から楽曲を購入したとし

でも、購入者があらゆる目的で購入楽曲を利用できるわけではありません。例えば、ビデオ等で、BSMに関連して楽曲を利用したり、インターネット上での利用を行う場合、追加のライセンスが必要となることがあります。

4. 著作物のほんの一部でさえ引用する場合、著作者の著作権を侵害することがあります。他人の記述や講演内容を利用する場合は、事前許可を取って下さい。著作者の氏名を出す場合も、書面許可が必要となる場合があります。
5. 著作権のある素材についてアムウェイが使用するライセンスを既に得ていたとしても、必ずしもそのライセンスがABOによるその素材の利用に及ぶとは限りません。

◆パブリシティ権

- 個人の肖像をABOの皆さんがBSM内で利用することは、ご本人の事前の書面による許可がない限り控えて下さい。これには個人の氏名、写真、画像または音声が含まれます。これは著名人、アムウェイの社員そして他のABOの方々に適用します。

ABOは、ご本人から書面による許可を入手した場合はこれを保管するものとし、かつアムウェイの求めに応じて提出しなければなりません。

- 個人の画像の利用許可は、期間、利用方法、地域または媒体等、いくつかの方法で制限されることがあります。したがって、ある状況において、ある人の肖像を利用する許可は、他の状況では同じ画像を利用する権利を許可しないことがあります。みなさんの利用が付与された許可の対象となっているか確認して下さい。

パブリシティ権が発生する典型的な例は以下の通りです。

1. 写真に複数の人の姿が写り込んでいます。撮影者はABOに対して写真利用の書面による許可を与えます。しかしながら、いかなる態様であっても、写真に写り込んでいる人の画像を利用するに先立ち、事前に個々の人達の書面による許可を得るべきです。(例えば、肖像権使用許諾同意書のような書面です。)
2. 著名人がモチベーションを高めるスピーチのためにABOのミーティングに登場します。ABOはスピーチを記録する許可をご本人から得ました。この許可は、著名人の氏名をビジネスの促進やその他の目的に利用する権利を自動的に含むものではありません。

◆適切な商標利用

- 第三者またはアムウェイもしくはAlticor Inc.の商標については、ABOは商標所有者の事前の書面での譲渡、ライセンス、またはその他の許可を得ない限り、その複製、配布その他の方法の利用は行わないものとします。書面許可はABOが保管するものとし、かつアムウェイの求めに応じて提出しなければなりません。
- アムウェイまたはAlticor Inc.が所有する商標およびロゴの図柄、製品写真および企業関連の画像は、アムウェイが指定する承認済みの会社の提供元からのみ入手可能です。
- 商標は固有の形容詞です(決して名詞ではありません)。その後には必ず製品の一般的な(または普通の記述的な)名称を添えなければなりません。会社の標準的なスタイルは、アルファベットで記載する場合は文字列の中で冒頭のみ大文字、または特有の字体、太文字、もしくは識別できる様式で商標を表示し、その後には“TM”シンボルを添えます。日本語表記としての標準的なスタイルの場合は、“TM”シンボルを添えるものです。標章自体が全て大文字または小文字の場合は、冒頭のみ大文字とするルールの例外となります。

例：L.O.C.TM、NutriliteTM、XSTM、Amway QueenTM、アムウェイクイーンTM

一般的な製品説明の用語にアルファベットを用いる場合は小文字だけにしなければなりません。

例：ArtistryTM waterproof mascara, アーティストリーTMウォータープルーフマスカラ

商標を示すシンボル(TMまたは®)は、商標を使用する都度、その最後に付ける必要があります。文章やコピーの中では、常に製品を説明する用語または名詞を商標の後に付けて下さい。

- 以前に許可されたBSMの複製、およびこのコンテンツ・スタンダードの公表日現在に制作され・承認される新しいBSMには、変更されたアムウェイの標準的なコーポレート・スタイルが適用されます。以前承認され、このクオリティ・アシュアランス・スタンダードの公表日現在に存在している全てのBSMについては、従前のアムウェイの標準的なコーポレート・スタイル(全て大文字か、または特有の字体、太文字、もしくは認識できる様式)でも認められます。

商標告知 - TMシンボルは、その所有権の説明文を脚注に入れないで使用して下さい。但し、アムウェイによる審査の過程で別途指示があった場合はこの限りではありません。標準的なコーポレート・スタイルは、文字列の中で冒頭のみ大文字、または特有の字体、太文字、もしくは識別できる様式で表示することです(例：NutriliteTM サプリメント)。特有のスタイルのロゴの状態で標章が表示される場合は、小文字の使用もできます。一般的な商品の記述用語は、小文字だけが許されます(例：ArtistryTM waterproof mascara)。TMシンボルは、その都度商標の後に添えて下さい。

商号と商標は同じではありません - 商標を商号と混同してはいけません。商号は会社やビジネスの名称です。商号は固有名詞です。商号は所有格で使用することができ、一般名を必要としません。商号の後に商標を告知するシンボル(™または®)を使用することは必要ありませんし、適切ではありません。

例：「アムウェイは素晴らしい製品を作っています」または「私はアムウェイの最新のNutriliteTM プロバイオティックス サプリメントが大のお気に入りです。」

◆素材の品質

全てのBSMは、ABOにとって、プロフェッショナルで快適な視覚、感触、音声体験をもたらすものとします。

アムウェイ制作の素材

- アムウェイが制作した素材は全て著作権で保護されており、その全部か一部かを問わずアムウェイの許可がない使用や複製は行えません。アムウェイが制作した素材をABOがBSMに取り入れる場合、ABOはアムウェイの許可を得たうえで、BSMの中でアムウェイ制作素材の後に次の告知を入れなければなりません。:

© (制作年を入れる) (アムウェイの会社名を入れる(すなわち、Alticor Inc. または Amway Corp.)) (マーケットを入れる)。

アムウェイ社員

- アムウェイの社員や担当者が話す内容は、アムウェイの事前の書面許可がない限り、その全部か一部かを問わず、記録、複製、利用、供給、または販売できません。

他の情報元

- 定評のあるマスメディアの出版社が行ったテスト結果については、書面許可が得られれば、これを引用することは可能です。し

かし、その結果をアムウェイまたはアムウェイ製品推奨として表明することはできません。BSMにおいてアムウェイ製品に関連して情報元として健康または医療関係団体や類似組織に言及することはできません。

◆製品説明

Amway™ 製品に関する特長は、Amway™ の正式な情報元から文字通りに引き写すものとし、いかなる形の変更も加えることはできません。Amway™ 製品の説明文は、個々のマーケットにおける使用を想定した上で承認が得られた正式な Amway™ の資料文献と正式な Amway™ ウェブサイトから文字通り取り入れなければなりません。

化粧品および医薬部外品については競合他社の製品との比較実演を禁止します

化粧品の優位性を示すため競合他社の製品と比較することは禁じます。競合他社の製品を誹謗する広告は医薬品医療機器等法のもとで禁止されています。たとえ事実を伝えたとしても、ABOは比較実演は行えません。それが広告である限り誹謗として判断されるからです。

エンドースメント(推奨)および証言

- 原則として、化粧品や医薬部外品の効果に関する推奨および体験談は、医薬品医療機器等法により禁止されます。しかしながら、ABOは一対一で、またはそれに似た状況において、化粧品や医薬部外品の効果について推奨や体験談を行う場合、その推奨や体験談は正直であり、誤解を招くものでなく、さらに、化粧品の効果の範囲内もしくは当該医薬部外品の承認された効果の範囲内でなければなりません。
- 化粧品や医薬部外品以外の商品の推奨や体験談は正直であり、誤解を招くものでなく、さらに当該商品が医薬品や医薬品と同等のものであると示唆してはいけません。
- 推奨や体験談は、本人の正直な意見を反映したものでなければなりません。しかしながら、理容師や美容師のような専門家の推奨や体験談を使用することは許されません。
- アムウェイが法的に訴求できない商品の特長を説明するために推奨や体験談を利用してはなりません。
- アムウェイとABOとの関係は明確にしておく必要があります。

許されないコンテンツ (一部の例示)

- 疾病に関する記述
- 医薬品的な説明
- 分析、診断
- 治療、治療または予防に関する直接的または間接的な記述
- 薬草、有機、または自然という用語の使用(アムウェイがその製品、成分または農園の解説にあたり使用しているのと全く同じ内容で使用する場合を除きます)

推奨される言い回し

私達は、人々が日常的に使う製品を販売しています。アムウェイは幅広い製品カテゴリーにわたる450種類を超える良質な製品を提供します。これらには100%現金返済保証が付いています。

◆所得についての話

収入

- 所得について直接または間接的に表現する場合、その内容は

真実、正確で、かつ誤解を招かないものでなければならず、かつアムウェイ・セールス&マーケティング・プランおよび他のインセンティブ・プログラムを通じ得られる収入のみを反映したものでなければなりません。アムウェイの行動規準に基づき、ABOの収入を説明する場合、アムウェイが公表している平均ボーナス取得額の最新の数字を用いなければなりません。

- 努力し続けること、資格達成することなしに、収入が継続的に発生すると(またはその同義語で)説明することは許されません。
- 収入に関する表現は全て、誇張のない、現実的なものでなければなりません。ABOの収入は、アムウェイが公表するABOの最新の平均ボーナス取得額を使用して説明されなければなりません。
- 収入が保証されているとか、確実に得られるといった話は認められません。

引退

- ABOは、アムウェイ™・ビジネスを本業として行うために、従来の仕事を辞めても良いレベルまでビジネスを構築することができます。アムウェイ・セールス&マーケティング・プランを通じて収入を得るには時間と努力が必要であることを明確にする必要があります。アムウェイ・ビジネス・オポチュニティは生涯にわたる収入を保証するものではありません。アムウェイは、一般的な意味での「引退」を提案しません。なぜならば、収入の維持には資格が必要だからです。売上を実現できている限り、収入を得ることができます。

相続

- アムウェイ・ビジネスの相続については、相続人も資格を有し、ビジネスにおいて継続的な努力を行わなければなりません。このことを伝えず、アムウェイからの収入が相続可能であるなどと述べたりほめかすことは許されません。

推奨される言い回し

- あなたが実際にどれほど稼げるかは、あなた次第であり、あなたがどれだけアムウェイ・ビジネスに注力するかによります。アムウェイは製品販売の結果に基づき人に報います。

所得についての話の許される内容と許されない内容

※このリストは全てをカバーするものではありません

<許される内容>

- 説明している内容がアムウェイ・セールス&マーケティング・プランから得られる収入だということを明確にしなければなりません
- 成績別ボーナスによる収入
- 継続的な努力を伝えたり暗示しながらの継続的な収入は認められません
- 製品販売に基づく維持可能な収入・ボーナスは、保証されたものではありません
- 実績に基づいた収入
- アムウェイが提供する最新の平均ボーナス取得額
- 低いリスク
- 努力に見合った権利的な収入(ボーナスが生涯にわたり得ることができる既得権からの収入として表現されない限りこの表現は許されます。)

<許されない内容>

- 繰り返し得られる収入、不労所得、ロイヤリティ

- リスクがない
- 二度と働かなくてもいい
- 収入達成や、達成のピン・レベルに期限を設けること
- 個人使用により節約できる金額が収入であると説明すること
- 権利
- ボーナスが生涯にわたって受け取れる既得権から生ずる収入であると説明すること
- エメラルドは年収1,000万円、ダイヤモンドは年収2,000万円

内容が許されない理由

「繰り返し得られる収入、不労所得」等の言葉は、アムウェイ・ビジネスで収入を得るのに継続的な努力は不要であるとのめめかすものです。

具体的なピン・レベルや収入の達成に通常期待される期限を持ち出すことは、保証をほめめかすものです。

会員価格での購入に基づく節約分を収入または利益として説明することは誤解を招きます。

◆ミーティングおよびイベントへの参加ならびにBSMの購入

参加や購入は任意です

- ミーティングおよびイベント、BSMプログラムへの参加や、BSMの購入は任意であり、アムウェイ・ビジネス構築にあたって必須ではないことを説明しなければなりません。
- BSMプログラムへの参加は、ABOのビジネス成功に役立つこともありますが、成功を保証するものではありません。
- ABOとしての登録に、アムウェイ・サインアップ・キットを含めいかなるものも購入が必要であると示唆するのは、認められません。

返金ポリシー

- BSMは全て、購入後30日以内であれば販売者に返却して購入価格の100%(適用される税金分を含みます)の返金を受けることができます。BSMを販売した人は、返金を行う責任と義務を負います。しかしながら、ミーティングやイベントのチケット料金、または入場や参加の料金は返金不可となります。

金銭的責任

- 購入するABOが、社会通念上金銭的に無責任な判断や行為だと思ふようなアムウェイ製品やBSMの購入、またはその他の行為や行動の話をするとは認められません。

BSMに必要なお金が投資の機会であると述べたり、そのようにほめめかすことは認められません。

その他のビジネス・オポチュニティ

- アムウェイ・ビジネス以外のビジネス・オポチュニティの売り込みにBSMを利用することはできません。

ミーティングおよびイベントへの参加ならびにBSMの購入について、許される内容と許されない内容

<許される内容>

- 資料の購入およびミーティングやイベントへの参加が任意であることを明確にしなければなりません
- サポートする仕組み
- トレーニングへの参加で得られるものは教育、モチベーション、

ビジネス発展の為のサポート、コミュニティです

<許されない内容>

- トレーニングへの参加が成功を保証すると述べたりほめめかすこと
- トレーニングへの参加がアムウェイ・ビジネスを行う必須条件だと述べたりほめめかすこと
- 結婚相談、スピリチュアルなカウンセリング、お金についてのカウンセリング
- トレーニングを高等教育と同等のものとして扱うこと

内容が許されない理由

成功はミーティングやイベントへの参加、またはBSMの購入に基づいて保証されるものではありません。

トレーニングの役割は、ABOがそのアムウェイ・ビジネスを構築するにあたりこれを支援することであり、個人的な問題のカウンセリングを提供するものではありません。

トレーニングによって、従来型の教育に関連する学位や認定がもたらされることはありません。

◆アムウェイ・ビジネスの環境

アムウェイ・ビジネスは平等な機会のビジネスとして紹介しなければなりません。

スピリチュアル・宗教に関する話

- スピリチュアルや宗教に関する話を交わすことは認められません。

道徳・社会的な問題に関する話

- アムウェイ、Alticor Inc. それらの関連会社、従業員またはABOの名誉を傷つけるような話は許されません。
- 他人の信念を毀損するような個人的な信念を表明するためにビジネスの場を利用することは認められません。
- ABOに対して家族および／または友人との接触を制限したり、その絆を断ち切るよう働きかけることは認められません。
- ABOに対して仕事にふさわしい服装を維持することを提言することは適切です。しかしながら、特定の制服を指定することはできません。

政治的な話

- 政治的な話を交わすことは認められません。

◆第三者(アムウェイ関係者以外)が制作した資料

第三者(アムウェイ関係者以外)が制作した資料をBSMとして申請することは許されません(現在のルールに変更はありません)。

◆ウェブサイト・ホームページ

ABOはウェブサイト/ホームページを開設してもよいですが、開設の前に審査および承認のためにアムウェイに「BSM承認申請書」を提出しなければなりません。以下の項目を含むページはABOのみにアクセスを制限するためパスワードで保護しなければなりません。:

- アムウェイが承認したBSMのリスト
- BSMのコンテンツ
- アムウェイ・セールス&マーケティング・プラン
- ミーティング/イベント情報、チケット情報

デジタルコミュニケーション・スタンダード

デジタルコミュニケーションとは、テキスト(文字)、画像、動画、音声、その他情報を電子的にコンピューターや携帯端末を使用して送信することです。これにはすべてのオンライン上のコミュニケーションが含まれ、電子メール/SMS、ソーシャルメディアやメッセージアプリ(Facebook®、Instagram®、Twitter®、YouTube®、Line®、WeChat®、WhatsApp®、Snapchat®など)、ブログ、ホームページ、ポッドキャスト、ライブストリーミング、モバイル・アプリケーション、広告、掲示板/フォーラム、デジタルイベントなどを活用しますが、この限りではありません。

規則遵守

ABOは、アムウェイのビジネス、商品またはサービスに関する直接的または間接的なすべてのデジタルコミュニケーションについて、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「クオリティ アシユアランス・スタンダード」、「デジタルコミュニケーション・スタンダード」および関連する法令・規則を遵守しなければなりません。また、オンライン上の各種プラットフォームの利用規約を守らなければなりません。

ABOが発信する情報は真実、正確、かつ誤解を招かないものでなくてはなりません。アムウェイは、ABOのデジタルコミュニケーションについて、その削除、取消、消去、修正、またその他いかなる是正も求めることができます。このスタンダードに記載されている例示は、参考にするためのものであり、許可/不許可のすべてを取り上げてはなりません。

禁止されるデジタルコミュニケーション - スпамメッセージ/未承諾広告メール

ABOは、スパムメッセージや未承諾広告メールを送信することはできません。この「デジタルコミュニケーション・スタンダード」ではスパムメッセージを、1対1の個人的な既存の関係のない相手や、アムウェイを紹介する前の直接的な相互交流のない相手に対して送られるデジタルコミュニケーションとして定義しています。ABOからのデジタルコミュニケーションを受け取することを承諾していない個人に対して送られるメッセージ、またデジタルコミュニケーションを事前に拒否したり、対象から外してほしいと意思表示をしている個人に対して送られるメッセージはスパムメッセージになります。

未承諾広告メールは、「特定電子メール法」により厳しく規制されており、承諾を得ていない相手にアムウェイのビジネスや製品の広告を含む内容の電子メールを送ることは禁止されています。

オンライン上でコミュニティを作る

デジタルコミュニケーションを利用して、興味があることや話題を共有するために人がオンライン上に集まっているのがオンラインコミュニティです。例えばインスタグラムのアカウント、LINEのグループ、趣味の交流サイトなどがオンラインコミュニティです。ABOはアムウェイのビジネスや商品について話すオンラインコミュニティを作ることができます。コミュニティを作るときには、プル型とプッシュ型と言われる2つのコミュニケーション方法を上手に利用して、スパムメッセージ/未承諾広告メールとなることを回避します。ABOはどのような状況であっても、直接的か間接的かを問わず、他の系列のABOに系列の変更を勧誘したり、変更の手伝いをするのは一切禁止されます。

プル型のコミュニケーション

ABOは、個人がABOの投稿や書き込みを見つけて「オプトイン」できる環境をつくり、相手を特定せず広くアムウェイに関する情報を発信することが認められます。これをプル型のコミュニケーションと言います。

このスタンダードで定義する「オプトイン」とは、個人が情報や交流を求めて自らABOのデジタルコミュニケーションを見つけて、コメントやフォロー、「いいね!」をしたり、ABOのオンラインコミュニティに参加や登録をしたりすることを言います。ABOからのデジタルコミュニケーションを受け取ること

に積極的な意思を示していることや承諾している状態も「オプトイン」です。プル型のコミュニケーションは、ABOが単独で所有または管理するデジタル資産上に情報を投稿し、個人がそれを見つけて「オプトイン」することから始まります。デジタル資産とは、ソーシャルメディアのアカウントやウェブサイトなどを指します。この方法でオンラインコミュニティを作っていくことにより、投稿を見ている個人がスパムメッセージや未承諾広告メールを受け取ることなく、個人が自らABOとつながることを選択することができます。

【例】プル型のコミュニケーション

- ABOがアーティストリー商品についてツイートします。個人がそのABOのツイッターアカウントを見つけ、コメントします。ABOはこの個人とコミュニケーションを始めることができます。なぜなら、このデジタル資産はABOが所有または管理しており、個人は自らそれを見つけてコメントすることによって、そのABOのコミュニティに「オプトイン」しているからです。
- ABOがアムウェイ・ビジネスに関する情報を掲載するフェイスブックページを作り公開します。これは認められます。なぜなら、そのフェイスブックページはABOが単独で所有または管理するデジタル資産であり、投稿を見たい個人は自らそのページに「オプトイン」しなければならないからです。
- ABOがハッシュタグ「#LifewithAmway」をつけて自分のアカウントに投稿し、個人がインスタグラムの検索からABOを見つけられるようにします。これは認められます。なぜなら、ABOがハッシュタグをつけたアカウントは、ABOが単独で所有または管理しているデジタル資産であり、個人は積極的にそれを探して、そのABOのコミュニティに「オプトイン」することができるようになってきているからです。
- ABOが自分の公開されたツイッター・プロフィールにアーティストリーのライトアップ リップグロスについて書き込みます。個人がツイッターの検索機能を使ってABOのツイッターを見つけて「いいね」をします。これを受けてABOは個人に返信してフォローします。これは認められます。なぜなら、ツイートに「いいね」をすることで個人はそのABOのコミュニティに「オプトイン」したからです。
- 公開されているYouTubeチャンネルのコメント欄に、ABOが自分のアムウェイ・ビジネスのフェイスブックページを宣伝するためにそのリンク先を貼ります。これは認められません。なぜなら、コメント欄にリンク先を貼ったYouTubeチャンネルは、ABOが所有または管理しているデジタル資産ではないからです。

誰でも閲覧できる環境のデジタルコミュニケーションの中に、アムウェイ・ビジネスへ参加することを勧める内容が含まれる場合は、「特定商取引に関する法律」により重要事項と広告主の表示が必要になります。ABOは、アムウェイ公式ウェブサイトの法定広告記載事項のリンク(<http://amwaylive.com/go/law>)を貼り、氏名、住所、電話番号を明記することが必要です。またニュートリライト商品やアーティストリー商品を販売促進する内容がデジタルコミュニケーションに含まれ、誰でも閲覧できる環境で投稿されている場合、商品に関する表現は、「医薬品医療機器等法」によりその効能効果の表記が定められていることに留意してください。効能効果を個人の体験談として表現することはできません。

すべての商品の説明は、カタログやアムウェイのホームページなどに掲載されている最新の説明をそのまま過不足なく使用しなければなりません。

プッシュ型のコミュニケーション

ABOは、個人やグループにメッセージを送信したり、コンテンツをデジタル資産上に投稿したりすることができます。これをプッシュ型のコミュニケーションと言います。

プッシュ型のコミュニケーションには2つのタイプがあり、1つは認められますが、もう1つは認められません。

認められるプッシュ型のコミュニケーション

ABOは、すでに1対1の個人的な交流がある個人に対して、メッセージやコンテンツを自分から送信することができます。さらに、ABOからデジタルコミュニケーションを受け取ることを承諾したり、ABOのコミュニティに入ることに興味を示している個人にメッセージやコンテンツを自分から送信したり投稿したりすることができます。

ただし、アムウェイのビジネスや製品をお勧めするような内容が個人に送信されるメッセージに含まれる場合、個人がそれを事前に理解し承諾している、コミュニケーションをしている相手がアムウェイのABOであることを認識していることを前提とします。

【例】認められるプッシュ型のコミュニケーション

- ABOが自分のインスタグラムのフォロワーである個人に対してニュートリライト商品についてメッセージを送ります。これは認められます。なぜなら、個人はABOのアカウントのフォロワーになることによりそのABOのコミュニティに「オプトイン」しているからです。ただし、ニュートリライト商品についてメッセージを送る前に十分に相互交流をして、個人がアムウェイのABOからアムウェイに関するデジタルコミュニケーションを受け取ることを承諾していることが前提です。
- ABOが自分のフェイスブックページに美容情報を投稿します。個人がこれを見つけて「いいね」をします。ABOはアムウェイの商品について話すために個人にダイレクトメッセージを送ります。これは認められます。なぜなら、個人はフェイスブックの投稿に「いいね」をしたことでそのABOのコミュニティに「オプトイン」したからです。ただし、商品についてメッセージを送る前に十分に相互交流をして、個人がアムウェイのABOからアムウェイに関するデジタルコミュニケーションを受け取ることを承諾していることが前提です。
- スポーツイベントでABOが個人と知り合い、LINEのIDを交換して、アムウェイ・ビジネスに関してメッセージをダイレクトに交わします。これは認められます。なぜなら、ABOは個人と対面で知り合い、1対1の関係があるからです。ただし、アムウェイ・ビジネスに関してメッセージを受け取ることを個人が承諾していることが前提です。
- ABOが趣味のお料理専用のフェイスブックグループの単独のオーナーで、グループのメンバーに向けてアムウェイの調味料の購入をお勧めするコンテンツを投稿します。フェイスブックグループの規則が守られていれば、これは認められます。なぜなら、ABOはフェイスブックグループのメンバーと相互交流があり、メンバーはABOのコミュニティの一員として「オプトイン」しているからです。
- 趣味の釣りのオンライングループで、そこに参加している個人が「アムウェイのABOの知り合いがいる人はいませんか?」と投稿しました。ABOが同じグループにいて個人にダイレクトメッセージを送信できる環境であればメッセージを送ることは認められます。グループの他のメンバーがABOを紹介するため、個人の連絡先などをABOに教えるような場合、個人がABOからのメッセージを受け取ることに同意が得られていることをメンバーに確認した上で、ABOは個人にメッセージを送ることが認められます。

認められないプッシュ型のコミュニケーション

ABOが1対1の既存の関係や相互交流のない相手や、ABOからのデジタルコミュニケーションを受け取る意思を示していないまたは承諾していない相手とデジタルコミュニケーションをすることは認められません。この行動はスパムメッセージ/未承諾広告メールの送信に該当するため一切認められません。

【例】認められないプッシュ型のコミュニケーション

- ABOがオンライン掲示板で見つけた個人に対して、アムウェイに関する内容のメッセージを送ります。これは認められません。なぜならABOと個人の間には1対1の関係はなく、事前の相互交流もなく、個人はABOのコミュニティに「オプトイン」していないからです。
- ABOが地域活動団体に参加していて、団体に登録している近隣住

民のメールアドレスやLINE IDなどの情報を入手します。次に開催するアムウェイのホームミーティングに近所の人達を招待するためにこの情報を使用してメッセージを送信します。これは認められません。なぜなら、団体活動をしている立場で入手した情報の不正利用となり、相手はABOからのメッセージを受け取ることに承諾していないからです。

- ABOがLinkedIn®の同じ同窓会グループに属している知らないメンバーに、アムウェイ・ビジネスに関するメッセージを送ります。これは認められません。なぜなら、ABOはこのデジタル資産上のグループを所有も管理もしておらず、その個人と既存の人間関係もなく、これは個人がABOのコミュニティに「オプトイン」している状態ではないからです。

ABOに限定する内容(ライブストリーミングに一部例外あり)

次の内容を含むデジタルコミュニケーションは、ABOに閲覧を限定したコミュニティでのみ投稿、掲載が可能です。

- アムウェイにより承認されたビジネス用BSMおよびBSM予告
- ミーティング/イベント情報、チケット情報

投稿が禁止される内容

次の内容を含むデジタルコミュニケーションは、いかなる閲覧環境においても投稿や掲載は認められません。

- 系列の構成やそこに含まれるABOの氏名等個人情報
- 機密および取扱いに注意が必要な情報。これにはアムウェイに関するすべての未発表情報、経営陣の人事、関連施設、買収等が含まれます。

オンラインコミュニティでの交流

個人が一旦ABOのオンラインコミュニティに自由な意思と選択で「オプトイン」すれば、その後はプル型かプッシュ型かを問わず、その個人とデジタルコミュニケーションをすることができます。その際にABOは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「クオリティ アシュアランス・スタンダード」、およびこの「デジタルコミュニケーション・スタンダード」を遵守してください。しかしオンラインコミュニティを作ろうとするときは、必ずこのプル型およびプッシュ型のコミュニケーションを活用し、さらに次の各項も遵守しなければなりません。

アムウェイ・ビジネスの紹介

ABOは、個人がABOのコミュニティに「オプトイン」していることを前提に、そのABOが単独で所有または管理しているデジタル資産上でアムウェイ・ビジネスを紹介することができます。同様に、ABOと1対1の個人的な既存の関係があり、十分な相互交流をしている個人に対して、アムウェイ・ビジネスを紹介することができます。これらのデジタルコミュニケーションには相手のアクションを促す文言(リンクを貼るなど)を含めることができます。

なお、誰でも閲覧できる環境でアムウェイ・ビジネスへ参加することを勧める内容を投稿する場合は、「特定商取引に関する法律」により重要事項と広告主の表示が必要になります。ABOは、アムウェイ公式ウェブサイトの法定広告記載事項のリンク(<http://amwaylive.com/go/law>)を貼り、氏名、住所、電話番号を明記することが必要です。また、特定した個人にABOになることを勧めるような内容のメッセージを送る場合は、「特定商取引に関する法律」に則り、氏名、アムウェイのABOであること、ビジネスや商品をお勧めしたいことなどを最初に伝えて、個人の承諾を得てからアムウェイ・ビジネスの紹介をしてください。

ABOが作成するコンテンツ

ABOは、動画、音声、画像(商品、人、その他)およびABO本人の画像(本人撮影)を作成して、オンライン上の交流に活用することができます。アムウェイの商品が含まれているかどうかは問いません。ただし、添えられる

アムウェイに関する文言は真実であり、正確で、誤解を招かないものでなくてはなりません。なお、ABOが作成したコンテンツにアムウェイのブランドロゴが含まれる場合、デジタル資産のプロフィールや背景に使用することはできません。

【例】アムウェイ・ビジネスの紹介

- (a) ABOが、本人のインスタグラムのアカウント上にアムウェイ商品を手にした自撮り画像を投稿し、「アムウェイ・ビジネスについてもっと知りたい人はダイレクトメッセージを下さい」という相手のアクションを促す文言を加えます。これは認められます。なぜなら、ABOはこのデジタル資産を管理または所有しており、このメッセージを見た個人はメッセージを送るかどうか自由な意思で選択することができるからです。ただしABOは、アムウェイ・ビジネスの広告をしているため、この投稿にアムウェイ公式サイトの法定広告記載事項のリンクを表示し、氏名、住所、電話番号を明示していなければなりません。
- (b) ABOがツイッターアカウントでABOになることを勧める内容をツイートします。フォロワーに向けてABOになることのメリットを説明し、なりたい人は自分に連絡をするよう呼びかけます。これは認められます。なぜなら、このツイートを見た個人は今後ビジネスに関する追加情報を受け取るかどうか、個人の自由な意思で選択することができるからです。ただしこのツイートでABOは、アムウェイ公式サイトの法定広告記載事項のリンクを表示し、氏名、住所、電話番号を明示していなければなりません。
- (c) ABOが友人のブログの投稿欄に、アムウェイ・ビジネスを勧める内容の動画を投稿します。これは認められません。なぜなら、ABOはデジタル資産の所有者でも管理者でもなく、ブログの利用者はABOのコミュニティに「オプトイン」していないからです。

スポンサリングにおける氏名、目的などの明示義務

商品について興味をもった個人からメッセージを受けた場合、ABOは自分がアムウェイのABOであることや氏名等をまず明示し、相手がアムウェイのABOとコンタクトしていることが分かるようにしてください。ABO登録を勧める場合は、概要書面を渡す義務が法律により定められています。「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の5.スポンサーの責任と義務を遵守してください。

アムウェイ商品の流通

ABOは、スパムでない限り、アムウェイ商品の購入方法についての情報を伝え、シェアすることができます。興味をもった方にシェアバナーコード(アムウェイ公式ウェブサイト(amwaylive.com)にて商品を購入する際に使用するクーポンコード)やAmazonクーポンコード(Amazon.co.jpの当社公式ストアにて商品を購入する際に使用するクーポンコード)を提供することができます。Amazonクーポンコードは、クーポンコードとともにアムウェイから提供される製品紹介リンク(当社公式ストアのURL)、「Amazon.co.jpアソシエイト」の表示、および当社のプライバシーポリシーのリンクを、オンラインコミュニティ上に変更を加えることなく表示してシェアされなければなりません。ABOは、製品紹介リンクを設定することにより、Amazonアソシエイト・プログラムに参加することとなり、Amazonアソシエイト・プログラム運営規約を遵守する義務を負います。ただし、本プログラムに参加しているABOはPV/BVを受け取るため、当該規約に定めるいかなる紹介料も支払われることはありません。ABOが仕入れた商品をABOのオンラインコミュニティ上で販売する行為は、認められません。「特定商取引に関する法律」の通信販売に該当し詳細に表示規制されているためです。

ABOが作成するコンテンツ

ABOは、動画、音声、画像(商品、人、その他)およびABO本人の画像(本人撮影)を作成して、アムウェイ商品を販売促進することに活用することができます。アムウェイの商品が含まれているかどうかは問いません。ただし、添えられるアムウェイに関する文言は真実であり、正確で、誤解を招かないものでなくてはなりません。なお、ABOが作成したコンテンツにアムウェイのブランドロゴが含まれる場合、デジタル資産のプロフィール

や背景に使用することはできません。

アムウェイ商品の不正流通

ABOは、広く一般への販売を目的としたオンライン上のプラットフォームを利用してアムウェイの商品を流通させることは禁止されています。(例:アマゾン、楽天、ヤフー、メルカリ、オークションサイトなど)

また、このような行為を行う第三者へ商品を流通させることも禁止です。(例:商品買取業者、仲介事業者など)このような商品の流通は、人と人の信頼関係により築かれたアムウェイの商品の流通ネットワークを阻害するものであり、多くのABOのビジネス活動とアムウェイおよびブランドのレピュテーションを傷つけます。アムウェイはこれらの流通経路を認めていません。ABOは、影響力のある第三者を活用して、アムウェイの商品の流通を代行させるような行為は認められません。流通実績を増やしたりその第三者のアカウントの人気を上げるために、アムウェイについて誤解をあたえるような手段を使うことも認められません。

【例】アムウェイ商品の流通

- (a) ABOが自分のフェイスブックページにアムウェイの商品をプロモーションする画像を投稿し、「興味がある人は連絡ください」と相手のアクションを促すメッセージを添えます。これは認められます。なぜなら、相手のアクションを促す投稿をしたデジタル資産はABOが所有または管理しており、ABOに自ら連絡をしてくる個人は「オプトイン」しているからです。
- (b) ABOがアムウェイ本社の公式フェイスブックページに、商品をほし人は自分に連絡するようにアクションを促す投稿をします。これは認められません。なぜなら、このフェイスブックページはABOが所有または管理しているデジタル資産ではないからです。
- (c) ABOがアマゾンで商品を販売するためにアーティストリー商品を出品します。これは認められません。なぜなら、アマゾンは一般への販売を目的としたオンラインプラットフォームであり、そこで販売することはアムウェイの商品を不正流通させていることになるからです。他のABOのビジネス活動やアムウェイとそのブランドを阻害するため認められません。
- (d) ABOがアムウェイ商品の流通やプロモーションのためにユーチューバーを活用します。ユーチューバーがアムウェイの商品を販売することは認められません。なぜなら、ユーチューバーは第三者であり、アムウェイの商品の販売は許可されていないからです。

他のコミュニティ/ビジネスとのブランディング

ブレンドされたデジタル資産(SNSアカウントなど)とは、ABOの個人的なデジタル資産において、趣味やビジネスが混合しているものをいう。ABOはアムウェイ・ビジネスとアムウェイ以外のソーシャルコミュニティやビジネスをブレンド(混合)させることができます。これは自分が所有または管理するブレンドされたデジタル資産で、ABOがアムウェイ以外のコミュニティやビジネスを用いて、アムウェイ製品の宣伝や推奨を行い、これを通じてプロスペクトとコミュニケーションできることを意味する。またABOはブレンドされたデジタル資産で、アムウェイのコミュニティを用いて、アムウェイ以外の製品の宣伝や推奨を行い、これを通じて見込み客とコミュニケーションできることも意味する。ただし、ABOがその他のABOに対してその影響力を誤用しないことを条件とする。*

*誤用には、系列上位がその他のABOに対して、ビジネスを成功させるため、自分が宣伝/推奨するアムウェイ以外の製品の購入が必須であることを明示、または暗示することが含まれるが、これに限らない。スポンサーや系列上位は、その他のABOにアムウェイ・ビジネスの構築にかかわるサポートや支援の提供と引き換えに、アムウェイ以外の製品の購入の推奨、高圧的な勧誘、強制を行ってはならない。

ABOのブレンドされたデジタル資産(個人的なアカウント)は、一つの営利ビジネス専用のものであってはならず、オンライン小売りを目的として用いられるものであってはならない(イーコマース取引用のデジタル資産など)。ABOはアムウェイの公式デジタル資産や自分のアムウェイ専用デジタル資産を用いて、アムウェイ以外のビジネスへ登録させたり、サービ

スを提供したり、製品を販売するなどの目的で、見込み客を探すことはできない。反対に、ABOは自分のアムウェイ以外のビジネス専用の資産を用いて、アムウェイの製品やサービスの宣伝、推奨、販売およびアムウェイの紹介を行うことはできない。ブレンドされたデジタル資産では、その資産、コミュニティ、またはビジネスの諸条件を守らなければならない。

例外

下記はABOがブレンドし、活用し、宣伝し、推奨する対象の例外となっている:

- 競合他社(ダイレクトセリングやマルチレベルマーケティング(MLM)ビジネス)製品やビジネス機会
- オンライン販売が認められていない、あるいは販売にライセンスや許可が必要とされている製品やサービス。例:ローン、金融投資、法的サービス、医療サービス、など
- 誤解を生むようなビジネスやライフスタイル。例:ポルノ、たばこ、政治、代替医療、宗教、ギャンブル、投資スキームなど
- メンター、ライフスタイルコーチング、結婚相談やスピリチュアル・カウンセリング、または話し方セミナーや起業家の育成を提供するサービス
- アムウェイへの勧誘を目的と見せかけ、後にアムウェイの製品やビジネス・オポチュニティ以外の製品やサービスを提供するあらゆるもの

加えて、アムウェイの製品群のうち、特定の製品と直接競合する、または機能的に同じ類の製品については、引き換えに何かしらの金銭的報酬を受け取らない限りにおいて、活用、宣伝、推奨は行うことができる。しかし、これらの製品はブレンドされたデジタル資産上で販売することはできない。

他のコミュニティ/ビジネスとのブレンディングの例

- ABOがロードバイクに情熱を持っており、自分の個人的な、小売り用ではないデジタル資産を、他のバイクファンとチャットや意見交換する目的で運営している。また、ニュートリライト製品を使った健康的なライフスタイルを勧めるためにも使っている。これは認められます。なぜなら、ABOはそのデジタル資産の所有者または管理者で、そのサイトはオンライン小売りだけを目的としておらず、コンテンツを見る人は自ら「オプトイン」しているため。
- ABOが自分のブログにお気に入りの口紅5本のリストを投稿していて、そのうちの1本はアーティストリーのリップスティックである。これは認められます。なぜなら、ABOはこのデジタル資産の所有者、管理者であり、アムウェイ製品と直接競合する他社製品のブレンディング、活用、宣伝、推奨が認められているため。ただし、これらの製品の販売は禁止されている。また競合製品についての投稿に対して金銭的な報酬を受け取っている場合も、これらの活動を行うことができない。
- ABOがアムウェイ・ビジネスについて自分のレストランビジネスのインスタグラムアカウントに投稿する。これは認められません。なぜなら、そのデジタル資産は営利ビジネスであるレストラン専用に使われているため。
- ABOはミュージシャンで、自分の音楽を宣伝、販売するためにウェブサイトを運営している。ABOはFacebookにアムウェイ専用のビジネスページを開設し、次のツアーの日程をライブストリーム情報として流し、ABOにチケット購入を勧めている。これは認められません。なぜなら、ABOはアムウェイ専用のデジタル資産を用いて、プロスペクトに対して、自分のアムウェイ以外の、ビジネスのためのチケットを購入するよう勧めているため。
- ABOがライフスタイルコーチングビジネスを宣伝するためにウェブサイトを開設した。一人の個人がサイトを見つけABOと会ったが、そのABOがアムウェイビジネスオーナーになる人を勧誘するためにサイトを利用していることが発覚する結果となった。これは認められません。なぜなら、このビジネスはブレンディングが認められていないビジネス/サービスのリストに含まれているため。
- ABOが自家製せっけんを販売しているというプロフィールをブレンドされたFacebookに載せている。これは認められません。なぜなら、

ら、ABOが販売しているせっけんはアムウェイのせっけんと直接競合し、機能的に同じ類の製品であるため。

一般広告およびプロモーション

ABOは、居住している地域内に限定した無料の検索連動型のリスティング広告を利用することができます。これには相手のアクションを促す文言を含めることもできます。掲載にあたり、以下の表示が義務づけられます。

1. 氏名(登録氏名、法人ABOの場合は法人名および代表者氏名)
2. 住所
3. 電話番号/e-mail
4. アムウェイビジネスオーナー
5. 法定広告記載事項のリンク(<http://amwaylive.com/go/law>)

ABOは、有料広告(ブースト広告、スポンサー広告、ディスプレイ広告、インストリーム広告またはリスティング広告を含みますがこれらに限定されません)を利用して広告宣伝することは認められません。なぜなら、これらの広告宣伝はABO活動に不平等な優位性を与え、アムウェイと直接的に競合する可能性があるからです。

無料、有料を問わず、クラシファイド/案内広告、SNS広告なども認められません。クーポンサイト、オークション/フリーマーケットサイト、資金調達サイト、その他あらゆる商取引サイト上での広告宣伝は認められず、対象となるサイトはこれらに限定されません。これらサイト上での広告宣伝は、ABO活動を脅かし、アムウェイおよびそのブランドのレピュテーションを危うくする可能性があります。

【例】一般広告およびプロモーション

- ABOがアムウェイの広告宣伝をするためにGoogleマイビジネスのリスティングに登録します。これは認められます。なぜなら、それは無料の検索連動型のリスティング広告であり、ABOの居住地域を対象に利用しているからです。ただしアムウェイが義務付けている項目は必ず表示しなければなりません。
- ABOがフェイスブックに掲載するアーティストリーシュプリームLXクリームのスポンサー広告を制作します。これは認められません。なぜなら、スポンサー広告による広告宣伝はABO活動に不平等な優位性を与え、アムウェイと直接的に競合する可能性があるからです。
- ABOがGoogleアドワーズのキーワードの入札単価を設定してキャンペーン広告を作成します。これは認められません。なぜなら、これらはアムウェイの広告宣伝活動と競合する可能性があり、さらにABO活動に不平等な優位性を与えるからです。
- ABOがアムウェイ・ビジネスと一緒に仲間を募集するため「ジモティー」に広告を掲載します。これは認められません。なぜなら、「ジモティー」はクラシファイド広告であり、アムウェイおよびそのブランドのレピュテーションを危うくする可能性があるからです。

動画、音声およびライブストリーミング

デジタルコミュニケーションで利用される動画、音声、ライブストリーミング(動画/音声のリアル配信をすべて含む)は、ABOが所有または管理するデジタル資産上で利用される限り、アムウェイへの事前申請や書面承認が不要なBSMとして規定されます。ただし、含まれる内容によってクオリティアシュアランス・スタンダードにより所定のピン・レベルを満たしている必要があります。

ABOは、事前にアムウェイに提出をして内容の相談や確認をすることができます。制作されるBSMは「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「クオリティアシュアランス・スタンダード」、その他関連する法令や規則を遵守していなくてはなりません。

動画、音声およびライブストリーミングには次のものを含めることはできません。

- 系列の構成やそこに含まれるABOの氏名等個人情報
- 承認されたBSMの掲載や価格表示

- 機密および取扱いに注意が必要な情報。これにはアムウェイに関するすべての未発表情報、経営陣の人事、関連施設、買収等が含まれます。

録画、保存されないライブストリーミングには次のものを含めることができます。

- アムウェイ・セールス&マーケティング・プランの情報、アムウェイで得られる収入や報酬を取得する方法やアドバイスなど
- 製品用BSMおよびBSM予告
- ミーティング情報/イベント情報、チケット情報

動画や音声(録画または保存されたライブストリーミングを含む)を配布、販売、またオフラインでのイベントやミーティングなどに活用する場合は、クオリティ アシュアランス・スタンダードによりその取扱いには所定のピン・レベルを満たしている必要があります、アムウェイによる事前の書面承認が必要です。

さらに、以下の内容を含む動画、音声(録画または保存されたライブストリーミングを含む)についても、その取扱いは所定のピン・レベルを達成している必要があります、アムウェイによる事前の書面承認が必要です。

- セールス&マーケティング・プランの説明、およびそれに含まれるアムウェイで得られる収入や報酬を取得する方法やアドバイスなど(ABO向けかプロスペクト向けかは問わない)
- カタログ、製品ガイドなど会社資料にはないアムウェイの商品に関する説明
- スポンサリングの方法など
- ABOの収入公表
- 楽曲、ロゴ、図形/記号、画像などの第三者の知的財産(これらは知的財産権を所有する第三者からの利用許諾を書面で取得することが必要)

ウェブサイト、モバイル・アプリ、ポッドキャストおよびブログ

ABOは、ウェブサイト、モバイル・アプリ、ポッドキャストおよびブログを利用するには、アムウェイから事前の書面承認を得なければなりません。またこれらBSMの取り扱いには所定のピン・レベルを満たしている必要があり、「クオリティ アシュアランス・スタンダード」を参照してください。

デジタルイベント

ABOは、アムウェイ・ビジネスに関連したデジタルイベントまたはバーチャルイベントを開催することが認められます。デジタルイベントはABOが「アムウェイ倫理綱領・行動規準」および「クオリティ アシュアランス・スタンダード」を遵守し、ABOが所有または管理するデジタル資産上で行われることが条件です。

デジタルイベントとは、バーチャルな環境で予め日時を定めて一定の時間内に開催されるイベントで、共通のテーマや目的をもって、特定のグループやコミュニティを対象として開催されるものです。

ABOが所有および管理していないデジタル資産上でデジタルイベントを開催する場合は、アムウェイの事前の書面承認と、主催元の許可があれば認められます。

デジタルイベントは以下の要件をすべて満たさなければなりません。

事前にアムウェイの書面承認が必要な内容が含まれる場合は、クオリティ アシュアランス・スタンダードに基づき、所定のピン・レベルを満たしている必要があります。

- 商品をお勧めする内容が含まれる場合、イベントのテーマと商品の関連性がなくてはなりません。
- イベントで使われるまたは提供される資料/コンテンツなどは、アムウェイが事前承認しなければなりません。
- 承認されたBSMとミーティング/イベント情報、チケット情報は、ABOに限定した環境でのみ宣伝することができます。
- セールス&マーケティング・プランの説明がプロスペクトにされる場合は、事前にアムウェイの承認を得る必要があります。

- 第三者が制作したコンテンツを使用する場合、その第三者およびアムウェイの事前の書面承認がない限り使用できません。

【例】デジタルイベント

- ABOがフェイスブックでバーチャルなアーティストリバーティを開催します。これは認められます。なぜなら、ABOが所有または管理するデジタル資産上で行っているからです。
- 近日中にABOが開催するアムウェイのクッキングイベントのプロモーションのために、公開されているフェイスブックでイベントへの招待ページを制作します。これは認められます。なぜなら、ABOはこのデジタル資産を所有または管理しているからです。
- ABOがポッドキャストの番組で、アムウェイのビジネスや商品の体験について話すインタビュー依頼を受けました。これは、ABOが所有または管理するデジタル資産ではないため、事前にアムウェイから書面承認を取得すれば受けることができます。
- ABOは友人のフェイスブックの公開されているグループで開催されるバーチャル美容イベントに参加し、アムウェイ・ビジネスのプロモーションを始めます。これは認められません。なぜなら、イベントはABOの所有または管理するデジタル資産上で開催されていないため、事前にアムウェイから書面承認と主催者の許可が必要で、それらを取得していないからです。

ABOはライブイベントをイベントガイドラインで許可されていれば、またイベントが「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「クオリティ アシュアランス・スタンダード」、および「デジタルコミュニケーション・スタンダード」に準拠していれば、録画、録音/保存して投稿することができます。これらはデジタルイベントではなく、動画、音声の取り扱いとなります。事前にアムウェイに書面承認が必要となる内容が含まれる場合は、掲載・投稿にはクオリティ アシュアランス・スタンダードに基づき、所定のピン・レベルを満たしている必要があります。

アムウェイについての表現

アムウェイが提供するセールス&マーケティング・プラン、収入の機会、商品やサービスについての表現は真実であり、正確で、かつ誤解を招かないものでなくてはなりません。

アムウェイの商品やサービスについての表現は、アムウェイによって許可されている表現に一切の変更を加えずに使用しなくてはなりません。

海外アムウェイにおいて販売可能なアムウェイ商品についてABOが投稿したり情報共有することは、本人らがそれらの海外アムウェイにおいてアムウェイ・ビジネスを有しているかどうかに関わらず、認められます。しかしながら、投稿内容に商品の広告表現が含まれる場合は、たとえアムウェイが具体的に承認した表現であっても、次のいずれかの免責条項を当該投稿に含む必要があります。

- 対象商品の販売が可能な海外アムウェイにおいてABOがアムウェイ・ビジネスを行っている場合、当該投稿内容にはその海外アムウェイの読者向けであることを示す告知文が含まれていなければなりません。(たとえば、「アメリカ(ビジネスを行っている海外マーケットを入れる)の私のカスタマーのために」)
- 対象商品の販売が可能な海外アムウェイにおいてABOがアムウェイ・ビジネスを行っていない場合、次の告知文を含めなければなりません: 「日本ではこの商品は提供されていません。」

収入およびライフスタイル

アムウェイで得られる可能性がある収入やライフスタイルの表現は、誇張せず現実的で見込めるものでなくてはなりません。収入について説明する場合は、アムウェイが公表している最新の「平均ボーナス取得額」を利用して正しく説明してください。

エンドースメント(推奨)および証言

エンドースメントおよび証言は、それを行うエンドーサーや証言者の正直な意見、信念または経験を反映したものでなければなりません。アムウェイが法的に行えない表現をするためにエンドースメントまたは証言広告を利用してはなりません。

ABOはエンドースメント、証言、好意的なレビューの見返りとしていかなる形の報酬も提供することはできません。ABOは、フォロワーや「いいね」を獲得するためにいかなる形の報酬も提供しないものとします。ただし、商品サンプルを提供することは認められます。

アムウェイとエンドーサーもしくは証言者の間に何らかの報酬や利益の供与など重要な関係がある場合、そしてその広告を見る一般の人がその重要な関係を知らないか、または予想していない場合、この重要な関係があることの情報を開示しなくてはなりません。

重要な関係とは、例えば、エンドーサーまたは証言者がその見返りとして無料の商品サンプル提供を受けた場合などであり、またエンドーサーまたは証言者がABOである場合も含まれる可能性があります。情報の開示は、はっきりと見やすく、人目について読みやすく、かつ広告表現に近いものでなければなりません。

【例】エンドースメントおよび証言

- (a) プロスペクトがサテニークシャンプーの無料サンプルを使った後、「香りがとても好き!」と推奨するツイートをします。ABOはこれをリツイートします。これは認められます。なぜなら、ツイートの中で無料サンプルを使った事実が開示されていて、プロスペクトはそれ以外の報酬は一切受け取っていないからです。
- (b) 人気のあるブロガーに2万円の謝礼を提供することの見返りとしてXSエナジードリンクの好意的なコメントをブログ上でしてもらいました。これは認められません。なぜなら、好意的なレビューの見返りとして報酬を提供しているからです。

使用前・使用後の比較画像・動画

使用前・使用後の比較画像や動画は、証言広告に該当します。画像・動画をABOかABO以外が撮影しているかどうかを問わず、アムウェイが法的に行えない表現をするために証言広告を利用してはなりません。

アムウェイの商品が含まれる使用前・使用後の画像や動画の利用については、事前にアムウェイからの書面承認を取得する必要があります。申請はダイヤモンド以上のピン・レベルを達成している方に限られます。

なお、以下の使用前・使用後の画像や動画については事前の書面承認がなくても利用することができます。

- アムウェイが公表しABOに提供をしている使用前・使用後の画像や動画。
- ABO本人がアムウェイのベースメイク/カラーメイク商品(スキンケア商品は除く)を使って自分自身にメイクアップをする様子が含まれる使用前・使用後の画像や動画。ただし、アムウェイが提供している商品広告表現の範囲を超えるキャプション、テキスト、音声などを含めたり添えたりすることはできません。さらに、画像や動画に第三者の商品が表示されたり、それについて述べたりしてはいけません。

アムウェイとエンドーサーもしくは証言者の間に何らかの報酬や利益の供与など重要な関係がある場合、そしてその広告を見る一般の人がその重要な関係を知らないか、または予想していない場合、この重要な関係があることの情報を開示しなくてはなりません。

情報の開示は、はっきりと見やすく、人目について読みやすく、かつアムウェイの表現に近いものでなければなりません。

商品のデモンストレーション動画

商品のデモンストレーションとは、アムウェイ商品のプレゼンテーションです。実際に使って商品の機能を紹介したり、商品の使用後に得られる結果を説明したりします。

アムウェイ商品が含まれるデモンストレーション動画については、事前に

アムウェイからの書面承認を取得する必要があります。申請はダイヤモンド以上のピン・レベルを達成している方に限られます。

なお、以下の商品のデモンストレーション動画については、事前の書面承認がなくても利用することができます。

- アムウェイが公表している指示を厳守して行うもの
- アムウェイが許可し提供しているもの
- アムウェイのベースメイク/カラーメイク商品(スキンケア商品は除く)を使って自分自身にメイクアップをするもの
- ABOがアムウェイの調理器具を所定の用途(料理やその準備)に従って使用する様子が含まれるもの

アムウェイが認めている商品に関する表現の範囲を超えるキャプション、テキスト、音声などをデモンストレーション動画に含めたり添えたりすることはできません。科学的、客観的根拠が明示できないデモンストレーションは禁止されています。さらに、デモンストレーション動画に第三者の商品が表示されたり、それについて述べたりしてはいけません。

知的財産

知的財産は、知的創造に伴い権利を生じさせ、特許権、著作権、商標権などの権利取得のための出願がされることのある創作物です。ABOは、権利者がアムウェイか他の誰であるかを問わず、適切にその使用許諾を得た知的財産のみ使用できます。知的財産には、楽曲、画像、音声、動画、テキスト、商標、ロゴおよびその他の創作物が含まれる可能性があります。

著作権対象物

著作権対象物に含まれるものは、楽曲、書籍、雑誌、記事、および抜粋や翻訳なども含めたその他の著作物です。演説、写真、イラスト(オンライン画像など)、ウェブサイト、ブログその他ソーシャルメディア投稿物、動画、映画、戯曲、彫刻、建築物、および3D形式、ならびにコンピュータ・ソフトウェアなども著作権対象物となります。

アムウェイの制作物の利用

ABOは事前に適切な使用許諾を取らない限り、アムウェイが制作した著作権対象物を使用できません。ただし、アムウェイが使用を認めているamwaylive.comの所定のページから素材を入手して使用する場合はこの限りではありません。ABOが所有するデジタル資産においてストーリーを作成する際に、アムウェイのデジタル資産上にあるアムウェイが制作したコンテンツを含め、ABOが使用を認められた素材を使用する場合も例外です。ABOが資産(ブランドイメージ)の一貫性を保持している限り、イラスト(音楽ステッカーを除く)、テキスト、GIFなどの追加も認められます。アムウェイの公式なデジタル資産上で共有やリンク設定が許可されているものについて、ABOは許可を求める必要はありません。

【例】アムウェイの制作物の利用

- (a) ABOがアムウェイの公式フェイスブックページの画像をシェアし、本人のページ上でL.O.C.のプロモーションを行います。この共有は認められます。なぜなら、アムウェイの公式なソーシャルメディアから共有する場合は許可は不要だからです。
- (b) ABOがamwaylive.comの商品紹介ページの画像を保存またはスクリーンショットをして、それを本人のツイーターのプロフィール欄に投稿します。これは認められません。なぜなら、画像に対する権利は会社の公式ウェブサイトのみにも属しており、ABOまで使用許諾の範囲が広がっていないからです。(例: 広告に起用されているモデルの画像など)また画質の劣化はアムウェイやそのブランドの信用やレピュテーションを損ないます。ABOは会社がamwaylive.comの所定のページで使用を許諾している高画質な画像を適切に利用してください。
- (c) ABOは、amwaylive.comからArtistry™イメージを取得します。彼女は自分のテキストと共に画像にイラストを追加し、アムウェイ・ビジネスとともにアーティストリーブランドを宣伝し、インスタグラムストーリーに投稿します。彼女は基本的な画像の外観と内容をそのま

ま利用することで、資産（ブランドイメージ）の一貫性を保持します。これは認められます。なぜなら、ABOが所有するデジタル資産上でストーリーを作成するときに、事前の承認なしに、ABOがアムウェイからの素材を編集または拡張することが認められているからです。

第三者の制作物の利用

第三者が制作した著作権対象物を使用するABOは、適用される法令等で別途許可されていない限り、著作権者から事前に適切な譲渡、ライセンス付与、その他許諾を書面で入手しなければなりません。ABOは、著作権対象物の使用許諾の証拠書類を保管し、いつでもアムウェイに提出できるように用意しておいてください。ABOのデジタルコミュニケーションにおいては著作権に関連する法令を遵守しなければなりません。

第三者による記事やブログ／ソーシャルメディアの投稿などをリンクやシェアボタンを使って他者へ共有する際は、その記事や投稿内容にアムウェイの商品やビジネスに関する情報が含まれていない場合に認められます。

また、その記事や投稿内容に対するコメントにも、アムウェイの商品やビジネスに関する情報が含まれてはなりません。

さらに記事や投稿内容に、「医薬品医療機器等法」、「健康増進法」、「景品表示法」などで商品の広告として認められない内容が含まれている場合、こうした記事や投稿を利用して商品の広告をすることは禁止されています。

【例】第三者の制作物の利用

- (a) ABOが新聞でフィッシュオイルと心臓病リスク低下の潜在的な相関関係を論ずる記事を見つけました。ABOはこの記事を本人のフェイスブックアカウントで共有し、「フィッシュオイルと心臓病リスク低下の潜在的な相関関係に関する本当に面白い記事です。」とテキストを添えます。このABOのフェイスブックページでサプリメントについて一切触れておらず、販売促進もしていない場合であれば認められます。サプリメントについて何らかの記述がある場合は、認められません。
- (b) ある経済誌がその公式フェイスブックページで、同社のウェブサイトの記事へのリンクを載せています。ABOはこの記事を自分のフェイスブックページのフォロワーと共有します。その経済誌の元の投稿にシェア機能が含まれているのであれば、リンク先の記事が「医薬品医療機器等法」などの法令で広告として使用を認められていない内容を含まず、またABOが添えるコメントがこの「デジタルコミュニケーション・スタンダード」や他の規則を遵守している限り、これは認められます。しかし例えば、その共有したコンテンツは、当該経済誌がABOまたはアムウェイのプロモーションを行っている、または同誌がABOまたはアムウェイとの間に何らかの関係を持っているというようなことを示唆するような内容であってはなりません。
- (c) ABOがアムウェイの商品を取り上げた第三者の記事を本人のツイッターアカウントで共有し、「この記事をチェックしてね」とのコメントを添えます。ABOのコメントがアムウェイの商品やビジネスに触れていないのであれば、これは認められます。
- (d) ABOが購読している雑誌の中で、アムウェイ・ビジネスが取り上げられていることを見つけ、表紙と記事のページの写真をインスタグラムで共有します。ABOは事前にその雑誌社から書面による使用許可を得ない限り、これは認められません。
- (e) ABOが他のABOが作成した動画をYouTubeで見つけました。ABOはこの動画をダウンロードして自分のフェイスブックに投稿し、フォロワー全員と共有します。ABOが動画のオーナーから使用許可を得ていない限り、認められません。
- (f) ABOが健康情報雑誌のオンライン版の記事を本人のフェイスブックページで共有し、「ビタミンDと鬱病リスク低下の潜在的な相関関係に関する本当に面白い記事です。新しいニュートリライトビタミンDサプリメントについてもっと情報を欲しい場合は、私に連絡して下さい!」とテキストを添えます。これは認められません。なぜなら、この投稿内容はニュートリライトビタミンDサプリメントが鬱病リスクを低下させる効果を実際に有するか、その可能性があることを暗示するからです。アムウェイはこのような広告表現の内容を実証していません。
- (g) ABOがグーグル画像からベストセラー本の表紙画像をコピーし、こ

れを自分のソーシャルメディアに投稿します。これは認められません。なぜなら、ABOはこの画像の著作権を持たないからです。

楽曲

ABOがインターネットを介してコピー、編集、演奏、上映、録音、放送またはオンラインストリーミングされた楽曲を使用するには、適用される法令等で別途許可されていない限り、著作権者から事前に適切な譲渡、ライセンス付与、その他許諾を書面で入手しなければなりません。録音された楽曲を使用する場合は、必要となるライセンスや許諾が複数に及ぶことがあります。

ABOは、著作権対象物の使用許諾の証拠書類を保管し、いつでもアムウェイに提出できるように用意しておいてください。

アムウェイはamwaylive.comの所定のページでビジネス活動に使用できる楽曲を提供しています。これらの楽曲はABOが使用できるようにライセンスや許諾を取得しています。

【例】楽曲

- (a) ABOが、L.O.C.の洗剤を使ってキッチンを掃除する動画を作成します。インスタグラムに投稿する前に、amwaylive.comからBGMを選び、この音楽を入れるための動画編集を行います。これは認められます。なぜなら、amwaylive.comで利用可能な楽曲は、ABOのこうしたビジネス活動のために用意されているからです。
- (b) ABOがアーティスト商品を使った20秒のメイクアップ動画を作成します。フェイスブックページに投稿する前に、BGMとして有名歌手が歌う20秒の曲を動画に入れます。この楽曲の使用についてABOが適切なライセンスを取得していない限り、この投稿は認められません。
- (c) ABOがアムウェイのイベントで行われたライブ演奏を30秒の動画に収め、これをフェイスブックページに投稿します。イベントの主催者がこの行為を明確に許諾しているか、ABOが独自でこのように演奏を撮影して使用する許可を得ていない限り、これは認められません。

肖像権／パブリシティ権

ABOは、ある程度顔が鮮明に写っており個人を特定することができる画像や動画を本人の事前の書面による承認なくデジタルコミュニケーションに使用することはできません。ABOは他者の肖像権を尊重し、関連する法令等を遵守し、相手から画像や動画の使用を止めるように要請があった場合、直ちにこれに応じてください。

また著名人の氏名や肖像を含むコンテンツなどを使ってABOがアムウェイの商品をプロモーションすることは、その氏名や肖像権から生じる経済的利益ないし価値を利用することになり認められません。ただし、ABOが事前にその著名人から書面で許可を入手した場合、またはアムウェイがその他の理由でコンテンツを承認した場合は除きます。

【例】肖像権／パブリシティ権

- (a) ABOが浜辺でXSの缶を手にとって自撮りします。背景に何人かが写り込んでいますが、写真の焦点はABO本人に当たっており、背景の人達が誰かは簡単には判別できません。ABOはこの写真を自分のフェイスブックページに投稿し、「XSで元気いっぱい。浜辺の一日を楽しんでいます。XSの入手方法について知りたい方は、私の自己紹介ページにあるリンクを見てね!」というコメントを添えます。これは認められます。ただし、もし写真に写り込んでいる人の個人が特定できる場合、またはその人達の誰かまたは全員から投稿を削除するように依頼があれば、ABOはこの投稿を削除してください。
- (b) 著名な作家が講演およびサイン会のためにアムウェイのイベントに有償で招かれ、ABOがこの会場で自撮りした写真の背景にその作家が目立つ形で写っています。このイベント会場での撮影がイベントガイドラインで許可されていればこれは認められます。ただし、撮影が認められているとしても、この作家がアムウェイと何らかの関わりを持っている、またはアムウェイをエンドースしているようなことをABOは暗示することはできません。
- (c) 有名なスノーボード選手がXSを飲んでいる写真をツイッターに投

稿し、ABOが「これチェックしてみて!トップ選手もXSがお気に入り!」というコメントを添えてリツイートします。これは、ABOがこのスノーボード選手から写真の使用について書面で許可を取り付けていない限り、認められません。

(d)ABOが浜辺でXSの缶を手にとって自撮りします。そこへたまたま通りかかった二人の人がABOに向かって親指を立てて「いいね」ポーズをして、その姿が写真に写り込んでいます。ABOはこの写真に「浜辺の一日を楽しんでいます。みんなXSがお気に入り!XSの入手方法についてもっと知りたい方は、私の自己紹介ページにあるリンクを見てね」というコメントをつけて投稿します。この二人がABOの写真の使用について同意していない限り、この行為は認められません。その人達がXSのプロモーションをしている印象を与えるからです。

商標の利用

ABOによるアムウェイまたはアルティコアの商標の複製、配布その他の使用は、アムウェイの事前の書面承認がない限り、認められません。アムウェイまたはアルティコアが会社として所有している商標とロゴのイラスト、商品の画像、および会社関連の画像などは、アムウェイが許可しているamwaylive.comの所定のページからのみ入手することができます。

第三者の商標を使用するABOは、商標権者から事前に適切な譲渡、ライセンス付与、その他許諾を書面で入手しない限り、その複製、配布またはその他の使用は認められません。

アムウェイの商標

アムウェイの商標(Amway™、Nutrilite™、Artistry™、XS™、および他のブランド、ロゴまたは名称でアムウェイが現在使用しているか将来採用する可能性があるものを含みます)は、アムウェイにとって重要な価値を持つものです。

ABOは、アムウェイが所有する商標およびロゴのイラスト、商品写真、および会社関連の画像などについては、アムウェイが許可しているamwaylive.comの所定のページから入手できる素材のみを使用し、アムウェイの権利を尊重することを求めます。ABOはこれら加工などをされていない素材をアムウェイの事前承認を取得せずに使用することができます。

デジタル資産(フェイスブックやインスタグラムのアカウントまたはウェブサイト等)の作成にあたり、ABOがアムウェイとの関係を適切に説明するために、自己紹介欄やプロフィール欄、またそれらと同様なエリアにアムウェイが所有するブランド名をテキスト(文字)に限定して使用できます。しかしアムウェイが所有する商標(製品またはブランド名)、ブランドロゴ、製品の写真を、ドメイン名、アカウント名、ハンドル名、ユーザー名、表示名、ページ名、メールアドレス、プロフィール写真、カバー写真、背景、その他デジタル資産上の同様なエリアに使用することはできません。

アムウェイが許可しているamwaylive.comの所定のページから入手した素材や、その他本項に記載がある場合を除き、ABOはアムウェイから事前の書面承認を得ない限り、アムウェイの商標の複製、配布、または他の方法での使用を行うことができません。

【例】アムウェイの商標

- (a)ABOがフェイスブックページを作成します。その自己紹介欄に「アムウェイのABOです。XSスポーツニュートリションに熱中しています」。これは認められます。なぜなら、アムウェイのブランドを自己紹介欄で使用することは可能だからです。
- (b)ABOが@amwaykingというユーザー名のInstagramアカウントを作成します。これは認められません。なぜなら、ABOはそのユーザー名に「アムウェイ」を使用しているからです。
- (c)ABOが“My Nutrilite Account”という表示名のTwitterアカウントを作成します。これは認められません。なぜなら、ABOは表示名の中でアムウェイが所有するブランドNutriliteを使用しているからです。

第三者の商標

ABOはデジタルコミュニケーションを行う際に、第三者の商標権を侵害し

ないようにその責任を負っています。第三者が、ABOまたはアムウェイとの間に何らかの提携や協賛などの関係があるように不当な暗示をするために、第三者の商標を取り上げたり、それを使用したりしてはいけません。

【例】第三者の商標

- (a)ABOが、キッチンで使うアムウェイ商品の使い方のデモンストレーション動画(商品の広告表現に関する規則は完全に守っています)をフェイスブックに投稿します。キッチンカウンターのアムウェイ商品の隣に有名な料理研究家の本が置いてあり、ABOはその料理研究家のロゴが入ったTシャツを着ています。これは認められません。なぜなら、この動画を投稿することで、ABOまたはアムウェイと、この料理研究家の間に何らかの提携や協賛の関係があるのではと受け止められる可能性があるからです。

アムウェイへの承認申請

BSMはABOがグループのABOや顧客、プロスペクトのフォロー活動、モチベーションアップ、教育、啓発の目的で、ミーティング/イベント、ニューズレター、本、DVD/CDなどの種別で運用されています。またBSMには、ソーシャルメディア、アプリ、ウェブサイト、ポッドキャスト、動画などのデジタル形式の種別も含まれます。オンライン上で使用されるデジタル形式のBSMも「アムウェイ倫理綱領・行動規準」および「クオリティ アシュアランス・スタンダード」を遵守しなくてはなりません。

「クオリティ アシュアランス・スタンダード」に基づき承認が必要なBSMは、事前にアムウェイに申請し、審査と承認を受けなければなりません。デジタルコミュニケーションはBSMに該当しますが、広く一般的に行われているコミュニケーションであるため、この「デジタルコミュニケーション・スタンダード」で特に定めがない限り、アムウェイへの事前承認の申請は不要です。

この「デジタルコミュニケーション・スタンダード」の各項で詳しく定めていますが、アムウェイに事前に申請をして承認が必要なデジタルコミュニケーションは以下のとおりです。「クオリティ アシュアランス・スタンダード」に基づき、取扱いにはピン・レベルの制限があります。

- アムウェイ、アルティコアおよび第三者の知的財産が含まれるもの
- 会社が提供していない使用前・使用後の画像および動画(ABOが制作したもの。ベースメイク/カラーメイク商品を使ったものを除く。)
- ブログ、ウェブサイト
- 第三者の知的財産が使用されるデジタルイベント
- ABOが所有も管理もしていない資産上でのデジタルイベント
- ABOが所有または管理しているデジタル資産上で、プロスペクトが参加し、ビジネス上取り扱いに注意が必要な情報(セールス&マーケティング・プランの説明やBSMの掲載)が含まれるデジタルイベント
- 第三者知的財産を利用したライブストリーミング
- モバイル・アプリケーション
- ポッドキャスト
- 会社が提供していない商品のデモンストレーション(ABOが制作したもの。ベースメイク/カラーメイク商品や調理器具を使ったもの、および料理のデモンストレーションは除く。)
- 動画、音声、録画/保存されたライブストリーミングで、セールス&マーケティング・プランの説明、会社資料の範囲を超えた商品の説明、スポンサーリングの方法、収入の公表、第三者の知的財産が含まれるもの

ABOの方からの承認申請は全てビジネスルール・消費者保護本部宛にお送りください。ABO番号、お名前、内容、使用用途をお知らせ頂く必要があります。

〒150-0042 東京都渋谷区宇多川町7-1

日本アムウェイ合同会社

ビジネスルール・消費者保護本部

amway_gyo-sei@amway.com

アムウェイ・ビジネスが開業されていないマーケットにおける、許可されていないABO活動に関するポリシー

2019年8月改定

本ポリシーはアムウェイに登録しているすべてのABOに適用されます。本ポリシーはアムウェイ倫理綱領・行動規準5.3その他ABOの契約や登録に関する諸条件に関連して制定されています。

ABOは、概要書面に示された国と地域内で活動することができます。これには、開業している、もしくはアムウェイにより許可されている国と地域で(これを「開業しているマーケット」と言います)、アムウェイ・ビジネスを運営・促進したりアムウェイ製品を勧めたりすることが含まれます。開業しているマーケット以外の国や地域でアムウェイ・ビジネスを行うことは、許可されていない活動とみなされ、ABO契約やアムウェイ倫理綱領・行動規準、その他アムウェイ諸規則に違反します。

アムウェイは新たなマーケットを開業する際、公式に広報します。その際、開業日や開業前に可能な活動について、またそのマーケットに関する必要情報が伝えられます。アムウェイにより正式に発表されない限り、開業していないマーケットを対象とした活動を行うことは認められません。ABOは、アムウェイの公式な広報以外の、いかなるマーケットの情報や報道も公式発表として解釈してはなりません。アムウェイが許可していないマーケットにおいて、許可されていない活動を行ったことで、特有の法律上、規制上、レピュテーション上の問題が起こった際は、本ポリシーにより、許可されていない活動と判断したすべての活動において措置を講じます。

開業しているマーケット

ABOは、開業しているマーケットでアムウェイに関するビジネス活動を行うことが許可されています。ただし、開業しているマーケット内での活動も、ABO契約に基づき常に制限を受けることになります。以下は、本ポリシーの日付においてアムウェイより開業したという広報が出されているマーケットです。

アンギラ、アンティグア(アンティグア・バーブーダ)、アルゼンチン、アルバ、オーストラリア、オーストリア、アゾレス諸島、バハマ諸島(バハマ)、バルバドス、バーブーダ(アンティグア・バーブーダ)、ベルギー、バミューダ、ボネール(ボネール島)、ボツワナ、ブラジル、イギリス領バージン諸島(ヴァージンゴルド島、トルトラ島、アネガダ島、ヨーストヴァンダイク島、ピーター島を含む)、ブルネイ、ブルガリア、カイコス諸島(タークス・カイコス諸島)、カナダ、ケイマン諸島(グランドケイマン島、ケイマンブラク島、リトルケイマン島)、セウタ、チャネル諸島(ガーンジー島、ジャージー島)、チャタム諸島、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キュラソー(キュラソー島)、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ(ドミニカ国)、ドミニカ共和国、エルサルバドル、イングランド、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、グレナディーン諸島、グアドループ、グアテマラ、ガーンジー、フランス領ギアナ/ガイアナ、ハイチ、ヘブリデス諸島、ホンジュラス、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、パレアレス諸島、カナリア諸島、マン島、ワイト島、イタリア、ジャマイカ、日本、カザフスタン、ラトビア、レソト、リトアニア、マカオ、マデイラ諸島、マレーシア、マルティニーク、メリヤ、メキシコ、モントセラト、ナミビア、オランダ、ネビス(ネビス島)、ニューージーランド、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、レユニオン、ルーマニア、ロシア、サバ(サバ島)、シェトランド諸島、シンガポール、スロバキア共和国、スロベニア、南アフリカ、韓国、スペイン、セントユースタティウス(シント・ユースタティウス島)、セントキッツ(セントクリストファー島)、セントルシア、セントマーティン(シント・マルテン)、セントビンセント(セントビンセント及びグレナディーン諸島)、スワジランド(エスワティニ)、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トバゴ(トリニダード・トバゴ)、トルトラ(トルトラ島)、トリニダード(トリニダード・トバゴ)、トルコ、タークス島(タークス・カイコス諸島)、ウクライナ、イギリス(北アイルランド、スコットランド、ウェールズ)、米国、ウルグアイ、米領バージン諸島、ベネズエラ、ベトナム

ABOは、アムウェイに連絡をとり、常に開業しているマーケットの最新情報を入手することが奨励されています。また、インターナショナル・スポンサーリングをする際やNo.2ビジネスを設立する際は、アムウェイ倫理綱領・行動規準、その他のポリシーを含むABO契約に従って手続きを理解・遵

守し、責任を持たなければなりません。

また、ABOは自身が関与するマーケットの法律や規則を認識し、社会や文化の習慣を理解し配慮することが期待されます。

開業していないマーケットでの許可されていない活動

次の活動は、アムウェイが開業していないマーケットで行われる、許可されていない活動の一部です。

1. アムウェイ・ビジネスやアムウェイ製品について、プロスペクトに興味を持ってもらう目的で訪問すること。
2. アムウェイ・ビジネスに関連するミーティングを開催すること(1対1のミーティングも含まれます)。
3. プロスペクトを引き付けるもしくは特定する目的で、開業していないマーケットの人と直接的または間接的に連絡をとること。
4. インターネット上のソーシャルメディアやその他の方法で、アムウェイ・ビジネスに関連する掲載や広告をすること。
5. プランを共有したり、開催地がどこであるかは問わずミーティングやイベントへ参加者を招待すること。また、その国や地域において、またはその出身の人にアムウェイ・ビジネスについて教えること。

(たまたまその国や地域にいるが、開業しているマーケットの合法的な居住者でありABOである、またはなるであろう人は除きます。そして、その開業しているマーケットに関連した情報が共有されていることが条件です。)

6. 開業されていないマーケットに関してABOを勧誘したり、どのような方法であれ開業されていないマーケットに関する何らかの同意書に署名させたりすること。後日開業された際に、ある特定のABOによりスポンサーされることになるための同意書や特定のグループで登録するという同意書などいかなる同意書も含まれます(リードフォーム(仮申請書)、事前申請書も含まれます)。
7. ある国や地域に旅行する傍ら、アムウェイ製品を輸入、プロモーション、掲載、展示、デモンストレーション、使用、販売すること。ABOが自分自身で使うために持っていくことは除きます(つまり自己消費であり、他の人に与える、シェアすることはできません)。そのような活動が現地の法律や規制、アムウェイ製品を購入したマーケットのポリシー、また本ポリシーの規定に合致していることが条件です。
8. ビジネス・サポート・マテリアルを輸入、プロモーション、掲載、展示、販売すること。これには、アムウェイ・ビジネスに関する文書や他の印刷物、視覚資料(固定媒体かは問わず)、トレーニング資料(ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ/ラジオの同時放映、ストーリーミング、ダウンロードできるデジタルコンテンツ、email、他の電子媒体による広告やあらゆるコミュニケーション)が含まれ、以前、開業されたマーケットで使用の際にアムウェイによりレビューされ承認されたかどうかは関係ありません。
9. アムウェイ・ビジネスについてメディアと関わること。アムウェイやアムウェイ・ビジネスがトピックとして討議されるメディアやいかなる公人のインタビューに応じること。開業しているマーケットにおいて、アムウェイ・ビジネスを行うABOを特定することも含まれます。
10. アムウェイの代表者である、エージェントである、社員である、承認されたABOである、そのマーケットのアムウェイと何らかの関連がある、と言うことや暗に示すこと。
11. 本ポリシーに反した行動をとるよう他のABOにアドバイスしたりサポートすること。
12. 本ポリシーについて、フロントラインのABOへのトレーニングを怠ること。またブラチナム以上の場合は、ブラチナムグループのABOへのトレーニングを怠ること。

苦情、調査、是正措置、異議申し立て

許可されていない活動に関する苦情は、書面でビジネスルール・消費者保護本部に提出し、調査及び対応を依頼する必要があります。アムウェイは報告された内容について調査し適切な対応を行います。

アムウェイが是正措置を取る際は、関連するABOは契約内容に則り、要求や異議申し立ての機会を得ます。

アムウェイは、アムウェイ倫理綱領・行動規準が組み込まれた契約に則り、本ポリシーの違反に対して、次のようなアクションをとる権利を有します。

1. マーケットが開業した際に、ABO登録を認めないこと。
2. 許可されていない活動により発生したと判断されるリワードや表彰を認めないこと。
3. グロース・インセンティブ・ボーナス、コアプラスに関連したボーナス、FAA、NCA等のような、アムウェイの裁量による、あらゆるリワードや表彰を認めないこと。それらが許可されていない活動により発生しているかどうかは問いません。
4. 資格を達成しているかどうかに関わらず、アムウェイの主催するいかなるセミナーやイベントへの招待状も発行しないこと。
5. グッド・スタンディングではないと判断をすること。
6. 開業しているマーケットにおいて、No.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)やインターナショナル・スポンサリングを行うことを含め、そのABOが他のマーケットに入ることを認めないこと。
7. 許可されていない活動によりルール違反をしたABOに、プロスペクトとして勧誘したりコンタクトをとった人の名前や住所のリストを提出させること。
8. 許可されていない活動により本ポリシーへの違反が発覚し、その活動に関与、通知、教育されたABOやABOのグループを再教育すること。
9. 他のABOに対して、その違反について通知すること。
10. 違反したABOのNo.1ビジネスおよびNo.2ビジネスの活動停止をする、または解約すること。活動停止や解約となった場合には、アムウェイ倫理綱領・行動規準、その他のアムウェイの適用可能なルールで認められるように、異議申し立ての権利が行使される可能性があります。

インターナショナル・スポンシング・ポリシー

ABOは、以下の2つの方法により海外でアムウェイ・ビジネスを構築することができます。

- ①他のABOのインターナショナル・スポンサー(以下「IS」といいます。)となる
- ②自身のNo.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)を立ち上げ、そのビジネスのISとなる

他のABOもしくは自身のNo.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)のISとなる際、またインターナショナル・スポンシング活動をする際には、法律、アムウェイの規則、ポリシーおよび適宜規定されるビジネス規則(アムウェイの規則とポリシー)に従わなければなりません。これら従わなければならない規則等には、以下に記載するポリシーが含まれます。

I. インターナショナル・スポンシング

インターナショナル・スポンシングとは、ABO(IS)が、他のマーケットに住むプロスペクト(インターナショナル・スポンシングされたABO)にアムウェイ・ビジネスを紹介し、スポンサーとなることです。インターナショナル・スポンシングされたABOは、海外からはISのサポートを、そして国内からはフォスター・スポンサー(以下「FS」といいます。)のサポートを受けます。

A. ISは、インターナショナル・スポンシングしたABOに対して、第一義的かつ継続的責任を負います。

1. ISがしなければならないこと

- ISは、インターナショナル・スポンシングされるABOと個人的な知り合いでなければならず、その方に直接ビジネスを紹介しなければなりません。そのため、その方は登録の際にISの名前を登録用紙にきちんと記載することができるはずです。
- ISは、直接またはアムウェイを通して、インターナショナル・スポンシングされたABOをその国内でサポートするFSを手配しなければなりません。
- ISは、インターナショナル・スポンシングされたABOと定期的にコミュニケーションをとり、そのマーケットに適した形でかつ現地アフィリエイトとの契約上の義務を守る形でビジネス構築ができるようサポートしなければなりません。
- ISは、インターナショナル・スポンシングされたABOに対してFSが国内からのサポートを継続して提供できるよう、FSともコミュニケーションを取り、サポートしなければなりません。

2. ISがしてはいけないこと

- ISは、FSがインターナショナル・スポンシングされたABOに対して提供するサポートやトレーニングを阻害してはいけません。
- ISは、現地で適用されている法律やアムウェイの規則とポリシーで許可された範囲を超えて、ビジネス活動を行ってはいけません。
- ISは、インターナショナル・スポンシングされたABOに対して、そのマーケットのアムウェイ・セールス&マーケティング・プランを提示してはいけません。(これはFS、もしくは現地アムウェイの役割です)
- ISは、海外の製品、資料、販売促進ツール、トレーニング資料などを、インターナショナル・スポンシングされたABOに対して提供してはいけません。

3. ISは、インターナショナル・スポンシングされたABOがいるマーケットの外からISとしての責任を果たさなければなりません。ISは、必要に応じて、現地で適用されている法律やアムウェイの規則とポリシーで許された場合のみ、海外マーケットに渡航することができます。

B. FSは、アムウェイのセールス&マーケティング・プランをインターナシ

ナル・スポンシングされたABOに対して提示/説明しなければなりません。また、アムウェイの規則とポリシーに従い、インターナショナル・スポンシングされたABOに対してトレーニング、教育、指導、激励をする責任を負います。

C. インターナショナル・スポンシングされたABOは、登録申請書を記入する際に、ISとFSの名前およびABO番号も記載します。

1. 国内のスポンサーがプロスペクトにアムウェイ・ビジネスを紹介した場合、ISは存在しません。この場合、ABOの登録申請書にはISの記載をしません。
2. インターナショナル・スポンシングされたABOは、直接アムウェイ・ビジネスを紹介してくれたISがいる場合のみ、その人をISとして登録申請書に記載します。
3. インターナショナル・スポンシングされたABOの登録申請書が提出され、アムウェイがいったん受理すると、アムウェイの規則とポリシーに基づいて変更が必要と判断されない限り、登録用紙に記載されたISを変更することはできません。

D. ISは、インターナショナル・スポンシングがアムウェイ・セールス&マーケティング・プランを操作するものとアムウェイに判断された場合、アムウェイは独自判断でアムウェイ・セールス&マーケティング・プランに基づく表彰や報酬を拒否することができるということを、理解していなければなりません。

II. No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)

アムウェイが開業しているマーケットには、外国人によるアムウェイ・ビジネスの所有および運営が法律によって許可されているところがあります。こういった場合において、アムウェイのビジネスをすでに持っているABOがそのマーケットにてアムウェイ・ビジネスを立ち上げるとき、その新しいビジネスをNo.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)として位置づけ、ABOは、そのビジネスを自身でインターナショナル・スポンシングしなければなりません。

A. 別のマーケットでNo.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築するには、いずれかのマーケットでPT以上の資格を達成していることが条件となります。No.2ビジネス設立の前に「インターナショナル・ビジネスの構築 All You Need To Know あなたが知っておくべきこと」の内容をよく理解していただくことを推奨します。アムウェイに登録しているマーケット以外のマーケットに居住しているABOは、PTの資格がなくてもその居住しているマーケットでNo.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築し運営できる場合があります。また、ABOは、PTの資格がなくても、アムウェイに登録しているマーケット以外のマーケットに自身の親、子または兄弟が居住している場合、その親、子又は兄弟が居住しているマーケットでNo.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築し運営できる場合があります。その際は、居住証明を提出すること、またその国でアムウェイ・ビジネスを構築し運営する資格があることが条件になります。2018年9月1日より、日本アムウェイでは、前会計年度のダイヤモンド・ボーナス受給資格者以上でなければ、ABOに別のマーケットでのNo.2ビジネス構築を許可していません。中国アムウェイでは、シニア・セールスマネージャー・レベル以上でなければ、セールス・レプレゼンタティブに別のマーケットでのNo.2ビジネス構築を許可しておらず、No.2 ビジネス認定テストに合格する必要があります。

B. 海外でNo.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)を立ち上げる際には、ABOは自身の既存のビジネスをそのNo.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)のISとして登録しなければなりません。

C. No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を立ち上げる前に、そのマーケッ

トで外国人であるABOは、アムウェイに認定されなければなりません。またアムウェイの規則およびポリシーならびに現地の法律をきちんと理解し、遵守しなければなりません。特に、No.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)を持つABOは、ISとしての責任も果たさなければなりません。また、直接No.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)の系列下位ABOに対してトレーニングやサポートを提供する、もしくはそういったものを提供してもらうための手はずを整えるなど、バランスのとれたNo.2ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築しなければなりません。

- D. 2017年9月1日より、ABOがアムウェイのマーケットの中でマルチプル・ビジネスを所有している場合、そのABOは自身のマルチプル・ビジネスの系列下位においてのみ、インターナショナル・スポンシングをすることができます。ただし、2017年8月31日以前にインターナショナル・スポンシングされたビジネスには適用されません。
- E. No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築するABOは、自身がビジネスを行うマーケットの規則とポリシーで規定されている責任を常に果たさなければなりません。

III. インターナショナル・スポンシングに関するポリシー

アムウェイに登録する際、ABOは自分のスポンサーおよび/もしくはISを明確にしなければなりません。すべてのマーケットにおいて同じスポンサー系列に属さなければならないわけではありません。既存のABO(およびプロスペクト)に対してスポンシングを行う場合はアムウェイの規則とポリシーに従わなければならない。適切でない形でスポンシングが行われた場合、アムウェイによる措置が取られることがあります。

- A. 知り合いのABOをインターナショナル・スポンシングし、もしくは No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築しようとする場合、個人的にスポンシングしたABOのみインターナショナル・スポンシングすることができます。自分が直接スポンサーしていない既存のABOをインターナショナル・スポンシングすることは、たとえそれが自身のグループに属するABOがスポンサーしたABOであったとしても、他の系列に属するABOだったとしても、アムウェイの規則とポリシーの違反行為として見なされます。
- B. この他にもアムウェイの規則とポリシーによって、より厳しい制限が課せられている場合があります。例えば、No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築しているABOが他のABO(たとえ自身がスポンサーしているABOであっても)をスポンシングすることを許可していないマーケットもあります。ABOは、自己責任で現地のアフィリエイトにコンタクトを取り、現地の規則やポリシーを確認してください。

本ポリシーは2021年3月1日に改定され、同日付で発効されました。

〈8〉プラチナム規約(2022会計年度版)

[注]本文中のAmウェイとは、日本Amウェイ合同会社を指しています。プラチナムはPT、AmウェイビジネスオーナーはABOと表記しています。

第1条 適用期間・対象について

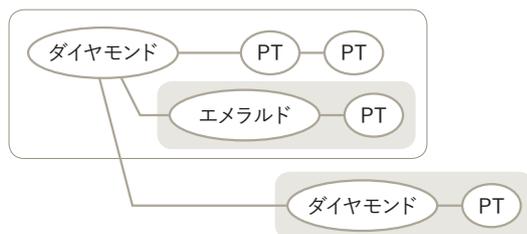
本規約は、AmウェイからPTに認定された日から効力を生じ、PT資格の有効期間満了または取り消し、ABO資格の解約等によりその資格が終了する日まで適用されます。

第2条 PTの責任範囲

PTの責任範囲は、以下の通りです。

1. 一般PTにとってのグループとは、系列下位のパーソナルグループ、シルバー・プロデューサーグループおよびゴールド・プロデューサーグループを含むPTグループ。なお、以下「グループ」と表記した場合は、PTグループをさします。
2. エメラルドの場合は、系列下位の直近エメラルドグループを除くグループ。
3. ダイヤモンド以上の資格を有するPTの場合は、系列下位の直近ダイヤモンドグループを除くグループ。従って、ダイヤモンドグループ内にエメラルドグループがいる場合はそのエメラルドグループも含まれます。

ビジネスの健全性における責任範囲



第3条 資格の再認定と法人ABO登録について

1. PT以上の資格を再認定する場合、Amウェイは審査を行ったうえで当該資格の正式認定を行います。なお、審査にあたってAmウェイは、審査対象者やそのグループのABOに、必要な調査(販売伝票等の書類の審査や、ABOへの事情確認等)を行うことができます。
2. 法人登録の申請時に、ダイヤモンド以上の資格を有しているABOおよびエメラルド資格を更新したABOは、所定の手続きにより申請し、Amウェイの承諾を得た場合、法人ABOへその資格を変更することができます。Amウェイと契約できる法人はAmウェイ・ビジネスだけを事業内容とするものに限りです。

第4条 PTの責任と義務

PTは、以下に掲げる責任と義務を負うものとします。

1. 特定商取引に関する法律、割賦販売法、医薬品医療機器等法、健康増進法、その他の関連法令、Amウェイ・セールス&マーケティング・プラン、「Amウェイ倫理綱領・行動規準」、その他諸規則を遵守し、なおかつ、Amウェイの指導・要請に従って行動すること。
2. Amウェイ・セールス&マーケティング・プランを十分理解し、このプランに従ってビジネス活動を行うこと。
3. グループに属するABOに対し「Amウェイ倫理綱領・行動規準」を遵守

し、Amウェイ・セールス&マーケティング・プランに従い、健全なビジネス活動を行うことの必要性、重要性を十分説明するとともに、教育・指導を行うこと。

4. グループに属する「PT保証付自動引落し」を承認したABOとAmウェイとの間に行われた取引によって生じた債務に関し、Amウェイに対し連帯責任を負うこと。
5. グループに属するABOがお客さま、プライムカスタマーまたは他のABOに販売する商品につき、返品および交換規定について説明させるとともに、誠実にこの制度を履行させること。
6. グループに属するABOが法令ならびに「Amウェイ倫理綱領・行動規準」、その他諸規則を遵守していることを見守り、万一違反があれば直ちに改めさせること。また違反事実については速やかにAmウェイに報告すること。
7. 「Amウェイ倫理綱領・行動規準」に基づき、グループに属するABOの月間購入実績のうち少なくとも70%以上が小売り販売、自家消費により流通され、また、不要な在庫を持つことのないよう教育・指導すること。
8. グループに属する全ABOに対し、小売り販売の際に必ず「販売伝票」をお客さままたはプライムカスタマーに交付するよう教育・指導すること。また発行者保存用の控え(お届け内容確認書)については、税法上保管を要求される7年間のみならず、その後も返品をする場合に必要となるため、長期間保管するように、教育・指導すること。グループに属するABOが、他のABOに商品を供給した場合は、それを証明する「販売伝票」の写しを毎月まとめてPTに提出させるとともに、本人の控えを同様の理由により、長期間保管するよう教育・指導すること。なお、保管中の「販売伝票」または「小売伝票」についてAmウェイから提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
9. ダイヤモンド以上の資格を有しているABOについては、別途定めるクオリティ・アシュアランス・スタンダードに従って、Amウェイが事前に承認した場合にのみ、Amウェイ・ビジネスに関する販売促進物を制作・使用・販売することができます。
10. グループに属するABOに対し、継続的に教育、指導、援助、激励を惜しまず行うこと。特に、過剰な仕入れや無理なビジネスをしないよう、教育・指導をすること。
11. 個人情報保護に関する同意書の内容を遵守すること。

第5条 解約

1. PTは、いつでも書面によりPT資格の解約を希望する旨の通知を行って、その資格を終了させることができます。
2. PTが(イ)前記第4条PTの責任と義務のいずれかの規約に違反したとき、(ロ)「Amウェイ倫理綱領・行動規準」に違反したとき、Amウェイは、PTに書面で通知することにより、PT資格を解約することができます。その場合、PT資格はAmウェイからの解約通知の記載の日をもって終了するものとします。
また、Amウェイは、上記(イ)、(ロ)いずれかの場合に、「Amウェイ倫理綱領・行動規準」に基づき、そのほかの制裁措置をとる場合もあります。PTが所定のABO資格解約手続きを行い、これによりABO資格が終了になった場合は、そのPT資格も同時に終了します。
3. PTがAmウェイよりABO資格の解約処分を受けた場合は、そのPT資格も同時に終了します。その場合、PTとAmウェイの権利義務は、次の通り精算されるものとします。
 - ① PTはPTとしての資格、特典ないし権利を一切喪失します。
 - ② PTは、その資格が終了するまでの間、PTとしての責任と義務を履行しなければなりません。
 - ③ PT資格の終了と同時にABO資格も終了となった場合で、PTがA

ムウェイに債務を負担するときは、解約時にすべての債務についての期限の利益が失われるものとし、直ちにこれを精算しなければなりません。また、アムウェイがPTに債務を負担するときは、翌月の成績別ボーナス支払時に精算するものとします。

- ④PT資格の終了と同時にABO資格も終了し、PTが在庫商品を返品する場合、返品および交換規定に従って、当該在庫商品の返品手続きをとることができます。

4. 万一、PTがアムウェイによるABO資格解約、ビジネス活動停止、資格更新拒否、および/または資格認定取り消しの制裁措置、決定に同意しない場合、アムウェイの決定書の日付から30日以内に、インターナショナル・レビューパネルに異議申し立てをし、審査を求めることができます。(詳細は「アムウェイ倫理綱領・行動規準」内、インターナショナル・レビューパネルの条項をご参照ください)。

〈9〉アムウェイ プライムカスタマー 規約

1 アムウェイ プライムカスタマー

アムウェイ プライムカスタマー(以下「会員」という)は、個人的な使用を目的として会員価格で当社商品を購入することができます。当社は、当社が随時企画するキャンペーンにおいて、当社商品の購入に利用できるクーポンなどを会員に提供することがあります。会員は、ご購入いただいた商品の販売を含む一切のビジネス活動を行うことはできません。

2. 入会条件

入会の条件は以下のとおりです。これらの条件を満たしていない申請や虚偽の申請(他人名義、家族名義、架空名義などを含む)はすべて無効とします。

- 満20歳以上であること。
- 学生でないこと。なお、ここでいう学生とは、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(看護学校を含む)、各種学校(所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置されたものに限る)、進学予備校に籍を置く者をいいます(夜学・通信制を含む)。
- 個人または夫婦での申請であること。
- ABO(アムウェイビジネスオーナー)の紹介があること。ご紹介いただいたABOは会員のスポンサーABOとなります。ABOの紹介がない場合には、当社にご相談ください。スポンサーABOの紹介について検討させていただきます(当社判断によりご紹介できない場合もあります)。
- 配偶者が会員資格または当社のABO資格を有していないこと。配偶者が会員である場合は、当該会員がパートナー追加申請を行うことにより、夫婦単位での会員資格を得ることができます。また、配偶者がABOである場合は、ABOとしてのパートナー追加申請をご検討ください。
- 過去に「アムウェイ倫理綱領・行動規準」違反を行ったABOまたは「買うだけクラブメンバー規約」、「アムウェイ ショッピングメンバー規約」違反を行ったメンバーでないこと。
- 過去に本規約違反を行った会員でないこと。
- 個人的な使用のための商品購入を目的とすること。

3. 入会方法

入会条件を満たした上で入会の申込を申込者ご本人が行ってください。入会申込はインターネット(パソコン・スマートフォンからamwaylive.comにアクセス)または電話にてお受けします。入会金はありますが、入会にあたっては所定の審査がありますので、ご入会いただけない場合もあります。なお、当社がABOの資格を会員の資格に切り替え

る場合には、入会の申込は必要ありません。

4. 会員資格の有効期間

会員資格の有効期間は入会日から最終の商品出荷日の翌年末日までです。

5. 入会申込の撤回

会員は、入会日から30日間は入会申込を撤回することができます。撤回を希望する場合は、必要事項(お客様番号、氏名、住所、電話番号)をご記入いただいた書面を、「日本アムウェイお客さまサービス」へ送付してください(当日の消印有効)。ただし、入会日より31日目以降の入会の撤回は、登録をしたという履歴が残ります。他のスポンサーの下でABO登録またはプライムカスタマーに再入会した場合、資格取消日以降、翌月より2か月間、元のスポンサーにポイントを計上します。

6. 夫婦単位の会員資格

- (1)夫婦単位で会員資格を得た者は、その会員資格に関する責務について連帯して会員としての責務を負います。
- (2)会員同士が結婚する場合には、どちらかの会員資格を選択し、選択した会員資格を有する者がパートナー追加申請を行ってください。パートナー追加申請を行った日に当該申請により追加された者の元の会員資格を解約します。
- (3)会員資格を有している夫婦が離婚する場合には、夫と妻のいずれかがパートナー削除申請を行ってください。パートナー削除申請を行っても、その削除された者は、夫婦単位の資格期間中に当社に対して負っている債務に関しては、会員として残る者と連帯して、継続して当社に対して責任を負います。

7. 当社からの解約

- (1)会員本人または会員の配偶者がABO登録を行った場合には、そのABO登録日に会員本人の会員資格を解約します。
- (2)会員(夫婦単位の会員資格を有している場合には、いずれか一方または両方)が以下のいずれかの行為を行ったと当社が判断した場合または会員として不適格であると判断した場合には、その会員資格(夫婦単位の会員資格を含む)を解約することがあります。

- 本規約に違反した。
- 第三者に迷惑や不利益を与える行為を行った。
- 当社または当社ABOもしくは他の会員に対して損害を与える行為を行った。
- 商品代金の支払いが著しく滞った。
- 転売を目的として商品を購入した。

8. 会員資格の譲渡

会員資格は相続・遺贈もしくは譲渡することはできません。

9. クーポン

当社は、当社商品の購入に利用できるクーポンを付与します。クーポンは、当社がクーポン付与毎に定める値引金額を超える初回発注を会員が行う際に1回に限り自動的に適用される値引き制度です。クーポンは、発注により回収され、クーポンを利用してご購入された商品を返品されても返還されません。また、クーポンは、入会申込の撤回、当社からの解約に伴い、失効となります。

10. 返品

会員は、購入した商品の品質に何らかの不满が生じた場合には、当社が発行する「納品書兼返金・返品依頼書」に表示されている受注日の翌日から45日以内は原則として使用・未使用にかかわらず、購入した商品の返品を行うことができます。その後の返品は一切お受けいたしません。

11. クレジット取引

会員は、当社が別途指定するクレジット購入可能な商品をご購入いただく際にアムウェイ・クレジットおよびアムウェイカード、ならびに一般クレジットカード(VisaまたはMasterCardマーク付きのカード)をご利用いただくことができます。

12. 残債務の相殺

会員資格が解約となった時点において、その解約された者が当社に対

して債務を負っている場合には、一切の債務の履行につき期限の利益を失い、ただちに債務全額を当社に支払わなければなりません。

13. 過去にABOだった方について

過去にABOだった方が会員となった場合には、再度、ABO登録する際に「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に基づく種々のルールが適用されます。

14. 商品ポイント(PV/BV)について

当社が販売する各商品には、PV(ポイント・バリュー)およびBV(ビジネス・ボリューム)と呼ばれる数値が付されており、当社はABOに対し、これらの数値に基づき、成績別ボーナスをお支払いしています。会員が当社の商品を購入した場合も、当該商品に付されたPVとBVが、会員のスポンサー系列上位ABOに対し付与されます。

15. スポンサー移動時の商品ポイントについて

スポンサー切替申請時、または会員解約の翌月から2カ月以内に異なるスポンサーで再度会員登録した場合、新たなスポンサーでの登録受付が完了した日の翌月から3カ月目初旬のスポンサー切替作業完了までの間に、購入された商品のポイントは切替前の元のスポンサーに計上されます。

16. 規約の変更

当社は、事前の通知をすることなく本規約を変更することがありますので、必ず本規約を amwaylive.com など随時ご確認ください。

<10> 個人情報の取り扱いについて

*「個人情報の取り扱いについて」は、2022年4月1日に改訂する予定です。

■ 対象: ABO

1. 個人情報に対する当社の基本姿勢について

日本アムウェイ合同会社(「当社」)は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を尊重し、これを遵守するために個人情報保護方針(*)および個人情報保護マネジメントシステムを定め実行します。

* 個人情報保護方針は、当社ホームページ(amway.co.jp または amwaylive.com)にてご確認ください。

2. 個人情報の取得・保有について

当社は、当社のABOとして登録した方の、サービスのご利用および当社へのお問い合わせならびにソーシャルメディアにおける当社商品・キャンペーンに関する投稿(当社の公式アカウントおよびご本人のアカウント)等を通じ、以下の情報を取得し、保有します。なお、当社が明示的にご本人から取得する情報だけではなく、アムウェイ・ビジネスを遂行する過程で必然的に取得する情報(当社に対する債権・債務状況、ビジネス状況等)、ならびに間接的に取得する情報(当社の運営・提供するWebサイト・ソーシャルメディアの公式アカウント・アプリケーションのご利用、官報等の公表情報および第三者からの相談等)も含まれます。

また、お電話の場合、正確を期すために録音させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、口座番号、在留資格(外国籍の方のみ)等、ご登録(資格切替を含む)の際に入力または記載いただく事項
- (2) ボーナスに関する事項(金額、PV/BV、支払い時期、種類、明細等)
- (3) 商品発注、返品に関する事項(ショッピングカートに入っている商品、発注・返品商品、支払額、配送先、明細等)
- (4) 転居、パートナー追加/削除等に伴う変更手続き、資格解約(資格切替を含む)手続き等に基づく事項(住所、電話番号、変更/解約事由等)
- (5) ビジネス状況に関する事項(ビジネス活動実績、資格達成状況、グ

ループ状況、発注状況、トラブル状況等)

- (6) 当社への連絡(各種申請・相談・お問い合わせ等)に際して、当社が取得する事項
- (7) クレジットカードの申し込みに際して当社が取得する事項ならびにアムウェイ・クレジット、アムウェイカード、一般クレジットカードおよびYahoo!ウォレットの決済状況に関する事項
- (8) 当社に対する債権・債務に関する事項(債権・債務額、当該債権・債務発生理由等)
- (9) 当社の運営するWebサイトへの登録、ソーシャルメディア公式アカウントへの投稿などを通じて提供いただく事項(メールアドレス、アカウント名等)
- (10) 当社の運営するWebサイト等の利用を通じて自動的に取得する事項(以下に記載のアクセスログ、cookieを含むWebサイト内での閲覧行動履歴、ショッピングカートへの商品の追加・削除等)

* 当社は、当社ウェブサイトへアクセス、閲覧、使用する際に一定のウェブページ使用情報を収集するcookieや類似の技術を使用します。cookieは、ウェブサイトへの訪問にコンピューターまたはモバイルデバイスが使用されるときに、コンピューターまたはモバイルデバイスに配置されるデータファイルです。当社は、第三者がウェブサイトへの訪問者のデバイスにcookieを配置することを可能としていません。ウェブサイトへの訪問者が当社サービスにログオンしない限り、当該ウェブサイトへの訪問者のcookieデータは匿名です。

- (11) 当社および外国にある当社の関連会社が提供するデジタルサービスの利用を通じて当社が取得する事項
- (12) 資格達成時の表彰、イベント等において撮影される、またはご本人からご提供いただく映像、写真、音声
- (13) 海外インセンティブ・セミナーにおいて運営手配に必要な事項(旅券に記載の氏名・旅券番号等渡航手続きに必要な事項)
- (14) 当社のABOが運営する団体への登録事項
- (15) ソーシャルメディアにおける当社の商品・キャンペーンに関係するご本人の投稿に含まれる事項(アカウント名、個人情報を含む記述・写真・動画、第三者との応答等)

3. 個人情報の利用目的について

当社は、前記2.の個人情報を、国内外を問わず以下の目的で利用します。

- (1) 当社との取引においてご本人に商品およびサービス(商品/刊行物等の配送、ボーナス計算・支払い等)を提供するため
- (2) アムウェイ・ビジネス遂行上必要な手続き(インターナショナル・ビジネス、登録内容変更、登録審査および登録状況の管理等)を行うため
- (3) アムウェイ・ビジネス遂行上必要な情報(ビジネス状況に関する事項、商品発注・返品に関する事項、グループのビジネス状況に関する事項等)および購買実績・ショッピングカート内の商品を基に当社が有益と判断した当社取扱商品・プロモーション情報およびビジネスフォローを提供するため
- (4) アムウェイ・ビジネス遂行上、当社が必要だと判断する範囲内において、資格登録状況にかかわらず、ご本人またはグループ等関係者にビジネス状況の確認・トラブル処理・アムウェイ倫理綱領・行動規準の遵守・ビジネスの活性化等を目的として連絡または情報提供するため
- (5) 資格達成時の表彰、イベント等の開催案内および開催後報告のために、開催時に撮影された、またはご本人から提供を受けた映像・写真およびご本人の氏名を各種広報媒体・当社の運営するWebサイト、当社内において掲載、掲示等するため
- (6) ご本人または第三者からのご相談等を記録、管理するため
- (7) 商品代金・年会費の収納、当社の運営するWebサイトの管理・改善、アムウェイ・ビジネス遂行上必要な情報の配信、各種イベントの開催およびご本人へのギフトの送付手配等を当社の業務委託先または提携先へ委託するため
- (8) 外国にある当社の関連会社との間で共同利用するため
*「外国にある当社の関連会社」については当社ホームページをご参照ください。 https://www.amway.co.jp/about/company/global_markets/index.html
- (9) 市場調査、取得した閲覧行動履歴や購買履歴等のデータ分析、商品およびサービスの改善・販売促進ならびにアムウェイ・ビジネス遂行のサポートを目的としたアンケート等を実施するため
- (10) 海外インセンティブ・セミナーや国内でのご招待セミナー、イベントを手配・運営するため
- (11) 当社の運営するWebサイトおよびソーシャルメディア公式アカウントにおける閲覧履歴・クリック数ならびにショッピングカートへの商品追加・削除等の利用状況を記録・分析し、商品・サービスに関する広告施策の実施およびシステムの安定稼働を維持するため
- (12) 当社の運営するWebサイトおよびソーシャルメディアにおけるキャンペーン等の計画・情報提供ならびに当社公式アカウントを管理(不適切な投稿の削除および投稿者の特定を含む)するため

4. 個人情報の保護対策について

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針およびその他の規範を遵守するため、プライバシーマークを取得して必要なセキュリティ対策を講じています。また、当社の経営陣、従業員(派遣社員も含む)に対しては、個人情報保護のための教育および啓発を行っており、個人情報の管理には万全を期しています。

5. 個人情報の第三者提供について

当社は、当社が取得・保有する個人情報・個人データを、国内外を問わず、郵送または当社の管理する情報システム等にて、以下のとおり提供します。

- (1) 系列上位のABOおよび系列下位のABOに対して、アムウェイ・ビジネスの遂行上必要なグループのフォロー、ボーナスの計算および適切な商品使用のサポートを目的として提供

(提供される個人情報の内容)

氏名、ABO番号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、誕生日、登録日、資格有効期限、発注実績、ビジネスボリューム(PV/BV、ボーナス、資格等)、更新状況、当社より提供するプロモーション/サービスの状況、その他ビジネス状況(ソーシャルメディアの利用状況・傾向およ

びその分析データを含む)、商品の配送に関わる送り状の「お問い合わせ送り状No.」、商品使用状況

*ただし、ポイント補償期間中の個人情報は、元の系列上位のABOに提供されます。なお、同期間中、現在の系列上位のABOに対しても、個人情報が提供される場合があります。

*「ポイント補償制度」については、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」をご参照ください。

*インターナショナル・ビジネスで、外国にある当社の関連会社にインターナショナルスポンサー(IS)がいる場合は、その関連会社およびIRの系列上位ABOにも提供される場合があります。

- (2) 国内外の宿泊先、交通機関、旅行代理店、エージェン等に対して、海外インセンティブ・セミナーおよび国内でのご招待セミナー、イベントを手配・運営するために提供
- (3) クレジットカード会社に対して、クレジットカードの申し込みに際して当社が取得する情報および当該申込者に関する当社の登録情報ならびにクレジットカードの不正利用の疑いがある場合に、当該クレジットカードの利用者や利用状況の情報を提供
- (4) 当社の事業提携先に対して、当該提携先が提供する商品・サービスへの申し込みや購入希望者の情報を提供
- (5) 以下の場合には、ご本人の同意を得ることなく個人情報を提供することがあります。

(ア) 法令に基づく場合

(イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

(ウ) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

(エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

6. 個人情報の共同利用について

当社は、当社が取得・保有する個人情報を、利用目的の範囲内で、以下のとおり共同利用する場合があります。

- (1) 共同利用される個人情報の項目：2.で明示した項目
- (2) 共同利用する者の範囲：外国にある当社の関連会社、一般財団法人日本アムウェイ財団
- (3) 共同利用する者の利用目的：
(ア) 商品およびサービスを提供するため
(イ) アムウェイ・セールス&マーケティング・プランに基づくボーナス計算のため
(ウ) インターナショナル・ビジネスの登録・管理のため
(エ) アムウェイ・ビジネス遂行上必要な問題解決のため
(オ) 市場調査、データ分析、アンケート等を実施するため
(カ) 事業報告等を目的として映像、写真、音声を閲覧するため
(キ) 当社と当社関連会社の情報システムにおけるデータ管理のため
(ク) Remember HOPE東北復興支援プロジェクトのため
(ケ) その他、3.で明示した利用目的のため
- (4) 共同利用する個人情報の管理について責任を有する者：日本アムウェイ合同会社

7. 個人情報の処理に係る外部委託について

当社は、前記3.における利用目的のために適切かつ円滑に個人情報を利用するために、取得した個人情報の処理を、国内外を問わず、当社との契約に基づき守秘義務を負う外部に業務委託します。委託に際しては、個人情報の保護水準が、当社および当社親会社の設定する安全対策基準を満たす事業者を選定し、個人情報の保護に関する委託契約を締結

すると共に、適切な管理、監督を行っています。

8. 開示等の請求について

当社が保有する保有個人データについて、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加もしくは削除、利用停止、消去、または第三者への提供の停止を希望される場合は、原則としてご本人からの所定の用紙を用いた申し出に限り、合理的に可能である範囲内で対応いたします。なお、ABO番号や、系列上位および系列下位のABOのボーナス計算に必要なPV/BV等の情報は、削除・利用停止・消去または第三者への提供の停止を希望されても、対応いたしかねますので、ご了承ください。

詳細は、以下の【お問い合わせ先】または当社ホームページ(<http://www.amway.co.jp/privacy/information/index.html>)でご確認ください。

9. 本取り扱いに同意いただけない場合

個人情報は、ご本人の意思により提供していただきます。万が一、ご提供いただけない場合は、ABOの資格登録(更新)をお受けできない場合があります。

10. 改訂

当社は、当社の裁量で、または適用法規の遵守のために、本取り扱いを改訂することがあります。必ず本取り扱いをamwaylive.com上で随時ご確認ください。なお、改訂は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、国が定める指針ならびに日本産業規格「個人情報保護マネジメントシステム・要求事項」(JIS Q 15001)およびその他の規範に基づき実施されることがあります。

最終改定日 2022年3月1日

日本アムウェイ合同会社

社長(代表者) ピーター・ストライダム

当社における「個人情報保護管理者」は、法務部コーポレートカウンセラーです。当社における個人情報の取り扱いについては、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

〒150-0042

東京都渋谷区宇田川町7-1

日本アムウェイ合同会社

相談ホットライン ☎ 0120-123-777

amwaylive.com

当社は、以下の認定個人情報保護団体の対象事業者です。個人情報の取り扱いに関して、第三者機関の苦情解決が必要な場合、申し出先は以下となります。

【認定個人情報保護団体の名称及び、個人情報の取り扱いに関する苦情の解決の申し出先】

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 個人情報保護苦情相談室

〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル内

03-5860-7565、☎ 0120-700-779

* アムウェイの商品およびサービスに関する苦情は、受け付けていませんのでご注意ください。

■対象:プライムカスタマー

1. 個人情報に対する当社の基本姿勢について

日本アムウェイ合同会社(「当社」)は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を尊重し、これを遵守するために個人情報保護方針(*)および個人情報保護マネジメントシステムを定め実行します。

* 個人情報保護方針は、当社ホームページ(amway.co.jp または amwaylive.com)にてご確認ください。

2. 個人情報の取得・保有について

当社は、プライムカスタマーとして登録した方の、サービスのご利用および当社へのお問い合わせ等ならびにソーシャルメディアにおける当社商品・キャンペーンに関係する投稿(当社の公式アカウントおよびご本人のアカウント)等を通じ、以下の情報を取得し、保有いたします。なお、当社が明示的にご本人から取得する情報だけではなく、当社との取引の過程で必然的に取得する情報(発注・返品履歴、当社に対する債権・債務状況等)、ならびに間接的に取得する情報(当社の運営・提供するWebサイト・ソーシャルメディアの公式アカウント・アプリケーションのご利用、官報等の公表情報および第三者からの相談等)も含まれます。

またお電話の場合、正確を期すために録音させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、口座番号等、ご登録(資格切替を含む)の際に入力または記載いただく事項
- (2) 商品発注、返品に関する事項(ショッピングカートに入っている商品、発注・返品商品、支払額、商品ポイント(PV/BV)、割引クーポン、配送先、明細等)
- (3) 転居、パートナー追加/削除等に伴う変更手続き、資格解約(資格切替を含む)手続き等に基づく事項(住所、電話番号、変更事由等)
- (4) 当社への連絡(各種申請・相談・お問い合わせ等)に際して、当社が取得する事項
- (5) クレジットカードの申し込みに際して当社が取得する事項ならびにアムウェイ・クレジット、アムウェイカードおよび一般クレジットカードの決済状況に関する事項
- (6) 当社に対する債権・債務に関する事項(債権・債務額、当該債権・債務発生理由等)
- (7) 当社の運営するWebサイトへの登録、ソーシャルメディア公式アカウントへの投稿などを通じて提供いただく事項(メールアドレス、アカウント名等)
- (8) 当社の運営するWebサイト等の利用を通じて自動的に取得する事項(以下に記載のアクセスログ、cookieを含むWebサイト内での閲覧行動履歴、ショッピングカートへの商品の追加・削除等)

* 当社は、当社ウェブサイトアクセス、閲覧、使用する際に一定のウェブサイト使用情報を収集するcookieや類似の技術を使用します。cookieは、ウェブサイトへの訪問にコンピューターまたはモバイルデバイスが使用されるときに、コンピューターまたはモバイルデバイスに配置されるデータファイルです。当社は、第三者がウェブサイトへの訪問者のデバイスにcookieを配置することを可能としていません。ウェブサイトへの訪問者が当社サービスにログオンしない限り、当該ウェブサイトへの訪問者のcookieデータは匿名です。

- (9) 当社および外国にある当社の関連会社が提供するデジタルサービスの利用を通じて当社が取得する事項
- (10) イベント等に参加された場合における撮影映像、写真等
- (11) ソーシャルメディアにおける当社の商品・キャンペーンに関係するご本人の投稿に含まれる事項(アカウント名、個人情報を含む記述・写真・動画、第三者との応答等)

3. 個人情報の利用目的について

当社は前記2.の個人情報を、国内外を問わず以下の目的で利用します。

- (1) 当社との取引においてご本人に商品およびサービス(商品の配送、購入商品のアフターサービスおよびアフターフォロー)を提供するため
- (2) 登録のフォロー、登録の管理等のため
- (3) 購買実績・ショッピングカート内の商品を基に当社が有益と判断した当社商品、プロモーション/サービス、およびビジネスの広告宣伝の情報をご案内するため
- (4) 当社との取引に関連してご本人へ連絡するため
- (5) ご本人または第三者からの相談等を記録、管理するため
- (6) 商品代金の収納、当社の運営するWebサイトの管理・改善、当社商品・サービスおよびプロモーションに関する情報の配信、ご本人へのギフトの送付手配ならびに各種イベントの開催等を当社の業務委託先または提携先へ委託するため
- (7) 外国にある当社の関連会社との間で共同利用するため
*「外国にある当社の関連会社」については当社ホームページをご参照ください。https://www.amway.co.jp/about/company/global_markets/index.html
- (8) 市場調査、取得した閲覧行動履歴や購買履歴等のデータ分析、商品およびサービスの改善・販売促進を目的としたアンケート等を実施するため
- (9) 当社の運営するWebサイトおよびソーシャルメディア公式アカウントにおける閲覧履歴・クリック数ならびにショッピングカートへの商品追加・削除等の利用状況を記録・分析し、新商品・サービスに関する広告施策の実施およびシステムの安定稼働を維持するため
- (10) 当社の運営するWebサイトおよびソーシャルメディアにおけるキャンペーン等の計画・情報提供ならびに当社公式アカウントを管理(不適切な投稿の削除および投稿者の特定を含む)するため
- (11) 各種セミナー、イベントの開催に関して連絡するため
- (12) 当社がABO(アムウェイビジネスオーナー)に支払う報酬の計算に利用するため

4. 個人情報の保護対策について

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針およびその他の規範を遵守するため、プライバシーマークを取得して、必要なセキュリティ対策を講じています。また、当社の経営陣、従業員(派遣社員も含む)に対しては、個人情報保護のための教育および啓発を行っており、個人情報の管理には万全を期しています。

5. 個人情報の第三者提供について

当社は、当社が取得・保有する個人情報・個人データを、国内外を問わず、郵送または当社の管理する情報システム等にて、以下のとおり提供します。

- (1) 系列上位のABO(アムウェイビジネスオーナー)に対して、当社商品の広告およびビジネスの宣伝ならびにボーナスの計算などを行うことを目的として提供
- ① スポンサーABO(アムウェイビジネスオーナー)に対しては、上記の目的に加え、ご購入いただいた商品に関する不都合等をお聞きし、適切な対応を行うことを目的として、お客様番号、氏名、入会日、会員資格の有効期間、購入履歴、配送状況を提供します。なお、スポンサーABO(アムウェイビジネスオーナー)の登録が抹消された場合、その系列を遡って最初の登録ABO(アムウェイビジネスオーナー)に対して同情報を提供します。
- ② スポンサーABO(アムウェイビジネスオーナー)を除く系列上位ABO(アムウェイビジネスオーナー)に対しては、最終発注日を提供します。ただし、ポイント補償*期間中は、ご本人の元の系列上位ABO(アムウェイビジネスオーナー)に対し、上記①および②の範囲で、個人情報が提供されます。なお、同期間中、ご本人の現在の系列上位ABO(アムウェイ

ビジネスオーナー)に対しても、上記①および②の範囲で、個人情報が提供される場合があります。あらかじめご了承ください。

*「ポイント補償制度」については、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」をご参照ください。

* 前記3の利用目的を達成するために、当社が必要と判断した場合は、系列上位PTに対して、スポンサーABO(アムウェイビジネスオーナー)に提供するのと同じ情報を提供することがあります。

- (2) クレジットカード会社に対して、クレジットカードの申し込みの際に当社が取得する情報および当該申込者に関する当社の登録情報ならびにクレジットカードの不正利用の疑いがある場合に、当該クレジットカードの利用者や利用状況の情報を提供
- (3) 当社の事業提携先に対して、当該提携先が提供する商品・サービスへの申し込みや購入を希望する者の情報を提供
- (4) 以下の場合には、ご本人の同意を得ることなく個人情報を提供することがあります

(ア) 法令に基づく場合

(イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

(ウ) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

(エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

6. 個人情報の共同利用について

当社は、当社が取得・保有する個人情報を、利用目的の範囲内で、以下のとおり共同利用する場合があります。

(1) 共同利用される個人情報の項目: 2.で明示した項目

(2) 共同利用する者の範囲: 外国にある当社の関連会社

(3) 共同利用する者の利用目的:

(ア) 商品およびサービスを提供するため

(イ) アムウェイ・セールス&マーケティング・プランに基づくボーナス計算のため

(ウ) アムウェイ・ビジネス遂行上必要な問題解決のため

(エ) 市場調査、データ分析、アンケート等を実施するため

(オ) 事業報告等を目的として映像、写真、音声を閲覧するため

(カ) 当社と当社関連会社の情報システムにおけるデータ管理のため

(キ) その他、3.で明示した利用目的のため

(4) 共同利用する個人情報の管理について責任を有する者: 日本アムウェイ合同会社

7. 個人情報の処理に係る外部委託について

当社は、前記3.における利用目的のために適切かつ円滑に個人情報を利用するために、取得した個人情報の処理を、国内外を問わず、当社との契約に基づき守秘義務を負う外部に業務委託いたします。委託に際しては、個人情報の保護水準が、当社および当社親会社の設定する安全対策基準を満たす事業者を選定し、個人情報の保護に関する委託契約を締結すると共に、適切な管理、監督を行っています。

8. 開示等の請求について

当社が保有する保有個人データについて、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加もしくは削除、利用停止、消去、または第三者への提供の停止をご希望の場合は、原則としてご本人からの所定の用紙を用いた申し出に限り、合理的に可能である範囲内で対応いたします。なお、お客様番号や、系列上位のABO(アムウェイビジネスオーナー)のボーナス

計算に必要な商品ポイント(PV/BV)等の情報は、削除・利用停止・消去または第三者への提供の停止を希望されても、対応いたしかねますので、ご了承ください。

詳細は、以下の【お問い合わせ先】または当社ホームページ(<http://www.amway.co.jp/privacy/information/index.html>)でご確認ください。

9. 本取り扱いに同意いただけない場合

個人情報は、ご本人の意志により提供していただきます。万が一、ご提供いただけない場合は、プライムカスタマーの登録をお受けできない場合があります。

10. 改訂

当社は、当社の裁量で、または適用法規の遵守のために、本取り扱いを改訂することがあります。必ず本取り扱いを amwaylive.com 上で随時ご確認ください。なお、改訂は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、国が定める指針ならびに日本産業規格「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」(JIS Q 15001)およびその他の規範に基づき実施されることがあります。

最終改定日 2022年3月1日

日本アムウェイ合同会社

社長(代表者) ピーター・ストライダム

当社における「個人情報保護管理者」は、法務部コーポレートカウンセラーです。当社における個人情報の取り扱いについては、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

〒150-0042

東京都渋谷区宇田川町7-1

日本アムウェイ合同会社

相談ホットライン ☎ 0120-123-777

amwaylive.com

当社は、以下の認定個人情報保護団体の対象事業者です。個人情報の取り扱いに関して、第三者機関の苦情解決が必要な場合、申し出先は以下となります。

【認定個人情報保護団体の名称及び、個人情報の取り扱いに関する苦情の解決の申出先】

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

個人情報保護苦情相談室

〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル内

03-5860-7565、☎ 0120-700-779

* アムウェイの商品およびサービスに関する苦情は、受け付けていませんのでご注意ください。

<11>アムウェイサイト規約

「日本アムウェイ合同会社」(以下「弊社」と言います)は、弊社の運営する以下の「Webサイト」ならびに「携帯サイト」(以下「アムウェイサイト」と言います)のサービスをご利用いただきます際に適用される規約を、以下のとおり設けております。

【アムウェイサイト】

- ・日本アムウェイ公式サイト(www.amway.co.jp)
- ・アムウェイ・プラザサイト(www.amwayplaza.jp)
- ・会員向けポータルサイト(www.amwaylive.com)
- ・ニュートリライト ブランドサイト(www.nutrilite.jp)
- ・アーティストリー ブランドサイト(www.artistry.jp)
- ・ホーム ブランドサイト(www.amwayhome.jp/)
- ・XS エナジードリンク ブランドサイト(www.xsblast.jp/)
- ・QUEEN レシピ+ (<https://queen-recipe.jp/>)

アムウェイサイト規約

次の「アムウェイサイト規約」(以下「本規約」と言います)にご同意のうえ、アムウェイサイトをご利用ください。

第1条:本規約の適用対象

第2条:利用者の自己責任

第3条:サービスの種別とその利用について

第4条:利用者・通信事業者側の利用環境を要因とする諸影響

第5条:サービスの停止

第6条:著作権等

第7条:個人情報の取り扱い

第8条:規約の変更

第9条:準拠法

登録サービスの利用規則

第1条: 本規約の適用対象

別途定めることがない限り、本規約は、第3条に定めるサービスの種別ならびにご利用にあたって登録が必要なサービスの利用の有無にかかわらず、アムウェイサイトを利用されるすべての方(以下「利用者」と言います)を対象として、サービスの利用に関するルールを定めるものです。

第2条: 利用者の自己責任

1. 利用者は、弊社がアムウェイサイト上で提供するダウンロード用ソフトウェアをインストールするにあたり、自己責任において、各ソフトウェアの使用条件を定めた個別の使用許諾書に従い、利用するものとします。
2. 利用者がアムウェイサイトを利用する際、またはアムウェイサイト上で提供するソフトウェアもしくはコンテンツをダウンロードする際、利用者の行為が第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
3. 利用者が本規約に違反して弊社に損害を与えた場合、弊社は当該利用者に対して、被ったすべての損害の賠償を請求することができるものとします。
4. 弊社の責に帰すべからざる事由により、利用者によるソフトウェアのダウンロードもしくはインストール、またはコンテンツのダウンロードがう

まくいらず、利用者がソフトウェアまたはコンテンツを入手できなかった場合であっても、弊社は一切責任を負わないものとします。また、ダウンロード用ソフトウェアおよびコンテンツは、利用者がご使用になる端末上で正常かつ有効に機能すること等を、弊社は保証いたしません。

5. 弊社は、アムウェイサイトのサーバ・ドメインなどから送られるe-mailおよびそのコンテンツ、ならびにダウンロード用ソフトウェアおよびコンテンツに、コンピューター・ウイルスなどの有害なものが含まれないように努めますが、完全に含まれていないことを保証するものではありません。

第3条: サービスの種別とその利用について

1. アムウェイサイトには、ご利用にあたって登録などの手続きが必要のないサービス(以下「登録不要サービス」と言います)と、ご利用にあたって登録が必要なサービス(以下「登録サービス」と言います)があります。

弊社は、以下のアムウェイサイトで登録サービスを提供します。

会員向けポータルサイト(www.amwaylive.com)

QUEEN レシピ+ (<https://queen-recipe.jp/>)

2. 登録サービスのご利用につきましては、本規約の遵守に加えて、別途登録に関する条件を満たし、登録サービスに関する利用規則にご同意いただき、それを遵守いただくことが必要となります。
3. 登録不要サービスには、弊社会員以外の方が、ニュートリライトブランドサイトおよびアーティストリー ブランドサイトを通して弊社が提供する製品の購入およびそのサンプルの請求を行うサービスを含みます。弊社は、ニュートリライト ブランドサイトおよびアーティストリーブランドサイトを通して行われた商品の購入に対する申し込みの取消しを、弊社が設定する各制限時間内に限り、弊社相談ホットラインへの電話連絡により受け付けます。制限時間を超過した取消しならびに上記方法以外での取消しのお申し出は受け付けません。
4. 弊社は、利用者に事前に通知することなく、アムウェイサイトのサービスの内容またはコンテンツ・ユーザーインターフェイスまたはシステムを変更または廃止する場合があります。

第4条: 利用者・通信事業者側の利用環境を要因とする諸影響

1. アムウェイサイトのWebサイトにて提供するサービスは、ブラウザ、メールソフト、その他のハードウェア、ソフトウェア、プリンターなどの諸設定が適切になされ、インターネットに正しく接続できる方を対象としています。この条件にあてはまらない方の動作結果やそれがもたらす諸影響に関して、弊社は一切責任を負いません。
2. アムウェイサイトの携帯サイトにて提供するサービスは、インターネット接続携帯電話の諸設定が適切になされている方を対象にしています。パソコン上などでのブラウザや他の端末(ゲーム機、PDA、一部の携帯電話等)は対象としていません。設定不備に起因する動作結果やそれがもたらす諸影響に関して、弊社は一切責任を負いません。
3. 特に常用漢字以外の文字、旧漢字などは正しく表示できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
4. 本条1.または2.の条件を満たしていても、その他、利用者側パソコンおよび携帯電話の環境設定に関する事情ならびに通信回線の故障・誤作動や通信事業者の問題またはインターネット接続業者の問題などによる不通等、弊社の管理が及ばない原因によって、本サービスが正しく作動しない場合は、それがもたらす諸影響に関して、弊社は一切責任を負いません。

第5条: サービスの停止

弊社は、アムウェイサイトについてシステム上の補修・変更が必要であると判断した場合は、当該サービスを停止した上で、必要な作業を行うことがあります。この場合、当該サービスが停止されたことによって生じた利用者の損害について弊社は一切責任を負いません。定期的に行うシステム上の補修・変更作業についてはアムウェイサイトで事前に利用者にお知らせいたします。なお、システム上の問題(外部からの妨害行為など)により予期せずサービスが停止した場合、それによって生じた利用者の損害についても、弊社は一切責任を負いません。

第6条: 著作権等

アムウェイサイトにおけるすべてのコンテンツ(文章、写真、音声情報などを含みますが、それらに限定されません)の著作権、商標権、肖像権およびその他の権利は、弊社が保有または管理しています。これを利用者が弊社に無断で複製・転載等を含む使用することはできません。ただし、一部のコンテンツについては、別途定める「クオリティ アシユアランス・スタンダード」に従って、所定の資格を有するABOのみが使用することができます。

第7条: 個人情報の取り扱い

弊社は、利用者の資格に応じて個人情報の取り扱いを定めています。ABOはABO用の「個人情報の取り扱いについて」を、プライムカスタマーは、プライムカスタマー用の「個人情報の取り扱いについて」を、会員以外の一般の方は、「お客様向け個人情報の取り扱いについて」をそれぞれご確認ください。

第8条: 規約の変更

弊社は事前の通知をすることなく本規約を変更することがありますので、必ず本規約をアムウェイサイトで随時ご確認ください。本規約の内容変更後は、変更後の内容のみ有効とさせていただきます。

第9条: 準拠法

本規約に関する準拠法は日本法とします。

登録サービスの利用規則

「日本アムウェイ合同会社」(以下「弊社」と言います)は、弊社の運営する以下の「Webサイト」ならびに「携帯サイト」の登録を必要とするサービス(以下「登録サービス」と言います)をご利用いただきます際に適用される規則(以下「本規則」と言います)を、以下のとおり設けております。

登録サービスを提供するサイト

会員向けポータルサイト(www.amwaylive.com)

QUEEN レシピ+ (<https://queen-recipe.jp/>)

本規則にご同意のうえ、登録サービスをご利用ください。

第1条: 本規則の適用対象

第2条: 「アムウェイ 倫理綱領・行動規準」および「プライムカスタマー規約」の遵守

第3条: 「アムウェイサイト規約」の遵守

第4条: 利用登録の条件

第5条: 利用設定

第6条: 利用登録者の自己責任

第7条: 利用登録の失効

第8条: 登録サービスの内容

第9条: サービス利用上の注意点

第10条: 発注および申し込みの取消しについての注意点

第11条: アンケートの回答および投稿についての注意点

第12条: 規則の変更

第13条: 準拠法

第1条: 本規約の適用対象

本規則は、登録サービスを利用されるすべての方(以下「利用登録者」と言います)を対象として、登録サービスの利用に関するルールを定めるものです。なお、本規則に定めのない事項については、アムウェイサイト規約が重畳的に適用されます。

第2条: 「アムウェイ 倫理綱領・行動規準」および「プライムカスタマー規約」の遵守

登録サービスをご利用いただく際には、本規則とともにABOの方は「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の諸規則を、また「プライムカスタマー」の方は、「プライムカスタマー規約」の諸規約を併せて遵守していただきます。

第3条: 「アムウェイサイト規約」の遵守

Webサイトならびに携帯サイトの登録サービスをご利用いただく際には、本規則とともにアムウェイサイト規約も併せて遵守していただきます。

第4条: 利用登録の条件

以下の要件をすべて満たしている方に限り、登録サービスの利用登録が可能です。

1. 本規則に同意される方。
2. 弊社のABO資格を維持している方またはプライムカスタマー資格を維持している方。
3. 受信可能かつ弊社が適切と認めるe-mailアドレスを保有している方。

第5条: 利用設定

登録サービスの利用登録手順に基づき個人データの入力を正確に行ってください。利用登録は、amwaylive.comにて利用登録者本人が行うものとします。利用登録の際には、下記事項にご留意ください。

1. e-mailアドレス・パスワード

登録サービスをご利用いただくにあたり、利用登録者ご本人の保有するe-mailアドレスをご登録ください。Webサイトの場合、任意のパスワードの登録も必要となります。これらのデータは利用登録者本人において厳重に管理してください。特にパスワードは絶対に他人に知られないようにしてください。

2. 登録e-mailアドレスに変更があった場合は、遅滞なくWebサイトまたは携帯サイト上で変更手続きを取ってください。

3. 第8条1.(1)の登録サービスを除き、登録サービスは、本条1. のe-mailアドレス登録手続が完了した後に利用可能となります。第8条1.(1)の登録サービスは、e-mailアドレス登録手続完了前に利用可能となりますが、弊社がe-mailアドレスの登録手続に際して必要な手続を求めたにもかかわらず登録後45日以内に所定の手続を行わなかった場合、発注などの利用が不可になります。可能にするためにはメール登録を再度行うか、メールアドレス登録後に送信されたメールよりログインし、手続を完了する必要があります。

第6条：利用登録者の自己責任

1. 登録サービスは、利用登録者ご本人のみの利用とさせていただきます。ログインは利用登録者ご本人のみが利用し、利用登録者は、自己のID番号を第三者に使用させログインならびにログイン後のサービスを利用させないものとします。
2. 利用登録者は、自己の登録e-mailアドレスおよびパスワード、または自己のID番号によりなされた一切の行為およびそれらの結果について、自身の関与の有無または故意もしくは過失の有無を問わず、その責任を負担するものとします。ただし、弊社の故意または重過失による場合は、その限りではありません。
3. 利用登録者による登録内容の不備、遅滞、あるいは誤りが原因で、登録サービス利用上の支障が生じた場合、その責任は利用登録者本人が負うものとします。

第7条：利用登録の失効

次の場合、利用登録者の登録サービスの利用登録は失効します。

1. 利用登録者が本規則に違反し、弊社より利用登録を抹消された場合。
2. 利用登録者から利用登録の抹消の申し出があった場合。
3. 利用登録者がABO資格を失った場合。
4. 利用登録者がプライムカスタマー資格を失った場合。

第8条：登録サービスの内容

1. 会員向けポータルサイトで提供する主な登録サービスは以下のとおりです。
 - (1) 弊社が提供する製品の購入およびその取消、イベントの申し込み
 - (2) 無料帳票の取り寄せ (ABOのみ利用可)
 - (3) 登録事項の変更
 - (4) アンケートの回答、各種応募
 - (5) 投稿
 - (6) 各種情報の入手
 - (7) 利用登録者および所属のグループの特定のビジネス状況の照会 (ABOのみ利用可)
2. QUEEN レシピ+で提供する主な登録サービスは以下のとおりです。
 - (1) 各種応募
 - (2) 投稿
 - (3) 各種情報の入手
 - (4) 各種情報の管理
3. クレジットカード「アムウェイカード」の申し込みやクレジット「アムウェイ・クレジット」の利用申し込みなどの弊社提携先が提供するサービスの申込みは、会員向けポータルサイトからリンクを張った弊社提携先のサイトにおいて個人データの入力を行っていただきます。その場合には、弊社提携先のサイト利用に関する規則等に従ってください。

第9条：サービス利用上の注意点

登録サービスは、Webサイトならびに携帯サイト以外(電話・FAXなど)で同一のサービスを提供する場合には、当該サービスに対して優位性を持たせるものではありません。商品の在庫状況または諸般の事情によっては、前条で規定するところのサービスを受けられない場合もありますのであらかじめご了承ください。

第10条：発注および申し込みの取消しについての注意点

1. 弊社は会員向けポータルサイトを通して商品の購入に対する申し込みおよび各種申し込みが行われると、受付確認のためのメールを登録e-mailアドレスにお送りします。
2. 弊社は会員向けポータルサイトを通して行われた商品の購入に対する申し込みの取消しを、弊社が設定する各制限時間内に限り、会員向けポータルサイト上または弊社相談ホットラインへの電話連絡により受け付けます。制限時間を超過した取消しならびに上記方法以外での取消しのお申し出は受け付けません。

第11条：アンケートの回答および投稿についての注意点

1. 弊社はアンケートの回答や投稿が行われると、受付確認、弊社での確認状況報告または修正依頼のためのメールを登録e-mailアドレスにお送りします。
2. 弊社は、アンケートの回答および投稿の際に適用される投稿規則を設けております。利用登録者は、当該規則にご同意いただくことを条件に投稿を行うことができます。

第12条：規則の変更

弊社は事前の通知をすることなく本規則を変更することがありますので、必ず本規則をWebサイトまたは携帯サイトで随時ご確認ください。本規則の内容変更後は、変更後の内容のみ有効とさせていただきます。

第13条：準拠法

本規則に関する準拠法は日本法とします。